昭和40年度～

毎月25日発行
消防秋田
定価 1部 10円
秋田市中通1丁目
発行所 秋田県消防協会
発行人 伊藤弘
印刷 秋田県市町村職員共済組合
印刷所 秋田印刷株式会社
電話(3)(代)8384

消防功労者表彰式

3月16日　自治会館大ホールで

昭和三十九年度の優良消防職（団）員として二月十の光栄に浴した、佐藤稲庭川連町消防団長、黄綬褒章を下賜された十門象潟町消防団長その他多数の栄賞を迎え、佐藤消防課長の開会のことばについて小畑知事、渡部県消防協会長から日午前十表彰状、竿頭綬、賞はいなどを授与或は伝達の後、一時から自治会館黒屋厚生部長からこの度の大会議綬褒を下賜された稲庭川連町の佐藤青秀団長と黄綬褒章に賜の光栄に浴した、象潟町の土門寅吉団長の両氏を披露するとともに、三月七日消防庁長官から授与された五城目町消防本部並びに同町消防団の表彰旗を披露、続いて渡部消防協会県市町村長から比内町消防協会長やこ長から比内町消防団に授与された表彰旗の披露があった。

（協賛式）

（表彰）

○表彰旗　五城目町消防本部　同　消防団

○功労章　団長　田中　幸蔵（花輪）

○永年勤続功労章　司令　高橋源治郎（秋田）　副団長　山田光之助（横手）　〃　堀内豊太郎（大曲）　〃　佐々木吉蔵（大森）　団長　高橋栄一郎（仙南）　〃　長谷川清之助（琴丘）

○竿頭綬　二ツ井町消防団

＝知事表彰＝

○現場功労　消防士　川添　孝（能代）　湯沢市消防本部、署、団

○竿頭綬　琴丘町、八竜村、昭和町、琴浜村、太田村の各団

○無火災町村　山本、井川、河辺、金浦、矢島、西目、雄物川、大雄、稲庭川連の各町村

＝消防庁長官表彰＝

★功労章に輝く田中氏

（田中氏）

氏は、昭和十四年四月、旧花輪町警防団の班長を拝命、その後部長、副団長と累進、同三十一年七月隣村の消防手を拝命、その後警防団の改編に当り推されて同二十三年三月新消防制度の発足と同時に機関士補に任命、同二十六年二月消防司令に昇進、同二十三年十二月本部兼常備消防部長となり、同二十三年十一月新消防制度の発足に伴う、消防団の改編により横手町消防団本部副部長となり現在に至る。

氏は性活潑にして責任感強く、平素よく署長を補佐し部下を慈しみ、上下はも厚い。

氏は常に率先垂範これを反復演習、垂範火災の現場に出て消防活動の指揮に当り、

自衛隊に知事から感謝状

三月初旬から降り続いた十二日から十六日までの五豪雪で交通が麻痺状態になる間、同隊第三中隊の一一つた横手市と大曲市に知事○名、大曲市には同月十五から陸上自衛隊第二十一普通科連隊（秋田駐屯部隊）同隊第一中隊の七六名が派に対し除雪部隊の派遣方を要請され市民と協力して、その要請し、横手市には、三月の排除に努め、市民から非常に感謝されているが、その功績に対しこの度知事から野々村連隊長に対し、記念品を添え次の感謝状が贈られた。

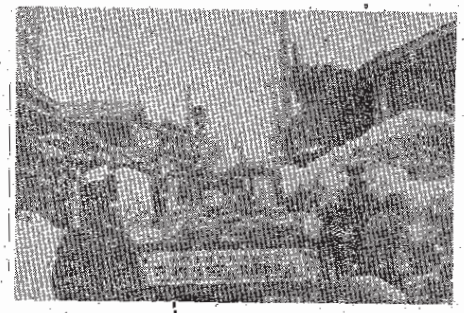

（除雪作業に従事する自衛隊員）

感謝状

陸上自衛隊第二十一
普通科連隊
連隊長　野々村義晃殿

本年三月県南に発生した豪雪災害に際し、横手市および大曲市の交通まひを解消すため、直ちに部隊を派遣され、その輝かしい住民と一体となった機敏的確な除雪活動を展開され、短日時のうちに多大の成果をあげ、民生の安定と社会経済活動の早期回復に寄与された功績はきわめて大きく、ここにその苦労に対し、深く感謝の意をします

昭和四十年四月一日
秋田県知事
小畑勇二郎

消防施設整備費国庫補助
要望額二千一百九十万円

消防課では、新年早々昭和四十年度の消防施設整備費補助金の要望を取纏め、知事名で自治省消防庁長官あて要望書を提出し、本格的に補助金の獲得に努力しているが、本県の要望数は次のとおり。

◇消防ポンプ
水そう付ポンプ自動車一
ポンプ自動車A2　一三
〃　B1　一
小型動力ポンプB2　九
〃　B3　五二
◇はしご付
消防ポンプ自動車　一
◇防火水そう
四〇㎥道路用　三
〃　有蓋　一一
〃　無蓋　三一
二〇㎥有蓋　五
〃　無蓋　四
◇火災報知機
受信機　一
発信機　三〇
◇消防専用無線電話（超短波）
固定用　一
移動用　二

これに対する補助金の要望額は二千一百九十万円で多くなっている。

新年度の予算案等も審議
3月28日　理事会を開く

消防協会では、三月二十八日午前十時から消防会館に会議室において理事会を開いた。この日、渡部会長をはじめ山本、阿部の両副会長、安田、斎藤、佐藤（尚）、伊藤、佐藤（純）、藤田、柴田、山脇、森田の各理事、田口監事、理事代理の田中、宮脇代議員が出席した。

四月五日に開く予定の代議員会に提案する予算、決算その他を供軍審議して午後二時閉会した。

消防団幹部教養

消防学校では三月十六日から十九日までの四日間、消防団の幹部教養を行った。

教養科目は、①消防行政一般、②関係法令、③火災現場、④消防活動、⑤消防計画、⑥消防用設備、⑦点検、⑧防火管理、⑨消防社会、⑩消防行政、⑪消防活動、⑫消防用設備、⑬点検、⑭防火管理、⑮消防社会、⑯消防行政、⑰消防活動、⑱消防用設備、⑲点検、⑳防火管理、㉑消防社会、㉒消防行政、㉓消防活動、㉔消防用設備、㉕点検、㉖防火管理、㉗消防社会、㉘消防行政、㉙消防活動、㉚消防用設備、㉛点検、㉜防火管理、㉝消防社会、㉞消防行政、㉟消防活動、㊱消防用設備、㊲点検、㊳防火管理、㊴消防社会、㊵消防行政、㊶消防活動、㊷消防用設備、㊸点検、㊹防火管理、㊺消防社会、㊻消防行政、㊼消防活動、㊽消防用設備、㊾点検、㊿防火管理、(51)消防社会、(52)消防行政、(53)消防活動、(54)消防用設備、(55)点検、(56)防火管理、(57)消防社会、(58)消防行政、(59)消防活動、(60)消防用設備、(61)点検、(62)防火管理、(63)消防社会、(64)消防行政、(65)消防活動、(66)消防用設備、(67)点検、(68)防火管理、(69)消防社会、(70)消防行政、(71)消防活動、(72)消防用設備、(73)点検、(74)防火管理、(75)消防社会、(76)消防行政、(77)消防活動、(78)消防用設備、(79)点検、(80)防火管理、(81)消防社会、(82)消防行政、(83)消防活動、(84)消防用設備、(85)点検、(86)防火管理、(87)消防社会、(88)消防行政、(89)消防活動、(90)消防用設備、(91)点検、(92)防火管理、(93)消防社会、(94)消防行政、(95)消防活動、(96)消防用設備、(97)点検、(98)防火管理、(99)消防社会、(100)消防行政、(101)消防活動、(102)消防用設備、(103)点検、(104)防火管理、(105)消防社会、(106)消防行政、(107)消防活動、(108)消防用設備、(109)点検、(110)防火管理、(111)消防社会、(112)消防行政、(113)消防活動、(114)消防用設備、(115)点検、(116)防火管理、(117)消防社会、(118)消防行政、(119)消防活動、(120)消防用設備、(121)点検、(122)防火管理、(123)消防社会、(124)消防行政、(125)消防活動、(126)消防用設備、(127)点検、(128)防火管理、(129)消防社会、(130)消防行政、(131)消防活動、(132)消防用設備、(133)点検、(134)防火管理、(135)消防社会、(136)消防行政、(137)消防活動、(138)消防用設備、(139)点検、(140)防火管理、(141)消防社会、(142)消防行政、(143)消防活動、(144)消防用設備、(145)点検、(146)防火管理、(147)消防社会、(148)消防行政、(149)消防活動、(150)消防用設備、(151)点検、(152)防火管理、(153)消防社会、(154)消防行政、(155)消防活動、(156)消防用設備、(157)点検、(158)防火管理、(159)消防社会、(160)消防行政、(161)消防活動、(162)消防用設備、(163)点検、(164)防火管理、(165)消防社会、(166)消防行政、(167)消防活動、(168)消防用設備、(169)点検、(170)防火管理、(171)消防社会、(172)消防行政、(173)消防活動、(174)消防用設備、(175)点検、(176)防火管理、(177)消防社会、(178)消防行政、(179)消防活動、(180)消防用設備、(181)点検、(182)防火管理、(183)消防社会、(184)消防行政、(185)消防活動、(186)消防用設備、(187)点検、(188)防火管理、(189)消防社会、(190)消防行政、(191)消防活動、(192)消防用設備、(193)点検、(194)防火管理、(195)消防社会、(196)消防行政、(197)消防活動、(198)消防用設備、(199)点検、(200)防火管理、(201)消防社会、(202)消防行政、(203)消防活動、(204)消防用設備、(205)点検、(206)防火管理、(207)消防社会、(208)消防行政、(209)消防活動、(210)消防用設備、(211)点検、(212)防火管理、(213)消防社会、(214)消防行政、(215)消防活動、(216)消防用設備、(217)点検、(218)防火管理、(219)消防社会、(220)消防行政、(221)消防活動、(222)消防用設備、(223)点検、(224)防火管理、(225)消防社会、(226)消防行政、(227)消防活動、(228)消防用設備、(229)点検、(230)防火管理、(231)消防社会、(232)消防行政、(233)消防活動、(234)消防用設備、(235)点検、(236)防火管理、(237)消防社会、(238)消防行政、(239)消防活動、(240)消防用設備、(241)点検、(242)防火管理、(243)消防社会、(244)消防行政、(245)消防活動、(246)消防用設備、(247)点検、(248)防火管理、(249)消防社会、(250)消防行政、(251)消防活動、(252)消防用設備、(253)点検、(254)防火管理、(255)消防社会、(256)消防行政、(257)消防活動、(258)消防用設備、(259)点検、(260)防火管理、(261)消防社会、(262)消防行政、(263)消防活動、(264)消防用設備、(265)点検、(266)防火管理、(267)消防社会、(268)消防行政、(269)消防活動、(270)消防用設備、(271)点検、(272)防火管理、(273)消防社会、(274)消防行政、(275)消防活動、(276)消防用設備、(277)点検、(278)防火管理、(279)消防社会、(280)消防行政、(281)消防活動、(282)消防用設備、(283)点検、(284)防火管理、(285)消防社会、(286)消防行政、(287)消防活動、(288)消防用設備、(289)点検、(290)防火管理、(291)消防社会、(292)消防行政、(293)消防活動、(294)消防用設備、(295)点検、(296)防火管理、(297)消防社会、(298)消防行政、(299)消防活動、(300)消防用設備、(301)点検、(302)防火管理、(303)消防社会、(304)消防行政、(305)消防活動、(306)消防用設備、(307)点検、(308)防火管理、(309)消防社会、(310)消防行政、(311)消防活動、(312)消防用設備、(313)点検、(314)防火管理、(315)消防社会、(316)消防行政、(317)消防活動、(318)消防用設備、(319)点検、(320)防火管理、(321)消防社会、(322)消防行政、(323)消防活動、(324)消防用設備、(325)点検、(326)防火管理、(327)消防社会、(328)消防行政、(329)消防活動、(330)消防用設備、(331)点検、(332)防火管理、(333)消防社会、(334)消防行政、(335)消防活動、(336)消防用設備、(337)点検、(338)防火管理、(339)消防社会、(340)消防行政、(341)消防活動、(342)消防用設備、(343)点検、(344)防火管理、(345)消防社会、(346)消防行政、(347)消防活動、(348)消防用設備、(349)点検、(350)防火管理、(351)消防社会、(352)消防行政、(353)消防活動、(354)消防用設備、(355)点検、(356)防火管理、(357)消防社会、(358)消防行政、(359)消防活動、(360)消防用設備、(361)点検、(362)防火管理、(363)消防社会、(364)消防行政、(365)消防活動、(366)消防用設備、(367)点検、(368)防火管理、(369)消防社会、(370)消防行政、(371)消防活動、(372)消防用設備、(373)点検、(374)防火管理、(375)消防社会、(376)消防行政、(377)消防活動、(378)消防用設備、(379)点検、(380)防火管理、(381)消防社会、(382)消防行政、(383)消防活動、(384)消防用設備、(385)点検、(386)防火管理、(387)消防社会、(388)消防行政、(389)消防活動、(390)消防用設備、(391)点検、(392)防火管理、(393)消防社会、(394)消防行政、(395)消防活動、(396)消防用設備、(397)点検、(398)防火管理、(399)消防社会、(400)消防行政、(401)消防活動、(402)消防用設備、(403)点検、(404)防火管理、(405)消防社会、(406)消防行政、(407)消防活動、(408)消防用設備、(409)点検、(410)防火管理、(411)消防社会、(412)消防行政、(413)消防活動、(414)消防用設備、(415)点検、(416)防火管理、(417)消防社会、(418)消防行政、(419)消防活動、(420)消防用設備、(421)点検、(422)防火管理、(423)消防社会、(424)消防行政、(425)消防活動、(426)消防用設備、(427)点検、(428)防火管理、(429)消防社会、(430)消防行政、(431)消防活動、(432)消防用設備、(433)点検、(434)防火管理、(435)消防社会、(436)消防行政、(437)消防活動、(438)消防用設備、(439)点検、(440)防火管理、(441)消防社会、(442)消防行政、(443)消防活動、(444)消防用設備、(445)点検、(446)防火管理、(447)消防社会、(448)消防行政、(449)消防活動、(450)消防用設備、(451)点検、(452)防火管理、(453)消防社会、(454)消防行政、(455)消防活動、(456)消防用設備、(457)点検、(458)防火管理、(459)消防社会、(460)消防行政、(461)消防活動、(462)消防用設備、(463)点検、(464)防火管理、(465)消防社会、(466)消防行政、(467)消防活動、(468)消防用設備、(469)点検、(470)防火管理、(471)消防社会、(472)消防行政、(473)消防活動、(474)消防用設備、(475)点検、(476)防火管理、(477)消防社会、(478)消防行政、(479)消防活動、(480)消防用設備、(481)点検、(482)防火管理、(483)消防社会、(484)消防行政、(485)消防活動、(486)消防用設備、(487)点検、(488)防火管理、(489)消防社会、(490)消防行政、(491)消防活動、(492)消防用設備、(493)点検、(494)防火管理、(495)消防社会、(496)消防行政、(497)消防活動、(498)消防用設備、(499)点検、(500)防火管理、(501)消防社会、(502)消防行政、(503)消防活動、(504)消防用設備、(505)点検、(506)防火管理、(507)消防社会、(508)消防行政、(509)消防活動、(510)消防用設備、(511)点検、(512)防火管理、(513)消防社会、(514)消防行政、(515)消防活動、(516)消防用設備、(517)点検、(518)防火管理、(519)消防社会、(520)消防行政、(521)消防活動、(522)消防用設備、(523)点検、(524)防火管理、(525)消防社会、(526)消防行政、(527)消防活動、(528)消防用設備、(529)点検、(530)防火管理、(531)消防社会、(532)消防行政、(533)消防活動、(534)消防用設備、(535)点検、(536)防火管理、(537)消防社会、(538)消防行政、(539)消防活動、(540)消防用設備、(541)点検、(542)防火管理、(543)消防社会、(544)消防行政、(545)消防活動、(546)消防用設備、(547)点検、(548)防火管理、(549)消防社会、(550)消防行政、(551)消防活動、(552)消防用設備、(553)点検、(554)防火管理、(555)消防社会、(556)消防行政、(557)消防活動、(558)消防用設備、(559)点検、(560)防火管理、(561)消防社会、(562)消防行政、(563)消防活動、(564)消防用設備、(565)点検、(566)防火管理、(567)消防社会、(568)消防行政、(569)消防活動、(570)消防用設備、(571)点検、(572)防火管理、(573)消防社会、(574)消防行政、(575)消防活動、(576)消防用設備、(577)点検、(578)防火管理、(579)消防社会、(580)消防行政、(581)消防活動、(582)消防用設備、(583)点検、(584)防火管理、(585)消防社会、(586)消防行政、(587)消防活動、(588)消防用設備、(589)点検、(590)防火管理、(591)消防社会、(592)消防行政、(593)消防活動、(594)消防用設備、(595)点検、(596)防火管理、(597)消防社会、(598)消防行政、(599)消防活動、(600)消防用設備、(601)点検、(602)防火管理、(603)消防社会、(604)消防行政、(605)消防活動、(606)消防用設備、(607)点検、(608)防火管理、(609)消防社会、(610)消防行政、(611)消防活動、(612)消防用設備、(613)点検、(614)防火管理、(615)消防社会、(616)消防行政、(617)消防活動、(618)消防用設備、(619)点検、(620)防火管理、(621)消防社会、(622)消防行政、(623)消防活動、(624)消防用設備、(625)点検、(626)防火管理、(627)消防社会、(628)消防行政、(629)消防活動、(630)消防用設備、(631)点検、(632)防火管理、(633)消防社会、(634)消防行政、(635)消防活動、(636)消防用設備、(637)点検、(638)防火管理、(639)消防社会、(640)消防行政、(641)消防活動、(642)消防用設備、(643)点検、(644)防火管理、(645)消防社会、(646)消防行政、(647)消防活動、(648)消防用設備、(649)点検、(650)防火管理、(651)消防社会、(652)消防行政、(653)消防活動、(654)消防用設備、(655)点検、(656)防火管理、(657)消防社会、(658)消防行政、(659)消防活動、(660)消防用設備、(661)点検、(662)防火管理、(663)消防社会、(664)消防行政、(665)消防活動、(666)消防用設備、(667)点検、(668)防火管理、(669)消防社会、(670)消防行政、(671)消防活動、(672)消防用設備、(673)点検、(674)防火管理、(675)消防社会、(676)消防行政、(677)消防活動、(678)消防用設備、(679)点検、(680)防火管理、(681)消防社会、(682)消防行政、(683)消防活動、(684)消防用設備、(685)点検、(686)防火管理、(687)消防社会、(688)消防行政、(689)消防活動、(690)消防用設備、(691)点検、(692)防火管理、(693)消防社会、(694)消防行政、(695)消防活動、(696)消防用設備、(697)点検、(698)防火管理、(699)消防社会、(700)消防行政、(701)消防活動、(702)消防用設備、(703)点検、(704)防火管理、(705)消防社会、(706)消防行政、(707)消防活動、(708)消防用設備、(709)点検、(710)防火管理、(711)消防社会、(712)消防行政、(713)消防活動、(714)消防用設備、(715)点検、(716)防火管理、(717)消防社会、(718)消防行政、(719)消防活動、(720)消防用設備、(721)点検、(722)防火管理、(723)消防社会、(724)消防行政、(725)消防活動、(726)消防用設備、(727)点検、(728)防火管理、(729)消防社会、(730)消防行政、(731)消防活動、(732)消防用設備、(733)点検、(734)防火管理、(735)消防社会、(736)消防行政、(737)消防活動、(738)消防用設備、(739)点検、(740)防火管理、(741)消防社会、(742)消防行政、(743)消防活動、(744)消防用設備、(745)点検、(746)防火管理、(747)消防社会、(748)消防行政、(749)消防活動、(750)消防用設備、(751)点検、(752)防火管理、(753)消防社会、(754)消防行政、(755)消防活動、(756)消防用設備、(757)点検、(758)防火管理、(759)消防社会、(760)消防行政、(761)消防活動、(762)消防用設備、(763)点検、(764)防火管理、(765)消防社会、(766)消防行政、(767)消防活動、(768)消防用設備、(769)点検、(770)防火管理、(771)消防社会、(772)消防行政、(773)消防活動、(774)消防用設備、(775)点検、(776)防火管理、(777)消防社会、(778)消防行政、(779)消防活動、(780)消防用設備、(781)点検、(782)防火管理、(783)消防社会、(784)消防行政、(785)消防活動、(786)消防用設備、(787)点検、(788)防火管理、(789)消防社会、(790)消防行政、(791)消防活動、(792)消防用設備、(793)点検、(794)防火管理、(795)消防社会、(796)消防行政、(797)消防活動、(798)消防用設備、(799)点検、(800)防火管理、(801)消防社会、(802)消防行政、(803)消防活動、(804)消防用設備、(805)点検、(806)防火管理、(807)消防社会、(808)消防行政、(809)消防活動、(810)消防用設備、(811)点検、(812)防火管理、(813)消防社会、(814)消防行政、(815)消防活動、(816)消防用設備、(817)点検、(818)防火管理、(819)消防社会、(820)消防行政、(821)消防活動、(822)消防用設備、(823)点検、(824)防火管理、(825)消防社会、(826)消防行政、(827)消防活動、(828)消防用設備、(829)点検、(830)防火管理、(831)消防社会、(832)消防行政、(833)消防活動、(834)消防用設備、(835)点検、(836)防火管理、(837)消防社会、(838)消防行政、(839)消防活動、(840)消防用設備、(841)点検、(842)防火管理、(843)消防社会、(844)消防行政、(845)消防活動、(846)消防用設備、(847)点検、(848)防火管理、(849)消防社会、(850)消防行政、(851)消防活動、(852)消防用設備、(853)点検、(854)防火管理、(855)消防社会、(856)消防行政、(857)消防活動、(858)消防用設備、(859)点検、(860)防火管理、(861)消防社会、(862)消防行政、(863)消防活動、(864)消防用設備、(865)点検、(866)防火管理、(867)消防社会、(868)消防行政、(869)消防活動、(870)消防用設備、(871)点検、(872)防火管理、(873)消防社会、(874)消防行政、(875)消防活動、(876)消防用設備、(877)点検、(878)防火管理、(879)消防社会、(880)消防行政、(881)消防活動、(882)消防用設備、(883)点検、(884)防火管理、(885)消防社会、(886)消防行政、(887)消防活動、(888)消防用設備、(889)点検、(890)防火管理、(891)消防社会、(892)消防行政、(893)消防活動、(894)消防用設備、(895)点検、(896)防火管理、(897)消防社会、(898)消防行政、(899)消防活動、(900)消防用設備、(901)点検、(902)防火管理、(903)消防社会、(904)消防行政、(905)消防活動、(906)消防用設備、(907)点検、(908)防火管理、(909)消防社会、(910)消防行政、(911)消防活動、(912)消防用設備、(913)点検、(914)防火管理、(915)消防社会、(916)消防行政、(917)消防活動、(918)消防用設備、(919)点検、(920)防火管理、(921)消防社会、(922)消防行政、(923)消防活動、(924)消防用設備、(925)点検、(926)防火管理、(927)消防社会、(928)消防行政、(929)消防活動、(930)消防用設備、(931)点検、(932)防火管理、(933)消防社会、(934)消防行政、(935)消防活動、(936)消防用設備、(937)点検、(938)防火管理、(939)消防社会、(940)消防行政、(941)消防活動、(942)消防用設備、(943)点検、(944)防火管理、(945)消防社会、(946)消防行政、(947)消防活動、(948)消防用設備、(949)点検、(950)防火管理、(951)消防社会、(952)消防行政、(953)消防活動、(954)消防用設備、(955)点検、(956)防火管理、(957)消防社会、(958)消防行政、(959)消防活動、(960)消防用設備、(961)点検、(962)防火管理、(963)消防社会、(964)消防行政、(965)消防活動、(966)消防用設備、(967)点検、(968)防火管理、(969)消防社会、(970)消防行政、(971)消防活動、(972)消防用設備、(973)点検、(974)防火管理、(975)消防社会、(976)消防行政、(977)消防活動、(978)消防用設備、(979)点検、(980)防火管理、(981)消防社会、(982)消防行政、(983)消防活動、(984)消防用設備、(985)点検、(986)防火管理、(987)消防社会、(988)消防行政、(989)消防活動、(990)消防用設備、(991)点検、(992)防火管理、(993)消防社会、(994)消防行政、(995)消防活動、(996)消防用設備、(997)点検、(998)防火管理、(999)消防社会、(1000)消防行政、(1001)消防活動、(1002)消防用設備、(1003)点検、(1004)防火管理、(1005)消防社会、(1006)消防行政、(1007)消防活動、(1008)消防用設備、(1009)点検、(1010)防火管理、(1011)消防社会、(1012)消防行政、(1013)消防活動、(1014)消防用設備、(1015)点検、(1016)防火管理、(1017)消防社会、(1018)消防行政、(1019)消防活動、(1020)消防用設備、(1021)点検、(1022)防火管理、(1023)消防社会、(1024)消防行政、(1025)消防活動、(1026)消防用設備、(1027)点検、(1028)防火管理、(1029)消防社会、(1030)消防行政、(1031)消防活動、(1032)消防用設備、(1033)点検、(1034)防火管理、(1035)消防社会、(1036)消防行政、(1037)消防活動、(1038)消防用設備、(1039)点検、(1040)防火管理、(1041)消防社会、(1042)消防行政、(1043)消防活動、(1044)消防用設備、(1045)点検、(1046)防火管理、(1047)消防社会、(1048)消防行政、(1049)消防活動、(1050)消防用設備、(1051)点検、(1052)防火管理、(1053)消防社会、(1054)消防行政、(1055)消防活動、(1056)消防用設備、(1057)点検、(1058)防火管理、(1059)消防社会、(1060)消防行政、(1061)消防活動、(1062)消防用設備、(1063)点検、(1064)防火管理、(1065)消防社会、(1066)消防行政、(1067)消防活動、(1068)消防用設備、(1069)点検、(1070)防火管理、(1071)消防社会、(1072)消防行政、(1073)消防活動、(1074)消防用設備、(1075)点検、(1076)防火管理、(1077)消防社会、(1078)消防行政、(1079)消防活動、(1080)消防用設備、(1081)点検、(1082)防火管理、(1083)消防社会、(1084)消防行政、(1085)消防活動、(1086)消防用設備、(1087)点検、(1088)防火管理、(1089)消防社会、(1090)消防行政、(1091)消防活動、(1092)消防用設備、(1093)点検、(1094)防火管理、(1095)消防社会、(1096)消防行政、(1097)消防活動、(1098)消防用設備、(1099)点検、(1100)防火管理、(1101)消防社会、(1102)消防行政、(1103)消防活動、(1104)消防用設備、(1105)点検、(1106)防火管理、(1107)消防社会、(1108)消防行政、(1109)消防活動、(1110)消防用設備、(1111)点検、(1112)防火管理、(1113)消防社会、(1114)消防行政、(1115)消防活動、(1116)消防用設備、(1117)点検、(1118)防火管理、(1119)消防社会、(1120)消防行政、(1121)消防活動、(1122)消防用設備、(1123)点検、(1124)防火管理、(1125)消防社会、(1126)消防行政、(1127)消防活動、(1128)消防用設備、(1129)点検、(1130)防火管理、(1131)消防社会、(1132)消防行政、(1133)消防活動、(1134)消防用設備、(1135)点検、(1136)防火管理、(1137)消防社会、(1138)消防行政、(1139)消防活動、(1140)消防用設備、(1141)点検、(1142)防火管理、(1143)消防社会、(1144)消防行政、(1145)消防活動、(1146)消防用設備、(1147)点検、(1148)防火管理、(1149)消防社会、(1150)消防行政、(1151)消防活動、(1152)消防用設備、(1153)点検、(1154)防火管理、(1155)消防社会、(1156)消防行政、(1157)消防活動、(1158)消防用設備、(1159)点検、(1160)防火管理、(1161)消防社会、(1162)消防行政、(1163)消防活動、(1164)消防用設備、(1165)点検、(1166)防火管理、(1167)消防社会、(1168)消防行政、(1169)消防活動、(1170)消防用設備、(1171)点検、(1172)防火管理、(1173)消防社会、(1174)消防行政、(1175)消防活動、(1176)消防用設備、(1177)点検、(1178)防火管理、(1179)消防社会、(1180)消防行政、(1181)消防活動、(1182)消防用設備、(1183)点検、(1184)防火管理、(1185)消防社会、(1186)消防行政、(1187)消防活動、(1188)消防用設備、(1189)点検、(1190)防火管理、(1191)消防社会、(1192)消防行政、(1193)消防活動、(1194)消防用設備、(1195)点検、(1196)防火管理、(1197)消防社会、(1198)消防行政、(1199)消防活動、(1200)消防用設備、(1201)点検、(1202)防火管理、(1203)消防社会、(1204)消防行政、(1205)消防活動、(1206)消防用設備、(1207)点検、(1208)防火管理、(1209)消防社会、(1210)消防行政、(1211)消防活動、(1212)消防用設備、(1213)点検、(1214)防火管理、(1215)消防社会、(1216)消防行政、(1217)消防活動、(1218)消防用設備、(1219)点検、(1220)防火管理、(1221)消防社会、(1222)消防行政、(1223)消防活動、(1224)消防用設備、(1225)点検、(1226)防火管理、(1227)消防社会、(1228)消防行政、(1229)消防活動、(1230)消防用設備、(1231)点検、(1232)防火管理、(1233)消防社会、(1234)消防行政、(1235)消防活動、(1236)消防用設備、(1237)点検、(1238)防火管理、(1239)消防社会、(1240)消防行政、(1241)消防活動、(1242)消防用設備、(1243)点検、(1244)防火管理、(1245)消防社会、(1246)消防行政、(1247)消防活動、(1248)消防用設備、(1249)点検、(1250)防火管理、(1251)消防社会、(1252)消防行政、(1253)消防活動、(1254)消防用設備、(1255)点検、(1256)防火管理、(1257)消防社会、(1258)消防行政、(1259)消防活動、(1260)消防用設備、(1261)点検、(1262)防火管理、(1263)消防社会、(1264)消防行政、(1265)消防活動、(1266)消防用設備、(1267)点検、(1268)防火管理、(1269)消防社会、(1270)消防行政、(1271)消防活動、(1272)消防用設備、(1273)点検、(1274)防火管理、(1275)消防社会、(1276)消防行政、(1277)消防活動、(1278)消防用設備、(1279)点検、(1280)防火管理、(1281)消防社会、(1282)消防行政、(1283)消防活動、(1284)消防用設備、(1285)点検、(1286)防火管理、(1287)消防社会、(1288)消防行政、(1289)消防活動、(1290)消防用設備、(1291)点検、(1292)防火管理、(1293)消防社会、(1294)消防行政、(1295)消防活動、(1296)消防用設備、(1297)点検、(1298)防火管理、(1299)消防社会、(1300)消防行政、(1301)消防活動、(1302)消防用設備、(1303)点検、(1304)防火管理、(1305)消防社会、(1306)消防行政、(1307)消防活動、(1308)消防用設備、(1309)点検、(1310)防火管理、(1311)消防社会、(1312)消防行政、(1313)消防活動、(1314)消防用設備、(1315)点検、(1316)防火管理、(1317)消防社会、(1318)消防行政、(1319)消防活動、(1320)消防用設備、(1321)点検、(1322)防火管理、(1323)消防社会、(1324)消防行政、(1325)消防活動、(1326)消防用設備、(1327)点検、(1328)防火管理、(1329)消防社会、(1330)消防行政、(1331)消防活動、(1332)消防用設備、(1333)点検、(1334)防火管理、(1335)消防社会、(1336)消防行政、(1337)消防活動、(1338)消防用設備、(1339)点検、(1340)防火管理、(1341)消防社会、(1342)消防行政、(1343)消防活動、(1344)消防用設備、(1345)点検、(1346)防火管理、(1347)消防社会、(1348)消防行政、(1349)消防活動、(1350)消防用設備、(1351)点検、(1352)防火管理、(1353)消防社会、(1354)消防行政、(1355)消防活動、(1356)消防用設備、(1357)点検、(1358)防火管理、(1359)消防社会、(1360)消防行政、(1361)消防活動、(1362)消防用設備、(1363)点検、(1364)防火管理、(1365)消防社会、(1366)消防行政、(1367)消防活動、(1368)消防用設備、(1369)点検、(1370)防火管理、(1371)消防社会、(1372)消防行政、(1373)消防活動、(1374)消防用設備、(1375)点検、(1376)防火管理、(1377)消防社会、(1378)消防行政、(1379)消防活動、(1380)消防用設備、(1381)点検、(1382)防火管理、(1383)消防社会、(1384)消防行政、(1385)消防活動、(1386)消防用設備、(1387)点検、(1388)防火管理、(1389)消防社会、(1390)消防行政、(1391)消防活動、(1392)消防用設備、(1393)点検、(1394)防火管理、(1395)消防社会、(1396)消防行政、(1397)消防活動、(1398)消防用設備、(1399)点検、(1400)防火管理、(1401)消防社会、(1402)消防行政、(1403)消防活動、(1404)消防用設備、(1405)点検、(1406)防火管理、(1407)消防社会、(1408)消防行政、(1409)消防活動、(1410)消防用設備、(1411)点検、(1412)防火管理、(1413)消防社会、(1414)消防行政、(1415)消防活動、(1416)消防用設備、(1417)点検、(1418)防火管理、(1419)消防社会、(1420)消防行政、(1421)消防活動、(1422)消防用設備、(1423)点検、(1424)防火管理、(1425)消防社会、(1426)消防行政、(1427)消防活動、(1428)消防用設備、(1429)点検、(1430)防火管理、(1431)消防社会、(1432)消防行政、(1433)消防活動、(1434)消防用設備、(1435)点検、(1436)防火管理、(1437)消防社会、(1438)消防行政、(1439)消防活動、(1440)消防用設備、(1441)点検、(1442)防火管理、(1443)消防社会、(1444)消防行政、(1445)消防活動、(1446)消防用設備、(1447)点検、(1448)防火管理、(1449)消防社会、(1450)消防行政、(1451)消防活動、(1452)消防用設備、(1453)点検、(1454)防火管理、(1455)消防社会、(1456)消防行政、(1457)消防活動、(1458)消防用設備、(1459)点検、(1460)防火管理、(1461)消防社会、(1462)消防行政、(1463)消防活動、(1464)消防用設備、(1465)点検、(1466)防火管理、(1467)消防社会、(1468)消防行政、(1469)消防活動、(1470)消防用設備、(1471)点検、(1472)防火管理、(1473)消防社会、(1474)消防行政、(1475)消防活動、(1476)消防用設備、(1477)点検、(1478)防火管理、(1479)消防社会、(1480)消防行政、(1481)消防活動、(1482)消防用設備、(1483)点検、(1484)防火管理、(1485)消防社会、(1486)消防行政、(1487)消防活動、(1488)消防用設備、(1489)点検、(1490)防火管理、(1491)消防社会、(1492)消防行政、(1493)消防活動、(1494)消防用設備、(1495)点検、(1496)防火管理、(1497)消防社会、(1498)消防行政、(1499)消防活動、(1500)消防用設備、(1501)点検、(1502)防火管理、(1503)消防社会、(1504)消防行政、(1505)消防活動、(1506)消防用設備、(1507)点検、(1508)防火管理、(1509)消防社会、(1510)消防行政、(1511)消防活動、(1512)消防用設備、(1513)点検、(1514)防火管理、(1515)消防社会、(1516)消防行政、(1517)消防活動、(1518)消防用設備、(1519)点検、(1520)防火管理、(1521)消防社会、(1522)消防行政、(1523)消防活動、(1524)消防用設備、(1525)点検、(1526)防火管理、(1527)消防社会、(1528)消防行政、(1529)消防活動、(1530)消防用設備、(1531)点検、(1532)防火管理、(1533)消防社会、(1534)消防行政、(1535)消防活動、(1536)消防用設備、(1537)点検、(1538)防火管理、(1539)消防社会、(1540)消防行政、(1541)消防活動、(1542)消防用設備、(1543)点検、(1544)防火管理、(1545)消防社会、(1546)消防行政、(1547)消防活動、(1548)消防用設備、(1549)点検、(1550)防火管理、(1551)消防社会、(1552)消防行政、(1553)消防活動、(1554)消防用設備、(1555)点検、(1556)防火管理、(1557)消防社会、(1558)消防行政、(1559)消防活動、(1560)消防用設備、(1561)点検、(1562)防火管理、(1563)消防社会、(1564)消防行政、(1565)消防活動、(1566)消防用設備、(1567)点検、(1568)防火管理、(1569)消防社会、(1570)消防行政、(1571)消防活動、(1572)消防用設備、(1573)点検、(1574)防火管理、(1575)消防社会、(1576)消防行政、(1577)消防活動、(1578)消防用設備、(1579)点検、(1580)防火管理、(1581)消防社会、(1582)消防行政、(1583)消防活動、(1584)消防用設備、(1585)点検、(1586)防火管理、(1587)消防社会、(1588)消防行政、(1589)消防活動、(1590)消防用設備、(1591)点検、(1592)防火管理、(1593)消防社会、(1594)消防行政、(1595)消防活動、(1596)消防用設備、(1597)点検、(1598)防火管理、(1599)消防社会、(1600)消防行政、(1601)消防活動、(1602)消防用設備、(1603)点検、(1604)防火管理、(1605)消防社会、(1606)消防行政、(1607)消防活動、(1608)消防用設備、(1609)点検、(1610)防火管理、(1611)消防社会、(1612)消防行政、(1613)消防活動、(1614)消防用設備、(1615)点検、(1616)防火管理、(1617)消防社会、(1618)消防行政、(1619)消防活動、(1620)消防用設備、(1621)点検、(1622)防火管理、(1623)消防社会、(1624)消防行政、(1625)消防活動、(1626)消防用設備、(1627)点検、(1628)防火管理、(1629)消防社会、(1630)消防行政、(1631)消防活動、(1632)消防用設備、(1633)点検、(1634)防火管理、(1635)消防社会、(1636)消防行政、(1637)消防活動、(1638)消防用設備、(1639)点検、(1640)防火管理、(1641)消防社会、(1642)消防行政、(1643)消防活動、(1644)消防用設備、(1645)点検、(1646)防火管理、(1647)消防社会、(1648)消防行政、(1649)消防活動、(1650)消防用設備、(1651)点検、(1652)防火管理、(1653)消防社会、(1654)消防行政、(1655)消防活動、(1656)消防用設備、(1657)点検、(1658)防火管理、(1659)消防社会、(1660)消防行政、(1661)消防活動、(1662)消防用設備、(1663)点検、(1664)防火管理、(1665)消防社会、(1666)消防行政、(1667)消防活動、(1668)消防用設備、(1669)点検、(1670)防火管理、(1671)消防社会、(1672)消防行政、(1673)消防活動、(1674)消防用設備、(1675)点検、(1676)防火管理、(1677)消防社会、(1678)消防行政、(1679)消防活動、(1680)消防用設備、(1681)点検、(1682)防火管理、(1683)消防社会、(1684)消防行政、(1685)消防活動、(1686)消防用設備、(1687)点検、(1688)防火管理、(1689)消防社会、(1690)消防行政、(1691)消防活動、(1692)消防用設備、(1693)点検、(1694)防火管理、(1695)消防社会、(1696)消防行政、(1697)消防活動、(1698)消防用設備、(1699)点検、(1700)防火管理、(1701)消防社会、(1702)消防行政、(1703)消防活動、(1704)消防用設備、(1705)点検、(1706)防火管理、(1707)消防社会、(1708)消防行政、(1709)消防活動、(1710)消防用設備、(1711)点検、(1712)防火管理、(1713)消防社会、(1714)消防行政、(1715)消防活動、(1716)消防用設備、(1717)点検、(1718)防火管理、(1719)消防社会、(1720)消防行政、(1721)消防活動、(1722)消防用設備、(1723)点検、(1724)防火管理、(1725)消防社会、(1726)消防行政、(1727)消防活動、(1728)消防用設備、(1729)点検、(1730)防火管理、(1731)消防社会、(1732)消防行政、(1733)消防活動、(1734)消防用設備、(1735)点検、(1736)防火管理、(1737)消防社会、(1738)消防行政、(1739)消防活動、(1740)消防用設備、(1741)点検、(1742)防火管理、(1743)消防社会、(1744)消防行政、(1745)消防活動、(1746)消防用設備、(1747)点検、(1748)防火管理、(1749)消防社会、(1750)消防行政、(1751)消防活動、(1752)消防用設備、(1753)点検、(1754)防火管理、(1755)消防社会、(1756)消防行政、(1757)消防活動、(1758)消防用設備、(1759)点検、(1760)防火管理、(1761)消防社会、(1762)消防行政、(1763)消防活動、(1764)消防用設備、(1765)点検、(1766)防火管理、(1767)消防社会、(1768)消防行政、(1769)消防活動、(1770)消防用設備、(1771)点検、(1772)防火管理、(1773)消防社会、(1774)消防行政、(1775)消防活動、(1776)消防用設備、(1777)点検、(1778)防火管理、(1779)消防社会、(1780)消防行政、(1781)消防活動、(1782)消防用設備、(1783)点検、(1784)防火管理、(1785)消防社会、(1786)消防行政、(1787)消防活動、(1788)消防用設備、(1789)点検、(1790)防火管理、

無火災県運動強調週間

4月12日(月)～18日(日)

春の無火災県民運動強調週間を四月十二日から十八日まで全県一斉に推進する展開することにしたとともに、火災発生時における早期通報、初期消火及び避難管理を徹底することの三月九日県厚生部長名をもって、県下各市町村長や福祉事務所長あて送図りもって、社会公共の福祉事務所長あて送図りもって、社会公共の福祉に貢献されたい。この度の重点事項は、

①弄火による火災の防止
②たばこによる火災の防止
③焼死傷事故防止
④大火防止

の四ッとなっている。県では消防協会と共同でポスターの印刷等準備中であるが、第一線でも、事前に、実効のあがるような計画をたて、その計画に基き、活潑に運動を展開していただきたいと、消防課や消防協会では強く望んでいる。実施要綱の概要次のとおり。

無火災県民運動強調週間　実施要綱

▽期　間　4月12日～18日
▽区　域　全県一円
▽重点事項
①弄火による火災の防止。
実施の概要＝本県の弄火による火災は、過去十数年間三月九日県厚生部長名をもって、県下各市町村長や福祉事務所長あて送図りもって、社会公共の福祉に貢献されたい。この度の重点事項は、

①弄火による火災の防止
②たばこによる火災の防止
③焼死傷事故防止
④大火防止

の四ッとなっている。県では消防協会と共同でポスターの印刷等準備中であるが、第一線でも、事前に、実効のあがるような計画をたて、その計画に基き、活潑に運動を展開していただきたいと、消防課や消防協会では強く望んでいる。実施要綱の概要次のとおり。

一般家庭及び関係者の協力を求めるとともに、これ頻発している現況から、一般家庭及び防火対象物に対し防止について指導を強化すること。

A マッチは幼児など子供の手の届かない場所に一定しておく。
B 子供の遊び方に注意する。
C 学校、幼稚園、保育所を通じ弄火の危険性を徹底させる。
②たばこによる火災防止
実施の概要＝たばこによる火災は年々増加しているので、一般住民に対し、これの防止徹底を図る。
A 危険物施設及び興行場百貨店等における喫煙指定場所以外の禁煙の徹底と喫煙設備の適正な設置について指導する。
B 寝たばこは人命損傷につながる危険性があるので厳につつしむよう普及宣伝する。
C 道路や山林における歩行中の禁煙、特に強風、異状乾燥下における屋外の禁煙を励行するよう普及に努める。
③焼死傷事故防止。
実施の概要＝焼死傷火災が、

A 一家庭について＝(イ)就寝時、外出時には火を使用した箇所の安全確認および火の周囲の整理整とんについて習慣づけるようにする。(ロ)老人、病人子供は避難しやすい場所に就寝させるとともに避難方法の普及に努める。
B 防火対象物について。
(イ)危険物施設及び多数の人が集まる防火対象物の立入検査による人命安全を主とする不適箇所の指摘と改修についての指導
(ロ)消防計画の作成及び避難訓練の実施と指導。
▽実施上の注意
①今回の強調週間は、昨年の火災実績にもとづき小数の重点目標をとりあげたので、関係団体及び防火対象物等と密接な連絡をとり、効果的な運動を展開すること。
②報道機関、その他の広報機関の積極的な協力を求め、実効のあがるよう努めること。
③報道機関、その他関係方面に対する協力依頼。
④統計資料の発表。
⑤防火ポスターの配布。
⑥防火フィルムの貸し出しをする。
⑦防火並びに避難訓練の指導。
⑧新聞、ラジオ等による宣伝。

階級章のあっせん

四月一日から消防団員長の服制の一部が改正され、団長、副分団長、分団長、副団長、分団長、副分団長の階級章も変ったことは既報のとおりであるが、希望の向きにはあっせん致したいと思うので、次に、金モール階級章を、その市町村分を取り纏めて申込んでいただきたいと、県消防協会では望んでいる。

金モール階級章
団長用　一〇〇円
副団長用　一〇〇円
分団長用　九五円
副分団長用　九〇円
外に送料は実費必要

新年度の消防庁予算

化学消防強化費に二億五千万円

三月三十一日の年度ぎりぎりに可決成立を見た昭和四十年度の消防庁関係予算は次のとおりである。

特に本年度は、科学消防力の強化を重視されたことは活目に価する。これを前年度に比較すると二億七千八百八十八万円の増額となっている。

(1)一般行政費　一千円
(2)人件費　五五、〇五一
(3)事務費　七、四九九
(4)消防審議会費　一、〇〇二
(5)焼死防火対象物に対する外国消防制度の調査費　七六七
(6)消防施設等整備費補助事業の実施に要する経費　三六七
(7)消防行政指導費　二七一
(8)非常火災対策調査研究費　六八三
(9)教養指導費　九六九
(10)教急業務の運営指導費　四八八
(11)統計情報費　一、九一三
(12)都市等級調査費　一、二五四
(13)予防制度整備費　四一三
(14)防火管理者指導費　一〇三
(15)消防用設備等の検査及び指導に要する経費　三三四
(16)防火思想普及費　四四二
(17)危険物規制費　九六七
(18)特殊災害予防調査費　三七二
(19)電気火災防止費　二三三
(20)予防査察指導費　二一七
(21)R・I施設火災対策費　三六三
(22)消防用機械器具業界の指導調査費　二二四
▽消防大学校費　一五、六〇九
▽退職消防団員報償費　六六、五〇四
▽消防吏（団）員の賞じゅつ金　一〇、〇〇〇
▽消防団員等公務災害補償等共済金補助費　三七、八〇〇
▽消防研究所費　九、一四一六
▽化学消防力強化促進補助費　二五〇、〇〇〇
計　一、二六八、〇〇〇
▽消防施設整備助成費　七〇〇、〇〇〇
▽消防学校施設整備補助費　八、〇〇〇
▽日本消防協会委託事業費　一四、五五〇

消防課の新年度予算

三月三十日可決成立を見、減で、増額を見たのは人件費、消防課予算（防災費予算と災害対策推進費であった県消防課予算（防災費予算と災害対策推進費であってその外は一割許後の減額を見ている。

防災費予算

事業	予算額	前年度当初予算額	前年度との比較 増	前年度との比較 減
人件費	千円 一五一、一四一	千円 一四一、九六四	千円 九、一七七	
災害対策推進費	三、三四〇	三、三四〇		
消防対策費	九〇〇	九〇〇		
気象対策費	三四〇	三四〇		
消防学校費	一、六三九	一、六三九		
消防指導整備費	九、九六六	九、九六六		
危険物指導調査費	六四〇	六四〇		
災害救助費	四、三四〇	四、三四〇		
計	一三六、四四〇	一三六、四四〇		

市町村消防防災担当者会議

4月27・28日頃・消防学校で

消防課では四月二十七、八日頃、全県市町村の消防防災担当職員の参集を求めて、その準備中である。

消防学校講堂において、新

小型動力ポンプ整備科教養

県消防学校では、既報のとおり二月中、小型動力ポンプの整備教養をメーカー別に三日間づつ三回に別けて教養行ったが、入校者は次のとおりで、毎回、各メーカーから派遣された専門技術者の指導により、懇切丁寧な内容で、同市町村とともに新型ポンプ取扱等熱心に研究し大なる成果を収めた。

入校者（修了者）

▽第十三期（2月3日～5月）
東発ポンプ
司令補　三浦　要吉（秋田）
士長　富樫　鉄男（土崎）
同加藤利雄（以上男鹿）、団員小松久一（本荘）、同大畑耕作（以上八幡平）、同伊藤勝雄（以上花岡）、同佐藤清、同花岡矢、近長戸田五郎兵二、同戸田資郎（以上天王）団員藤岡喜市（六郷）、同千葉湖一、分団長高橋俊助、班長黒井義、同杉沢五郎、同高階二三、団員鈴木孝志、同加藤刈之助（以上千畑）部長高橋徳七、分団長柴田孝之、団員真坂長兵二（以上鳥海）
▽第十四期（2月9日～11日）
ラビットポンプ
消防士越後昭三（能代）
同柳谷重夫（能代）、団員川口勝雄（小坂）、部長梅村良蔵、団員山田尚（以上阿仁）、団員武石昭吾、同加賀谷謙作、同伊藤勝雄（以上上小阿仁）、団員藤盛次郎同高杉義勝（以上花矢）、団員工藤幸一（二ッ井）、同工藤稔、副分団長小野寺幸美（由利）、班長石井悠一郎、副班長後藤敏雄、団員佐藤（山本）、団員佐々木幸一郎、班長木村忠一郎、橋善一、同加賀勇作、同高三宮信義（石油資源開発K秋田鉱業所）
▽第十五期（2月16日～18日）
芝浦ポンプ
消防士越後昭男、同佐藤実、同茂木昭雄、同木村一郎（以上矢島）、班長佐々木五郎（南外）、班長木村勇助、団員佐藤芳孝、同佐々木義孝（以上仁賀保）、同高橋武、同佐々木正雄、同高橋幸雄、同高橋勝、同高橋清、同高橋

昭和39年月別火災概況

区分 月別	出火件数 計	建物	林野	車両	その他	焼損棟数 計	全焼	半焼	部分焼	焼損面積 建物 m²	林野 a	死傷者 死者	傷者	罹災 世帯数	罹災人員	損害見積額 円	1件当り損害額 円	火災1件当り建物損害 m²	火災1件当り林野面積 a	建物1万人当り出火率 件
1	45	44	1			52	36	9	7	5,190		3	8	30	128	80,159,600	—	—	—	—
2	55	51		2		73	58	8	7	7,036		10	5	51	248	87,776,145	—	—	—	—
3	55	48	1		6	56	28	14	14	3,154	120		7	21	129	30,471,845	—	—	—	—
4	43	30	11	2		44	37	4	3	3,216	7,713	1	5	24	127	40,779,850	—	—	—	—
5	102	61	32	3	1	203	167	15	21	18,530	16,268	1	18	125	589	245,009,150	—	—	—	—
6	25	23		1		26	14	2	10	1,080			2	7	30	10,714,570	—	—	—	—
7	34	26	2	2	4	36	26	4	6	3,515	45		7	20	97	41,239,246	—	—	—	—
8	34	28		2	4	31	13	5	13	1,841			5	19	101	23,189,100	—	—	—	—
9	29	24		2	3	38	27	3	8	2,416			4	16	66	39,489,340	—	—	—	—
10	35	27	1	1	6	37	22	6	9	3,436	20	1	5	21	102	46,885,960	—	—	—	—
11	46	44			2	47	36	4	7	3,834			6	32	164	40,095,550	—	—	—	—
12	65	63		2		76	49	14	13	8,045		7	11	43	246	105,716,574	—	—	—	—
計	570	469	48	17	36	719	513	88	118	61,293	24,166	23	83	409	2,027	791,526,930	4.4	107.5	1,388,643	
昭和40年	131	125		4	2	154	101	25	28	12,423	—	4	15	89	363	222,125,000	—	99.4	1,695,611	

注　昭和40年は3月18日現在における概数である。

原因別火災発生件数

原因 年	弄火	電器具類	タバコ	コタツ	油器具類	煙突	焚火	ストーブ	電器具類	放火	草両	風呂場	営業用炉	営業用工炉	焚火	ライター	マッチ	灯火	いろり	取灰	消壺	育すう器	落雷	火鉢	その他	調査中	不明	計
昭和39年	65	65	48	34	33	32	25	24	22	19	17	16	11	10	9	8	8	8	6	5	4	2	2	1	56	40		570
昭和40年	9	17	1	11	13	11	3	13	6	2	3	4	3	2	1	1	1	2	4	7	—	2	—	2	5	8		131

注　昭和40年は3月18日現在における概数である。

県消防会館建設費に対する醵出金の完了を急げ

消防会館の建設費に対する消防団（職）員の醵出金の最終醵出年度（昭和36年度から39年度までの4ケ年）は39年度一杯となっているが、年度切れの3月末現在の納入状況は次のとおりになっている。まだ醵出の完了していないところは、できるだけ早く納入し責任を果していただきたいと消防協会の事務局や役員会では望んでいる。

秋田県消防協会建設資金に対する消防団（職）員の醵出金納入状況一覧表

（註＝消防団（職）員数は昭和36年5月1日現在とする）（昭40.3月末現在）

市町村	消防団（職）員数	醵出予定額 円	収入済額 円	未納額 円
秋田市消防団	1,867	373,400	368,900	4,500
〃 市消防本部	175	35,000	34,400	600
能代市消防団	737	147,400	142,600	4,800
〃 市消防本部	52	10,400	10,400	完納
横手市消防団	655	131,000	128,900	2,100
〃 市消防本部	31	6,200	6,800	完納
大館市消防団	492	98,400	98,400	完納
〃 市消防本部	42	8,400	8,400	完納
本荘市消防団	793	158,600	158,600	完納
〃 市消防本部	30	6,000	6,100	完納
男鹿市消防団	756	151,200	151,200	完納
〃 市消防本部	34	6,800	6,800	完納
湯沢市消防団	1,199	239,800	229,050	10,750
〃 市消防本部	34	6,800	7,000	完納
大曲市消防団	600	120,000	118,900	1,100
〃 市消防本部	35	7,000		7,000
花輪町消防団	280	56,000	56,000	完納
〃 町消防本部	12	2,400	2,200	200
十和田町消防	401	80,200	79,800	400
小坂町〃	205	41,000	20,500	20,500
鷹巣町〃	130	26,000	5,900	20,100
八幡平村〃	410	82,000	82,000	完納
鷹巣町消防団	515	103,000	100,000	3,000
〃 町消防本部	23	4,600	4,600	完納
比内町〃	360	72,000	72,000	完納
森吉町〃	287	57,400	57,200	200
阿仁町〃	327	65,400	33,000	32,400
花岡町〃	140	28,000	27,600	400
田代町〃	188	37,600	37,600	完納
合川町消防団	310	62,000	31,000	31,000
上小阿仁村〃	148	29,600	29,600	完納
五城目町〃	208	41,600	39,800	1,800
琴丘町〃	300	60,000	60,000	完納
二ツ井町〃	225	45,000	44,400	600
八森町〃	288	57,600	51,200	6,400
山本町〃	164	32,800	32,800	完納
八竜町〃	180	36,000	36,000	完納
峰浜村〃	229	45,800	22,900	22,900
五城目町〃	336	67,200	67,000	200
〃 消防本部	24	4,800	4,000	800
昭和町消防団	203	40,600	19,000	21,600
八郎潟町〃	144	28,800	14,300	14,500
飯田川町〃	87	17,400	16,600	800
天王町消防団	250	50,000	50,000	完納
〃 町〃	225	45,000	22,250	22,750
寒川町〃	180	36,000	36,000	完納
井川町〃	420	84,000	41,700	42,300
河辺町〃	591	118,200	110,000	8,200
雄和町〃	690	138,000	100,000	38,000
仁賀保町〃	170	34,000	25,500	8,500
金浦町〃	464	92,800	68,550	24,250
象潟町〃	339	67,800	50,050	17,750
矢島町〃	283	56,600	49,950	6,650
岩城町〃	365	73,000	52,900	20,100
由利町〃	245	49,000	50,000	完納
西目村〃	650	130,000	98,950	31,050
象潟村〃	350	70,000	52,500	17,500
東由利村〃	565	113,000	84,400	28,600
大内村〃	134	26,800	26,000	800
神岡町〃	438	87,600	61,350	26,250
西北町〃	340	68,000	68,000	完納
角館町〃	17	3,400	3,600	完納
〃 消防本部	208	41,600	29,550	12,050
六郷町消防団	408	81,600	77,000	4,600
〃 町〃	370	74,000	37,000	37,000
中仙町〃	397	79,400	39,500	39,900
太田村〃	400	80,000	78,150	1,850
南外村〃	378	75,600	26,000	49,600
西仙北村〃	129	25,800	12,800	13,000
太田村〃	316	63,200	57,600	5,600
千畑村〃	335	67,000	67,000	完納
仙南村〃	333	66,600	66,600	完納
増田町〃	470	94,000	64,400	29,600
平鹿町〃	1,094	218,800	163,900	54,900
雄物川町〃	540	108,000	108,000	完納
大森町〃	396	79,200	79,200	完納
十文字町〃	679	135,800	135,800	完納
山内村〃	267	53,400	26,700	26,700
大雄村〃	310	62,000	63,500	完納
稲庭町〃	685	137,000	102,750	34,250
雄勝町〃	613	122,600	59,250	63,350
羽後町〃	1,290	258,000	175,850	82,150
東成瀬村〃	287	57,400	57,400	完納
皆瀬村〃	283	56,600	54,350	2,250

天職三十年の回顧 (九)

土崎消防署　B生

▽消防車転覆の大事故

秋日和の雑音の中から遠く川尻方面に、かすかに消防自動車のサイレンの唸が聞える。B生は非番日で、自宅待機の日であり、窓ぐ外に飛び出して見ると川尻方面に黒煙が見える。

ときは、昭和十一年九月十六日の午前十時二十分頃だ。「ポンプそこでトック、ラダアタ」（転覆の意）と新国道の方を指す。B生もりがメチヤメチヤ、人道から吃驚仰天、火災現場より事ら五m位のところに六号車防火服姿に着替えして走った。途中、各家々に火事見の人、その中に割って入る人の姿が目につく、車道と人道との分道所につくと、残留署がたがた震いながら、顔を真青にして「大変だ、火事五m位も欠け千鳥になったと、サイレンの音がし火事校橋、聖霊女学院、根小屋だなと気がついたとき、大町通り、広小路、大町方面と、望楼の角度に合図と共に自動車ポンプと町方面と、望楼の角度に合乗員が、電柱ぐらいの高さまで上り、バラバラと降るように田圃に落ちた。そして二人死亡し、三人が重傷を負いハイヤーで病院に運ばれたとのことであった。

火災を最少限度に鎮圧して意気揚揚として引上げた事故を知る由もない。聞いて消防車の乗員達、勿論その聞きとれないが。何回も聞き返えして漸く了解、電話で吃驚り、場所は寺町裏の新国道、鉄砲町から馬口労町に来ると、四丁目小路かを大悲寺喉の中間、約十五度位曲っているところ（現在石油資源開発会社の寮があるこの出火場所は秋田市川尻総社前八六荷馬車輌、長崎金之助方で、住家一棟二十坪全焼、損害三九〇円。

非番者全員召集され、交代で重傷者の看護に当る。重傷者は、骨盤副部長（意識不明）、機関員堀井清（東京スピントル会社社長）額はその寒さもものともせず高鼾の者もあった。

B生床に就いたが寒くて眠れない、ウチラウチラと進入、わが弾丸は滝の如し、死はもとより覚悟の前で来る。これをもとめてせず進軍ラッパ勇しく屋内屋内の消防教斗精神、敵である火の親子が雨霰の如へ飛んだ。「太平一郎、長さ一〇m、

烈傷、上前歯五本抜け重傷）後部ステップに乗車しておった消防手は軽傷、死者なし、一同安否を気づかいながら看護に当った。警察の音で目を覚すというが部長生命は覚束ないと医者から宣告されたが、二日後に意識を取り戻し次第に回復した。

事故原因

機関員の精神的動揺

後続車として出動した六号車は、途中に非番員を乗せたため、先頭車との巨離が遠くなったばかりでなく新国道に出ると火焔を発見したため、スピードを出し安全運転、即ち冷静沈着を欠いたためである。

厳寒の火事

昭和十二年十二月二十六日、夜半より猛吹雪となる望楼勤務者より視界一〇〇m位との報告あり、B生二名の出動命令を受け、ポンプ車の準備を整え、B生三号車に乗車出動した。外は一寸先も見えない猛吹雪、寒気厳しい朝のサイレン、わが三号車は村山質屋前の地下式単式消火栓に水利部署する。

現場到着時は吹雪と火の子が荒れ狂い、文字とおり紅蓮の巷であった。猛吹雪のため尻に火の着くのも知らずに寝ていた者が多かったようで目を覚まし、火事に何だろうと寝巻姿で起き、外が真赤になって燃えているのを見て吃驚、はじめて火事ぶれするである。

青山先輩とB生と二人で延ばしあっての手足は自分のものであって手足は自分のものでないような気がする。帰所ホースを結び、注水準備をしてから脱すると剥子外套が凍ってボタンが脱れない、ストーブ、消火栓の凍結防止のために、その蓋を開け塩灰を かけて蓋をして有事に備えたものである。

ところが調査の際積雪なく消火栓が路面より低くなっていると降雨の都度そこに泥が入るので、それを丁寧に汲み取り水利の確保に努めなければならなかった。この年は、二十六日から天候が急に悪化し、氷点下六度と下り、消火栓が凍結し、使用不能となったのであるが、これを如何にして防ぐか。

①週に一回点検する。②降雨後は特別点検する。③十二月と三月の天候急変の時期は三日に一回は必ず点検する。

失敗は二度と繰り返すことのないようその後は確実に行なっている。

例年十二月に入ると上司から地水利の確保について訓示され、月に二回位調査するのであるが、この一事でもわかるように、この吹雪の中に鉄砲町の方に向け、乗員の安否を気づかうように淋しい姿になって転んでいた。

田圃で秋の収穫準備をしている人達の話を総合すると、川尻、牛島、登町、三角の如く、放水始めと叫びながら水利に走る。水元で溜まっていて鶴スもストーブの脇に置いてあるのあろうと想像しながら、南の方角から北の方角まで、注水準備をしてから脱すると剥子外套が凍ってボタンが脱れない、ストーブ、消火栓の凍結防止のために、その蓋を開け塩灰をかけて蓋をして有事に備えたものである。

ところが調査の際積雪なく消火栓が路面より低くなっていると降雨の都度そこに泥が入るので、それを丁寧に汲み取り水利の確保に努めなければならなかった。この年は、二十六日から天候が急に悪化し、氷点下六度と下り、消火栓が凍結し、使用不能となったのであるが、これを如何にして防ぐか。

①週に一回点検する。②降雨後は特別点検する。③十二月と三月の天候急変の時期は三日に一回は必ず点検する。

失敗は二度と繰り返すことのないようその後は確実に行なっている。

初期消火の失敗

わが三号車の水利部署した消火栓の凍結が甚しく水利を変更したので、放水開始が八分位おくれた。その後一棟焼くという結果になったが、若しあの場合、注水部署完了と同時に水が出たら火元の越前谷理髪店を半焼で喰い止めてあったことと思う。消防は最初の一分間というが、いかに初期消火が大切であるという事になりがたがた震いながらことはこの一事でもわかる。

火の用心

好評新型

◇ラビット号消防ポンプ◇

◇市原自動車ポンプ

◇桜ゴム引ホース

◇被服関係一式

株式会社　協立製作所

能代市畠町追分　TEL (2) 6361 (代)

月刊毎月25日発行

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中通塩町4
発行所 秋田県消防協会
発行兼編集人 伊藤忠太郎
秋田市大町二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(3)(代)8384

新年度予算などを決議

4月5日 代議員会

役員の改選で、会長に渡部氏、副会長に山本、安田、伊藤の三氏、監事に佐藤（育）、斎藤（正）田口の三氏

渡部氏

山本氏

消防部会では四月五日午前十一時から秋田市中谷地町の県消防会館大会議室において本年度の通常代議員会を開いた。

この日渡部会長をはじめ理事、監事、代議員等四十九名出席、知事代理の大黒屋厚生部長をはじめ、各福祉事務所長等多数の来賓を迎えて開会、渡部会長議長席につき、伊藤主事の開会の辞についで渡部会長の挨拶、伊藤主事の事務並びに事業の概要報告についで、

安田氏

伊藤氏

安田、伊藤の両理事を議事録署名委員に指名して議事続きその場で懇親会を開きまり、金議案の審議を終り大黒屋厚生部長の祝辞があって、午後三時半閉会、引用斎藤代表監事の監査の経過並びに結果について報告があって、各議案を慎重審議し、満場一致で原案を承認又は可決し、続いて会長、副会長、監事等協会役員の改選に入ったが、詮衡委員として各支部から代議員一名づつ出て別室において協議の結果、別項のように決入り、伊藤主事の議案説明後五時和気あいあい裡に散会した。（議案は三、四面に掲載）

◉新役員

大館市消防団長　渡部鋼次（再）
会長
横手市消防団長　山本三郎（再）
副会長
男鹿市消防団長　安田盥太郎（新）
同
雄和村消防団長　伊藤隆治（新）
同
稲庭川連町消防団長　佐藤育秀（再）
監事
井川村消防団長　斎藤正作（再）
同
二ツ井町消防団長　田口幸一郎（再）
同

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
秋田県横手市上田中
電話(横手)一三一四
秋田市楢山南新町上丁目
出張所
秋田事務所
電話(3)五二八〇(河部)
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

叙勲

秋田県消防協会理事　柴田幾蔵

勲五等 双光旭日章

氏は昭和十四年四月旧西馬音内町警防団長を拝命、同二十二年警防団が消防団に改組後も推されて消防団長、同三十年四月、附近七町村合併して羽後町誕生、ある時は財源問題で難色を示す当局を激励し、また、新町の消防団長に就任し現在に至る。

氏は在職二十有六年の永きに亘り、終始一貫よく団員統率し、教養訓練に努め、その間敗戦に伴う消防制度の改革や混乱にあいながらも、確固たる信念と毅然たる態度で事に当り、特に消防体制の改善強化について、ガソリンポンプ二台、手引ポンプ三台、小型動力ポンプ二七台、防火水槽八、鉄骨鐘楼二一、警報用サイレン三基を設置する等画期的改善強化を図った。

旧西馬音内町や羽後町がこれまで県、国、日本消防協会などから数次に亘る表彰を受けているが、これは偏えに、氏の識見と卓越する手腕とたゆまざる努力の結果に外ならない。

氏はまた、県消防協会の理事、湯沢市、雄勝郡の支部長の要職にあり、県や郡市消防発展に尽した功績も大きく、この度、この功績に対し、また殊めて大きく、この叙勲があったのである。

右の叙勲係者の生存活躍に繚り拡げ、大なる成果を収めたが、週間第二日目の四月十三日の深夜、仙北郡西仙北町刈和野に七世帯、十三棟全半焼、一人が焼死、第三日の四月十四日に十世帯、十三棟全半焼、一人が焼死、第四日の四月十五日に秋田郡五城目町大川部落に十世帯、十三棟全半焼、また第六日目の十七日夜、北秋田郡花矢町松原部落に六世帯、一〇棟全焼、一人が焼死という火災をはじめ期間中大小十六件、一日平均二、三件、損害五千六十万円という余り芳しくない成績で終落したが、この期間中、焼死者三名を出円支給されるより地方交付市町村別支給状況次のとおり。

注（ ）内の数字は人員、金額の単位は千円

無火災県民運動強調週間終る

期間中の火災十六件、死者三 損害五千万円

百三十万県民の福祉と県民経済の安定に資するため、われわれ県民生活の最も大きな障害となっている火災を一件でも少なくしようと県消防課と消防協会では、その名を特に無火災県民運動と名づけ、真の無火災を期し、県内の全報道機関や関係機関、関係団体の協力を求めるとともに、既報のとおり、全市町村長や各福祉事務所長に対し、期間中は特に、①弄火による火災の防止、②たばこによる火災の防止、③焼死傷事故の防止、④大火防止の四つに重点をおき、実効のあがるような計画をたて、その計画に基き、積極的に行事を展開するよう呼びかけ、四月十二日から全県一斉に週間行事に入った。

第一線消防機関では関係団体の協力を求め、有線放送による啓蒙宣伝をはじめ、或いは講演会、座談会、映画会または消防計画に基く消火、避難、救助訓練、合併地域に一日消防署の設置等多彩な運動を展開し、活潑に繚り拡げ、週間第二日目の四月十三日の深夜、仙北郡西仙北町刈和野に七世帯、十三棟全半焼、一人が焼死、第三日の四月十四日に秋田郡五城目町大川部落に十世帯、十三棟全半焼、また第六日目の十七日夜、北秋田郡花矢町松原部落に六世帯、一〇棟全焼、一人が焼死という火災をはじめ期間中大小十六件、一日平均二、三件、損害五千六十万円という余り芳しくない成績で終落したが、この期間中、焼死者三名を出したことは、近年にない大きな汚点であり、われわれは逐次処遇が改善されつつあるとは、いまだ不満足であるが、われわれは、

本県における弄火の実態について

昭和三十九年中における三十九年中におけるこの状況については、本紙一四八号で、その概況がでみますと、平均して湿度報ぜられましたが、昨年はが最も低かった月は五月で総件数五七〇件と、前年（昭和三十八年）を一四七件も上廻る発生をみましたことは残念です。

そしてこの火災の原因については、この年も（昭和三十年に当る一〇二件が五月に発生しており、第一表にみられるとおり、弄火火災もまた、五月が一番多いようです。ご承知のように出火は気象に影響されるところ極めて大きいのであります。

一、弄火による火災の多い季節

本県で最も火災が多い季節は五月です。昭和三十九年では総件数の一八パーセントに発生しており、第二表に第三表は性別に分類した多数ものですが、男が圧倒的に

第一表　月別件数

月別	件数	割合%
1	四	六
2	二	三
3	九	一四
4	六	九
5	一五	二三
6	三	五
7	一八	二八
8	一九	三
9	一四	二二
10	一一	一八
11	一一	一八
12	一一	一八
合計	六五	一〇〇

第二表　年令別件数

年令	件数	割合%
不明	一	二
計	六	一〇
合計	六五	一〇〇

第三表　性別件数

性別	件数	割合%
男	四五	六三
女	二	三
計	四七	六九
不明	一	一
合計	六九	一〇〇

二、弄火をする年頃

次には何才頃に火遊びをしたがるか"ここでは何才頃の子供によって弄火による火災が発生しているか"ということですが、これには第二表のとおり五～六才という時期が全体の五一パーセントと推定されます。つまり就学直前の子供に多いということになります。なお、一三才以上の五人中、四人は精神薄弱児です。

第三表は性別に分類した多数ものですが、男が圧倒的に

第四表　保護者の職業別件数

職業	件数	割合%
農	四一	六
工	四	七
日雇	四	七
会社員	二	四
公務員	一	二
団体役員	一	二
理髪	一	二
計	五四	一〇〇
不明	一	一
合計	六九	一〇〇

保護者の職業の面から眺めますが、ここでいう屋外は出火個所が外壁、囲い、軒等建物の一部をなしているものであり、いずれにしてもパーセントが農家となっています。

第五表　出火時刻別件数

時刻	件数	割合%
9	四	六
10	四	六
11	一一	一四
12	七	一一
13	一	一八
14	一〇	一五
15	一一	一七
16	八	一二
17	四	六
18	三	五
合計	六五	一〇〇

大部分が建物の内部、または建物のそばでの火遊びで火災を起しています。

三、いつ、どこで

第五表、第六表に示されたとおり、時間的には午後二時から四時までの間に多く、場所としては屋内、外焚火ちの家庭はどうであるかという問題ですが、これを

第6表　出火場所別件数

区分	住宅	作業場等小屋	その他	計	割合%
屋内	13	12		25	38
屋外	12	15		27	42
その他（原野等）	—	—	13	13	20
計	25	27	13	65	100
割合%	38	42	20	100	—

意識の通報を受けて、その状況が危険であるとの通報を受けたときは、火き、予防警戒を強めるとともに有事に備え機械係を待つ。

それではこれらの子供たちの家庭はどうであるかという問題ですが、これを

四、家庭の事情

これに反し、状況が危険であり、然かも県からその伝達を受けながら、何等この中に出火し、多くの罹災者に対する手を打つことなく、多数の罹災者を出したというにおいては、怠慢もはなはだしく、開いた口が塞がらない。どうして申訳するだけか。

申すまでもなく気象通報は、火災その他の災害を予防し、人命を救護する上に極めて大きな効果をもたらすものであることは、何人も異論のないところであり、その取扱いや措置に対しては特に真剣且つ慎重でなければならぬ仕事の一つであると申しても決して過言ではない。一刻を争う場合もある。火災期に直面し特に再考願いたい。

主張　火災警報の重要性

気象の状況が火災の予防ならない。これもまた同条が上危険であると認めたとき住民に課している火災予防は、気象台長がその状況を上の義務である。

県に通報し、県はその状況を直ちに市町村長に通報しなければならないことになっている。これは消防法二十二条に規定された気象官署の長と都道府県知事に課している火災予防上の義務である。

市町村長は、その通報を受けたときは、火災警報を発することもとができる」と敷量の余地があるように規定している。警報が解除されるまでの間、市町村長の責任で定めた火の使用の制限に従わなければなら

つまり、気象台の通報、県の伝達、住民の防火措置この三つは消防法上の絶対義務であっていささかの裁量も許されない。

ところが、同条三項に、市町村長の発する火災警報用の制限を守らせ、一方消防に対する義務である。

市町村長は前項防御としても事前計画に基

極めて遺憾である。警報の発令には、多少の財政上の負担は伴うかも知れないにしても、多少の極めて遺憾である。

甚しく、開いた口が塞がらない。どうして申訳するだけか。

申すまでもなく気象通報は、火災その他の災害を予防し、人命を救護する上に極めて大きな効果をもたらすものであることは、何人も異論のないところであり、その取扱いや措置に対しては特に真剣且つ慎重でなければならぬ仕事の一つであると申しても決して過言ではない。一刻を争う場合もある。火災期に直面し特に再考願いたい。

天職三十年の回顧

土崎消防署　B生

▽秋田郵便局火災

昭和十二年十二月二十七日猛吹雪の朝馬口労町の火災で全身ビッショ濡れ、寒さに震いながらポンプ車の出動準備、ホースの洗濯、格納などで帰宅は午前十時、黒街、全然人通りがなく、日中であるにもかかわらず吹雪で暗

B生帰宅の際帽子を飛ばされまいと襟のよりに慣歩きたまに馬橇か荷橇が通る程度、現今のごとき交通頻繁な時代では一寸想像がつかない程であった。

帰宅したが、寝不足と疲労で頭が痛い、風呂に入り今晩ゆっくり一パイやろうと思って銭湯に行く、時は午後二時十分頃、寒いためか、お客が非常に多く混浴中、番台の母さんから「今すぐ秋田郵便局が火事、半鐘やサイレンが鳴っている」との知らせがあった。他の客はわれ関せずという顔、B生入浴半ばに大急ぎで上り、外に出ると猛吹雪の中雪まじりの強風、またそこに火事は何所だと見る人がなく黒山市内の半鐘が間断なく鳴り不気味なサイレンの音も吹雪の中から遠く聞えてくる。勿論火煙は天を突き、空一面真黒になって大町方面に見える。

B生火事場現実に着替えて現場に一目散、無我夢中土手長町の四丁目橋のところまで来ると、そこには非常に行ったら、消火栓の水線が張られ弥次馬が一パイであった。

非常線突破で警察官に叱られている者、親戚がいるから是非通して欲しいと懇願する者等で大混乱状態、B生その中を割って入り、川反四丁目につく、ここは何号車か分記憶にないが水利部署している。

B生は、ホースを辺り一面に水利を求めた部隊は、ちょうど食堂の裏側から進入しました。

三丁目小路の十文字路に注水部署、必死の消防ポンプ、塀板を焼いたのみで、この方面の延焼を喰い止めた。先着隊の大町三丁目、四丁目の十文字路の消火栓に部署した部隊に、郵便局の正面玄関から進入して一挙にこれを鎮圧すべく火点を攻撃したそうです。

ところが北西の風が強いばかりでなく、建物が木造ゴーンゴーンと鳴り、非常に淋しく、今でもその音が耳底に残っている。

放水止めと同時に引揚げ命令が出たが、消防手一同あった。

翌十三年一月二日の秋田市消防組の晴れの出初式の席上警察署長から金一封を添えて現場功労表彰される。

○秋田市（四月一日付）

消防長事務取扱　斎藤　石雄

消防長事務取扱を解く

消防本部次長　中山　正一

消防長を命ずる

○羽後町（四月一日付）

消防団長　柴田　幾蔵

副団長　柴田　栄助

同　大久保玄恵

同　武田雪右工門

同　鹿沢　志勢

消防団長を命ずる

同　小野　均一

同　後藤　忠吉

同　原田　浅吉

同　菅原慶一郎

同　高橋　代

同　栗田作太郎

副団長を命ずる

○尾去沢町（四月一日付）

消防団長　小田嶋信一

副団長を命ずる

（伊藤尚副団長が二月十六日病死後欠員となっていた補充人事）

人事

（以下次号）

地域別発生件数

地域別	件数	割合%
鹿角	三	五
北秋田	一一	一八
南秋田	四	六
男鹿	三〇	四六
山本	五	八
能代	一	一
由利	七	一一
大曲	一三	二〇
仙北	一三	二〇
横手	七	一一
平鹿	三	五
雄勝	三	五
湯沢	一	二
勝平	三	五
合計	六五	一〇〇

発火源別件数

発火源	件数	割合%
焚火	五三	八一
ライター	二	三
マッチ	二	三
花火	一	二
工品	一	二
火品	一	二
焚つけ	一	二
燃えさし	一	二
コーソク	一	二
合計	六五	一〇〇

第七表　発火源別件数

よく「マッチは子供の手の届かない所に置くように」といいますが、そのようなところは、第七表に表わされています。六五件の弄火火災中、その八二パーセントに当る五三件が実にこのマッチにより発生しています。

五、弄火の材料

B生宅の隣の子供たちは、屋根瓦の落下で危険そのもの、建物直下に接した二階建、瓦葺の老朽建物の二階で、現今のごとき交通頻繁の時代、民家の延焼防止に頑張、民家の延焼防止に頑張ったが、それが爆発的に燃え出したものと思う。鎮圧どころではない。注水部署の後方が燃え出すというタクタクになり、身動きもできない位だ。それに吹雪がますます烈しくなり、凍ったホースを収納して引揚げたが、予備ホースが一本もない、ホース棚は丸で空ポンプ、ホース棚から借りて再出動に間に合せた。再出動の準備完了は午後八時頃であった。

日支事変で出征した佐々木弥太郎氏の妻女ワカさんが、夫の留守中自分の手で

副組頭あり、常備部長ありでなかなか複雑な指揮系統であった。

この火事の焼失坪数は延九七三坪であって、一棟二坪の家とすると五〇棟が焼けた大火と同じである。放水時間は約四時間、放水を止めたのは午後六時頃であった。年に遇る日の短かい時季であるから外は真暗、残火で多少明るいだけであった。焼けた局の隣りにキリスト教会があり、神の救いで延焼が免れたと思っているかも知れない。火災の発生から鎮火まで教会の鐘が鳴り、非常に淋しい感になって帰った。

翌日早朝風呂を造ってくれた。消防が風呂に入ったのは郵便局の火事からのことで。

（以下次号）

地域別発生件数

発火源別件数

出火場所別件数

出火時刻別件数

保護者の職業別件数

性別件数

年令別件数

月別件数

六、その他

地域別に、弄火火災の発生状況をみると、第八表のとおりです。

以上、火災発生の原因となった弄火について概観してみましたが、これでうかがわれるように、本県では五月頃、最も多く発生し、季節保育所が開設され、まだ、家庭の日における話題

それにしても、まだ方向の定まらない子供たちの生活についても今少し見守って、やる必要があるのではないでしょうか。

（県庁消防課・宮嶋主事）

歳出の部

科目 款項	目	決算高	予算高	比較 増	比較 減	付記
1見舞金		4,126,000	7,910,000		3,784,000	
(1)見舞金		4,126,000	7,910,000		3,784,000	
	1見舞金	4,126,000	7,910,000		3,784,000	
2事務費		388,838	395,000		6,162	
(1)事務費		388,838	395,000		6,162	
	1審査委員会費	56,231	60,000		3,769	
	2強化費	247,288	240,000	7,288		
	3旅費	65,869	50,000	15,869		
	4通信運搬費	12,600	20,000		7,400	
	5印刷費		10,000		10,000	
	6消耗品費	6,850	15,000		8,150	
3未経過共済積立金		3,480,000	3,480,000			
(1)未経過共済積立金		3,480,000	3,480,000			
	1未経過共済積立金	3,480,000	3,480,000			
4繰出金		530,000	530,000			
(1)繰出金		530,000	530,000			
	1繰出金	530,000	530,000			
5予備費			165,000		165,000	
(1)予備費			165,000		165,000	
	1予備費		165,000		165,000	
計		8,524,838	12,480,000		3,955,162	

議案第3号 故松野前会長葬儀費借入りについて（詳細略）

議案第4号 特別会計故松野前会長葬儀費収支決算承認について（詳細略）

議案第5号 葬儀費残金の処分について（詳細略）

議案第6号 昭和39年度歳入歳出追加更正予算

1. 歳入高 金 5,108,708円也
1. 歳出高 金 5,108,708円也 差引残高なし

歳入の部

科目 款項	目	既定予算高	追加更正予算高	差引家行予算高	各目明細 節	金額	付記
1会館事業収入		1,638,000	276,000	1,914,000			
(1)会館事業収入		1,638,000	276,000	1,914,000			
	1使用料	540,000	130,000	670,000			
	3宿泊料	384,000	96,000	480,000			
	4雑費	90,000	50,000	140,000			
5繰入金		592,000	19,708	611,708			
(1)繰入金		592,000	19,708	611,708			
	1繰入金	592,000	19,709	611,708			
6繰越金		1,000	144,000	145,000			
(1)繰越金		1,000	144,000	145,000			
	1繰越金	1,000	144,000	145,000			
上記以外の款項目は，既定予算のとおり		4,669,000	439,708	5,108,708			

歳出の部

科目 款項	目	既定予算高	追加更正予算高	差引実行予算高	各目明細 節	金額	付記
1協会費		3,097,000	341,000	3,438,000			
(1)会議費		150,000	145,000	295,000			
	1代議員会費	48,000	70,000	118,000			
	4旅費	60,000	75,000	135,000			
(2)事務費		1,187,000	37,000	1,224,000			
	3旅費	80,000	37,000	117,000			
(3)事業費		1,760,000	159,000	1,919,000			
	1表彰費	135,000	95,000	230,000			
	2防火思想普及費	125,000	△ 85,000	40,000			
	6新聞発行費	210,000	49,000	259,000			
	11少年消防クラブ指導費	10,000	△ 10,000				
	12無火災運動推進費	720,000	10,000	730,000			
	13学校教養費	21,000	23,000	44,000			
	14陳情費		77,000	77,000			
3負担金		246,000	19,000	265,000			
(1)負担金		246,000	19,000	265,000			
	1負担金	246,000	19,000	265,000			
4交際費		40,000	42,200	82,200			
(1)交際費		40,000	42,200	82,200			
	1交際費	42,200	42,200	82,200			
5慶弔費		15,000	22,000	37,000			
(1)慶弔費		15,000	22,000	37,000			
	1慶弔費	22,000	37,000	37,000			
6雑費		17,000	15,508	32,508			
(1)雑費		17,000	15,508	32,508			
	1雑費	17,000	15,508	32,508			
上記以外の款項目は既定予算のとおり		4,669,000	439,708	5,108,708			

議案第7号 昭和40年度支部分担金賦課基準について

昭和40年度支部分担金基準を下記の通りとする。

記

1. 消防団員割 1人当り 金 10円
1. 世帯割 1世帯当り 金 3円

議案第8号 秋田県消防会館運営規程の1部改正にいて

秋田県消防会館運営規程第5条第1項の但し書きを削除し，別表を次のとおり改める。

別表

区分 使用時間 / 室名	使用料 午前 9.00～1.00	午後 1.00～5.00	午後 9.00～5.00	午前 6.00～10.00	宿泊料
大会議室	1,800円	1,800円	2,700円	2,300円	1.素泊り1人1泊
小会議室	400	400	600	450	会員 400円
和室（6畳）	250	250	450	500	家族 450円
					その他 500円

備考 1. 宿泊時間は，午後5時から翌朝9時までとする。
2. 消防行事に使用するときは，2割引きとする。3. 暖房料は別途実費を徴収する。

議案第9号 消防会館貸事務室賃貸料の改定について

現行料金は，坪当り概ね1ケ月 2,000円であるが，これを 2,500円に改める。

議案第10号 昭和40年度事業計画案

事業種別	事業費	実施期間	摘要		
1表彰	135,000	1月1日	消防功労者ならびに訓練における成績優秀な消防団員に対する顕彰		
		〃	1. 10年以上勤続表彰	1,100名	66,000円
		〃	2. 15年 〃	600名	42,000円
		随時	3. 支部訓練大会における表彰	20ケ団	10,000円
			4. 現場およびその他の功労者表彰	10名	5,000円
		3月7日	5. 日消表彰の伝達の執行	1回分	12,000円
2弔慰見舞	75,000	随時	消防職団員ならびに遺族に対する弔慰見舞		
			1. 消防職団員の公務に因る死亡，不具廃疾，長期療養等に対する弔慰見舞	5名	10,000円

4月5日の 通常代議員会で決議した予算決算等

議案第1号 昭和38年度歳入歳出決算書

1. 歳入高 金 4,733,187円也
1. 歳出高 金 4,587,635円也
差引残高 金 145,552円也（次年度へ繰越）

歳入の部

科目 款項	目	決算高	予算高	比較 増	比較 減	付記
1財産収入		12,247	6,000	6,247		
(1)基本金利子		4,911	4,000	911		
	1基本金利子	4,000	4,000	911		
(2)普通預金利子		7,336	2,000	5,336		
	1普通預金利子	7,336	2,000	5,336		
2分担金		1,137,800	1,137,000	800		
(1)分担金		1,137,800	1,137,000	800		
	1分担金	1,086,780	1,086,000	780		
	2特別分担金	51,020	50,000	1,020		
	3過年度収入		1,000	1,000		
3補助金		1,120,000	1,120,000			
(1)補助金		1,120,000	1,120,000			
	1補助金	1,120,000	1,120,000			
4会館事業収入		1,692,385	1,640,000	52,385		
(1)会館事業収入		1,692,385	1,640,000	52,385		
	1使用料	615,700	590,000	25,700		
	2貸賃料	540,000	540,000			
	3宿泊料	421,325	410,000	11,325		
	4雑費	115,360	100,000	15,360		
5繰入金		530,000	530,000			
(1)繰入金		530,000	530,000			
	1繰入金	530,000	530,000			
6繰越金		86,229	86,000	229		
(1)繰越金		86,229	86,000	229		
	1繰越金	86,229	86,000	229		
7雑収入		154,526	140,000	14,526		
(1)雑収入		154,526	140,000	14,526		
	1寄付金	27,000	20,000	7,000		
	2事務手数料	31,500	30,000	1,500		
	3雑収入	96,026	90,000	6,026		
計		4,733,187	4,659,000	74,187		

歳出の部

科目 款項	目	決算高	予算高	比較 増	比較 減	付記
1協会費		3,068,573	3,128,000		59,427	
(1)会議費		139,202	145,000		5,798	
	1代議員会費	85,565	80,000	5,565		
	2理事会費	53,637	55,000		1,363	
	3事務連絡会議費		10,000		10,000	
(2)事務費		1,195,205	1,193,000	2,205		
	1給与手当	1,013,019	1,014,000		981	
	2負担金	34,767	35,000		33	
	3旅費	109,738	100,000	9,738		
	4需要費	37,681	44,000		6,329	
(3)事業費		1,734,165	1,790,000		55,834	
	1表彰費	137,830	122,000	15,830		
	2弔慰見舞費	57,000	80,000		23,000	
	3防火思想普及費	78,675	135,000		56,325	
	4消防講習費	160,000	150,000	10,000		
	5消防大会費	156,450	150,000	6,450		
	6消防新聞発行費	264,005	231,000	33,005		
	7調査研究費	10,000	25,000		15,000	
	8訓練指導費	75,510	85,000		9,490	
	9互助会育成費		1,000		1,000	
	10物資斡旋費		1,000		1,000	
	11少年消防クラブ指導費		10,000		10,000	
	12無火災運動推進費	718,050	720,000		1,950	
	13陳情費	76,646	80,000		3,354	
2消防会館管理費		1,052,973	1,056,000		3,027	
(1)事務費		703,409	699,00	4,409		
	1給与費	538,389	539,000		611	
	2通信運搬費	124,632	120,000	4,632		
	3消耗品費	16,610	20,000		3,390	
	4食糧費	14,778	10,000	4,778		
	5雑費	9,000	10,000		1,000	
(2)管理費		349,564	357,000		7,436	
	1光熱費	191,765	188,000	3,765		
	2水道料	33,409	35,000		1,591	
	3清掃費	19,045	19,000	45		
	4備品費	15,840	20,000		4,160	
	5諸税費					
	6営繕費	51,963	55,000		3,037	
	7雑費	37,542	40,000		2,458	
3負担金		234,743	227,000	7,743		
(1)負担金		234,743	227,000	7,743		
	1負担金	234,743	227,000	7,743		
4交際費		69,818	56,000	13,818		
(1)交際費		69,818	56,000	13,818		
	1交際費	69,818	56,000	13,818		
5慶弔費		15,000	15,000			
(1)慶弔費		15,000	15,000			
	1慶弔費	15,000	15,000			
6雑費		16,528	17,000		472	
(1)雑費		16,528	17,000		472	
	1雑費	16,528	17,000		472	
7繰出金		130,000	130,000			
(1)繰出金		130,000	130,000			
	1繰出金	130,000	130,000			
8予備費			30,000		30,000	
(1)予備費			30,000		30,000	
	1予備費		30,000		30,000	
計		4,587,635	4,659,000		71,365	

議案2第号 昭和38年度特別会計罹災互助会歳入歳出決算書

1. 歳入高 金 12,542,250円也
1. 歳出高 金 8,524,838円也
差引残高 金 3,817,412円也 これは共済積立金へ繰入とする

歳入の部

科目 款項	目	決算高	予算高	比較 増	比較 減	付記
1積立金		11,981,075	12,180,000		198,725	
(1)積立金		8,501,075	8,700,000		198,725	
	1積立金	8,501,075	8,700,000		198,725	
(2)未経過共済積立金		3,480,000	3,480,000			
	1未経過共済積立金	3,480,000	3,480,000			
2利子		361,175	300,000	61,175		
(1)利子		361,175	300,000	61,175		
	1利子	361,175	300,000	61,175		
計		12,342,250	12,480,000		137,750	

12無火災運動推進費	650,000	720,000		70,000	
13学校教養費	48,000	21,000	27,000		
2消防会館管理費	1,300,000	1,094,000	206,000		
(1)事務費	917,000	783,000	134,000		
1俸給	729,000	601,000	128,000		
2負担金	28,000	22,000	6,000		
3通信運搬費	120,000	120,000			
4消耗品費	20,000	20,000			
5食糧費	10,000	10,000			
6雑費	10,000	10,000			
(2)管理費	383,000	311,000	72,000		
1光熱費	178,000	156,000	22,000		1電灯電力費 72,000 2ガス料 60,000 3灯油代 46,000
2水道料	36,000	36,000			
3清掃費	18,000	18,000			
4備品費	20,000	20,000			
5諸税費	1,000	1,000			
6営繕費	90,000	50,000	40,000		
7雑費	40,000	30,000	10,000		
3負担金	330,000	246,000	184,000		
(1)負担金	330,000	246,000	84,000		
1負担金	330,000	246,000	84,000		
4交際費	40,000	40,000			
(1)交際費	40,000	40,000			
1交際費	40,000	40,000			
5慶弔費	15,000	15,000			
(1)慶弔費	15,000	15,000			
1慶弔費	15,000	15,000			
6雑費	17,000	17,000			
(1)雑費	17,000	17,000			
1雑費	17,000	17,000			
7借入償還金	180,000	130,000	50,000		
(1)借入償還金	180,000	130,000	50,000		
1借入償還金	180,000	130,000	50,000		
8予備費	20,000	30,000		10,000	
(1)予備費	20,000	30,000		10,000	
1予備費	20,000	30,000		10,000	
計	5,113,000	4,669,000	444,000		

議案第12号　昭和40年度特別会計罹災互助会歳入歳出予算

1. 歳入高　金 12,480,000円也
1. 歳出高　金 12,480,000円也　差引残なし

歳入の部

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	節	金額	付記
1積立金			12,180,000	12,180,000					
(1)積立金			8,700,000	8,700,000					
	1積立金		8,700,000	8,700,000					
(2)未経過共済積立金			3,480,000	3,480,000					
	1未経過共済積立金		3,480,000	3,480,000					
2利子			300,000	300,000					
(1)利子			300,000	300,000					
	1利子		300,000	300,000					
計			12,480,000	12,480,000					

歳出の部

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	各目明細 節	金額	付記
1見舞金			7,910,000	7,910,000					
(1)見舞金			7,910,000	7,910,000					
	1見舞金		7,910,000	7,910,000					
2事務費			395,000	395,000					
(1)事務費			395,000	395,000					
	1審査委員会費		60,000	60,000					
	2強化費		240,000	240,000					
	3旅費		50,000	50,000					
	4通信運搬費		20,000	20,000					
	5印刷費		10,000	10,000					
	6消耗品費		15,000	15,000					
3未経過共済積立金			3,480,000	3,480,000					
(1)未経過共済積立金			3,480,000	3,480,000					
	1未経過共済積立金		3,480,000	3,480,000					
4繰出金			592,000	592,000					
(1)繰出金			592,000	592,000					
	1繰出金		592,000	592,000					
5予備費			103,000	103,000					
(1)予備品			103,000	103,000					
	1予備費		103,000	103,000					
計			12,480,000	12,480,000					

議案第13号　年度内一時借入について（評細略）

議案第14号　役員の改選について（評細1頁掲載）

報告事項第1号　特別会計罹災互助会共済積立金の現況

共済積立金現在高　金 20,430,992円也　昭和40年2月28日現在
内貸付金　金 2,000,000円也　特別会計消防会館建設費に貸付 150万円
放松野前会長葬祭費に貸付金50万円
差引現金　金 18,430,992円也（預金）

報告事項第2号　特別会計秋田県消防会館建設資金収支状況調

（40. 3. 10、現在）

支出の部

科目	計画予算額	支出済額	支出を要する額	計	付記
1建設費	17,690,000円	17,710,450円		17,710,450円	
2備品費	1,850,000	1849,502		1,849,502	
3事務費	1,178,000	1,177,958		1,177,958	
4償還金	4,640,000	2,600,000	2,040,000	4,640,000	
(1)元金	4,100,000	2,600,000	1,500,000	4,100,000	
(2)利息	540,000		540,000	540,000	
5雑費		26,000		26,000	
計	25,358,000	23,363,910	2,040,000	25,358,000	

収入の部

科目	計画予算額	収入済額	収入見込額	計	付記
1醵出金	6,000,000円	5,064,850円	935,150円	6,000,000	
2寄付金	6,227,000	6,227,450		6,227,450	
(1)互助会寄付金	3,500,000	3,500,000		3,500,000	
(2)特志寄付金	2,727,450	2,727,450		2,727,450	
3補助金	8,000,000	8,000,000		8,000,000	
4借入金	4,100,000	4,100,000		4,100,000	
5繰入金	1,228,000	130,000	893,803	1,023,803	
6雑費	3,000	6,747		6,747	
計	25,358,000	23,529,047	1,828,953	25,358,000	

◎支出を要する金2,040,000円には収入見込の金1,828,953円と手持金165,137円を充当するものとする。

	随時	2. 消防職団員の在職中の死に対する弔慰 3名	35,000円
	〃	3. 消防職団員の永年勤続退職者に対する慰労 50名	30,000円
	11月中	一般県民に対し防火思想の普及宣伝のため，次のことを行う	
		1. 支部と共催による防火弁論大会の開催10支部分	30,000円
3防火思想の普及	125,000 7月中	2. 婦人防火座談会の開催 2回分	30,000円
	11月中	3. 防火ポスター配布 3,000枚	30,000円
	〃	4. 防火展の開催 1回分	20,000円
	6月中	5. 防火作品の募集（ポスター標語）	15,000円
4消防講習	150,000	随時 消防知識の啓発，消防技術の練磨のため支部と共催して消防講習会を開催する。 10支部分	150,000円
5消防大会	240,000	8月中 消防人の志気の昂揚，消防施策の研究，消防関係者相互の連絡協調を図るため横手市において全県消防大会を開催する。 1. 会場費 50,000円　5. 雑費 10,000円 2. 印刷費 30,000円　6. 決議事項陳情費 40,000円 3. 組織会費 100,000円 4. 自動車賃 10,000円　計 240,000円	
6消防新聞の発行	240,000	毎月25日 防火思想の普及，消防知識の啓発，消防人の志気の昂揚および市町村への連絡通信のため消防新聞「消防秋田」を毎月25日に3,000部を発行し，各市町村長，各市町村消防団消防幹部（副分団長以上の幹部）その他消防関係者へ無償配付するものとする。 1. 印刷費および発送料等 12ヶ月分	240,000円
7調査研究	25,000	随時 消防戦術，消防施設，予防科学等研究のための専門研究部会ならびに研究発表会の開催および先進地視察を行う 1. 部会の開催 2回	15,000円
		2. 先進地視察 1回	10,000円
8訓練指導	87,000	随時 1. 工場会社事業場の消防活動強化のため 関係支部と共催で特設消防団の訓練を行う。5ヶ団分	20,000円
		2. 全県消防大会に附帯する訓練出動団に対する助成 1ヶ団 5,000円　10ヶ団分	50,000円
		同上賞品 3ヶ団分	12,000円
9物資斡旋	1,000	随時 消火器およびその他の消防器具を斡旋し，消防設備の充実を図るものとする。	
10少年消防クラブの指導	10,000	家庭防火の強化を図るため少年消防クラブの座談会の開催或は表彰を行うものとする。	
11無火災運動の推進	650,000	随時 各市町村の町内会或は部落単位に結成された火災予防組合を指導育成し，活発なる予防活動および未結成市町村に対する結成促進を図るものとする。 1. 啓蒙指導費（支部への助成金）	550,000円
		2. 会議および印刷費	100,000円
12学校教養	48,000	〃 秋田県消防学校へ進んで入校する意欲と誇りを持たせるため入校生に対し入校記章（バッチ）を寄贈するものとする。	
計	1,787,000		

議案第11号　昭和40年度歳入歳出予算

1. 歳入高　金 5,138,000円也
2. 歳出高　金 5,138,000円也　差引残なし

歳入の部

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	付記
1財産収入			10,000	10,000			
(1)1基本金利子			4,000	4,000			
	1基本金利子		4,000	4,000			
(2)普通預金利子			6,000	6,000			
	1普通預金利子		6,000	6,000			
2分担金			1,164,000	1,148,000	16,000		
(1)分担金			1,164,000	1,148,000	16,000		
	1分担金		1,113,000	1,097,000	16,000		
	2特別分担金		50,000	50,000			
	3過年度収入		1,000	1,000			
3補助金			400,000	1,120,000		720,000	
(1)補助金			400,000	1,120,000		720,000	
	1補助金		400,000	1,120,000		720,000	
4委託金			650,000	0	650,000		
(1)委託金			650,000	0	650,000		
	1委託金		650,000	0	650,000		
5会館事業収入			2,136,000	1,638,000	498,000		
(1)会館事業収入			2,136,000	1,638,000	498,000		
	1使用料		600,000	540,000	60,000		
	2賃貸料		876,000	624,000	252,000		
	3宿泊料		540,000	384,000	156,000		
	4雑費		120,000	90,000	30,000		
6繰入金			592,000	592,000			
(1)繰入金			592,000	592,000			
	1繰入金		592,000	592,000			
7繰越金			1,000	1,000			
(1)繰越金			1,000	1,000			
	1繰越金		1,000	1,000			
8雑収入			160,000	160,000			
(1)雑収入			160,000	160,000			
	1寄付金		20,000	20,000			
	2事務手数料		40,000	40,000			
	3雑収入		100,000	100,000			
計			5,113,000	4,669,000	444,000		

歳出の部

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	各目明細 節	金額
1協会費			3,211,000	3,097,000	114,000			
(1)会議費			222,000	150,000	72,000			
	1代議員会費		80,000	48,000	32,000			
	2運車会費		72,000	32,000	40,000			
	3事務連絡会議費		10,000	10,000				
	4旅費		60,000	60,000				
(2)事務費			1,203,000	1,187,000	16,000			
	1俸給手当		1,045,000	1,040,000	5,000			
	2負担金		46,000	35,000	11,000			
	3旅費		80,000	80,000				
	4消耗品費		10,000	10,000				
	5図書印刷費		2,000	2,000				
	6通信費		10,000	10,000				
	7備品費		5,000	5,000				
	8雑費		5,000	5,000				
(3)事業費			1,786,000	1,760,000	26,000			
	1表彰費		135,000	135,000				
	2弔慰見舞費		75,000	75,000				
	3防火思想普及費		125,000	125,000				
	4消防講習費		150,000	150,000				
	5消防大会費		240,000	200,000	40,000			
	6消新聞発行費		240,000	210,000	30,000			
	7調査研究費		25,000	25,000	25,000			
	8訓練指導費		87,000	87,000				
	9互助会育成費		0	1,000		1,000		
	10物資斡旋費		1,000	1,000				
	11少年消防クラブ指導費		10,000	10,000				

毎月25日発行

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中谷地町4
発行所 秋田県消防協会
発行責任者 伊藤忠太郎
秋田市大町二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(3)(代)8884

全県消防連合訓練大会の訓練種目規律訓練と決る

五月二十二日午前十一時から消防会館の会議室において、当面する消防協会事業運営上の諸問題を検討するため理事会を開いた。

この日渡部会長をはじめ山本、安田、伊藤の各副会長、佐藤理事長、浅辺、佐藤、藤田、山脇の各理事、理事代理の宮腰代議員に田口、斎藤、佐藤の各監事が出席して次の案件を審議決定し午後三時閉会した。

議案

①理事の推薦について
秋田市消防課長　中山正一氏
県消防課長補佐　樫尾　元氏
(右の両氏を満場一致で理事に推薦、両氏はこれを受諾就任し、直ちに会議に列席した)

協議事項

①全県消防訓練大会の訓練種目について
(八月十日横手において行う予定になっている右大会の訓練種目を、規律訓練、その出場人員を、各支部二十五名と決定した)

②罹災互助会小委員会の開催日程について。
(会議資料収集中であるが資料の集り次第開催することに決定した)

③記念碑について
(継続審議と決定)

④第四回全国消防大会について。
(十一月十五日午後一時から東京都千代田区代官町の日本武道館において開くことになった旨報告されることになり、契約書を取り交すための作業を進めている旨を報告し了承を認めた。)

③無火災県民運動推進の委託事業について。
(無火災県民運動の一つとして、県がこれまで消防協会に対して火災予防組合の結成とその育成のため補助金を出して推進しておったが、本年度からこれを消防協会に対する委託事業とし委託費を六五万円(前年度までの補助金は七二万円)が交付されることになった。)

③北海道、東北七県消防連絡協議会の日程並びに出席者について。

⑤第四回全国消防大会について。
(十一月十五日午後一時から東京都千代田区代官町の日本武道館において開くことになった旨報告し、出席者の範囲は未だ決定していないので決定次第予算措置についての依頼を、各市町村長に出すことに決定した。)

消防団長の一泊教養

消防学校では六月十六、十七の両日、全県の消防団長を自衛隊秋田駐屯部隊に一泊させ、教練訓練を行なうことにし、五月二十九日県厚生部長名で、団長の派遣方を各市町村長あてに依頼した。教養計画の概要次のとおり。

○日時　6月16日午前10時30分～6月17日午後3時
○場所　自衛隊秋田駐屯部隊
○参加者　団長又は副団長
○主なる教科目　①特事講話、②消防行政一般(厚生部長)、③団体生活、規律訓練

全国消防大会・11月15日と決定

消防協会事務局長会議で説明

全国都道府県消防協会事務局長会議が、日本消防協会理事坂主事が出席したが、開会化や団員の連保問題のため、日本消防協会も、一応得れてよいが、研究の要があり、政治的に解決を要する問題もあろうし、法制的に建の緒にいたが、前途なる、お多難である。これまでの第一会議室で行われた。この会議に本県からは保消防行政、特に消防の近代措置しなければならない問題も出て来ると思う。先殿、消防協会の顧問会を開き、消防の前進のため政治力を結集して努力しこうと申合せた。この秋の全国消防大会でも大いにわれわれ消防人の心構えを固めたい、大会が立派な成果を収めるようご協力願いたいと挨拶があった。引続いて立った日清上川事務局長は、このたびの国会で可決成立をみた消防法と消防組織法の一部改政の内容を説明した後、最近の消防界の動向について、①本年度から地方交付税の消防費の算定は、人口一人当り五十二円引上げられ五百三十九円となった。②地方交付税における非常動消防団員の出場手当の単位費用は、本年度は百五十円引上げ三百五十円となった。③消防大学校への入校手当は二千円となるなど僅かではあるが改善されたる。又最近各地で県消防学校において消防員並びに歳入歳出予算を審議決定した後役員の改選を行った。新役員次のとおり。

この講習の受講者は、各郡の福祉事務所消防主任者と各市消防本部の教養担当者であって、講習科目は適常点検と小隊訓練の術科、訓練の実施要領と採点要領の説明となっている。

支部長に
湯沢市消防団長　山脇　新八氏(新)
副支部長に
雄勝町消防団長　小山田吳太郎氏(新)
皆瀬村消防団長　藤原　賢一氏(新)
羽後町消防団長　黒沢　圭助氏(新)
県消防協会代議員に
右副支部長全員

日消連絡事項

①昭和四十年度の事業計画について。
②昭和四十年度の予算について。
③昭和四十年度の金費について。
(以上は、去る二月十一日の代議員会で議決されたものであって、それを説明し、協力を願うという趣旨であった。)
④第四回全国消防大会について。
(1)期日　11月15日
(2)時間　午後1時～5時
(3)場所　東京都千代田区代官町一五　日本武道館
(4)参加者
五月三十一日実行委員会で原案を練め、六月中旬に日消理事会を開き正式決定するが、各市町村の消防団長、副団長、消防主任となる見込み。
⑤広報車の配車について。
日消は、日本自転車振興会から寄附を受け、九〇万円の広報車を四五万円で消防協会に配車するから希望の向きは申込み願いたいという趣旨である。

消防訓練指導者講習会

6月29日・消防学校で

消防課では、八月十日に沢市平清水の料亭石川の大躍進する全県消防連合訓練大会に備え、六月二十九日き、昨年度の歳入歳出決算審議の件や本年度の事業計画並びに歳入歳出予算を審議決定した後役員の改選を行った。新役員次のとおり。

支部長に
湯沢市消防団長　山脇　新八氏(新)
副支部長に
雄勝町消防団長　小山田吳太郎氏(新)
皆瀬村消防団長　藤原　賢一氏(新)
羽後町消防団長　黒沢　圭助氏(新)
県消防協会代議員に
右副支部長全員

危険物火災の対策を研究

先ず薬剤の備蓄と訓練が必要

県では、室蘭港におけるタンカー火災等各地に危険物関係の大災害が頻発しての六月一日県庁正庁に、県内の石油関係業や秋田、船川両港の港湾関係官公庁、消防関係等三十余名の参集を求め、午後一時半から佐藤消防課長の司会で、主として港内における石油火災の防止対策を中心に研究を開き大なる成果を収めた。

冒頭、知事代理の堀江厚生部次長は、昨年の新潟地震で発生した昭和石油火災のことが決定的となったのであるが、そうなると危険物取扱い量は当然増大して来ると思う。昨年の会議で、まことに遺憾だ、この種災害を未前に防止するため、法制的についてお話合いになった。

次いで司会者の佐藤消防課長が既設の石油災害防止連絡協議会の構成や相互応援協定についての説明があった。

この会議では、はじめに秋田、男鹿の両市と仁賀保町の消防長、消防団長等から生部長の説明があった。

その結論としては、新潟や室蘭における石油火災の教訓を生かし、今後の問題点と災害対策について互に質疑応答を交した。

その結論としては、新潟や室蘭における石油火災の教訓を生かし、今後の問題点と災害対策について互に質疑応答を交した。

傍頭、知事代理の堀江厚生部次長は、昨年の新潟地震で発生した昭和石油火災をはじめ、近くは室蘭港の石油火災等各地に危険物関係の大災害が頻発しての取扱い量は当然増大して来ると思う。昨年の会議で、まことに遺憾だ、この種災害を未前に防止するため、法制的についてお話合いになった。

県消防課長補佐　樫尾　元氏
(右の両氏を満場一致で理事に推薦、両氏はこれを受諾就任し、直ちに会議に列席した)

消防被服・神天、タオル手拭、団旗、幕

寺田染工場
秋田県横手市上田中
電話(横手)一三一四
秋田事務所　秋田市楢山南新町上丁三番
出張所　電話③五二八〇(同部)

▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

消防用品の斡旋

消防協会は県下消防機関の福祉厚生のため、各種消防用品の斡旋を致しておりますが、県内各方面から好評を博しております。

最近消防用品も多種多様販売されており、中にはいかがわしい品も見え、且又暴利をむさぼっている商人もあるやに聞きます。勿論本会では斡旋致します物資にはそのようなものは一つもなく本会はこの点については特に細心の注意を払い信用のお品をできるだけ安くと努力しております。必ず貴様の協会を御利用下さいますよう御願い申上げます。(秋田県消防協会)

支部だより

○湯沢市支部
雄勝郡支部
五月七日午前十時から湯

トーハツ消防ポンプ
国家消防本部検定合格品
40馬力
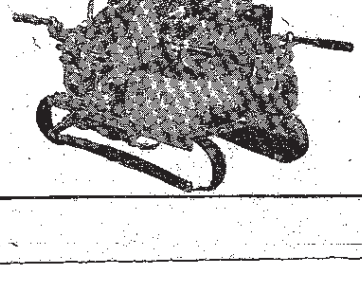
10馬力 空冷式 C1級
20馬力 水冷式 B3級
40馬力 水冷式 B2級
御買上はアフターサービスの充実せるカタログ進呈！
森田ポンプ株式会社
総代理店 株式会社 高義商会
電話(川連)16番18番
日本造機株式会社
高義商事株式会社
電話(横手)1180番，1181番

ジェットホース
消防用 水道用
テトロン
森田式 初田式 各種 消火器 泡沫式 四塩化式 ドライケミカル

田仲工業所 天王町
鹿角自動車整備KK 花輪町
工藤幸吉商店 秋田市
中央モーター商会 本荘市

『野和刈』

の火災を研究（西仙北）

延焼の主因・消防体制の不備

無火災県民過ぎ、仙北郡西仙北町刈和野の四月十三日の夜、どこの横、七世帯が全焼、三千二百戸に上る損害を出した火災を発生させた。県民の皆さん、お早うございます。

皆さんご承知のように、新聞やラジオ、テレビで報道されて居りますように、近頃は毎日のように各地に火災が発生し、かなり被害を受けておりますことは、非常に残念なことであります。

今朝は火災のことで申上げます。先ず最初に本県における火災の発生概要について申上げますと、

昨年は一年間で、五百七十件の火災が発生し、尊い二十三人の死者と、七百十九棟が全半焼して四百九世帯が焼け出され、七億九千万円余の大きな損害を蒙っております。この五百七十件の火災を四季別に調べてみますと、

一位が三月から五月までの春先で二〇〇件、二位が十二月から二月までの冬期で一六三件、三位が九月から十一月までの秋口で一一〇件、四位が六月から八月までの夏場で九七件となっております。冬期から春にかけて一番多く火災が発生しております。

このことは、毎年共通した現象でありますが、今年の春先は二〇〇件、二位が十二月から二月までの冬期で一六三件、三位が九月から十一月までの秋口で一一〇件、四位が六月から八月までの夏場で九七件となっております。冬期から春にかけて一番多く火災が発生しております。

次に、最近発生する火災の主なる原因でありますが、昨年一年間の火災原因をみますと、子どもの火遊等が大部分であります。月農作業ができないで困っている状況であります。

次にどうして火事を出す人会等の幹部など四十数名の参集を求め、佐藤消防課長司会の下に、この火災の研究会を開いた。

午後一時二十分、疋田消防係長の開会のことばに引続き、佐藤消防課長は、十日の夜中に御当町に発生した火災で住家七棟、七世帯全半焼、一人の焼死者を出したことについて、本日三日の真夜中に御当町に発生した火災の出た場合に、このような研究会を開くことになっている。

今日のお話合いは、火災予防課長さんその外この道の権の予防面から消火活動面に亘る。研究会はあたかも「殿者の方々がお出でになり、この研究会は、国からの指示で昭和三十二年から開いしている向きもあるようだ長司会の下に、この火災の研究会を開いた。

午後一時二十分、疋田消防係長の開会のことばに引続き、佐藤消防課長は、十日の真夜中に御当町に発生した火災で住家七棟、七世帯全半焼、一人の焼死者を出したことについて、本日三

消防施設整備費 国庫補助内示

総額一千五百六十四万円

消防課で昨年暮から各市町村に呼びかけ、本年度の消防施設整備費に対する要望事務にかかり、新年早々全県の要望を取りまとめて知事名で自治省消防庁長官あて要望し、その後も引続き課員を派遣して折衝しておったが、この程消防庁からその内示が入った。

それによると、補助金の総額は一千五百六十四万円で昨年に比較して五百四十万円の増であり、その内訳次のとおり。

▽ポンプ自動車　一台（風折はしご付）（秋田）
補助金　二八八万円

▽ポンプ自動車　一一台
能代市、本荘市、男鹿市十和田町、鷹巣町、藤里村、大内村、協和村、雄物川町、雄勝町、習後町
補助金　六七八万円

▽小型動力ポンプ　三三台（カッコ内の数字は台数）
秋田市(1)、能代市(1)、男鹿市(1)、湯沢市(2)、大曲市(2)、小坂町(1)、鷹巣町(1)、森吉町(1)、八森町(1)、山本町(1)、琴浜村(1)、雄和村(1)、仁賀保町(1)、西仙北町(1)、田沢湖町(1)、協和村(1)、南外村(1)、西木村(2)、太田村(2)、千畑村(1)、仙南村(1)、平鹿町(1)、大森町(1)、山内村(1)、大雄村(1)、稲庭川連町(2)
補助金　三六七万円

▽防火水そう　四〇㎥　九
何れも有蓋、各市町一
（注）カッコ内の道は道路用、空地空地用。
秋田市(道)、横手市(空)、大曲市(道)、花輪町(空)、尾去沢町(空)、比内町(道)、田代町(空)、八森町(空)、藤里町(空)
補助金　一一二万円

▽無線電話固定用　一
移動用　二
（注）（固）は固定用、（移）は移動用
秋田市(固)、男鹿市(固、移)
補助金　二九万円

▽火災報知機受信装置　一〇
発信機　三〇
大館市　補助金八〇万円

消友会を結成（横手 平鹿）

5月8日・退職団員七百名余出席

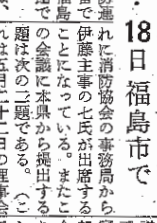
山本会長

横手市と平鹿郡内の退職消防団員連が、かねてから互の親睦をはかるとともに、平素は県が本腰を入れて頑張っている無火災県民運動にお手伝いし、有事の際は出稼ぎなどで手薄となっている市町村消防に協力するような団体をつくりたいと念願し、その動きを見いて副会長以下の役員を選せていたが、去る五月八日出する一方、事業計画や予に横手市前郷の県立横手工算を決め、防災に関する調業高校体育館に、退職団員査や防災思想の普及など無七百余名出席し、県内では火災県民運動に協力するとじめての協力団体「消友ともに有事に際し必要のある会」を結成した。

この日、午前十一時から知事代現の大黒屋厚生部長をはじめ、佐藤消防課長、松野参議院議員、柴田県会議員、武茂横手市長、高橋賀会を開き、会員がこのよ平鹿郡町村会長等多数の来うに一堂に会して楽しく話賓を迎えて開会し、山本三し合う機会を作りたいと申郎氏（県議、県第六消防協会副合せ、和気あいあい裡に午会長）が推されて議長となり、後五時閉会した。規約次のとおり。

横手市平鹿郡消友会規約

第一章　総　則

（名称）
第一条　この会は、横手市平鹿郡消友会という。

（事務所）
第二条　この会の事務所を平鹿福祉事務所内におく。

第二章　目的および事業

（目的）
第三条　この会は、火災予防組合と消防団活動に協力し、もって社会の災厄を防止し人類共同の福祉増進に寄与することを目的とする。

（事業）
第四条　この会は、前条の目的達成のため次の各号に掲げる事業を行なう。
一、消友会の福祉厚生および文化に関する事項
二、消友会員相互間の連絡に関する事項
三、防災に関する諸問題の調査研究および指導
四、防災思想の普及徹底
五、防災講演会、展示会およびレクリエーション等開催
六、消友会ならびに会員および防災功労者の表彰
七、会員ならびにその遺族に対する弔慰見舞金
八、その他この会の目的達成のため必要な事業

第三章　組　織

第五条　会員は次の各号に掲げる者をもって組織する。
一、正会員　退職消防団員
二、特別会員　この会の事業に密接な関係を有する者
三、賛助会員　この会に賛同し会品を寄贈した者

（特別会員等の推せん）
第六条　特別会員、賛助会員は、役員会の推せんにより会長これを委嘱する。

第四章　役　員

（役員）
第七条　この会に次の役員をおく。
一、会長　一名
二、副会長　二名
三、理事　若干名
四、監事　三名
この会に顧問をおくことができる。

（会長の選任）
第八条　会長は理事会で選出する。
2会長はこの会を代表し会務を総理する。
第九条　副会長は理事会で選出する。
2副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
第十条　理事は分会の分会長の職にある者および理事会において特に推せんした者を会長これを委嘱する。
第十一条　監事は理事会において選出した者を会長これを委嘱する。

（役員の任期）
第十二条　役員の任期を二年とする。但し再任を妨げない。

（職員）
第十三条　この会の事務を処理するため職員をおき会長これを任免する。

（資産の保管）
第十四条　この会の資産は理事会の議決を経て会長これを管理する。
2この会の資産中現金および有価証券は、確実なる銀行若しくは信託へ預け入れるものとする。

（会計年度）
第十五条　この会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

（予算とその他の決定）
第十六条　この会の事業計画および予算は、毎年会計年度開始前に理事会で審議し、これを決定するものとする。

（決算の承認）
第十七条　この会の決算は、毎年会計年度終了後六ケ月以内に財産目録および事業報告書とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得るものとする。

（分会の設置）
第十八条　この会は、市町村毎に分会を置く。
2分会長、副分会長は分会の推せんされた者を郡市会長これを承認するものとする。

（分会の経費）
第十九条　分会の経費は分会の負担とする。
2分会の予算および決算は議決後、速やかに郡市会長に報告するものとする。

（規程の制定）
第二十条　分会に関する必要事項は、分会長において定める。

（研究部会の設置）
第二十一条　この会に消防上必要な知識と専門的技術の向上ならびに研究調査のため、専門研究部会（以下部会という）を置く。
2部会の組織運営については別に定める。
附則　この規約は昭和四十年五月八日から施行する。

教習科教養

県消防学校では、五月二十六日午後一時から秋田市寺内字大畑の同校講堂において第六回教習科教養の入校式を挙行した。

この教養期間は、同日から七月二十七日までの六十三日間で、教養の対象は、各市町消防署の初任者と消防団常備消防部の常勤団員で、入校者は次の十名。

消防士村田寿夫（大館）
同柊田務（能代）、同松田信和、同石塚義博、同鈴木重雄、同佐藤信一（以上秋田）、同山崎堅治（大曲）
同高野徳治、同武石貞雄、団員小松由郎（十文字）

生徒・慰霊碑を清掃

情操教育の一つとして

県消防学校（佐藤尚士校長）に在校中の第六回教習科教養の生徒十名は、六月一日の午後三時から森田学校長補佐以下職員の指揮で千秋公園二の丸に集座する殉職消防関係者の慰霊碑を掃き清め、関係者から非常に感謝されている。

この碑には消防組時代から今日まで使命達成のため職に殉した尊い御霊二十六柱が合祀されているもので、消防学校では情操教育の一に取りあげて行ったもの。（写真はそれ）

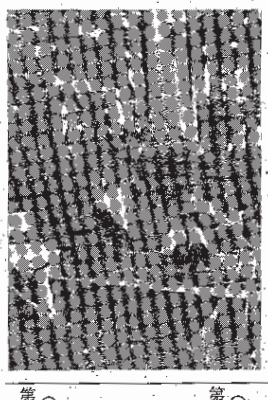

北海道東北七県消防連絡協議会

7月17・18日福島市で

北海道、東北七県消防連絡協議会は福島県の当番で七月十七、十八の両日福島市大町の福島県商工会館で開くことになった。

この会議に本県からは、佐藤消防課長をはじめ、渡部消防協会長、安田副会長、島、山脇の両理事に、消防長、消防署長代表として秋田市の中山消防長、それに消防協会の事務局から伊藤主事の七氏が出席することになっている。またこの会議に本県から提出する議題は次の二題である。（これは五月二十二日の理事会で決定を見たもの。）

①消防施設整備費補助引上げ強化について。
②非常勤消防団員の待遇改善について。

二十五年勤続表彰を新設

優良消防機関に表彰旗も

県ではこのたび表彰規程を拡大し、これまで全然顧みられなかった、官公庁、事業場等の特殊消防機関に表彰旗を授与し功労のある者にも公設の消防団（職）員同様に、有功章を授与することのできるように褒賞の範囲を広げた。

この場合において当該役員定数の過半数の賛成があったときは、会議の議決があったものとみなす。

第六章　資産および会計

（資産）
第十七条
一、資産および事業より生ずる収入
二、補助金および寄附金
三、分会分担金
四、一時借入金
五、その他の収入
2分担金は、理事会において議決し、これを賦課するものとする。

（経理）
第十八条　分会長は、分会の経費を支出する。
2分会長は、分会の経費を支出するときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

（会計年度）
第十九条　この会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

（会計年度）
第二十条　この会の会計年度は、毎年会計年度終了後六ケ月以内に財産目録および事業報告書とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得るものとする。

（会計の報告）
第二十一条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第二十二条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第二十三条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第二十四条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第二十五条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第二十六条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第二十七条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第二十八条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第二十九条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第三十条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第三十一条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第三十二条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第三十三条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第三十四条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第三十五条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

（会計の報告）
第三十六条　分会長は、毎年会計年度終了後、会計年度開始前に理事会に報告しなければならない。

わが国最古の火災報知機
専門メーカー
P型、M型、火災報知機
自動火災感知機
製造／設計／工事／保守
東京報知機株式会社
仙台営業所　所長　末広武雄
仙台市元寺小路八五（中央物産ビル）　TEL ㉒4520

好評新型
◇ラビット号消防ポンプ◇
◇市原自動車ポンプ
◇桜ゴム引ホース
◇被服関係一式
株式会社　協立製作所
能代市畠町追分　TEL (2)6361(代)

（二面より続く）

に対しご質問があったら一つ。

○佐藤(節)　私は火災予防については大いに関心を持っている。先日常備の方で本サイレンを鳴らした。から予防組合の結成について、それが十一時四十五分頃であったとのお話があり、趣旨には賛成であるが、未だ結成には至っていない。

この機会に次の四つについてお答えねしたい。

一点はサイレンのことである。火元と常備との距離は約三〇〇mで、宿直員が火事の音で目を覚し起きたが、その中間とはなくなったのでまた寝た。サイレンの故障で活動についてである。あのとおり無風状態であった。

私はある家に行き、お前の家は大丈夫だ、物を出さなくともいいといっている中に水が出なくなり、その頃が焼けた。現場で、「おら方の消防が役にたたない」という声も出たほどだ。一と十五本の二口で防戦し隊の活動状況を一つ。火災中であるので国員が五人宿直しておった。宇留谷地分団からの電話通報で火事を知り、団長や町長に伺いしたい。

○石川　当夜私が当直で、十一時五十分電話連絡十五頃到着、最初に六号貯水そうにつけようと思ったのかかっていた関係もあるが水がなく、土貫川につけようとしし大由やその他の町村に応援を求め、私の方の望楼では未だ、ホース一〇本延ばし最後に、あのとおりかや茸屋根が沢山焼っているが、この解消をお願いしたい。

○議長　最後のかや茸屋根解消については私からお答いする。火事を大きくしているのはかや茸屋根であり深く寒いので防火週間の初日あたりが丁度いいのではないかと話が決まり、前に七年の二年間、国民年金の特別融資を受けて利子の一部を補給し、その事業を推進し来たが、三十八年度から住宅金融公庫で低利資金を融資することになった。利率は年六分で、窓口は市町村役場であるからご活用願いたい。

○若松　もう少しご説明すると佐藤さんのご質問に着時刻は、十一時五十分頃と推定されるが、その頃は既に東隣に延焼しつつあった。

火点から約三〇〇m離れた第三分団は、十一時五十分頃四号貯水そうに到着ホ七本延ばし、東側の三、午後一時四十六分頃、階下すと、木造二階建の特殊建

イレンを鳴らし、集って来た町民の協力で、事庫の下の貯水そうから水をとって放水をした。その中隣盛であるが、未だ結成には至っていない。

サイレンが未だ警察で間借れし、宿直員が一人という現状だ、こんなところに既に延焼し、加えて三分団の一点は消防で、最初にホース二本延ばし十二時十分頃到着したので土貫川につけ、南側に注水して鎮圧した。土蔵二棟とも焼けたのは屋根ばかりで中には火がふらなかったが、時間的に見て火事に間違いないと思ったので火事に導係がいなかったので困った。

○須川　私の方は、過間に到着、工藤医院前の貯水使えるようにつけ、ホース八本借れて十二本延ばし、北側から防戦した。

○議長　それでは応援部、○佐藤(節)　町長さんにおいて、十一時五十分頃出発、○時五分使えるようなものを、それとの方面の知識が足りない。

○正田　貯水そうの大きさは大体二〇mであるが、四〇m以上でなければならない。

○町長　現在の水道は昭和二十七、八年頃造ったもの。

○中村　いざというときは勿論電話機までジープに積んであったが消防の力でお出でいただいた方々に感謝申し上げる。地元は勿論願いを免れた。今後ともよろしくご援助願いたい。

○佐々木分団長　応援に来て下さった皆様に厚く御礼申上げる。

○伊藤　あのとき、巡備道路の入口に砂利、ドラム缶、柴などが積まれ、非常ないかというようなことを。

○藤田(仙)　私の方も、ご遠慮なくご指摘願いたい。

○若松　川の水は豊富なので、冬期、巡備の問題で、土貫川も夏枯の心配があるが、手取り川ということは要節によっての変化があるので、その取水口からと考えられる。

○議長　支部員さん一つ。

○藤田　私の方にも雄物川あり丸子川あり西仙北と同じく、水道も水圧不足で似ている。

然し大曲には消防署に四十七名という陣容が整っている。

同じ場所から同じ条件で火事が出ればやり直しも出来るが消防はそれは出来ない。災害のあった直後は緊張していても、それが段々各般に亘るお話合いを願い、お知らせしたいと思ったのこのご配慮をお願いしたい。

消防施設を全県的に見た場合、国の定める基準のポンプは、五一％。水は四七％である。これを市町村別に見ると大変開りがある。これを強化するためには補助金制度があり、県でも十年ばかり前全国に魁けて補助金制度をとおり、年年三百万円づつ助成している。本県は火災県で、異状乾燥やフイン現象のときは一対するとも大火になる危険性を孕んでいる。火災の予防には充分ご配慮願いたい。火災予防組織のできていないところは一日も早くつくっていただきたい。

この度の火事の大きくなった原因は、常備の当直者が一人であったとか、貯水そうが小さいため直ぐ水が切れた、そんなことで大火になった。後でよくご相談の上善処願いたい。

○土井　私の不在中に災害を起し隣接の市町村まで応援を頂し煩し何んとも申訳ない。

その上尊い人命まで失ったことは返す返すも遺憾だ。昔から地方では大火といえば刈和野といわれる。私達は大火の絶無を期すべく頑張ったが、本日ご指摘のとおり誠石な体制で本人の努力もない。善処のため大いに努力したい。今後ともよろしくご援助願いたい。

（閉会午後四時）

天職三十年の回顧 (三)

土崎消防署　B　生

当時検討会がなかったため郵便現業室の階段横下に、B生が調査したところ火の粉がパラパラッと落ち発的に燃え出す。この郵便局は明治四十二年で来た。天上を見ると長板頭の建築で、木造二階建の瓦葺で延九七三坪、階下は、が真赤になって燃えているので、火事ぶれをしながら電報、郵便、為替の受付と二階に昇って行ったが二階一、第二、第三のお答にも郵便現業室、庶務室、会議室、局長室等あり、階下の郵便業務室の後に廊下があって小便所、湯沸釜、北側の倉庫等に警がっていた。

当日は年賀郵便取扱いのため業務は極めて多忙、外見の遅れは吹雪のため視界は猛吹雪のため室内は非常に暗く、特別に電灯を十六日増灯して執務中であった。同局の郵便業務主事山

▽防ぎよに欠陥なかったか

現在、B生当直司令として、現場指揮者の立場で申告され、余儀なく退却と来た。これは屋根裏の特殊建物、それに明治時代に建て一緒に爆発的燃焼を起すた一面になったところに、屋根裏に仕切りがなくめでもある。各地の学校火一〇〇m〇〇m〇〇m〇〇m積もっている。その屋根裏に火が入ったらたまらない、一瞬の間に燃焼現場についた時、外から火が少しより見えなくとも、これをボヤ程度で消せると判断したのは大間違い。

「ボンヤが来たときまだ少しより燃えていなかった」このように流いたのは消防の下手な証拠だ」などと弥次馬連はよくいうが、これ秋公園の裏に水道の貯水そうがあったが水量に限りがあった。

（つづく）

▽期　日　七月四日（日）

試験　危険物取扱主任者

7月4日県内三カ所で

県では本年度の危険物取扱主任者の資格試験を七月四日次の要領で、大館市、横手市の三カ所で取扱しがきかないこと、守勢に廻るべきか、攻勢に出るべきかの判断である。攻勢と決意して注水部署を決め、そして放水を開始した。ところが後方に火の手が上り、敵に包囲され、余儀なく退却と来た。

▽場　所　大館桂高校、秋田工業高校、横手工業高校

▽科　目　①基礎物理学、②基礎化学、③危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法、③危険物関係法令。

▽受験資格

（甲種）

①学校教育法による大学若しくは短期大学において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者で六カ月以上危険物取扱の実務経験を有する者③右と同等以上の学力を有すると知事が認定した者（旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、旧師範教育令による高等師範学校等において、化学に関する学科又は課定を修めて卒業した者等）で六ケ月以上危険物取扱の実務経験を有する者。③乙種危険物取扱主任者免状を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者

（乙種）

六ヵ月以上危険物取扱いの実務経験を有する者

▽願書の受付場所

秋田市山王四丁目一ノ一　秋田県厚生部消防課

▽願書の受付期間

五月三十一日～六月十九日

▽受験に必要な書類

1受験願書（写真貼付）2受験資格があることを証明する書類

▽受験手数料

1甲種八百円（収入証紙）2乙種五百円（〃）

二以上の類を受験する場合は、類ごとに五百円、手数料は秋田県収入証紙を納付書に貼付すること。

▽写　真

六ヵ月以内に撮影した正面上半身像の手札型、その裏に撮影年月日と氏名年令を記載し、受験願書の写真貼付欄にはること。

▽編集室より▲

受読者間に、県内の状況をもっと詳しく知りたいとの声が相当大きいようです。編集室でも多彩な紙面に盛り上げるその要望に応えたいなっている。その当時、千秋公園の裏に水道の貯水そうがあったが水量に限りがあった。

（つづく）

▽期　日　七月四日（日）

▽場　所　大館桂高校、秋田工業高校、横手工業高校

▽科　目　①基礎物理学、②基礎化学、③危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法、③危険物関係法令。

▽受験資格

（甲種）

①学校教育法による大学若しくは短期大学において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者で六カ月以上危険物取扱の実務経験を有する者③右と同等以上の学力を有すると知事が認定した者（旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、旧師範教育令による高等師範学校等において、化学に関する学科又は課定を修めて卒業した者等）で六ケ月以上危険物取扱の実務経験を有する者。③乙種危険物取扱主任者免状を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者

（乙種）

六ヵ月以上危険物取扱いの実務経験を有する者

▽願書の受付場所

秋田市山王四丁目一ノ一　秋田県厚生部消防課

▽願書の受付期間

五月三十一日～六月十九日

▽受験に必要な書類

1受験願書（写真貼付）2受験資格があることを証明する書類

▽受験手数料

1甲種八百円（収入証紙）2乙種五百円（〃）

二以上の類を受験する場合は、類ごとに五百円、手数料は秋田県収入証紙を納付書に貼付すること。

▽写　真

六ヵ月以内に撮影した正面上半身像の手札型、その裏に撮影年月日と氏名年令を記載し、受験願書の写真貼付欄にはること

月刊毎月25日発行

消防秋田

定価　1部　10円
発行所　秋田市中台地町4
発行人　秋田県消防協会
編集人　事務局　長　太郎
印刷所　秋田市山王新町二丁目4の21
太陽印刷株式会社
電話(8)(代)8884

全県消防大会 連合訓練大会 実施要綱きまる

6月19日の理事会で

県消防協会では六月十九日午後一時から消防会館二階会議室において、当面する消防協会事業運営上の諸問題を検討するため、理事会を開いた。

この日は、渡部会長をはじめ山本、安田の両副会長に佐藤理事長、中山、佐藤藤田、櫻尾の各理事、田口斎藤の両監事それ以理事代理の田中、猪俣、黒沢(主)の各代議員が出席して次の案件について慎重審議し、それぞれカッコ内のように決定し、午後三時閉会した。

▽全県消防大会の実施要綱について

(①目的―消防人の士気昂揚、消防施策の研究、消防知識の啓発および消防関係者相互の緊密なる連絡を保ち、もって自治消防の強化発展を図るもの。②服装―制服(甲種、乙種何れでもよい)。③来賓―(略)、④提出議題―一支部二件以内とする。但し役員会の調整により支部の説明を統一することがある。七月二十五日まで県協会に提出する。

▽全県消防連合訓練大会の実施要綱について

(①目的―全県消防団員を、消防訓練礼式に習熟させるとともに、正整な消防精神を涵養し、もって、消防諸般の要求に適応する消防力を強化することを目的とする。②―連合訓練出場の部隊の宿泊については斡旋に努めるものとするも、大会参加者の宿泊については、つとめて各支部において還定のこと。③消防施設の見学―大会の翌日は横手市の消防施設を見学する。大会および連合訓練の日程―別項そのとおりとする。)

▽全県消防連合訓練大会の実施要綱について

(①目的―全県消防団員を、消防訓練礼式に習熟させるとともに、正整な消防精神を涵養し、もって、消防諸般の要求に適応する消防力を強化することを目的とする。②―連合訓練出場の部隊の宿泊については斡旋に努めるものとするも、大会参加者の宿泊については、つとめて各支部において還定のこと。③消防施設の見学―大会の翌日は横手市の消防施設を見学する。大会および連合訓練の日程―別項そのとおりとする。)

全県 消防連合 訓練大会 訓練要領

○人員―①一ケ団体の人員は指揮者以下二五名とする。②一ケ団体の人員は、同分団の団員とする。但し当該分団の全団員が二五名未満の場合は、同一消防団の団員である限り、他の同一分団の団員との混成を認めるものとする。

○服装―「消防団員服制準則(昭和二十五年二月四日、国家公安委員会告示第一号)」に則り、斉一し、正しく着装するものとする。

○点検者―審査長とする。但し、審査長が事故あるときは、順次上席の審査員が代理するものとする。

○指揮者―出場分団の長とする。但し出場分団の長が事故あるときは分団の長に次ぐ幹部の者が代理するものとする。

○部隊編成―「消防訓練礼式の準則(昭和二十七年十二月二十九日、国家公安委員会告示第一五号)」(以下準則という。)第一四〇条に定めるとおりとする。但し、押ご及び列外者は置かないものとする。

○出場順序―各指揮者の抽せんにより決める。

○訓練開始準備―訓練開始に先立って人員、服装等を点検し、準備を整え、待機位置に部隊を整列させ待機するものとする。

○訓練要領―①通常点検―指揮者は、点検者が臨場したときに「気をつけ」の号令を下し、点検者が定位についたときに、これに対し部隊の敬礼を行ない、団体名及び人員を報告した後、点検者の左側二歩の位置につき、順次次の号令を下すものとする。

一、番号
二、きょう腰三歩前へ―進め
三、右へ―ならえ
四、なおれ
五、前列四歩前へ―進め
六、後列四歩前へ―進め
七、廻れ―右
八、七歩前へ―進め
九、廻れ―右

③小隊訓練―通常点検に引き続き、次の動作を各一回以上行なうものとする。

一、停止間の動作
・休憩
・任務分担(号令は「番号」)。
・その位置での横隊の整頓
・横隊の右向き及び側面縦隊の左向き
・横隊の後ろ向き
・横隊の方向変換
・側面縦隊の横隊変換
二、行進間の動作
・横隊の直行進
・横隊の後ろ向き
・側面縦隊の行進
・横隊の右向き及び側面縦隊の左向き
・側面縦隊の後ろ向き
・側面縦隊の横隊変換
・行進の停止

指揮者は、以上の訓練が終了したときに、部隊をもとの位置に復させた後、点検者に、通常点検および小隊訓練終了の旨を報告し、部隊の定位につき、ついで点検者退場するときは、部隊の敬礼を行うものとする。

三、通常点検及び小隊訓練における動作は、準則に定める号令並びに要領によるものとする。但し、指揮者は、面向きの動作は、特に必要ない場合は行なわないものとする。

○退場―指揮者に、訓練が終了したら、駆けあし行進により部隊を退場させるものとする。

全県 消防連合 訓練大会 審査要領

○審査の目的―訓練の習熟程度を判定し、全県消防団員の資質の向上を図るとともに、成績順位の決定等に資するためとする。

○判定基準―①動作については、基準得点を二百点とし、不適当な動作一回毎に、二点乃至三点を減ず。②審査員―(イ)「動作」の審査は四名以上(ロ)「所要時」の測定は二名以上。

○採点―別紙様式第一の審査表によって行なう(様式略)。

○集計及び記録―①動作については、審査表に記入された減点符合を換算し減点を計算し、それぞれ基準得点から差し引き、得点を算出する。なお、更にこれを別記様式第二の集計表に集計し、平均得点を算出する。(様式略)。②「所要時間」については、審査表から集計に記入し、得点を算出する。③集計が終了したら別記様式第三の昭和四十年度全県消防連合訓練成績表に得点を記入する。(様式略)

○成績順位の決定―審査長は、訓練が終了したときは直ちに審査員を集めて審査員会議を開き、審査の結果を検討し、特に必要あると認めるときは、主催者の意見を聞き、成績順位を決定するものとする。

○順位決定の基準方針―①成績順位は、得点の多いものを上位とする。②同点のものの順位は、次に定める方法による。(イ)動作の得点の多いものを上位とする。(ロ)動作の得点も同点のときは、訓練の動作の得点の多いものを上位とする。(ハ)小隊訓練の得点も同点のときは、抽せんによる。

○審査員会議―特別の事情があると認めた場合に、前項に定める方法によらないで順位を決定することができる。審査員は、講評に際し、その事由を公表しなければならない。

○順位決定の除外―審査会議で、次の各号の一に該当し、成績順位の格付をすることが不適当であると認めるものについては、得点の如何にかかわることなく、その成績に対し、順位の格付をしないことができる。(イ)本大会実施要綱に違反したもの、(ロ)審査に干渉、又は妨害し、奇声を発する等、規律を乱したもの、(ハ)事故等のため、訓練の継続ができなかったもの、(ホ)その他著しく消防の体面を汚損する行為のあったもの。

大会日程

8月10日(火)第一日目

▽連合訓練
9時　会場集合
9時　受付開始
9時30分　開会、訓練
12時　閉会

▽消防大会
13時　開会
15時40分　閉会

▽懇親会
16時　開会
17時　散会

8月11日(水)第二日目
10時　消防施設見学
12時　横手駅前解散

連合訓練大会次第

①整列
②開会
③開会のことば
④優勝旗返還
⑤知事告辞
⑥協会長挨拶
⑦審査長指示
⑧訓練開始
⑨訓練終了
⑩分列行進
⑪講評ならびに成績発表
⑫優勝旗、優勝杯ならびに賞状授与
⑬参加者代表答辞
⑭万才三唱
⑮閉会のことば

全県消防大会次第

①修礼
②開会のことば
③黙とう(一分間)
④開歌斉唱
⑤第三回全国消防大会において賜ったお言葉捧読
⑥会長挨拶
⑦開催地同長挨拶
⑧議長団選出
⑨前年度大会における議題の処理報告
⑩議題審議
⑪宣言、決議
⑫開催地市長の祝辞
⑬来賓祝辞
⑭秋田県消防の歌合唱
⑮万才三唱
⑯閉会のことば。

罹災団員に友愛

六月十五日の白昼、出火し、工さんの二名に対しては、(原因は未だ判明していない)して、住家、非住家合せて六十七棟が全焼した能代市檜山の大火で罹災した同市消防団の部長山崎金一さん以下十名の消防団員に対し、その翌十六日消防協会の罹災互助会から次の区分により見舞金を贈った。

「類焼した部部長野呂正彦さん以下八名に対しては、金十万円つ。火元の疑いさんに対しては、金五万円ずつ。

罹災者次のとおり。

副部長野呂正彦
〃　斗長　塚本伝蔵
〃　団員　斎藤憲一
〃　〃　鳥井福二郎
〃　〃　鈴木二郎
〃　〃　神馬千代松
〃　〃　勝治
〃　〃　渡部勝太郎

○火元の疑いある
部長　山崎金一
団員　周防勘兵工

消防被服、幕天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
秋田県横手市上田中
電話(横手)二三一四
秋田事務所　秋田市旭山南新町上丁番地
出張所　電話(3)五二八〇(阿部)
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

トーハツ消防ポンプ　国家消防本部検定合格品

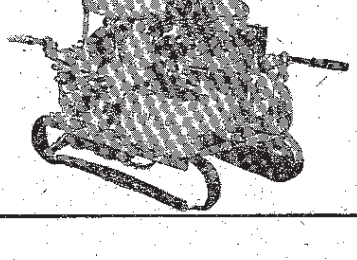

40馬力
10馬力　空冷式　C1級
20馬力　水冷式　B3級
40馬力　水冷式　B2級
御買上はアフターサービスの充実せるカタログ進呈！
森田ポンプ株式会社
総代理店　株式会社　高義商会
電話(川連)56番18番
日本造機株式会社
高義商事株式会社
電話(横手)1180番、1181番

ジュワトホース　消防用水道用　テトロン
森田式　初田式　各種　消火器　泡沫式　四塩化式　ドライケミカル

田仲工業所　大王町
鹿角自動車整備KK　花輪町
工藤幸吉商店　秋田市
中央モーター商会　本荘市

檜山火災

の防ぎょ研究会開く（能代市）

延焼の主因、飛火と水利の不備

六月十五日大いに重視し、一定規模の暫時この席を穢することに の白昼、能代火災が発生したときは必ずする。よろしくご協力願い 市檜山農山崎研究会を開しよう指示があ 華市（73）方り、その要綱に基づいて進 裏から出火し めて参りたい。いろいろな 非住家四立場で、いろいろな角度か て住家四十五棟、 ら、忌憚のないお話合い願 十二棟を全焼せしめ、二千えればまことに幸せであ 七百万円余に及ぶ損害を出めて参りたい。 した火災の防ぎょ方法その と挨拶した後、能代市の宮 他を研究するため、県県消 腰副団長は、非常に忙しい 防課では七月十日午後一時 ときき、檜山の火災について 能代市の山本総合庁舎会議 ご説明願いたい。 室に、能代市と山本郡内消 ○宮腰　檜山は純農である 防幹部や有力者等三十余名 が、昔は城のあった由緒の の参集を求め研究会を開い ある町で、能代市の中心か た。 ら東南東に直線で八キロ、 開会に先立ち午後○時半 狭にあり、檜山川に沿い から復興の雄音高い現場に 東西に走る巾四、五m～ ただき感謝に堪えない。 本日は、将来のためこの 火災を継続に検討し、この 会議を意義あらしめていた 催しを意義あらしめていた 評議員会を控え、何にか 忙しいところ多数ご出席い ただき感謝に堪えない。 本日は、将来のためこの 火災を継続に検討し、この 会議を意義あらしめていた だきたいと挨拶した後、火 災の防ぎょはもとより、火 度の火災で罹災された方々 に心からお見舞い申し上げ るとともに、復興に努力さ れている市ご当局に対して は、深かく感謝する。 ただ今からその火災の防 ぎょ方法その他について研 究会を開くことになるが、 この研究会は決して批判で はない。将来の消防対策上 研究である。国でもこれを

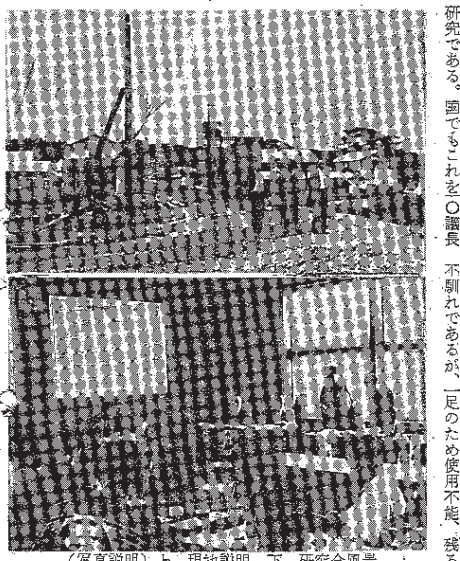

（写真説明）上、現地説明　下、研究会風景

○正田　実施要綱の定める 所、能代市の宮腰副団長を 消防に、二日前から改修の ため水がなく、簡易水道の 消火栓も競矢区域内に三ケ 所あるが、これも水源池の 水不足のため使用不能、残 なお、この地域に昭和十二年頃と三十四年の二回大火を出している。 最後に火災警報について 火元宅の裏をこの川が流れ、川と家の間には三三m² 位の空地があり、その空地 に積み、その北側五〇cm の乾燥注意報や、強風注意報 に接して約三百束の藁を高 さ二m、長さ四m、巾二m 程の藁が約 ○m² に積んでおった。積藁 に、南隣りとの境界線と川 上も吹く。男鹿半島を挟に 秋田市とは大分違う。それ 一言するが、能代は一〇m 以上の風は、年間七〇日以 上あるが、その北側五〇cm の乾燥注意報や、強風注意報 に対するいろいろな希望が 当地では檜山と消防署から これには応じない。一定の 町成り離れた部落に大火が 消防が警戒に当ることがで きれば結構であるが、でき ながったら、予防組合か、 隣り組が交代に当ることか 自ら警戒に当ることを考え ていただきたい。 ○議長　それでは、火災発 生時の状況についての説明 を一つ。 ○宮腰　火元の嫁キクさん（40）が用事のため檜山郵 便局（三軒おいて北隣）の 一本道路の悲しさ、已むな く檜山川の対岸に水利部署 を置き南風の風横から防戦さ せた。 次に応援出動していただ いた山本町の活動について 申上げると、第一分団の現 場到着は二時三十五分頃 で、風上に位する町の入口 を知らせ、直ぐ引返したと きは、隣が炎を上げて燃え た。 ○議長　消防活動について 申し上げると、消防署では 水利部署として、防ぎょも又 は、二時四十分頃で、これ は第一分団と同じところに 当ったといっていた。 私は市民号より檜が遅れ て現場に臨み、直ぐ前線に 出て現場の様子を見た が、防戦中 火勢が猛烈を極め、 の市民号部隊が火に囲まれ て危険に思ったので、直ぐ 後退を命じた。 桑畑のような 延焼区域 であるが、私は一目見て全 滅と判断する位物凄かっ た。 ○工藤　応援要請がもう少 し早くできなかったか。 ○宮腰　私の方としては、 現場の状況を見た上でなけ れば対策ができない。時間 的に見れば、私の方が未だ 現場に着かない中に、あな たの方が出動していたこと なんだ。 なお、檜山は、前日まで 水利を自然に埋めたあった 延焼が既に道路両側に拡大 でその方面にお願いしたい。 更に、証付消防は、農繁 期の出動などどうしても遅れ る。消防署のある能代など では、気象的に危険と思わ れるときは、パトロール制 をとったらどうか。 ○宮腰　ご意見結構である。私の方でも先年、パト ロール中火事に遭った。そ のようなときは確かに有効 だ。しかし、区域が広いの で、パトロール中、他の地 域に事が起ると集中に困難 だ。大いにこれは、検討と 決断を要する問題である。 ○宮腰　ここばかりでなく、 水利の不備なところは合併 地域に非常に多い、年次計 画でやっているが、ここに 未だ手が届かなかった。 ○清水　地元の声は、強く 政治に反映するものである が、地元にその意欲がなか ったか。 ○宮腰　座談会の際、消防 ○正田　今年、秋田市では 市神田、男鹿市では大倉、 ○宮嶋　火災警報の発令基 準に対する。それを参考に していただきたい。 ○清水　危険地域では、防 災ぎょの訓練をしておくの が当然と思うが、 ○宮腰　先側申上げたよう に、春の防火週間期間中に 自ら警戒に当ることを考え ていただきたい。 ○宮嶋　火災警報を出せば 消防の体制はどう補強され るか。 ○宮腰　消防団員は二割程 度出て、警戒巡りに当る。 ○議長　ご意見を一つ。 ○清水　檜山川があっても これを使うための道路がな あると思う。 ○田口　私の方でも応援し ようと思って能代に伺った 然、必要があればお願いす ことであった。一本道路の ことは私も知っているが、 川向いでもいいから迂間道 路は絶対必要だ。 ○正田　これから整備計画 をたてることと思うが、農 道兼用でもいいから迂間道 路が欲しい。川から水を取 ることのできる消防道路も 必要だ。しかし、増減の甚 しいこの川では、これのみ 知り、直ちに第四出動を指 令し、タンクを積んだ市民 路の桑もあるが、貯水そう をとともに、地元分団に 出場を求め第四、五分団に の普通二台を出動させた。 本道路だ。今、土地改良事 業が盛んに行われているの で、組合長が各戸の火 の無線電話で、全分団の出 動命令があったので、直ち に大サイレンを鳴らして全 分団の出動を促し、第二、 第三分団を本署に待機させ ては情報が入り、向能代に だけで、全分団のポンプ せたが、山火事には、大体 的に見れば、私の方が未だ 現場に着かない中に、あな たの方が出動していたこと になる。 ○石井　町の入口の辺に 遊係を出してあったか。 ○宮腰　その余裕はなか った。 ○議長　ご意見があったら一つ。 ○正田　最も条件の悪い所からの出火で容易でなかったと思うが、判断が甘かったため市民号が突込み過ぎた嫌いがある。又かや葺屋根が点在しているので、明願っているのであるが、これについてのご質問を一つ。 ○斎藤　川沿いにのみ筒先を配したのは麓に落ちなかったため市民号が突込み過ぎた嫌いがある。又かや葺屋根が点在しているので、明願っているのであるが、これについてのご質問を一つ。 ○斎藤　川沿いにのみ筒先を配したのは麓に落ちなかったため市民号が突込み過ぎた嫌いがある。又かや葺屋根が点在しているので、明願っているのであるが、これ ○議長　火災発生時の状況と防ぎょ活動についてご説明願いたい。 ○宮腰　飛火のため、殆んど同時に燃え、連絡の余裕がなかった。 ○宮嶋　地元分団が現場に到着したときの火勢と、その活動状況をお伺いしたい。 ○上田　市の総務課長が会議のため役所に来ていて、中上げると、第一分団の現場到着は二時三十五分頃であるが、地元の小型動力ポンプが現場に来たときは、火元の風横三軒目に最早や火が燃え移ろうとしており、地元分団はその家の直ぐ裏の川で水をとり、そこの防ぎょに当ったといっていた。 ○議長　事後対策を一つ。 ○宮腰　今、市役所で計画中であるが、それによると、現在の道路を約二倍位に拡巾し、檜山川の対岸に迂廻することのできる道路一本を新設する計画があ ○議長　長時間貴重なご意見をいただき、感謝に堪えない。予防体制、水利施設、防ぎょ活動等消防各般に亘る問題をご研究願ったのであるが、大いにご参考にしていただきたい。 ○議長　又施設の整備については国庫補助並びに県費補助を大いに活用するようご配慮願いたい。火災予防組合の育成についてもご努力願いたい。 ではこれで閉会する。

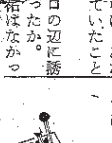

出席者

県消防課　樫尾課長補佐
能代市　足田消防係長
〃　宮嶋主事
〃　山本福祉事務所　高階所長
〃　上田消防長
〃　畠消防団長
〃　宮腰副団長
〃　田口消防団長
〃　斎藤消防団長
〃　田村消防団長
〃　工藤分団長
〃　石井副分団長
〃　長谷川消防団長
〃　清水消防団長
〃　琴丘町
〃　二ツ井町
〃　山本町
〃　八竜村
外二十数名

第四回 全国消防大会実施要綱

6月17日・日消理事会できまる

日本消防協会では六月十七日午後二時から日消会館二階の会議室において理事会が開き、今秋、日本武道館において、天皇陛下をお迎いして開催する第四回全国消防大会の実施要綱を審議決定した。この会議に本県の渡部消防協会長も日消の理事の資格で出席したが、実施要綱の概要は、次のとおりである。

実施要綱の概要

○名称＝第四回全国消防大会

○主催＝財団法人日本消防協会、全国消防長会

○後援＝消防庁、全国知事会、同市長会、同町村会

○目的＝全国消防の士気の昂揚を図り、消防体制を拡大強化し、もって消防使命の達成を期する。

○日時＝11月15日（月）午後一時～五時

○参加者＝県消防課長、消防団長、副団長、消防長、消防庁音楽隊）②着席、③開会、④開会の辞（午後一時、日消副会長）⑤熱禱（一分間、殉職消防関係者慰霊）⑥挨拶（日本消防協会長、全国消防長会長）⑦議事（イ）議長、副議長指名、（ロ）意見発表、消防団代表二名、消防長、消防署長代表一名）⑧小憩、⑨天皇陛下奉迎（午後二時三十分）、⑩臨御⑪奉迎の辞（日本消防協会長）⑫お言葉、⑬聖寿万才（全国消防長会）、⑭奉送（奏楽）⑮挨拶（内閣総理大臣、自治大臣）⑯宣言（日本消防協会副会長、全国消防長会副会長）⑰決議（全国消防長会副会長）⑱来賓祝辞（衆議院議長、参議院議長、全国知事会長）全国市長会長、全国町村会長）⑲第四回全国消防大会万才（消防庁長官）⑳閉会の辞（全国消防長会副会長、㉑閉会（午後四時三十分の予定）

○天皇陛下行幸時の役割＝①先導者、日本消防協会長、②奉迎者（帝立全国消防協会長、自治大臣、消防庁長官、同次長、日本消防協会副会長、全国消防長会副会長、日本消防協会長、全国消防長会募務局長、全国消防長会事務局長、東京消防庁長官、防庁総務部長

上級幹部科教育（消防大学校）

8月9日～9月4日

消防大学校では第七期の上級幹部科教育を来る八月九日から九月四日まで開かれる。○目的＝最新の消防実務と高度の知識、技術を修得させ、上級幹部としての識見と能力の涵養を図ることを目的とする。○期間＝8月9日～9月4日○入校＝8月8日（日）13時まで○入校資格＝(イ)消防長（その予定者を含む）又は消防署長の職にあること、(ロ)消防監又は消防司令長の階級にあること。○教授科目＝①一般教養（二十六時間）＝長官講話、都市消防、外国消防、消防科学、地方財政、管理論（人事管理、心理学、話し方の技術、安全管理）、②消防運用論（九十三時間）＝消防の運用消防制度、消防装備、広報災害対策、消防法規、消防力と教養（消防職員の教育、消防力の充実）、予防行政論、予防査察、原因調査、建築物と火災、気象と災害、特殊火災（特殊建物火災、油火災、爆発火災、山林火災、放射線施設の火災、電気火災）、避難誘導対策、地震対象消防戦術（情況判断、部隊指揮運用、消防機器運用）救急業務と演習（二〇、五時間）③研究討議（法規運用、情報交換）施設研究（消研見学施設見学）④その他（四、五時間）＝行事（入校式、修了式）

消防団長自衛隊に入隊

近代的団体生活と規律教養を体験

消防学校では、自衛隊秋田駐とん部隊の協力を得、近代的な団体生活と規律教養を体験し、消防の近代化と幹部の資質の向上を狙い、として、既報のおり、常に部下の統率と指導の地位にある消防団の最高幹部を自衛隊に入隊見学せしめることを計画し、県下の市町村長、同市長会、同町村会長、同市村会長、全国消防長会長、全国消防長会長、消防団長、消防署長代表一名）⑧小憩、⑨天皇陛下奉迎（午後二時三十分）、⑩臨御⑪奉迎の辞（日本消防協会長）⑫お言葉、⑬聖寿万才（全国消防長会）、⑭奉送（奏楽）⑮挨拶（内閣総理大臣、自治大臣）⑯宣言（日本消防協会副会長、全国消防長会副会長）⑰決議（全国消防長会副会長）⑱来賓祝辞（衆議院議長、参議院議長、全国知事会長）全国市長会長、全国町村会長）⑲第四回全国消防大会万才（消防庁長官）⑳閉会の辞（全国消防長会

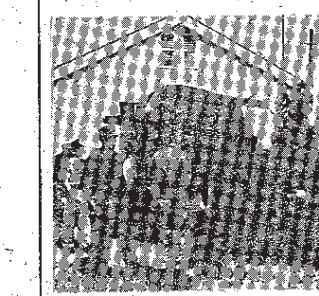

正しく県庁正庁に集り、受付けを終って着席、佐藤消防学校長から二日間の日程説明、聴講見学（60）、銃剣術見学（20）、武器見学（30）、夕食、入浴（70）、映画（本教練展示（20）、就寝（150）、点呼就寝。

第二日目、六時起床、点呼、体操（10）、朝食、整理（90）、司令講話（40）、音楽隊演奏（25）、部隊側との懇談（50）、知事講話（60）、記念撮影、雑談準備（昼食、午後一時半離隊。

かくして自衛隊での全日程を終り、大型バス二台に分乗し雄勝、中亀ノ丁の鳥海荘で二時から反省会を開き、四時散会帰路につく。

（写真は自衛隊服に着替えて飛行機見学の団長連）

参加者

秋田市副団長　村越俊夫
自衛隊幹部代市分団長　辰治
郡の指揮横手市団長　山本三郎
大館市副団長　仲沢良治
本荘市同　佐藤久太郎
同　同　仙北村同
潟関　勇志　千畑村同
山本横手　藤田　仙南村同
南消防団　田中　幸蔵
花輪町団長　文男
十和田町副団長　平鹿町同
長が一同　雄勝川町分団長
を代表し　小坂町団長　伊藤
十文字町副団長　佐藤
に挨拶を　山内　加藤
尾去沢町副団長　吉治
述べ、一　八幡平村副団長　成田　元一
泊二日の　鷹巣町分団長　武田　大雄村副団長
勉強のス　能代市分団長　勇美　稲庭川連町同
タートが　能代市副団長　雄勝町副団長
切られた　比内町副団長　吉太郎　羽後町同
のである　阿仁町同　沢井　作蔵　東成瀬村同
が、一同　花矢町副団長　阿部勘三郎　皆瀬村同
田代町同　野呂田卯吉郎

規律訓練

指導者講習会

全県消防連合訓練大会に備えて

消防課では八月十日に開催領を説明伝達するとともに、これを実際に行って研究し、午後三時閉会した。

県消防連合訓練大会に備えて、六月二十九日県下八福

天職三十年の回顧 (三)

土崎消防署 B生

昭和十四年五月一日午後一カスのジャスの音が流れ二時五十九分男鹿大地震発て来る。苦しい動務も今日は明け方、交代して帰る者に明るく非常にいい気で千秋公園の桜は皆笑顔であった。B生も全快で本丸、二の丸のその十人、土手長の中、B生等はの桜も満開で見頃であった。B生等の桜も満開で見頃であった。

二時半から一路帰宅し「今日は家族連れで花見」と言ひつつ、妻にそうり、赤ウリ、家族の第二類に、赤吉町で流れる。公園から告げ、午前中床に入り二昼記念館前を夜勤務の疲労回復に努め自然発火したものと推定さ

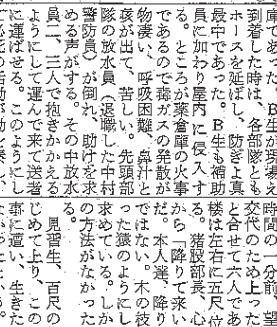

（現地研究）

昭和十四年、地震の発生は皆笑顔であった。B生も全快で千秋公園の桜は満開で見頃であった。B生等はの桜も満開で見頃であった。

二時半から一路帰宅し「今日は家族連れで花見」と言ひつつ、妻にそうり、赤ウリ、家族の第二類に、赤吉町で流れる。公園から告げ、午前中床に入り二昼記念館前を夜勤務の疲労回復に努め自然発火したものと推定さ

こ、サイサイ踊りの太鼓、サた。当時B生等の後輩が十れた。

こんな酷い地震は生れてはじめてである。余震も五分おきぐらいに四、五回もあった。地震の後には火事がつきものである。火事がなければいいナ！と思っている中、かしかに遠くポンプ自動車のサイレンの音がする。火事に何処だろうと思っている中、通町方面に黒煙が上る。その日は、古参の望楼員と一人に見習者が二名引っていて勤務していた。

現場の状況からして、子供が盲目の婆さんを右手で引いて避難しようと門まで来た途端に崖崩れが起りその下敷きになったものと推定された。この崖崩れは、通路と鉄道路を越え、海面にまで崩れ落ちた。

何故その家と道路が地面から七m余も上にあったかと言えば、地質の変動により家の違っている高山に陥没が生じ、道路と建物が起伏した。この部落の状況を聞いて驚いたことは、婆さんが死んだ一軒おいて隣りの五〇m位離れた家では、家屋が家根で作業中、地震が起り、恐怖のあまり、飛び降りることができない、その瞬間地鳴りと雷音と崖崩れが起り、直径一m位もある岩石が飛んで来た。幸い家根屋には当らなかったが、崖崩れの土砂に海に投げ出された。九死に一生を得たが来なかった。

男鹿地震の震度は六で、被害の状況は、次のとおりである。

○死者　一〇、四二二人
○重傷者　一、
○全半没戸数　一、
○被害面積　一三、二三一人
○被害戸数　一三、二三一人
○被害町村数　三一
○場所　男鹿半島周辺地域
○地震　昭和十四年五月一日午後二時五十九分
○発生年月日　昭和十四年
傭部長以下五〇名が船川港泉台部落の崩れて埋没し、頃望楼勤務の見習いか、明日あたりからポンプ操作、油をとられるナー、後輩ができて嬉しい」そんなことチラチラ頭に浮ぶ。眠ったと思ったら妻に起される。時刻は一時半であった。急いで昼食をとり花見の支度、B生晴れ着に着変え、外出女の化粧は永い、時は二時五十九分、B生宅は半島で羽越線の傍である。汽車に似た音が聞こえた。襲来の瞬間、愛宕下の方から聞えた瞬間「アッ地震だ」と叫びながらすることになり、出勤して流水で崖崩れとなったこと、現場には地元と応援に部員全員集合して新任者が揃ってあり、駆けつけて約三百名がその発見現場の状況からして、子供が盲目の婆さんを右手で引いて避難しようと門まで来た途端に崖崩れが起りその下敷きになったものと推定された。この崖崩れは、通路と鉄道路を越え、海面にまで崩れ落ちた。

何故その家と道路が地面から七m余も上にあったかと言えば、地質の変動により家の違っている高山に陥没が生じ、道路と建物が起伏した。この部落の状況を聞いて驚いたことは、婆さんが死んだ一軒おいて隣りの五〇m位離れた家では、家屋が家根で作業中、地震が起り、恐怖のあまり、飛び降りることができない、その瞬間地鳴りと雷音と崖崩れが起り、直径一m位もある岩石が飛んで来た。幸い家根屋には当らなかったが、崖崩れの土砂に海に投げ出された。九死に一生を得たが来なかった。

人採用されその日から教育を受けることになって、「今年発年月日時昭和十四年五月一日午後二時五十九分、男鹿半島周辺地域家の下敷とな場所、男鹿半島周辺地域家のための応援であり、午前七時ラックと消防車一台に分乗して出発した。

現場到着は、午前九時頃であった。現場は、羽立部落で船川港の中間で家屋五戸軒位が高さ六〇m、巾四〇m位と推定される崖崩れに埋没し、盲の婆さんと子供一人が下敷きになっている。

この部落の裏の高台に上水道の貯水池があり、この貯水池に亀裂が生じ、流水で崖崩れとなったとのこと。

B生逃を定められたところを探したが、昼頃まで掘っても発見できなかった。下から順を追って探索したのであるが、地面から約七m位の深さに達し、家財道具も発見し、国道から約三十分後に右手を後ろにした直立不動の姿勢の子供を発見、その三〇cm後に腰を曲げた婆さんを発見したのである。

現場の状況からして、子供が盲目の婆さんを右手で引いて避難しようと門まで来た途端に崖崩れが起りその下敷きになったものと推定された。この崖崩れは、通路と鉄道路を越え、海面にまで崩れ落ちた。

何故その家と道路が地面から七m余も上にあったかと言えば、地質の変動により家の違っている高山に陥没が生じ、道路と建物が起伏した。この部落の状況を聞いて驚いたことは、婆さんが死んだ一軒おいて隣りの五〇m位離れた家では、家屋が家根で作業中、地震が起り、恐怖のあまり、飛び降りることができない、その瞬間地鳴りと雷音と崖崩れが起り、直径一m位もある岩石が飛んで来た。幸い家根屋には当らなかったが、崖崩れの土砂に海に投げ出された。九死に一生を得たが来なかった。

人採用されその日から教育を受けることになって、「今年発年月日時昭和十四年五月一日午後二時五十九分、男鹿半島周辺地域家の下敷となった人の探索。

きとなった人の探索。

地震の翌日秋田警察署長、辻部長以下五〇名が船川港泉台部落の崩れて埋没し、傭部長以下五〇名が船川港泉台部落の崩れて埋没し、家のための応援であり、午前七時に警察署前に集合し、ト

松野家から遺品寄贈

酒本県消防協会の松野会長の遺族から故人の遺志により、先生の生前愛用していた消防関係用品や所蔵の消防関係書画、愛読の同図書等の遺品六十数点がこの程、県消防協会に寄贈された。

この中には古きは、徳川時代の現場指揮用のとび、火除け帽、消防組時代の手旗、刀槍、警防団時代に先生が愛用した被服類から、警察、消防の服装から、警察、消防の生涯の親とも言ての親と生みの親とも言われている松井茂博士の書、先生自筆の揮毫先生が先年、日本消防協会顧正別新のため活躍されたとき、金圓同士との間に交換された情報、先生の講演、挨拶原稿等、日本消防の勃ぎゃや先生の足跡を偲ぶに足る資料ばかり。

遺品は、消防会館の一室に陳列してあるが、将来は、消防思想の普及のため、一般にも公開するよう検討したいと、協会幹部がいっている。

（写真は遺品の一部）

消防一般について

日本消防協会　副会長　松野盛吉

この稿は、この度松野家から寄贈された松野前会長の遺品の一つで、先生が日本消防協会の副会長当時の昭和二十七年七月十七日、本県自治研究所で開いた東北七県町村吏員の研修会で、講師として招かれて講演した原稿であると、記録されている。

諸君、極めて有益なる諸講師よりの話を聞いて申上げますが、詳しく有益なる栄養を摂取せられ、飽和状態にあるとき、私の如き講演を聴くのは定めし嫌悪の感を抱かるる方もあろうと存じますが暫く間ご辛抱を願います。講演の題は、『消防一般について』というご注文によってお話を申上げます。

先ず消防の沿革から申上げます。

一、古代
二、徳川時代
三、明治時代
四、大正時代
五、昭和時代
六、終戦後の現状

と消防の沿革六時代に分けて、簡潔なる様式の下に少々、説明を加えたいと思います。

○古代

わが古代には、先人は火を尊重し、一切の罪悪は火の穢れから発生するものと堅く信じ、常に火の清浄に注意するとともに、火を得ることが、極めて困難であったところから、一度得た火は何とかして永久に保存したいという希望により一族又は一村の中心たる神社の境内に公共建物を設け、又は、焼死者十万八千人と伝えられている有名な明暦三年（西暦一六五七年）の振袖火事において大いに活躍し、翌四年から、二組を用する放水が行われたなったのである。

武家住居にのみ力をいたし、一般町家の火災には力を注がなかったのである。

消防の濫解（はじめ）では、八代将軍告示の時代になって、享保三年（西暦一七一八年）少し改正が進み、人が定住するようになってから、火災のあったときは、手近かの土砂をもって消すことを知り、遂に水で消すことを知ったのであります。然うし、人口も繁殖するに、これを延焼危険もなく、火を失した場合は自業自得で、ただ他人の家に放火した場合においてのみ、その社会悪が問われたようであります。

消防も共同生活が進み、互に延焼危険が生ずるようになってから発達したものでありまして、我が国の消防の発達も、その殆んどが徳川時代の江戸消防に訊ねる外ありません。

○徳川時代の消防組織

①記録によると、慶安三年（西暦一六四八年）十二月二十一日三代将軍家光の時代に火災予防に関する町触れを出した。それによると火災予防は勿論、消防のことも一に自治心の発動にまつべきものであることを強調している。

我が国の消防隊の濫解（はじめ）は元和七年、火消役の設置にありますが、然し組織のやり方は、それより五〇年）六月で、幕府に火消役二名を置き、それぞれ挟持四千石以上の武士をこれに充て、二組の消防隊を編成してからである。

一六六六年九月で、ロンドンの大火は、一六六六年九月で、ロンドンの大火は、翌年はじめて消防隊を組織している。慶安三年は、それより十七年前のことであって、わが国の消防は、世界最古のものである。

②消火方法と火災予防

江戸時代の消火方法は、極めて幼稚なもので、主として破壊消防で、梯子番は火元の家屋に梯子をかけ屋根に登り、纏いを振って組員を励まし、鳶口持ちは燃えさかる家屋を破壊し、水番は玄関の設置にあり、纏いは、火事場における組員の活動を示す目印であり、火事場における組員の活動を示す目印であり、火事場における組員の活動であるという意味ではなく、火事場において、所謂、火消し魂の二つ、「定火消し」と「火消し」とを、いったのである。

消防として、町火消しは義勇消防として治安の維持に努め、明治維新に到った。

○明治時代

維新の風は、百般の旧習を改め、廃藩置県の世となり、明治元年五月、定火消も、大名火消しも陸軍に残って、旧町奉行であった南北市政裁判断で監督することとなったが、同年八月に独立の消防組十六組をつくり、慶応二年、「町火消し」は、純然たる公共義勇消防であって、町内住民に等しく義務を負わされ、奉行の監督の下に組織の中、十一組は、組員は無報酬に等しく行動し、組員は無報酬の下に、火災予防に関する町触れを出した。それによると、火災予防は勿論、消防のことも、仁義且つ義勇の美風を存し、加賀藩のような国持ち大名の定消しとともに、身を捨て義につき、まことに、江戸の華として、永く賞讃されたのである。

であるという意味ではなく、火事場において、所謂、火消し魂の二つ、「定火消し」と「火消し」とを、いったのである。

消防として、町火消しは官自消防と見て、策の功拙は別として、その思想がよく徹底していたといえるのではないか。

○明治時代

維新の風は、百般の旧習を改め、廃藩置県の世となり、明治元年五月、定火消も、大名火消しも陸軍に編入され、旧町奉行であった南北市政裁判断で監督することとなったが、同年八月に加えて、翌年、竜水と称する木製ポンプ二台を輸入し、十二月十一月英国から更に蒸気ポンプ二台を輸入し、十二月から使用を始めている。明治二十七年二月十日、勅令第一五号をもって消防組規則が公布され、はじめて義勇消防に法的地位が与えられたのであるが、その運用の組目は凡て、知事長官に委任されたのである。

○大正時代

大正時代に、官設消防に多少の改変があったが、一般消防には殆んど改変がなかった。

消防の綱領時代

大正十二年九月一日関東地方に大地震火災発生、同十五年に全国消防大会が開催され、これが日本消防協会創設の礎石となり、昭和二年協会が誕生して事務局を東京芝の仙石伯耆守役宅跡に設け現在に至る。

○昭和時代

防団令が交付され、消防組則が廃止、これにより曾っての消防組と民間防空団の官設を置いた。同十八年公布され、翌二十三年三月七日から施行された。これまで、警防行政の一部であり警察の指揮監督の下に行動して来た消防が、完全に警察の傘下を離れて独立し、その責任は挙げて市町村に移譲され、徹底した地方自治の体制となったのである。かくして前もって協議を、かくしてこれになったのである。

昭和二十一年十二月、警察制度審議会は、「消防制度を改善し、その機能を強化するには如何なる方策をとるべきか」という内務大臣の諮問に対し、「消防機能の強化拡充を図るため、消防は警察と分離し、市町村の他の事情から都道府県が一括して実施するのがよい」と答申した。

消防法の施行

消防行政の実体法である消防法は、昭和二十三年七月、現在訓練機関を設置し、消防隊員の訓練を改善し、その機能を強化するとともに、火を得ることが困難であったところから、一度得た火は何とかして永久に保存したいという希望により一族又は一村の中心たる神社の境内に公共建物を設置し、又は「武家火消し」という、警防団員の訓練を行い、火災予防の徹底を期した。

○新消防制度

新消防制度ということは、「消防法第二条にいうところの消防器具を装備した消防吏員又は消防団員の一隊、即ち消防隊の消防能力を意味することは勿論であろうが、消防行政が市町村の固有事務であり、市町村の責任（組織法第六条）である以上、消防本部、消防署に勤務する人々、消防隊の装備、市町村にお明確な認識と、全国民の理解と協力とが不可欠である。

○消防力

消防法第二条にいうところの消防器具を装備した消防吏員又は消防団員の一隊、即ち消防隊の消防能力を意味することは勿論であろうが、消防行政が市町村の固有事務であり、市町村の責任（組織法第六条）である以上、消防本部、消防署に勤務する人々、消防隊の装備、市町村にお明確な認識と、全国民の理解と協力とが不可欠である。

○終戦後の現状

昭和二十一年五月都市警察企画団ヴァレンタイン報告と、同年七月オランダ警防団を組織し、戦時中国内の災害と民間防空を担当したのである。

官設であった消防が、警察の指揮監督の下に、凡て自治体たる市町村に移り、消防の責任も又等げて市町村に帰することになり、消防は自治体の固有事務となったのであって、最火心をも包含するものであるが、市町村の警備と協力とが不可欠である。

消防団の誕生

終戦に伴い、防空事務が消滅し、戦時中の軍国的事務も全く不必要になったのであるが、市町村を監督し得る機関はどこにも存在しない。府県知事も政府も消防については、何等監督権を有しない。政府や知事の動くことは消防自治の侵害であるとして前もって協定し得ることに止まり、義務として、火災予防上危険であると認めて発令する気象官署の通報を、直ちに管下市町村に通報しなければならないという規定があるのみである。

消防職員や消防団員の教養訓練も市町村のするのが原則であるが、水準向上の点から、又財政或は能力その他の事情から都道府県が一括して実施するのがよいと認められるときは、都道府県に訓練機関を設置することができるのである。都道府県の消防訓練機関の職員は勿論、その都道府県の吏員が当ることになっており、現在訓練機関を設置しているところは、二十都道府県に過ぎない。

○消防力

消防力	有形	物的消防力
		消防隊員の技能
	無形	清神力
		住民の警火心

人的消防力

ポンプとは隔離病舎には完備するほどよいが、使いぬ方が、使理想だ。

一、一般町村民の協力
二、町村民皆消防、協力
三、火災予防、警察運動
四、火に対する知識の普及
五、消防運動
六、婦人消防隊の活動
七、産婦、救助
八、焼死、高所よりの飛び降りに注意
旅行時の宿泊所
建物と避難路確認
引率教員の就寝場所

飛火を重視せよ

部民の協力を望む

遺品の中から消防の沿革

松野前会長の講演原稿

好評新型

◇ラビット号消防ポンプ◇

◇市原自動車ポンプ
◇桜ゴム引ホース
◇被服関係一式

株式会社　協立製作所

能代市畠町追分　TEL (2) 6361 (代)

月刊毎月25日発行

消防秋田

定価　1部　10円
秋田市中通町4
秋田県消防協会
発行所
発行人　伊藤忠太郎
秋田市大町二丁目4の21
印刷所　太陽印刷株式会社
電話(0)(代)8884

財源の確保と待遇改善を叫び
『消防の士気場の内外を圧す

全県消防大会

県消防協会主催の第十八回全県消防大会は八月十日午後一時半から横手市並びに平鹿郡各市町村の後援の下に、横手市の県立横手工業高校体育館に於いて開催した。

この日、県内の消防人は日頃鍛えた腕前を遺憾なく発揮し、消防の士気大いに揚がる。午後の消防大会では訓練の実施順序を決める抽せんと開会式や閉会式における部隊行動についての留意がなされた。

その中、景気のよい花火が打ち上げられる。これは開会の合図であることが直ちに平鹿郡各市町村の後援まれ、前日から乗り込んだ手市の県立横手工業高校体育館に繰り出し、市内は消防一色に塗り潰された。一方出場チームは一時間以上も前から会場につめかけ、入り乱れて必勝を期して真剣な予行演習が展開される。

この大会に先立ち、県と消防協会の共同主催で別掲各支部代表十チームによる、通常点検と小隊訓練の連合訓練大会も行われ、各チームとも午前九時半、会場の横手市記念グランドで、出場チームの受付が始まる。開会式は午前十時半、マイクが鳴り、横手市の選手の下に、横威勢のよい赤い襷天の選手を先頭に、二列横隊で会場周囲に二の字型に整列、渡部消防協会長の号令で一斉に敬礼。

市内は消防一色に塗り潰された。一方出場チームは一時間以上も前から会場につめかけ、入り乱れて必勝を期して真剣な予行演習が展開される。

連合訓練大会

栄冠は角館町雲沢分団

午前九時半、会場の横手市記念グランドで、出場チームの受付が始まる。開会式は午前十時半、マイクが鳴り、横手市の選手の下に、横威勢のよい赤い襷天の選手を先頭に、二列横隊で会場周囲に二の字型に整列、渡部消防協会長の号令で一斉に敬礼。

市内は消防一色に塗り潰された。一方出場チームは一時間以上も前から会場につめかけ、入り乱れて必勝を期して真剣な予行演習が展開される。

この日、県内の消防人は日頃鍛えた腕前を遺憾なく発揮し、消防の士気大いに揚がる。午後の消防大会では訓練の実施順序を決める抽せんと開会式や閉会式における部隊行動についての留意がなされた。

その中、景気のよい花火が打ち上げられる。これは開会の合図であることが直ちに平鹿郡各市町村の後援まれ、前日から乗り込んだ手市の県立横手工業高校体育館に繰り出し、

祝辞

秋田県知事　小畑勇二郎

本日、第十八回全県消防大会が盛大に開催され、県下消防界の幹部の方々が一堂に会しまして現下最も重要な諸問題について極めて熱心にご協議、ご検討をつくされ、多大の成果を収められましたことは、午前中の規律訓練行事とともに、今後の本県消防の発展上まことに有意義であったと存じ衷心からお慶び申し上げます。

また、皆様が平素郷土の災害防除に献身され民生の安定と社会福祉の増進に寄与しておられますことに対しまして、この機会に深甚なる感謝の意を表する次第であります。

最近、各種の災害が全国的に頻発する傾向にありますが、本県におきましても例えば、火災の発生状況についてみましても、すでに四四〇件を数え、約七億三千万円にのぼる貴重な財産で、この際お互にこれら法令の内容を充分研究理解し、なお、本日の大会における決議事項につきましては、いずれも主旨は極めて結構なことと存じますので、国に対して要望すべものについては国に対して、また、県、市町村一体で推進すべきものについては、相互に緊密な連絡の下に、それぞれ要望または推進致しまして、できるだけ早期実現の方向で併せて努力して参りたいと考えておる次第であります。

終りに、各位のご健康と本県消防の一段のご発展を心から祈念致しまして、甚だ簡単でありますがお祝いのことばと致します。

前年度大会における決算事項の処理報告

理事長　佐藤尚士

昨年の八月二十四日、本荘市で開催した第十七回全県消防大会において、当面する消防上の諸問題を討議し、それぞれ関係機関に限議、或は要望と決議いたしましたが、あれから約一年になります。その間、われわれ執行部は、理事会一体の原則に立って、決議事項の処理とその実践に微力を尽して参ったのであります。

決議事項

前年度の大会で決議されました事項は、全部で八件でありまして、その第一は大館、北秋田支部から提出されました、「消防施設整備費に対する国庫補助制度の存続についての要望」を内容とするものであり第二は、本荘市、由利郡支部提出の「消防施設の整備充実の為の予算の増額」を要望するもの。

第三は、消防協会が提出した「消防施設整備費に対する国庫補助制度の存続と補助率の引上げを要望」する趨旨のもの。

第四は、能代市、山本郡支部提出の「消防費に対する地方交付税の増額と消防税微収制度の新設を要望」するもの。

第五は、消防協会が提出した「政令による未指定消防署設置町村の追加指定と常備消防部設置町村に対する国庫補助を要望」する趨旨のもの。

第六は、消防協会が提出した「非常勤消防団員の待遇改善を要望」するもの。

第七は、秋田市支部提出の「二十五年勤続者に対する知事表彰制度の新設を要望」するもの。

第八は、男鹿、南秋支部提出の「消防学校の入校者を殖やすため、消防協会の特別措置を要望」するもの。

決議事項のうち政府の行政措置を要するものと、国会の議決を要するものについては、昨年の十月二十三日、二十四日の両日、理事会は関係市町村から特別な協力を得、陳情団を組織して上京し、政府機関は自治、大蔵の両大臣及び消防庁長官等に関するものが二件、衆参両院議長、国会関係は衆参両院議長、同地方行政委員長並びに本県出身の国会議員全員を歴訪して面接の上陳情書を手交し、かつ、これに詳細な説明を加えて、その善処を要望いたしました。

その理由は、当時大蔵省が、補助金制度の全廃を狙い、政府の諮問機関である「国庫補助金合理化審議会」に諮問して、同会から「自治体消防に対する財政援助は立法の趨旨から適当でない」という趨旨の答申を受け、これを機に、補助金を全面的に廃止しようと画策していた重大な時機であったからであります。

陳情の情況

一、政府並びに国会に対する陳情

決議事項のうち政府の行政措置を要するものと、国会の議決を要するものについては、昨年の十月二十三、二十四日の両日、理事会は関係市町村から特別な協力を得、陳情団を組織して上京し、政府機関は自治、大蔵の両大臣及び消防庁長官等に関するものが二件、衆参両院議長、国会関係は衆参両院議長、同地方行政委員長並びに本県出身の国会議員全員を歴訪して面接の上陳情書を手交し、かつ、これに詳細な説明を加えて、その善処を要望いたしました。

二、県に対する陳情

県に対しては、理事会から代表を送り、責任者を訪問して陳情書を手交し、かつ、これに詳細な説明を加えて善処を要望いたしました。

陳情の結果

一、消防施設整備費に対する国庫補助制度の存続と補助率の引上げについては、保険業界等の強い反対で、実現は望み難しの状況であります。

前段の「補助制度の存続」については、全国百五十万の消防団員を中核とする消防関係者の強い反対運動があり、廃止論は遂に影を潜め、逆に本年度は、化学消防施設整備費に対する補助率の引上げについては、政令による未指定消防署設置町村に対する補助金の増額については、本年度から地方交付税における基準額は、本年度から大体八%引上げられております。

（決議事項第一―第三）

前段の「補助率の引上げ」については、本年度は五百三十九万円となり、後段の「消防税」については、本年度から実施の見込みであります。

（決議事項第四）

二、消防費に対する地方交付税の増額と消防税の新設について（決議事項第四）

前段の「追加指定」については、本年の四月一日に百十四市町の追加があり、本県では、花輪、鷹巣、角館の三町が指定され、残るは五城目町となったのであります。同町の指定洩れの理由は、市街地人口の不足のためであり、理事会としては、指定基準の引下げを強く要望し、第三次指定により初期の目的を達するよう運動を続けております。

後段の「財政援助」については、地方交付税の態容補正については、本年度からは、その額では満足できませんので、更に運動を強めて参りたいと考えております。

前段の一地方交付税の増額については、本年度から人口一人当り九十二円引上げられ、前年度まで四百四十七円であったものが本年度から地方交付税における当場手当の単位費用は、一百十円引上げ、前年度までの一百円を三百五十円に引上げられました。

（決議事項第五）

前段の「段階の改正」は未だ実現をみておりませんので、引続き実現のため努力いたしております。第二点の「生存中の叙勲」については、昨年の十一月三日に第一回が行われ、本県では松野前会長が、第二回目は本年の五月三日行われ、本県では、羽後町の柴田前団長が、それぞれ叙勲の光栄に浴しております。

なお、年令も第一回目は満七十五才以上でありましたが、第二回目は満七十才以上と逐次低下の傾向にあります。

四、非常勤消防団員の待遇改善について（決議事項第六）

この内容は、①諸手当の増額、②退職報償金の勤続年数の段階改正、③生存中の叙勲実現等三つの要望であります。

第一点の「手当の増額」については、本年度から地方交付税における当場手当の単位費用は、一百十円引上げ、前年度までの一百円を三百五十円に引上げられました。

第二点の「段階の改正」は未だ実現をみておりませんので、引続き実現のため努力いたしております。第三点の「生存中の叙勲」については、その方法を深く検討することとし、取敢えず、市町村の人的消防体制強化のため、将来はできるだけ多くの団員を消防学校に入校させるこう配意していただきたいと、各市町村長あてに文書で依頼しました。

五、二十五年勤続者に対する知事表彰制度の新設について（決議事項第七）

これは、社事の権限事項でありますので、直ちに了承を得、本年度から実施できるよう表彰規則の一部が改正されました。それに伴う経費も既に予算化されております。

六、消防学校の入校者を殖やすための特別措置について（決議事項第八）

この事業を消防協会が単独で推進するには、多額の費用が伴い、財政的に実行が困難であり、理事会としては、その方法を深く検討することとし、取敢えず、市町村の人的消防体制強化のため、将来はできるだけ多くの団員を消防学校に入校させるこう配意していただきたいと、各市町村長あてに文書で依頼しました。

以上極めて簡単でありますが、前年度大会における決議事項の処理経過と結果について報告いたします。

罹災互助会運営方法の研究結果報告

委員長　宮腰庄太郎

小委員会を代表してご報告申し上げます。

罹災互助会は、十一年前に発足し今日まで運営して来ました。

昨年の大会や代議員会等で出された意見に基づいて理事会では小委員会を設置し、今日まで数回検討を重ねましたが、四月五日の代議員会で中間報告し、八月四日一応の結論を得ております。

互助会は、三十九年度決算で十二年目を迎えるので、積立金残高が、三百三百円に増額し、また給付方法の改善を図り、現在は罹災発生時に全額を給付しております。

三十八年度決算までの積立金は八千八百十一万一千円であり、給付額は五千三百七十万二千円となっており残額は積立金となって取扱っております。

ただし、このうち百二十万円を消防会館の建設資金に貸出しておりますので、現金は二千三百四十九万九千八百六十四円であります。

給付件数は、三十八年度決算で七九一件で年間平均七〇・一件となります。

内訳は、全焼は、五一・九件、半焼は、六件、その他一二・四件となっております。

このように全県二万九千人の会員の拠出は極めて順調であり、将来に安定の自信を持つことができたのであります。

今後の運営については、広く意見を求め、小委員会で検討したのであります。

積立金は、発足当初百五十円でありましたが、赤字として一応の結論を得ておりました。

三十八年度決算までの積立金は八千八百十一万一千円であり、給付額は五千三百七十万二千円となっておりました。

積立金約三千万円は、必ず災害の多過によって変動あるものと思います。罹災件数の低下も考えられますが、過去十一年間の実績によることが健全と考え、次のような結論を得たのであります。

結論

一、積立金の一部を市町村消防施設整備費に融資せよとの要望もあったが、消防協会は財団法人であるため、法的規制上、罹災互助の目的以外に使用することは不可能であるただし、資金の有利安全な管理のため一部預金方法を替えて保管しております。

二、見舞金の増額については、現行の住家の全焼十万円を十三万円に引上げ風水害による建物の流失全半壊については、現行のままとしたい考えであります。

三、また、会員が火元の場合、半額となっている制度は、現行のままとしたいと考えております。

四、火災予防体制の強化、会員の厚生活動を充実するため、向う十年間、毎年百万円づつ予算化して各支部に適正に配分し、活動奨励金として交付するという計画を考えております。

このため、代議員会で規約改正を行ない、実施に移して参りたい考えであります。

以上についてご了承を得たいと存じます。

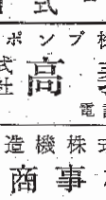

トーハツ消防ポンプ
国家消防本部検定合格品

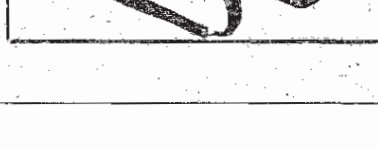

40馬力

10馬力　空冷式　C1級
20馬力　水冷式　B3級
40馬力　水冷式　B2級

御買上はアフターサービスの充実せるカタログ進呈！

森田ポンプ株式会社
総代理店　株式会社　高義商会
電話（川連）16番18番

日本造機株式会社
高義商事株式会社
電話（横手）1180番、1181番

ジェットホース　消防用水道用　テトロン

森田式
初田式
各種　消火器
泡沫式
四塩化式
ドライケミカル

田仲工業所　天王町
鹿角自動車整備KK　花輪町
工藤幸吉商店　秋田市
中央モーター商会　本荘市

議題と提案理由の説明

○非常勤消防団員退職報償金の支払い基準について

（大館、北秋田支部提出）

説明者＝田代町消防団副団長　野呂田卯吉郎

消防組織法第十五条の八の規定により、昭和三十九年四月一日以降退職された我々消防団員に退職報償金が支給されております。ところが、現行の支給は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令別表消防団員退職報償金交付額表により支給されておりますが、十五年以上の精勤者でなければ支給されないのであります。

消防業務に携り、家業を投げ捨てて努力した消防団員が、その職を去るとき、十五年未満であるため、この恩恵を受けることが出来ないのは、甚だ残念でなりません。特に停年制を実施している市町村の消防団員には、このようなことは、数多いのであり、又、今後は、これより更に多くなりま

審議会の中間答申にも見られるとおり、より多くの消防団員がこの恩恵を受けることの出来るよう共済基金法施行令別表の十五年を五年に改正していただきたいというのが提案の主旨にあり、ご審議の上で賛同を得たい。

○無がい貯水そうの防護柵（危険防止のための鉄柵）の義務設置について

（大館、北秋田支部提出）

説明者＝藤琴町消防団副団長　村上　義八郎

無がい貯水そうの設置に対しては、国と県がそれぞれ補助金を出しているが、補助条件の中には防護柵の設置を義務づけております人数に対し、交付税の基準が低く、例えば能代市の場合、七五二名の団員に対しなければならないのであります。

先程の理事長報告のとおり、消防団員の確保を図り、待遇改善策となるよう要望の措置をしたいというのが提案の理由であります。

しかしながら、現行の報酬は、三段階に区分され、最高が一率に二十五年以上とされている関係上、三十年以上、更に

員数を基礎に算定するよう働きかけ四十年度においては、必ず実現を期したい。これが提案の理由であります。

○退職報償金基準額の引き上げについて

（本荘郡支部提出）

（由利郡支部提出）

説明者＝大内村消防団団長　東海林　金二

さきに国においては、非常勤消防団員の処遇改善と

地方交付税の交付基準は、退職防止のため、退職報償金制度を創設して極力自治的諸勢を考慮して十万円に引上げ、名実ともに団員の処遇の措置を併せて団員の処遇の措置を

これはおそらく、全県市町村とも同様であると考えられます。

今後は、市町村の条例団

○かや葺屋根の解消について

（男鹿市支部提出）

（南秋田郡支部提出）

説明者＝男鹿市消防団副団長　佐藤喜一郎

佐家約七万、非住家約四万

十年未満、更に三十年以上

準額が交付されている実情であります。これは永年に亘って勤続している団員に対する処遇改善とはいい難いものと考えます。

これを二十五年以上、三十年以上の四段階に改め、三十年以上勤務した団員に対する基

務一筋に尊念している団員が、火災の発生度数は減少の一途にあります。これは、産業経済の発展に伴ない、県民の生活様式が変化していることなどの要因となっていると考えられるのですが、何んと申しても、かや葺、板葺屋根等可燃質材料の建物が多いことが大きな原因であると思うのであります。

最近の秋田市外旭川、能代市檜山の火災などの例があり、七〇％は可燃質屋根の建物が原因であります。

県においては、三十六年三十七年度の二カ年間、国民年金の還元融資によって

消防の重大使命に鑑み、合わせて十一万七千坪が残ら

現在六百市町村を指定して常備の消防団員の待遇改

出席した。

中央から松村消防庁長官、中野磯、次いで木村福島県知事、山口副会長病気欠席のため、山口副会長代理として）の挨拶があり、終って松村消防庁長官、菅木日本消防協会長、佐藤福島市長、佐藤町村会長等来賓が出席した。

第一日の七月十七日は、午前十時開会冒頭、当番県同市長会長、同町村会会長の挨拶を順で激励の祝辞があった後、

述べ、続いて国歌斉唱、黙祷長の推せんに入り、当番県の山口副会長推挙されて議長席につき議事に入る。

先ず、トップに前年度の決議事項の処理状況が議題となり、田、山脇の両氏）から詳しい説明があり、前年度の当番県幹事県から詳しい報告があってこれを承認、次いで体験意見のやりとりが交され、それぞれ関係機関に陳情或は要望と結論を出した。

現況発表があった。

続いて各道県提出の議題の審議に入り、これについては、各道県代表（本県は厚生、特に遺児の奨学育英制度の確立について（岩手県提出）

（新潟県提出）

（岩手県提出）

（宮城県提出）

（青森県提出）

（福島県提出）

（秋田県提出）

（秋田県提出）

（秋田

皆様の立場を守るのは私のつとめ

青木日本消防協会長語る

七月十七日福島市で開いた北海道・東北地区消防連絡協議会の席上、日本消防協会の青木正会長は、私の責任と任務は皆さんの立場を守ることであると次のとおり語った。

挨拶の内容

日本の消防行政の転換、処遇改善の問題、消防の近代化等大きな問題が山積しているが、私は、日夜活躍している皆さんに対し深く感謝している。私の責任と任務は皆さんの立場を守るためにあるもので、第一線の皆さん方の声を聞きご意見、ご要望を実現するにある、私は消防団員の使命と重責を大いに感じ、いろいろ長期戦化し、遂に日支事変に発展した、町も村も大騒動である、あそこの人にも、この人にもと毎日のように召集令状の送達が続き、町の駅にも村の駅にも、間断なく歓呼の声が上り、出征兵士の歓送でごった返えしている。

秋田の常備消防部からもつぎつぎと応召し、これを補充するため、いくら募集広告しても、さっぱり応募者がない。それは事変のため世の中が浮気づき、われわれのサラリーこそ変りはないが、職人の賃金などは事変前の三倍にも跳ね上ったという活況を呈したからである。常備部員でも職人あがりの者は退職して元の商売に逆戻りする者もあった位であるから、人が益々不足になるうであった。

提出議題に対する感想

要望された凡ての問題は立法の問題、予算の伴う問題でありますので政治力を結集して動きかけなければならない地方の方々と一体化等大きな問題が山積しているが、私は最近過労続きで、可成り多くの剰余金（正しくは積立金）ができた関係もあって、二、三年前から加入者問に①剰余金の一部を消防施設の整備充実のため、市町村に融資できないか、②現在は設立当時と貨幣価値が違う、見舞金の増額について考えていただきたい。

そのためには、ある程度積立金の増額も已むを得ないと思う、③互助会は、火災による罹災だけでなく、風水害にも及ぼすことはできないか、等の意見が出ており、消防協会の執行部も理事会で深く研究して結論を出すと約束しておったが、昨年秋の理事会で、小委員会を設けて研究することになし、その委員は、正副会長に県北代表として能代市消防団の宮腰副団長、中央部県南代表は大曲市の藤田団長が指名され、能代市の宮腰副団長を委員長に互選して研究を続けていたが、八月四日に開いた委員会で次のように結論を出し、同日の理事会で同月十日開催した全県消防大会にも官腰委員長からそれぞれ報告し、明年度から実施する見通しになっている。

小委員会の結論

一、積立金の一部を市町村の消防施設整備充実のため融資してはどうかという意見もあったが、互助会の性質からして融資は違法であることが判ったので融資をしない。

二、見舞金を増額せよという意見については、積立金の年一人三百円はそのままとし、見舞金を贈る災害の範囲を、火災による罹災だけでなく、風水害の罹災にまで拡大する又見舞金額は、これまで住家の全焼に対して十万円を贈っていたものを、三万円増額して十三万円とする。又風水害による住家の流失、全潰についても同額とする。

しかし、見舞金の増額とか、見舞金を贈る対象となる災害の範囲の改正は規約を改正しなければならないので、最終的には代議員会の議決が必要である。

三、過去の実績から見て、地域的に罹災数に大きな隔りがあるが、一部から罹災数の不足な市町村又は支部に、火災予防活動費とか何かの名目で還元するようなことも考えてもいいではないかという意見もあるが、これに対しては、団員の厚生費とか火災予防活動費とかの名目で、明年度から年間百万円の予算をおき、罹災数の不足なところから年次計画で十年間還元する。その比率は理事会で検討し適正を期する。

見舞金を十三万円に増額

風水害にも適用、明年度から実施？

消防協会が特別会計として運営している罹災互助会

天職三十年の回顧

土崎消防署　B生

○求人難

昭和十二年七月七日、盧溝橋事変が勃発して新聞の号外やラジオニュースで連日大騒いの。事変が日増しに深刻になり、いよいよ長期戦化し、遂に日支事変に発展した、町も村も大騒動である、あそこの人にも、この人にもと毎日のように召集令状の送達が続き、町の駅にも村の駅にも、間断なく歓呼の声が上り、出征兵士の歓送でごった返えしている。

応募者なし、いよいよ警備上に支障を来すようになって来る。猪股部長一策を考えた。

『月給三十五円、月に十日の休みあり、被服一切貸与、給食設備あり』

と大書した消防手の募集広告を車庫前に張り出した。

『月に十日の休み』これに心引かれたのか、先ず、履歴書の提出となり、余程条件が悪くないと思った青年達が続々と応募してきた。

先ず、履歴書の提出となり、余程条件が悪くないと思った青年達が続々と応募してきた。

一本越えて茨島に出ると、東北製鋼、東北正料、三菱東北パルプ等の工員の月収は B生等の二倍である。馬鹿でなければ誰も止まらなくても子供が親の顔を忘れ、なかなかそばに寄りつかない。皆工場え工場えと走る。

いくら募集広告をしても、応募者なし、いよいよ警備上に支障を来すようになって来る。猪股部長一策を考えた。

『月給三十五円、月に十日の休みあり、被服一切貸与、給食設備あり』

と大書した消防手の募集広告を車庫前に張り出した。

『月に十日の休み』これに心引かれたのか、先ず、履歴書の提出となり、余程条件が悪くないと思った青年達が続々と応募してきた。

先ず、履歴書の提出となり、余程条件が悪くないと思った青年達が続々と応募してきた。

一本越えて茨島に出ると、東北製鋼、東北正料、三菱東北パルプ等の工員の月収は B生等の二倍である。馬鹿でなければ誰も止まらなくても子供が親の顔を忘れ、なかなかそばに寄りつかない。皆工場え工場えと走る

月刊 毎月25日発行
消防秋田
定価 1部 10円
秋田市中谷地町4
発行所 秋田県消防協会
発行兼編集人 伊藤忠太郎
秋田市大町二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(8)(代)8884

タンカーの炎上と土崎繁華街大火を想定

陸・海・空の総合防災訓練

（秋田市）

「防災の日」の九月一日、晴天に恵まれ、県と秋田市の共同主催で、秋田港と土崎の繁華街を舞台に、秋田港では主としてタンカー火災の防ぎょ、繁華街では避難、救助の訓練を行い、秋田市役所はじめ、消防本部、消防署、消防団、自衛隊、県警、日赤、婦人会日赤奉仕団、隣接市町村消防隊鉄道管理局、電気通信部、東北電力、石油関係会社、土崎防火委員会等約四十団体が参加し、防災史上最大の訓練を展開した。

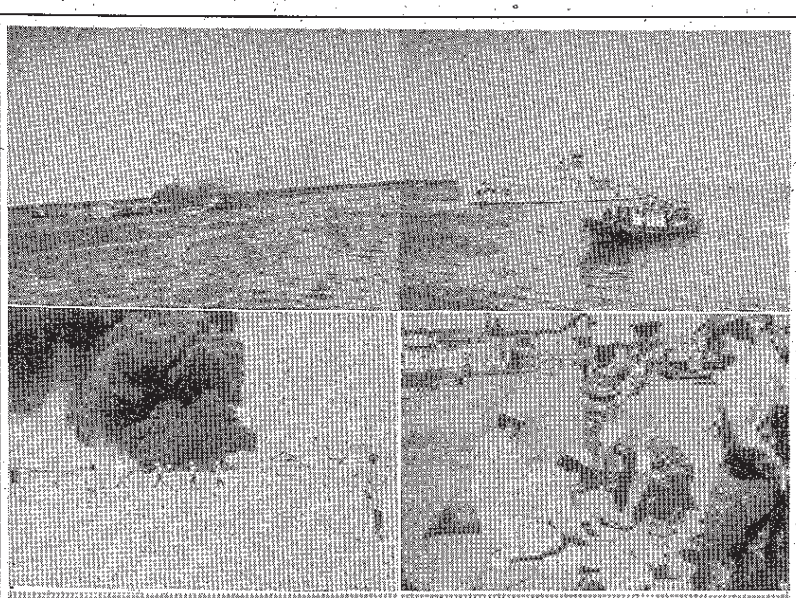

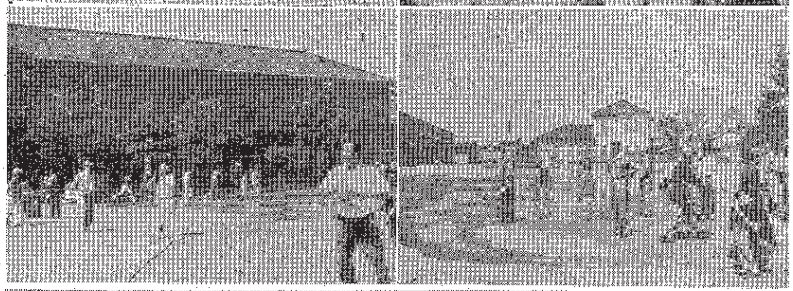

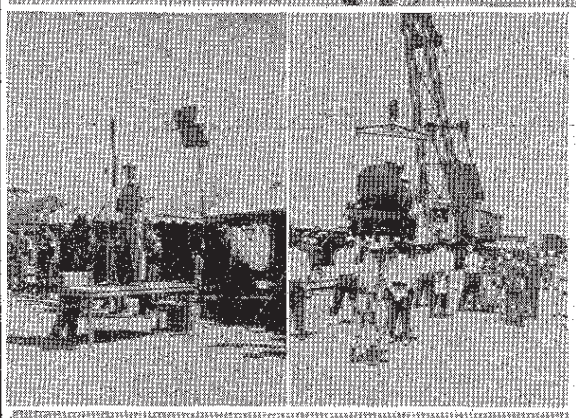

想定

午前八時三十分秋田地方気象台の通報によると、台風〇号が日本海を北上中、これがため本県の沿岸地方の風速は二〇～三〇mに達し、瞬間最大風速は四〇mを記録し、これにより県内各地に相当の被害が発生した模様、又連日の好天続きのため空気が乾燥し、沿岸部は、火災の起り易い状態となっている。それで沿岸の各市町村は火災警報を発するとともに警戒を厳にしている。

午前八時四十分、台風により、県内の主要電話ケーブルが切断され、有線電話が殆んど通話不能となったので、情報は凡て無線によるより施す術べなくなった。県に入った情報によると、沿岸部では風による家屋の倒壊、籾の倒伏などの被害が発生し、台風被害は更に拡大する公算が大きくなっている。

タンカー火災

午前九時半、スマトラ原油一万トンを積んだタンカーが秋田港に入港し、同港一万トン岸壁に接着した消防署部隊は順次岸壁に砲列を敷き、岸壁や陸上への延焼防止に当り、消防団の小型動力部隊は現場区では、東北配電会社は、風で倒れた電柱や断線した高圧線をヘリコプターで空輸した資材を使って復旧作業を行い、他方、鉄道管理局は、臨海地区の専用線で逸走して脱線転覆したという仮想のガソリン積載貨車から出された異状乾燥注意報と強風注意報が未だ継続中、午前十一時現在の気象状況は、南東の風一〇m、のち激励と御礼を兼ねた挨拶があり、続いて小畑知事から日鉱船川製油所に、又、川口秋田市長からは土崎防火委員会外十数団体に、それぞれ感謝状を贈呈して式を閉じ、式終了後、訓練に参加した車輌の殆んど全部が、秋田市消防本部前に移動し、午後二時から始まる分列式とパレードの開始を待つ。

タンカーの船槽にも火が入って炎上火災となった。

荷役用の「はしけ」に重油を燃やして模擬火災を起して一万トンのタンカーに仕立てる。この事故発生を港内を巡視中の海上保安部の巡視艇「みくらに」が発見し、非常無線で県警本部に通報する一方、僚艇「かつら」とともに現場に急行して、タンカーを安全圏内に曳行するとともに港内の航行管制を行い、消防機関現場到着後は、これに協力して消火に当る。

一方土崎消防署でも、これと相前後して望楼発見して、近火信号を発令するとともに、消防部隊に特命出動を指令して防ぎょ行動に入る。

この指令により現場に到着した消防署部隊は順次岸壁に砲列を敷き、岸壁や陸上への延焼防止に当り、消防団の小型動力部隊は現場区では、東北配電会社は、風で倒れた電柱や断線した高圧線をヘリコプターで空輸した資材を使って復旧作業を行い、他方、鉄道管理局は、臨海地区の専用線で逸走して脱線転覆したという仮想のガソリン積載貨車から出された異状乾燥注意報と強風注意報が未だ継続中、午前十一時現在の気象状況は、南東の風一〇m、のち激励と御礼を兼ねた挨拶があり、続いて小畑知事から日鉱船川製油所に、又、川口秋田市長からは土崎防火委員会外十数団体に、それぞれ感謝状を贈呈して式を閉じ、式終了後、訓練に参加した車輌の殆んど全部が、秋田市消防本部前に移動し、午後二時から始まる分列式とパレードの開始を待つ。

油一万トンを積んだタンカーが秋田港に入港し、同港一万トン岸壁に接着した消防署部隊は順次岸壁に砲列を敷き、岸壁や陸上への延焼防止に当り、消防団の小型動力部隊は現場区では、東北配電会社は、風で倒れた電柱や断線した高圧線をヘリコプターで空輸した資材を使って復旧作業を行い、他方、鉄道管理局は、臨海地区の専用線で逸走して脱線転覆したという仮想のガソリン積載貨車から出された異状乾燥注意報と強風注意報が未だ継続中、午前十一時現在の気象状況は、南東の風一〇m、のち激励と御礼を兼ねた挨拶があり、続いて小畑知事から日鉱船川製油所に、又、川口秋田市長からは土崎防火委員会外十数団体に、それぞれ感謝状を贈呈して式を閉じ、式終了後、訓練に参加した車輌の殆んど全部が、秋田市消防本部前に移動し、午後二時から始まる分列式とパレードの開始を待つ。

空中訓練

その頃台風の勢力は余程弱まっていたが、上げ潮と風に押されて港内の増水甚しく、対岸に数名の市民が取り残され、救助を求めている姿を警戒中の県警機動隊と自衛隊が発見し、県警溜めをつくり、これに重油市や五城目町、昭和町の消防部隊等を加え、十数部隊が一斉に活動を開始した。

消防部隊の必死の防ぎょもその火勢には抗し難く、土崎病院や第一小学校も危険に瀕し、避難の已む無きに至り、土崎病院の患者を琴平神社境内に、小学校の児童を、土崎公園に避難させることにし、特に小学校では自衛隊の発煙車から吹き出す煙幕と放水の中を一糸乱れず先生の誘導で秩序正しく無事避難する。

一方婦人会、赤十字奉仕団は見性寺において自衛隊から手ほどきを受けた炊飯具で炊き出し訓練を行い、土崎公園には日赤が救護所を設置し、負傷者の応急手当をし、自衛隊は土崎公園に入浴セットを布設して、避難した土崎小児童を罹災者代りに、入浴させる等実戦さながら成果を収め、正午訓練を終った。

訓練終了後全員鉄鋼埠頭の現地対策本部に引上げ、昼食をとる。

午後一時から本部前で開会式を行う。大黒屋厚生部長の開会のことばに次いで小畑知事と川口秋田市長から激励と御礼を兼ねた挨拶があり、続いて小畑知事から日鉱船川製油所に、又、川口秋田市長からは土崎防火委員会外十数団体に、それぞれ感謝状を贈呈して式を閉じ、式終了後、訓練に参加した車輌の殆んど全部が、秋田市消防本部前に移動し、午後二時から始まる分列式とパレードの開始を待つ。

分列式とパレード

午後二時から県庁前の山王大通りで、県の広報車を先頭に訓練参加車両六十台が自衛隊の音楽隊の演奏に合わせて勇壮な分列式を行いそこから茶町、大町、土手長町、広小路と市内目抜き通りをパレードし、市民に防災部隊の威力を示し、二時十分頃県民会館前で解散した。

老朽ポンプの性能試験

県内に、老朽ポンプを第一線用に使っている町村が相当数あるが、消防課では若し事が起ったとき、それがものの用がだたないようなことがあれば一大事になると憂え、過数、不安な町村は性能試験をしてやるから申し出でて欲しいと連絡したところ、試験を要望するものは十九ケ町村で、受験ポンプ数は、大小合せて三百四十台に達した。

その中第一次計画として九月中次の順序で、先ず八ケ町村の百五十三台のポンプの性能試験することに決定し、関係町村に連絡の上九月八日から消防課の工藤技師が試験に廻っている。

8日 羽後町
9日 東成瀬村
10日 皆瀬村
13日 仁賀保町
14日 東由利村
15日 二ツ井町
27日 上小阿仁村
28日 小坂町
29日 10台 6台 27台 19台 10台 13台 39台

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
秋田県横手市上田中
電話(横手)一三一四
秋田市楢山南新町上丁三
出張所
電話(8)五二八〇(河部)
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

（写真説明）上　タンカー火災の防ぎょ活動　二段目右　埠頭で負傷者の手当をする救護班　同左　化学消防部隊の消火活動　三段目右　小学校の延焼防止を観戦する松橋副知事（中央）　同左　先生の誘導で避難する学童　四段目右　脱線貨車の載線作業　同左　開会式で挨拶する小畑知事　下　参加部隊の分列式

学校火災の予防

消防課　宮嶋主事

暑い夏も漸く終りをつげ本年もまた火が欲しい季節がやって来ました。

火災の多発期をひかえて本年における本県の火災は戦後最高と騒がれた昨年におとらず増加の傾向にあります。

今回はこれらの火災のうち学校に関係するものについて問題点を摘出してみました。別表でもおわかりのとおり、本県における学校火災は、これからの季節、即ち、冬季間に多いようです。

あらためて申すまでもなく、学校等公共建物の火災はその影響するところ少なからぬものがあります。その調査が消防機関の行なう自主的検査等の際、少しでも役に立ち、事故の未然防止ができれば幸いです。

一、煙突による火災の予防

本県における最近十カ年の学校火災の原因中、煙突関係火災は、九件で第一を占めており、細別すると建物貫通部の構造不良及び過熱によるもの六件、飛火一件となっています。これらの現状から、次の点に注意が必要とされます。

①可然物との接触を避ける。特に壁、屋根等の貫通部分に注意をする（一般的には、可然物から一五cm以上の距離をとれば安全とされている。）

②破損のまま使用しないこと。

③定期的に掃除をし、また大量の煤、藁等の粉の出やすいものは努めて焚かないようにする。（一般的には、煙突の先端は屋根面からの垂直距離を六〇cm以上突出し、かつ一m以内に軒がある場合は、その軒から六〇cm以上高くすること となっている。）

二、電気関係火災の予防。

本県における学校火災では、第二の要因となっており、内電気器具関係五件、漏電関係二件となっています。なお、事故の原因となった電気器具は、アイロン三、コンロ一、こたつ一、内四件はつけ忘れとなっています

①電熱器具は、その用途に従って使用する。

②電熱器等は、適線配線に設置されたコンセントにより使用する。

③電熱器等を使用しないときまたは、人が不在のときは、必ず電源、（コンセント等）等から切り離しておく。

三、残火及び取灰による火災の予防。

残火及び取灰による火災は、煙突、電気関係に ついで多発の傾向にあり すべて（六件）が十一月から二月までの間、つまり冬季間に発生しています。

これらの発生場所は、物置小屋二、炊事場一、ごみ捨場一、教室となっており、かつ、内五件は残火、取灰置場としては不適当な置所に放置したため、附近の可然物に燃え移ったものであり、一件は火消壺に入れたが火消壺を可然物に密接して置いたためか、不完全な蓋の閉じ方をしたためか、または、火消壺自体が、破損していたためでもないかと推定されています

①残火、取灰は、みだりに放置しない。また、環境をよく整理し、整とんする。特に、臨時に火気を使用した場合は注意。

②火消壺、取灰入れ等と可然物の接近を避ける（一般的には、土間、または金属以外の不然材料で作った床上、台上等に置き、壁から三～五cm以上、上方の天井等から一～一、五mの距離をとれば完全とされている。

③火消壺、取灰入れ等は故障し、または破損したものを使用しない。

四、放火による火災の予防

最近十ヵ年に五件発生しており、学校別では小学校三、中学校一、高等学校二、場所別では教室三、道場一、物置一となっており、また放火者は小学生二、中学生一、高校生一、その他二（十八才の無職少年及び年令不詳の子供）、時刻別には〇時、十一時、十四時、十九時、二十二時各一件づつとなっています。

①自動火災報知設備の設置、巡視の励行等により学校自体の警戒体制を強化する。

②家庭及び児童等とも連絡をとりながら、火災予防思想の普及に努める。

五、自主的な防火検査及び消防訓練の実施

各表に示すとおり、本県における学校火災の原因は、多様であり、更に予防的に眺めると、益々複雑です。ために学校火災の防火についてドンピシヤリの決め手となると一寸考えられません。やはり関係者の不断の注意と努力、ということになるのではないでしょうか。

①防火管理のための組織づくりや、計画的な自主検査の実施により、事故の未然防止を図る。

②消火、通報及び避難等の訓練を実施することにより火災発生の場合の被害の軽減を期する。

天職三十年の回顧（四）

土崎消防署　B生

猪股部長「馬鹿でもなんでもない、それが事実なんだ、消防は警察署長から命令を貰らい、仕事も警察署長の指揮命令でやっている。ただ給料だけは市役所から頂戴しているのである」と説明してこた。親方「そんなこと嘘だべ」というて本当にしない。

猪股部長「本当か嘘か聲察へ行ってみれば判る」とうまく諭した。親方警察へ行ってそのことを話をしても取り上げて貰えず、かえって叱られるだけであったという。

親方「四年も五年も育てた弟子、何もならなかったと愚痴をこぼして帰った。

親方も目につけていただけあって、その弟子は消防手になっても仕事熱心の努力型、自動車運転免許をとって消防の機関員、消防士長に昇進し、現在秋田消防の中堅幹部になっており、上司の命をよく守り、自ら率先垂範部下の指導に当っている。

○戦況ニュース

ラジオニュースで戦況を聞くと、今日も陥落、明日も占領と報じられたのは、殊に異状亀燥注意報発令中等、火災の発生し易い気象下には焚かないようにする。（一般的に、煙突の先端は屋根面からの垂直距離を六〇cm以上突出し、かつ一m以内に軒がある場合は、その軒から六〇cm以上高くすることとなっている。）

二、電気関係火災の予防。

本県における学校火災では、第二の要因となっており、内電気器具関係五件、漏電関係二件となっています。なお、事故の原因となった電気器具は、アイロン三、コンロ一、こたつ一、内四件はつけ忘れとなっています

①電熱器具は、その用途に従って使用する。

②電熱器等は、適線配線に設置されたコンセントにより使用する。

③電熱器等を使用しないときまたは、人が不在のときは、必ず電源、（コンセント等）等から切り離しておく。

三、残火及び取灰による火災の予防。

残火及び取灰による火災は、煙突、電気関係に ついで多発の傾向にあり すべて（六件）が十一月から二月までの間、つまり冬季間に発生しています。

これらの発生場所は、物置小屋二、炊事場一、ごみ捨場一、教室となっており、かつ、内五件は残火、取灰置場としては不適当な置所に放置したため、附近の可然物に燃え移ったものであり、一件は火消壺に入れたが火消壺を可然物に密接して置いたためか、不完全な蓋の閉じ方をしたためか、または、火消壺自体が、破損していたためでもないかと推定されています

①残火、取灰は、みだりに放置しない。また、環境をよく整理し、整とんする。特に、臨時に火気を使用した場合は注意。

②火消壺、取灰入れ等と可然物の接近を避ける（一般的には、土間、または金属以外の不然材料で作った床上、台上等に置き、壁から三～五cm以上、上方の天井等から一～一、五mの距離をとれば完全とされている。

③火消壺、取灰入れ等は故障し、または破損したものを使用しない。

四、放火による火災の予防

最近十ヵ年に五件発生しており、学校別では小学校三、中学校一、高等学校二、場所別では教室三、道場一、物置一となっており、また放火者は小学生二、中学生一、高校生一、その他二（十八才の無職少年及び年令不詳の子供）、時刻別には〇時、十一時、十四時、十九時、二十二時各一件づつとなっています。

①自動火災報知設備の設置、巡視の励行等により学校自体の警戒体制を強化する。

②家庭及び児童等とも連絡をとりながら、火災予防思想の普及に努める。

五、自主的な防火検査及び消防訓練の実施

各表に示すとおり、本県における学校火災の原因は、多様であり、更に予防的に眺めると、益々複雑です。ために学校火災の防火についてドンピシヤリの決め手となると一寸考えられません。やはり関係者の不断の注意と努力、ということになるのではないでしょうか。

①防火管理のための組織づくりや、計画的な自主検査の実施により、事故の未然防止を図る。

②消火、通報及び避難等の訓練を実施することにより火災発生の場合の被害の軽減を期する。

を全世界に示すと、新聞、ラジオが、これまた大々的に報導、銃後の国民は、世界に独り帝国海軍あるのみと信じ、戦果を祝福した。秋田市でも、初冬の冷えたどんより曇った翌九日は、市民が千秋公園に集り、老いも若きも手に手に日の丸の小旗を持って旗行列、夜は夜で提灯行列、「勝って兜の緒を締めよ」で、間もなく国民総動員令が発動され、学徒は農村や軍需工場に動員、食糧の増産や軍需生産に当り、全くの戦時体制である。

○防空演習

敵機来たらば来たれ、エレクトロン焼い弾何んのその、敵の空襲に備え防空演習が始じまる。

警察の指導で、警防団や家庭警防組が組織された。警戒警報が発令されると、警防団の消防部、警防部、救護部はそれぞれ持場に集、各家庭は火叩き、梯子バケツ等の防火用水槽に水を満たし、男は戦斗帽に巻脚絆、女は防火頭布にモッペを着用し、共に防火服装に身を固め有事に備える。

夜は全戸灯火管制をして防も夕方になると各軍のライトに遮蔽具を取付け、寝室事務室等の開口部は全部遮蔽する。空襲警報発令（訓練）秋田市上空に敵機来襲「エレクトロン焼い弾落下」という現示で、防火服装に身を固めた家庭警防組がバケツリレーで初期消火の訓練をする。これを各町内毎に行うのである。警察官（現示班）が、家庭警防組で消火できない家と認めたときは、常備消防に連絡があり、常備からポンプ車を出動させて、これを処理する。ところが、ポンプ車の出動がなければ、家庭警防組の訓練に熱が入らないというので、一晩に一台のポンプが二回も出動したことがある。

○農耕消防

飲事の存廃問題で幹部会が開かれ、副班長以上招集B生も川尻出張所から出向する。

猪股副部長「現在、共同炊事を行っているが、物資の不足から炊事当番が非常に難儀している。現在のままでは共同炊事の継続が困難である。その対策を皆で研究していただきたい」というのである。

幹部の一人が「二昼夜勤務を止め、隔日勤務にすることが一汁一菜でも上下の隔てなく共にするわれわれが、生死共にするわれわれが、一身事では使えきれず分配して家に持ち帰ったこともあった。非番で帰宅しても野菜作り、当時は金があっても物が手に入らず、結局自分で耕作して収穫し生活しなければ生活できなかったである。警察の指導が挺励かも空地があったら何処の土地でもいい。B生も太平川の堤防を開墾して四季の野菜を収穫して生活した。

猪股部長、小玉団長（小産に励み国民が凡ゆる力を結集して勝抜かねばならない。これに反するものは国賊だ。強制的な合命で、消防も空地を利用し畑を作り、副食物を収穫するよう命令があった。

それで、常備は日赤病院跡地を約一反歩開墾耕作、川尻出張所は本舎所有地の隣り、新屋出張所は隣地の長野下出張所は鰺関区後の鈴木副団長（現市議会議員）所有地を交渉して開墾して耕作した。

そのため、共同炊事で必要な野菜は全然買なくもよかった。（物がなく買うことができなかった）川尻出張所では、出勤すると通信室接勤務員を残して毎日野菜作り、全くの野菜収穫である。四季の野菜収穫、炊事は使えきれず分配して家に持ち帰ったこともあった。非番で帰宅しても野菜作り、当時は金があっても物が手に入らず、結局自分で耕作して収穫し生活しなければ生活できなかったである。警察の指導が挺励かも空地があったら何処の土地でもいい。B生も太平川の堤防を開墾して四季の野菜を収穫して生活した。

猪股部長、小玉団長（小産に励み国民が凡ゆる力を結集して勝抜かねばならない。これに反するものは国賊だ。強制的な合命で、消防の防火服装に身を固め有事に備える。

夜は全戸灯火管制をして防も夕方になると各軍のライトに遮蔽具を取付け、寝室事務室等の開口部は全部遮蔽する。空襲警報発令（訓練）秋田市上空に敵機来襲「エレクトロン焼い弾落下」という現示で、防火服装に身を固めた家庭警防組がバケツリレーで初期消火の訓練をする。これを各町内毎に行うのである。警察官（現示班）が、家庭警防組で消火できない家と認めたときは、常備消防に連絡があり、常備からポンプ車を出動させて、これを処理する。ところが、ポンプ車の出動がなければ、家庭警防組の訓練に熱が入らないというので、一晩に一台のポンプが二回も出動したことがある。

○農耕消防

飲事の存廃問題で幹部会が開かれ、副班長以上招集B生も川尻出張所から出向する。

猪股副部長「現在、共同炊事

第2表　時間別・月別件数

時間別＼月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
0（時）	1	1	1				1				1		5
1	1	1							1				3
2													0
3	1		1							1			3
4			1								1		2
5					1							1	1
6							1						1
7								1					1
8					1					1			2
9	1										1		1
10		1											1
11				1					1			1	3
12				1	1								2
13	1	2			1								5
14	1											2	3
15									1				1
16							2						2
17											1		1
18						1							1
19	2			1	1	2		1					7
20						2	1	1					4
21		1											1
22									1			1	2
合計	8	6	4	3	8	2	5	1	3	2	3	7	52

（注）推定を含む。

第3表　原因別月別件数

原因別＼月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
煙突	1	1		2			1			1		3	9
煙道										1			1
電気関係	3	1	1		1								7
残火	2	3			1						1		6
取灰			1		1							3	5
放火				1					1				2
火こり					1			2					3
火遊び				1									1
ろうそく					2								2
ろうそく								1					1
たき火		2									2		4
焼却									1			1	2
類焼			1		1								2
スプレー		1											1
ここたん					1								1
調査			1		2	2	2		2				9
不明													0
合計	8	6	4	3	8	2	5	1	3	2	3	7	52

第4表　学校別件数

学校別	小学校	中学校	高等学校	大学	各種学校	合計
最近10カ年発生件数(A)	30	9	9	1	3	52
学校数(40.9.10現在)(B)	492	233	134	3	70	932
出火率 (A)/(B) × 100	6.1	3.9	6.7	33.3	4.3	5.6

注）　学校数には分校を含む。

最近10カ年学校火災発生状況（昭和30～39年）秋田県

第1表　年別・月別件数

年別＼月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
昭30年	1	1			1	1	2		1	1		1	8
31	5	1		2				1					9
32		1				1		1		1	2	1	6
33	1	1		1							1		4
34													0
35						1		1	1	1			4
36		1		1	3	1		1			1	1	8
37		1	1		1						2		5
38			2								1		3
39	1		1	1	1		1						5
合計	8	6	4	3	8	2	5	1	3	2	3	7	52

トーハツ消防ポンプ。
国家消防本部検定合格品。

ジェットホース　消防用水道用
テトロン

森田式
初田式
各種　消火器
泡沫式
四塩化式
ドライケミカル

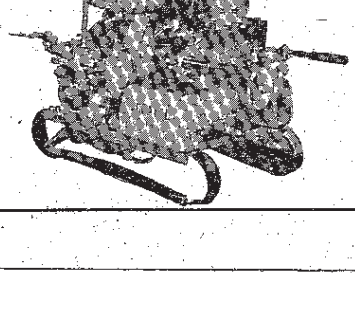

40馬力
10馬力　空冷式　C1級
20馬力　水冷式　B3級
40馬力　水冷式　B2級
御買上はアフターサービスの充実せるカタログ進呈

森田ポンプ株式会社
総代理店　株式会社　高義商会
電話（川連）16番18番

日本造機株式会社
高義商事株式会社
電話（横手）1180番，1181番

田仲工業所　大王町
鹿角自動車整備KK　花輪町
工藤幸吉商店　秋田市
中央モーター商会　本荘市

技競法工防水

技術とタイムで争覇

消防の雄和、水防でも栄冠

県水防連合会（大野忠右会長）主催の本年度の連合訓練大会は、秋晴れの九月九日、雄物川の秋田大橋上流の右岸大曲市町消防団（岩城町長）の練習場で行われた。

この訓練に参加したチーム は、中央支部代表の雄和、大曲市町消防団をはじめ、本荘市、多数の来賓を迎え、佐藤常務理事（消防課長）開会を由利郡支部の象潟町消防団、仙北郡支部の神岡宣し、続いて会長代理の加藤副会長（岩城町長）の挨拶に続いて篠田審査長（河川課長）の競技上の注意があって、工法の競技に入る。

決戦場に決った堤防上を見るに、上流から神岡、雄和、象潟、太田の順に、川に面して二列横隊に整列し係員の号令一下、一斉に作業開始し、終ると篠田審査長以下各審査員の出来上り状況、優勝旗、賞品等の授与が形の如く行われ、続いて知事代理の大黒屋厚生部長、県議会山本敬一郎氏、町村会長代理の細谷神岡町長等から、水害防除の根本対策は、完全な治山治水によらなければならないが、現在の国力からしては、これが早期解決は困難である。従って現在の時点では、持てる知識持てる技術、持てる資器材を最高度に活用して対処する方が、最も賢明である。

成績次のとおり

綜合成績

第一位　雄和村消防団
第二位　太田村消防団
第三位　神岡町消防団
第三位　象潟町消防団

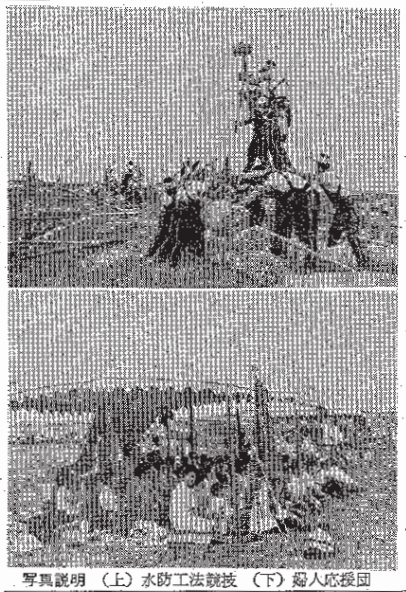

写真説明　(上) 水防工法競技　(下) 婦人応援団

総合防災訓練を検討

9月14日消防会館で

九月十四日の午後一時半から消防会館の大会議室において、県の主催で、去る九月一日の防災の日に実施した総合防災訓練の反省を主とした検討会を開いた。

この検討会には、県をはじめ、消防機関、自衛隊、海上保安部、県警等訓練に参加した官公庁、会社等の関係者三十数名出席し、知事代理として出席した大黒屋厚生部長の挨拶があった後、佐藤消防課長の司会で訓練種目毎に話合いを行い大いなる成果を収めて午後四時閉会した。希望意見の主なるもの次のとおり。

▽通信連絡訓練について

①無電を使う場合は、発信順に一連番号をつけた方がよいと思う。

③無電の係員に事前に訓練の趣旨を徹底しておく必要がある（以上営林局）

▽交通規制訓練について

交通規制区域を広くとっていただき、消防活動上非常によかった。実際の場合にもあのように広くとっていただきたい。（消防本部）

▽危険物火災訓練について

①準備期間が短いので、充分な調査研究ができない少なくも準備期間は二カ月位欲しい。

②秋田港に化学消防艇が必要だ、私の方で要望するから県も市もご協力願いたい（以上海上保安部）

③私の方に消防艇はないが船火事が起きると我々はこれを消さねばならない義務がある。それで、どうするかを検討の結果、小型動力ポンプを船に乗せ、消防艇代りに使うことを考えた。しかし、これを積む船も私の方にはない。この船ぐらいは是非欲しい。

④化学消火薬剤も三、四十分間位使うだけ備蓄していただきたい。

⑤水上に流れた油の拡がりを防ぐための資材中、木材は現地調達できるが、これを繋ぎ合せるロープと、繋ぎ目に冠せる金具

ある程度備蓄しておく必要がある。

（以上消防本部）

⑥小型動力を積む船は鉄船がいい（海陸運送会社）

⑦風向きによっては、川の水を使えないこともあるそのようなときに備えるため、堤頭に消火栓を引く必要があると思うがどうか。（日石）

▽救護訓練について

①私の方では訓練計画に基き土崎公園に救護所を設置したが、市立病院でもここに設置した。救護所は二つでも三つでも数の多い程いいが、同一場所に数多く設置するよりは、分散した方が効果的だ。（日赤）

②消防団にも携帯無電が欲しい。

③ホースから出た水は全部下水道に入る。これを使いたいが、施設があるので我々の手では開けることができない。有事の際はこれを使えるよう、市の係を派遣する体制が必要と思う。（消防団）

④この訓練で、約二十台のポンプが放水した。水が続くかどうか心配であったが、この訓練で自信がついた。（消防署長）

⑤延焼区域ばかりでなく、土崎の全町内は、火叩きやバケツ、梯子、水そう等を出して訓練参加の体制をとったがこれを誰も見てくれないので協力した市民がガッカリしたと思う。将来はこのようなものだ、私は何処え行っても、土崎を見習えといっている。（消防課長）

⑥二日ばかり前に市民への防火体制の予行演習をやったが、その時は余り成績がよくなかった。それで防火委員会で幹部会を開き、更にネジをかけたようだ。それで当日は非常によくできた。町民の協力ぶりから見て、私は土崎には大火が無いと信じている。（消防署長）

▽避難訓練について

①学校も病院も、この訓練のために特に避難計画をたてたのではない。既設の計画で実施したのである。病院の避難は傷病患者でなく本物の患者を避難させた。又病院では裏口から避難させる予定であったようだが、私の方で、その直前に表口から出すよう指示したが、大変よくできた。これは平素の訓練の賜と思う。

②子供は、右手で左腕を握る等古い型のものを指導した先生もいたようだが今は自由な体で早く避難するということになっている。

③PTAから我々も学校を守る責任があるから児童を避難させるような訓練のときは、我々をも参加させて欲しいという希望があった。しかし、PTAを参加させると、自分の子供を父兄が連れ出す等統制がとれないことが起るおそれがあるのでこれは拒否した。

④この訓練とは関係ないが学校の避難訓練で、学校の中庭に避難させることもあるが、私の方では、火事でも地震でも、「中庭は基準と思え」と、堅く禁ずるよう指導している。（以上消防本部）

▽その他

①将来は見学者のために、充分時間をとり、一日がかりで実施して欲しい。

②次回には、高層建物から人命救助訓練も併せて実施するようお願いする。

（以上消防本部）

消防訓練礼式かわる

七月三十一日、消防庁告示第一号

消防庁では七月三十一日付で、これまでの「消防訓練礼式の準則」を発止して新たに消防庁告示第一号として「消防訓練礼の基準」を告示し、九月一日からこれを施行することにした。

消防吏員や消防団員の点検、訓練、礼式等は、消防組織法の定めるところにより、各市町村が、この基準に従って規則で定めて実施

消防訓練礼式の準則は、次の諸点である。

▽各個訓練中

①「休め」の号令も姿勢も「整列休め」と「休め」の二とおりになったこと。

②「休め」の場合、両手を組む位置と手の組方が異

▽通常点検中

①小隊の編成で、押伍をお防庁が主催して消防大学校かないことになったので行う説明会で、この点が通常点検でも、これに関連する号令や動作がなくなったこと。

等であるが、詳しくは、九月十五、十六の両日、消

①小隊の隊形に中隊並列縦隊という隊形が新たに一つ加ったこと。

③距離、間隔の程度を現わす数字が凡べてメートルに改められたこと。

▽中隊訓練中

①中隊の隊形に中隊並列縦隊という隊形が新たに一つ加ったこと。

▽車両操練

この基準に車両操練という一章が新設されたこと。

▽小隊訓練中

①小隊の編成で押伍を廃じたこと。

⑤小隊の隊形に小隊縦隊という隊形が新たに一つ加ったこと。

③停止間の左右向けの動作を自衛隊式に変ったこと

小さな防火運動（映画 三十分）

防火思想の普及

消防庁と日本消防協会の共同企画による火災予防映画「小さな防火運動」と題する カラーフイルムが この場合、これに対する正しい度県消防協会に郵送された処置を親切に教えているが、希望の向き貸出すことが、火災予防思想を更に普及向上させるにしているから大いに利用願いたいと消防協会では望んでいる。

昔から我が国は火災の多い国とされており、事実火災は、経済の成長、生活様式の近代化に伴い、毎年増加の一途を辿っており、そして その原因の多くは、私達の不注意からである。

火災の予防は、一般家庭の主婦が中心になり、毎日の生活の中に火災予防を取り入れ、これを習慣づけるかに火事がある。年間火事は五万件、五百億円の損失外に一千人もの人が死んでいる。ではどうして物が燃える主婦を中心に、最も手近かな火に対する科学的知識で見よう。

お勝手から火が出た！

奥さんの一寸した不注意から、鍋の油に引火した。

ある奥さんが食塩で消し、ある奥さんは野菜で消す。又別の奥さんは鍋の蓋で消す。

大体三〇〇度を越えると油に引火する。今夜も何処で火事がある。

この映画は、家庭における主婦を中心に、最も手近かな火に対する科学的知識で見よう。

①小隊の隊形に中隊並列縦隊という隊形が新たに一つ加ったこと。

②停止間の左右向けの動作を自衛隊式に変ったこと

▽小隊訓練中

①小隊の編成で押伍を廃じたこと。

③小隊の隊形に小隊縦隊という隊形が新たに一つ加ったこと。

③距離、間隔の程度を現わす数字が凡べてメートルに改められたこと。

▽中隊訓練中

①中隊の隊形に中隊並列縦隊という隊形が新たに一つ加ったこと。

▽車両操練

この基準に車両操練という一章が新設されたこと。

▽通常点検中

県から消防課の疋田係長と宮嶋主事の両氏が出席する。

なお、この説明会には本

火事の原因のうち一番多いのは煙草の火の不注意からである。煙草は灰皿のないところで吸わないこと。灰皿があっても完全に消されないと駄目、更に、捨てる煙草、寝煙草等が火事の元。

実験すると長く判るが、煙草の火の熱は八百度もある。

それから第二に多いのは子供の放火である。マッチのいたづらからの火遊び、焚火等からである。

石油ストーブ、プロパン煙突の火の粉、中には化粧品のエアースプレーから殺虫剤、農薬にまで引火性のものがあるから私達の周囲には火事の種が一ぱいあるということになる。

さて、この奥さん、外出しようとして、又家の中に引返して行く。どこ覧のように火の元の再確認である。外出する時は、必ずこの奥さんを見習うようにしよう。そうすれば、夜も暖かく、楽しい一家団らんの日々を過すことができるのである。

火災予防は、このように主婦を中心にして「小さな防火運動」を生活の中から習慣づけることが大切だということがお判りのことと思う。

（終り）

花田士長（大館）

消防大学校へ入学

大館市消防署の消防士長花田忠二氏は、消防大学校第三期機械科学生として、九月六日同校に入学した。

第三期機械科は、九月七日から十二月六日までの三カ月間行うもので、消防自動車と消防機械器具の管理と運用に必要な高度の知識を授け、消防機器に関する指導者を養成するためのもので、機間中の教授科目は次のとおりになっている。

教授科目

①一般教養＝(イ)特別講座、長官講話、次長講話、消防と倫理、話し方の技術(ロ)時事解説

②基礎理論＝(イ)物理学、(ロ)化学、(ハ)電気学、(ニ)水力学(ホ)ポンプ工学、(ヘ)特殊消防車、(ト)燃料と潤滑油(チ)消火薬剤、(リ)消防ホース

③整備士講習

④運用論＝道路運送車両法、道路交通取締法、消防法、消防用設備等、消防機器の点検、消防車の運用、自動車の分解整備実習、ポンプ車の故障対策

⑤演習＝研究討議、実習討議、機器研究（機器研究会、最近の消防機械の研究）施設研究、施設見学、整備士試験

会館建設費に対する醵出金の完納を急げ

県消防会館の建設費に対する消防団員の醵出金は、団員一人当り二百円であるこれを昭和三十六年度から昭和三十九年度まで四年間に納めることにして造工したが、その最終年度に当る三十九年度が過ぎた現在、未だ次の九カ町村、醵出予定額の半分或は三分の一が未納になっている。

決算上大いに支障があるから、できるだけ早く完納していただきたいと、消防協会の幹部や事務局では望んでいる。未納町村とその金額次のとおり。

尾去沢町　二〇、一〇〇円
八郎潟町　一四、五〇〇円
河辺町　二、三〇〇円
西仙北町　二六、二五〇円
田沢湖町　三七、〇〇〇円
協和村　三九、九〇〇円
仙北村　四九、六〇〇円
雄勝町　六三、三五〇円

人事

○合川町（七月十日付）

消防団長　三浦甚助

願により消防団長を免ずる

副団長　彤淵宮治

消防団長を命ずる。

検査カード三万枚（本荘由利支部）防火思想の普及と火の元検査の徹底を期す

消防協会本荘市，由利郡支部（支部長佐藤純兵本荘市消防団長）では，今年の春の防火週間行事の新規事業として，防火思想の普及向上を図るとともに，火の元検査や立入検査の徹底を期するため，検査カード三万枚を作り，支部管内全戸に配布し，大なる効果を収めている。

火事は消すより出さぬ用心

○この検査表は家族の見易いところで然も立入検査員の捺印の行い易いところにはって下さい

"戸締りする手で火の用心"

○万一火災になったら大声で隣、近所に呼び一早く消防署（町村にあっては消防団又は役場）に通報すること

一般家庭火の元検査表

検査員の捺印又は検査されたものの氏名を記入

使用器具	検査事項	検査月日 月日	月日	月日	月日	月日	特記事項 月日	月日	月日	月日
	検査結果符号									
かまど	(1)かまの位置又は造り方は良いか。 (2)ヒビ又はこわれたところはないか。									
	(3)たき口とたき木の置場は良いか。 (4)たき口附近がせいとんされているか。									
	(5)もえやすい物が近くにないか。									
風呂場	(1)風呂場の位置や造り方は良いか。 (2)カベや天井との距離が取られているか。									
	(3)たき口とたき木の置場は良いか。 (4)風呂の下に落ちる火は危険でないか。									
	(5)風呂のでっぽう，煙突がこわれてないか。 (6)風呂場附近が良くせいとんされているか。									
薪ストーブ	(1)ストーブの置場は良いか。 (2)燃えない台を使って水を入れた灰受けがあるか。									
	(3)天井やカベ又は側板に近くないか。 (4)ストーブ附近は整とんされているか。									
	(5)ストーブはこわれていたか。 (6)もえやすい物がストーブの上や側にないか。									
こたつ	(1)置いた場所や造り方は良いか。 (2)こたつの炭が多くないか。									
	(3)こたつの上に落ち易い物，もえ易い物が掛けられてないか。									
	(4)こたつの上にもえない物が当てられ火が付かない工夫がされているか。									
取灰火消つぼ	(1)もえないつぼで完全なふたを使っているか。									
	(2)火消つぼがこわれていないか。 (3)あぶなくない所に置いてあるか。									
	(4)附近はきれいに整とんされているか。 (5)つぼの中に炭が多く入っていないか。									
いろり	(1)いろりのふちがもえにくい物でできているか。 (2)灰が多くないか。									
	(3)上部又は附近にもえやすい物がないか。 (4)炭火が多くないか。									
	(5)いろりと燃料の置く所の距離が良いか又附近は整とんされているか。									
(ガス)ストーブ コンロ	(1)ガス容器は外にあり，日光があたらないか。 (2)コンロの台はもえにくい物でできているか。									
	(3)附近にもえやすい物がないか。 (4)場所及び附近の距離は良いか又ゴムくだが古くなっていないか									
	(5)器具がさびて使い方に異状はないか。 (6)こわれたり，又はガスがもれたりする恐れがないか。									
	(7)ゴムを金具で止めてあるか。 (8)使わない時は元せんを締めているか。									
(石油)ストーブ コンロ	(1)使用している場所があぶなくないか。 (2)油がもったり，こわれたりしていないか。									
	(3)倒れるようになっていないか。 (4)使い方や手入は良いか。									
	(5)もえ易い物が近くにないか。 (6)油のおく所はあぶなくないか。									
ストーブ 風呂場 かまど 等の煙突	(1)煙突の付方や継いだ所は良いか。 (2)もえやすい物が近くにないか。									
	(3)こわれたり，ひびが入っていないか。 (4)掃除は良くやっているか。									
	(5)煙突が外に出る所の間にメガネ型の石又は鉄板を使っているか，又煙突をささえる柱はもえにくいものを使っているか。 (6)となりの家に近ずいていないか。 (7)煙突の高さや距離は。									
電気配線	(1)外の電線が切れていないか。 (2)電線の中の銅線が出ていないか。									
	(3)素人で工事をやっていないか。 (4)タコ足のように電線を取っていないか。									
	(5)電線をクギなどにかけていないか，又ビニール線を短かく使っていないか。									
	(6)ヒューズは定まったものを使っているか。 (7)漏電，かん電するような恐れはないか。									
電気器具	(1)〒のしるしのものを使っているか。 (2)器具はもえない台の上に置いてあるか。									
	(3)コンセントより線を取って使っていないか。 (4)附近にもえやすい物がないか。									
	(5)悪いコードやビニールのコードを長くして使っていないか。									
その他	(1)マッチの置く所は良いか。 (2)油類のある場所は安全な所か。									
	(3)老人又は子供のみ留守させていないか。 (4)出口や入口が整とんされているか。									
	(5)消火器，水バケツ又は消火砂の用意はあるか。									
検査表の記入要領	(1)検査結果欄の記入符号は注意するものV印，補修又は取替を必要のもの△印，使用を禁止するもの×印とする。									
	(2)特記事項欄には特別な注意を記入する。									

整備科教養

消防学校では九月八日から十一日までの四日間消防署や消防団員の機関担当要員を養成するため機関の整備科教養を実施し、十一日午後〇時半から、消防協会長代理の安田副会長（男鹿市消防団長）その他を来賓に迎えて、その修了式を行った。

修了者は次の二十三名。

消防士　猪股　昭三（本荘）
班長　斎藤　晃一（〃）
団員　高橋　勇秋（十和田）
〃　成田　重行（〃）
技師補　川口　正勝（小坂）
〃　佐藤幸次郎（〃）
書記　松沢　義明（比内）
団員　田中　昭逸（上小阿仁）
副分団長伊藤　嘉平（昭和）
団員　淡路　音作（飯田川）
〃　金　忠彦（雄和）
〃　増村　澄生（仁賀保）
〃　佐藤　健一（〃）
消防係　斎藤　藤一（象潟）
消防士　高橋　昭博（角館）
団員　田村　剛（西木）
〃　武藤　勉（〃）
〃　佐々木慎吾（大森）
〃　佐々木五十一（〃）
副班長　川越　昌司（十文字）
団員　長一（山内）
班長　稲葉　信介（羽後）
団員　佐藤　末松（〃）
橋

消防用品の斡旋

消防協会は県下消防機関の福祉事業のため、各種消防用品の斡旋を致しておりますが、県内各方面から好評を博しております。

最近消防用品も多種多様販売されており、中にはいかがわしい品も見え、且又暴利をむさぼっている商人もあるやに聞きます。勿論本会で斡旋致します物資にはそのようなものは一つもなく本会はこの点については特に細心の注意を払い信用のおける品をできるだけ安くと努力しております。必ず皆様の協会を御利用下さいますよう御願い申上げます。（秋田県消防協会）

毎月25日発行
消防秋田
定価 1部 10円
秋田市中谷地町4
発行所 秋田県消防協会
発行責任者 伊藤忠太郎
秋田市大町二丁目4-21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(3)(代)8384

消防庁・消防団の設置、名称、区域に関する条例と団員の定員、任免給与、服務等の条例の一本建の準則を示す

国では、消防組織法を施行した翌年(昭和二十四年)に、消防団条例の準則を示し、各市町村は、概ねその準則に則り、それぞれ消防団関係の条例をつくって、団の運営をして来たのであるが、その後再三に亘る、消防組織法の改正と消防団の編成替えが行われ、現行の条例は、実情に即しないものになっているところから、消防庁ではこの度、消防団員の定員、任免、給与服務等の条例と消防団の設置、名称および区域に関する条例の二本建にするよう別掲の条例の準則をつくりなるべく早い機会に、この準則に則り、関係条例の改正を行い、消防団の運営を円滑にするよう管下市町村を指導願いたいと、この程消防庁長官から知事あてに通知があった。

県では、十月五日厚生部長名で、その旨県下各市町村長あてに通知したが、消防庁では、この条例の施行にあたって、次の点を留意するようにと、つけ加えている。

注意事項

① この条例準則は、消防組織法第十五条の二第二項、第十五条の六、第十五条の八の規定に基くものであること。

② この条例準則は、非常勤消防団員にかかるものであるから、常勤消防団員の定数、任用等の条例は別に定める必要があること。

③ 消防団の設置名称および区域の条例準則については、別掲例示案二のとおりである。

例示をすれば、別掲例示案一のとおりとするから参考にされたいこと。

○○市(町村)消防団員の定、任免、給与、服務等に関する条例準則

(通　則)

第一条　非常勤消防団員(以下団員という)の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定　員)

第二条　団員の定数は、　名とする。

(任　用)

第三条　消防団長(以下団長という)は、消防団の推薦に基づき市(町村)長が、その他の団員は、団長が、次の各号の資格を有する者のうちから市(町村)長の承認を得て任用する。

一、当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者

二、年令十八才以上の者

三、志操堅固でかつ身体強健な者

(欠格条項)

第四条　次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

一、禁治産者又は準禁治産者

二、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三、第六条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四、六月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分　限)

第五条　任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

一、勤務成績がよくない場合

二、心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれにたえない場合

三、前二号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

四、定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

団員は、次の各号の一に該当するに至ったときはその身分を失う。

一、前条第三号を除く各号の一に該当するに至ったとき

二、当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき

(懲　戒)

第六条　任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

一、消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき

二、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

三、団員としてふさわしくない非行があったとき

2　停職は、一月以内の期間を定めて行なう。

第七条　分限及び懲戒に関する処分の手続については市(町村)規則で定める。

(服務規律)

第八条　団員は、団長の召集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第九条　団員であって十日以上居住地を離れる場合は団長にあっては市(町村)長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第十条　団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第十一条　団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行なってはならない。

(報　酬)

第十二条　団員には、次により報酬を支給する。

団　長　　年額　　円

副団長　　年額　　円

分団長　　年額　　円

副分団長　　年額　　円

部　長　　年額　　円

班　長　　年額　　円

団　員　　年額　　円

(費用弁償)

第十三条　団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を支給する。

水火災の場合　　一回につき　　円

警戒の場合　　一回につき　　円

訓練の場合　　一回につき　　円

2　前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合、団長については○○相当職、副団長については○○相当職……とみなし費用弁償を支給する。

3　報酬及び費用弁償については、○○の例による。

(公務災害補償)

第十五条　団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2　退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　○○市(町村)消防団条例準則(昭和二十四年十二月二十六日付国消管発第五百三十号)は、廃止する。

(例示案の一)

○○町(村)消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例(案)

(通　則)

第一条　消防団員(以下団員という。)の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。ただし、常勤団員については、この条例の規定にかかわらず地方公務法(昭和二十五年法律第二六一号)その他法令、条例規則、規程の定めるところによる。

(定　員)

第二条　団員の定数は、次のとおりとする。

常勤団員　　人

非常勤団員　　人

計　　人

(任　用)

第三条　消防団長(以下団長という。)は消防団の推薦に基づき町(村)長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから町(村)の承認を得て任用する。

一、当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者

二、年令十八才以上の者

三、志操堅固でかつ身体強健な者

(欠格条項)

第四条　次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

一、禁治産者又は準禁治産者

二、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三、第七条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四、六月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第五条　任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

一、勤務実績が良くない場合

二、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合

三、前二号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

四、定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

団員は、次の各号の一に該当するに至ったときはその身分を失う。

一、前条第三号を除く各号の一に該当するに至ったとき

二、当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき

(懲　戒)

第六条　任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

一、消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき

二、職務上義務に違反し、又は職務を怠ったとき

三、団員としてふさわしくない非行があったとき

2　停職は一月以内の期間を定めて行なう。

第七条　分限及び懲戒に関する処分の手続については町(村)規則で定める。

(服務規律)

第八条　団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第九条　団員であって十日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町(村)長に、その他の者にあっては団長に届出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第十条　団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第十一条　団員は、消防団の正常の運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行なってはならない。

(報　酬)

第十二条　団員には、次により報酬を支給する。

団　長　　年額　　円

副団長　　年額　　円

分団長　　年額　　円

副分団長　　年額　　円

部　長　　年額　　円

班　長　　年額　　円

団　員　　年額　　円

(費用弁償)

第十三条　団員が、水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を支給する。

水火災の場合　　一回につき　　円

警戒の場合　　一回につき　　円

訓練の場合　　一回につき　　円

(公務災害補償)

第十六条　団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり又は公務による負傷、若しくは疾病により死亡し廃疾となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する。

2　公務災害補償の額及び支給方法については、秋田県消防補償等組合補償条例の定めるところによる。

(退職報償金)

第十七条　団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2　退職報償金の額及び支給方法については、秋田県消防補償等組合補償条例の定めるところによる。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　○○町(村)消防団条例(昭和　年　月　日は廃止する。

(例示案の二)

○○市(町村)消防団の設置等に関する条例(案)

(趣旨)

第一条　消防組織法(昭和二十二年法律第二二六号、以下「法」という。)第十五条第一項に規定する消防団の設置名称及び区域については、この条例に定めるところによる。(消防団の設置名称及び区域)

第二条　法第九条第三項の規定に基づき次の消防団を設置する。

○○市(町村)消防団

2　前項の消防団の管轄区域は、○○市(町村)一円とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

2　前項に定めるもののほか町(村)長の定めるところによる。

(旅　費)

第十四条　団員が公務のため町(村)外に旅行したときは、その旅費については費用弁償として別表に定める旅費を支給する。ただし、町(村)長が予算の都合上必要があると認めた場合には打切旅費として支給することがある。

2　県外旅行の場合における鉄道賃については、○○町(村)職員等旅費に関する条例(○○第○号)第○条に定める規定を準用する。

(支給方法)

第十五条　この条例に定めるもののほか報酬及び費用弁償等の支給方法については、○○町(村)一般職員の例による。

消防被服、幕天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
秋田県横手市上田中
電話(横手)一三一四
秋田事務所　秋田市旭山寮新町上丁
出張所　電話③五二八〇(阿部)
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

かや葺屋根解消事業資金
住宅金融公庫融資に切り替えた
＝佐藤課長理事会で説明＝

十月十一日開いた消防協会理事会の席上、佐藤消防課長（消防協会理事長）は補給も個人に直接できない安田副会長の「農村での大火原因となっている「かや葺屋根」を解消するための国民年金からの特別融資の制度を県が何故やめたか、という意味の質問に対し、大要次のような説明をした。

昭和三十六年度と三十七年度の二年間、国民年金の特別融資を受け、県はこれに対して利子の一分を補給して「かや葺屋根の解消につとめておったが、三十八年度からこれを、住宅金融公庫からの融資に切り替えた。

国民年金の特別融資で改造した、かや葺屋根は、三十数ヵ市町村で約七百棟ほどである。未だ県内に住家約七万、非住家約五万ほどのかや葺屋根が残っている。国民年金の場合はその対象に、市町村とし、利率年六分五厘に対する一分の利子十四市町村六百八十九棟の課長（消防協会理事長）は個人に直接できない住家のかやぶき屋根が改造された。

また、この制度が、昭和三十八年に住宅金融公庫に制度替えされてからも現在まで五百棟に近い住家が改造されて屋根の不燃化が進められているのである。

住宅金融公庫の住宅資金貸付制度は、不燃材料でふき替え工事するものに対し優先的に貸し付けしようとの、一敵戦斗艦何隻、駆逐艦何隻、巡洋艦何隻撃沈、わが方の損害軽微なり」という方針がとられている。

貸付金の限度は住宅改良工事に要する費用の七割以内で、利率は年六分、償還期限は十年以内、取扱機関は（受付場所）は各農業協同組合、秋田、羽後、秋田相互各銀行、秋田信用金庫となっている。

県内にはいまだ燃えやすいかやぶき屋根構造の住宅が実に七万四百四十棟、非住家四万四千三百五十五棟（昭和四十年六月調）があり、依然火災予防上危険な状態にあるので、前記貸付制度を活用するなどして早期に改造が促進されるようあらゆる機会を利用して一

解消策として建物の不燃化期限は一年以内、取扱機関は各農業協同組合、秋田、羽後、秋田相互各銀行、秋田信用金庫と

県は昭和三十六年来その

指定消防水利に標識を消防法施行規則の一部改正で

九月二十七日付の自治省令第二十五号で消防法施行規則を改正して、消防法第二十一条の規定に基いて指定した消防水利にはこれから定規に定める標識を掲げなければならないことになった。

この標識は、指定消防水利の位置を明示し、一般住民に周知徹底させるとともに、付近の障害物を排除して円滑な消防活動を図ることを目的とするものである。

これが運用については次の事項に注意して欲しいと、関係当局では望んでいる。

注意事項

❶標識の形、寸法、色、文字の形、取付方法等は規定のとおりとすること。ただし、場所の関係で柱を建てることができない場合は別な方法によってもよい。

❷地面から標識板の下端まで高さは、1m以上とされたい。

❸道路に接しない水利で、思われる水利には掲げなくともよい。

❹道路に接した河川、溝等で長区間に亘って部署できない水利には、交通状況等を勘案し必要と思われるところに掲げること。

❺この標識を道路交通法に規定する道路に掲げるときは、同法第七十七条第一号第三号の規定により道路使用の許可を受ける必要があるほか、標識附近について同法第四十五条第一項第六号の規定により公安委員会の駐車禁止場所の指定を受けることとしているので、警察当局とあらかじめ協議を行うこと。

❻この標識を道路法に規定する道路に設けるときは、同法第三十二条第一項第七号の規定により、その道路の管理者の許可を受ける必要がある。

❼設置した柱の見易いところに、その市町の消防本部名（消防本部を設置していない町村では町村名）を書くこと、そのほか柱には整理番号だけは書いてもよいが、この標識には他字を書いたり、広告物を取り付けてはならない。

❽材質については特に規定しないが、但久性、都市美等を考え、できるだけ道路標識と同等のものを使うこと。

❾市町村の財政負担を考えて、昭和四十二年九月三十日までは、これを省令で定めた現存の指定消防水利標識は同法第四十五条第一項第六号の規定により公安委員会の駐車禁止場所の指定を受けることとしているので、できる限り早く終るように努めること。

別表第一の二

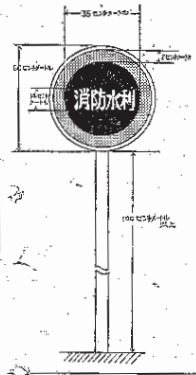

自治省令第二十五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条第二項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十年九月二十七日

自治大臣　永山　忠則

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章消防信号（第三十四条）」を「第三章消防信号（第三十四条）」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二指定消防水利（指定消防水利の標識）

第三十四条の二　消防長又は消防署長は、法第二十一条第一項の規定により指定した消防水利（以下「指定消防水利」という。）には、当該指定消防水利（消防車が容易に接近できる場所で消防活動上必要とする地点に、別表第二条第一項の規定による標識を掲げなければならない。ただし、当該指定消防水利が道路（道路交通法（昭和三十五年法律百五号）第二条第一号に規定する道路をいう。）に接していない場合はこの限りでない。

別表第一の次に別表第一の二として次の別表を加える。

備考

一　色彩は、文字及び縁を白色、わくを赤色、地を青色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。

二　標識板を図示の取り付け方によって、取り付けることが、著しく困難又は不適当であるときは、他の方法によることができる。

附　則

この省令は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、この省令施行の際、現に存する指定消防水利の標識は、この省令施行の日ごとに、その日から起算して二年を経過する日までの間、この省令で定めた標識とみなす。

天職三十年の回顧

土崎消防署　B生

○空襲火災防禦対策

昭和の十九年頃になると、大東亜戦争も日増しに激しさを加え、国民は能もが、勝んだ、勝ためには負けられるものか、この信念で頑張り続け、ラジオニュースの、「敵戦斗艦何隻、駆逐艦何隻撃沈、巡洋艦何隻撃沈、わが方の損害軽微なり」という大本営発表を聞くたびに、国民は、わが空軍の大活躍と、撃墜数と、撃墜戦果と、雀踊りしたもの、ところが終戦後われわれの知った範囲では、その頃既に、わが方の太平洋艦隊は壊滅状態であったようである。

しかし、国民は誰一人、大本営発表に疑いをさしはさむものはなく「勝まては」そうひろく啓蒙指導につとめてゆきたいと思う。

おわりに本県の大火撲滅と明るい郷土の建設のため、ますます、ご協力を願いたい。

の合言葉で、真に寝食を忘れ、不眠不休増産の一筋で頑張ったことは、終生忘れることはできない。事はそれまで国民を欺瞞したのである。

今、考えてみると、士気消沈を恐れて嘘の発表をしたものと思うが、反対に正しい姿を国民に訴え、これではならぬと奮起させる方面に焼い弾を落下する。

敵の空襲は、大編隊で、わが郡市に来襲し、地上一帯の下に、不幸にして秋田市すどころではない、逃げる内三カ所位から出火すると敵機は郡市の周辺に焼い弾を落下して大火災を起し、避難口をなくし、中心部の市民を焼き殺すという戦法として防火敢を設定して、そ

ではならぬと奮起させる方面に焼い弾を落下する。

敵の空襲は、大編隊で、わが郡市に来襲し、地上一帯の下に、不幸にして秋田市すどころではない、逃げる内三カ所位から出火すると敵機は郡市の周辺に焼い弾を落下して大火災を起し、避難口をなくし、中心部の市民を焼き殺すという戦法として防火敢を設定して、そ

物量にものを言わせたアメリカの反撃のため、サイパン島が奪取され、敵の不沈航空母艦と称された同島から、B29と称する爆撃機の大編隊が、毎日のようにわが郡市の上空に来襲し、敵機は、二隊に分れ、一隊は旭川の秋田温泉附近、一隊は天徳寺の境内にそれぞれ避難、待機と、逃げる一手に作戦が変更された。

今、考えると、異状時火災として、風速二〇m、湿度三五%の最悪の気象条件の下に、不幸にして秋田市内三カ所位から出火すると空襲火災同様の被害状況になるのではないかと思う。

都市の消防計画をみると、その郡市の消防設備を活用して防火敢を設定して、そ

二個や三個落下という想定防組の消火訓練などは「家屋上に上って星を落すに似たり」という言葉の如く、物の数ではない。

敵の空襲は、大編隊で、わが郡市に来襲し、地上一帯の下に、不幸にして秋田市すどころではない、逃げる内三カ所位から出火すると敵機は郡市の周辺に焼い弾を落下して大火災を起し、避難口をなくし、中心部の市民を焼き殺すという戦法として防火敢を設定して、そ

○猪股部長空襲火災防禦戦術の変更を発表

常備消防は、警報が発令されると、市の郊外に待避して市の外郭から火災を防ぐというように戦術を変更、警戒警報発令で消防隊は、一隊は旭川の秋田温泉附近、一隊は天徳寺の境内にそれぞれ避難、待機と、逃げる一手に作戦が変更された。

今、考えると、異状時火災として、風速二〇m、湿度三五%の最悪の気象条件の下に、不幸にして秋田市内三カ所位から出火すると空襲火災同様の被害状況になるのではないかと思う。

都市の消防計画をみると、その郡市の消防設備を活用して防火敢を設定して、そ

長命で各町内会長あてに避難口位保の警告書を出す。

道路は馬の背のように高く、家に入るには二m位の坂道になって出入したものの消防車の運行は全く不可能である。部長命で牛島の農家から馬橇を借り、分団のガソリンポンプを積み、消防車の代りに待機する。

詳しい記憶がないが新中島のポケ上、秋田大学鉱山学部の火災にも出馬している。

警戒警報発令で、市の真中の市民を全部郊外に待避させ、焼い弾火災や延焼火災は警防団員にて消火せよ。勿論これは警察署長命令でもあった。

常備消防は、警報が発令されると、市の郊外に待避して市の外郭から火災を防ぐというように戦術を変更、警戒警報発令で消防隊は、一隊は旭川の秋田温泉附近、一隊は天徳寺の境内にそれぞれ避難、待機と、逃げる一手に作戦が変更された。

今、考えると、異状時火災として、風速二〇m、湿度三五%の最悪の気象条件の下に、不幸にして秋田市内三カ所位から出火すると空襲火災同様の被害状況になるのではないかと思う。

都市の消防計画をみると、その郡市の消防設備を活用して防火敢を設定して、そ

○大雪の消防対策

昭和二十年というと、国民の大多数が終戦の年と、反面大雪の年でもあった。

秋田地方気象台では二十年の二月下旬の残雪量を平地で六、二cmと発表した。十二月の初旬から降りはじめた雪が、下旬頃になると毎日降り続き、老人等でさえ、空にこんなに雪がよくあるものだと、炉端で語合ったくらいである。B生等非番の日は必ず屋根の雪をおろす、ところが二十年の一月末頃になると、家の周囲がおろした雪にかこまれ、有事の際逃げ口がないという状態である。

団長、常備部長、警察署長命で各町内会長あてに避難口位保の警告書を出す。

道路は馬の背のように高く、家に入るには二m位の坂道になって出入したものの消防車の運行は全く不可能である。部長命で牛島の農家から馬橇を借り、分団のガソリンポンプを積み、消防車の代りに待機する。

詳しい記憶がないが新中島のポケ上、秋田大学鉱山学部の火災にも出馬している。

消防用品の斡旋

消防協会は県下消防機関の福祉厚生のため、各種消防用品の斡旋を致しておりますが、県内各方面から好評を博しております。

最近消防用品も多種多様に販売されており、中にはいかがわしい品も見え、且又品質利を むさぼっている商人もあるやに聞きます。勿論本会で斡旋致します物資にはそのようなものは一つもなく本会はこの点についても特に細心の注意を払い信用のおける品をできるだけ安くと努力しております。

必ず皆様の協会を御利用下さいますよう御願い申上げます。（秋田県消防協会）

トーハツ消防ポンプ
官家消防本部
検定合格品

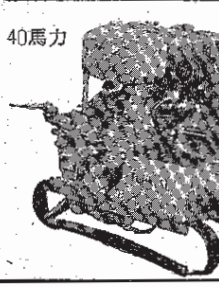

10馬力　空冷式　C1級
20馬力　水冷式　B3級
40馬力　水冷式　B2級
御買上はアフターサービスの充実せるカタログ進呈

ジェットホース
消防用・水道用
テトロン

森田式
初田式
各種　消火器
泡沫式
四塩化式
ドライケミカル

森田ポンプ株式会社
総代理店　株式会社　高義商会
電話（川連）16番18番

日本造機株式会社
高義商事株式会社
電話（横手）1180番・1181番

田仲工業所　大工町
鹿角自動車整備KK　花輪町
工藤幸吉商店　秋田市
中央モーター商会　本荘市

11月4日(木)～10日(水)

無火災県民運動強調週間

家庭の消防計画等の推進を重点に

秋の無火災県民運動強調週間は昨年同期、十月四日現在において五一一件（昨年同期綱により実施することにしたので格段のご配意をお願いします。

この趣旨から火災多発期を迎え、恒例の秋季無火災県民運動強調週間を別添要綱により実施することにしたので格段のご配意を防止と火災による生命及び財産を火災からまもり、もって社会公共の福祉の増進

消防協会と共同でポスター掲示をするとともに、報道機関や関係方面に協力方を依頼した。

この度の週間の重点は、①家庭の消防計画の推進②事業所等の自衛消防の強化促進の二つであり、県では、

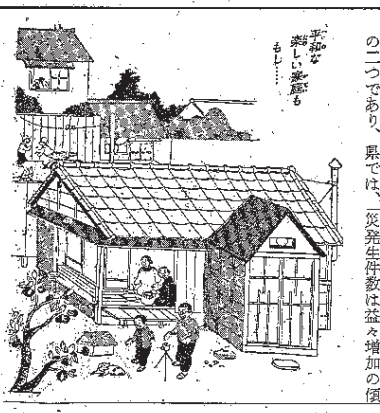

消防協会と共同でポスター掲示をするとともに、報道機関や関係方面に協力方を依頼した。

この度の週間の重点は、①家庭の消防計画の推進②事業所等の自衛消防の強化促進の二つであり、県では、

秋の無火災県民運動強調週間の実施について

防火運動の実施については、日頃格段のご協力をいただき、その成果をあげつつあることは、まことにご同慶に堪えないところであります。

しかしながら、本県の火災発生件数は益々増加の傾向にあり、九月末日現在

この対策の一つとしては、先ず一般県民の火災に対する関心及び認識を深め、あわせて火災予防思想を充実強化することが必要であります。

この趣旨から火災多発期を迎え、恒例の秋季無火災県民運動強調週間を別添要綱により実施することにしたので格段のご配意をお願いします。

なお、県民運動の成果については、今後の参考にしたいので、強調週間についての計画を、関係資料添付の上ご送付ください。

火災概況　(昭40.9.30現在)

区分	件数 計	建物	林野	車輌	その他	焼損棟数	焼損面積 建物㎡	焼損面積 林野㎡	死者	傷者	罹災世帯数	損害額 千円	当り出火率 人口一万人	当り焼損面積 建物火災一件㎡	損害額 一件当り
1	52	50		1	1	61	6,089		3	10	43	138,603			
2	49	44		3	2	56	3,917	—	1	7	37	46,955			
3	52	49	1	1	1	60	4,798	20	—	5	27	70,146			
4	81	42	31	2	6	93	6,374	14,685	4	8	61	90,964			
5	117	51	57	3	6	102	12,620	43,183	1	8	44	213,077			
6	55	38	10	2	5	168	14,048	6,894	1	6	77	147,450			
7	30	25	—	—	5	23	2,332	—	—	3	2	21,572			
8	44	32	5	4	3	48	6,288	980	1	3	18	89,655			
9	31	25	1	1	4	26	3,733	843	—	11	17	63,453			
計	511	356	105	20	30	637	60,199	66,605	11	61	326	882,875	3.9	169.1	1,722
昨年同期	424	335	47	14	28	559	45,980	24,146	15	61	313	598,829	3.3	137.3	1,413

原因別出火件数　(昭40.9.30現在)

原因	件数
火体	2
こたつ	13
七輪こんろ	3
かまど	12
風呂	16
炉	10
火ストーブ	18
取灰	12
焚火	25
残火	4
ライターマッチ	11
たばこ	51
弄火	59
灯火	13
ガス器具類	44
油器具類	19
営業工炉	5
業用車輌	19
落雷	7
放火	12
その他	46
不明調査中	59
計	511

実施要綱

▽目的　火災予防思想の普及向上と予防対策の徹底をはかることにより、出火の火の取扱いの制限）(ロ)危険性の排除（燃焼器具、かまど等の破壊箇所の修理及び安全な場所の選定）(ハ)火の元確認（残り火の注意、外出、就寝時の注意、(ニ)緊急時の準備（消防用水等の準備、避難器具の用意、避難口の確保）、(ホ)事務所等の自衛消防の強化促進（(イ)責任者の選任、(ロ)消火器具類の操法及び消火訓練、(ハ)保安要員の選任、(ニ)消防用設備等の自主検査の強化。

▽実施上の注意　(イ)今回の強調週間は、一般家庭における火災予防の主な事項を示したものであり、市町村の火災実績にもとづき、実状に即した運動を、関係団体及び防火対象等と緊急な連絡をとり、効果的な運動を展開すること。(ロ)報道機関その他の広報機関の積極的な協力を求め、実効のあがるよう努めること。

▽県で推進する主な事項　(イ)市町村無火災県民運動推進に対する指導、(ロ)報道機関、その他関係方面に対する協力依頼、(ハ)統計資料の発表、(ニ)防火ポスター及びチラシの配布、(ホ)防火映画フィルムの貸出し、(ヘ)防火並びに避難訓練等の指導、(ロ)避難訓練の実施。

▽実施期間　11月（10日～14日）

▽実施区域　全県一円

▽実施事項　①家庭の消防計画の推進＝(イ)危険行為の防止（燃焼器具等の安全な取扱いの励行、子供の火あそびに対する注意、強風時の火の取扱いの制限）(ロ)危険物の排除（燃焼器具、かまど等の破壊箇所の修理及び安全な場所の選定）(ハ)火の元確認（残り火の注意、外出、就寝時の注意、(ニ)緊急時の準備（消防用水等の準備、避難器具の用意、避難口の確保）、(ホ)事務所等の自衛消防の強化促進（(イ)責任者の選任、(ロ)消火器具類の操法及び消火訓練、(ハ)保安要員の選任、(ニ)消防用設備等の自主検査の強化。

▽週間中の統一実施事項

第一日目　火災予防思想普及のための広報活動

第二日目　消防機械器具の点検整備　消防地水利の確保。

第三日目　消防綜合訓練。

第四日目　(イ)防火対象物の査察指導、(ロ)避難訓練の実施。

第五日目　(イ)全県一日無火災の日の提唱、(ロ)一般家庭の防火診断。

第六日目　(イ)危険物の点検、(ロ)危険物の指導、(ハ)立入検査。

第七日目　防火座談会の開催。

決議事項の処理方法等を決める

10月11日　理事会

消防協会では、十月十一日の午前十時から消防会館東北地区消防連絡協議会の二階会議室において理事会を開いた。

この会議には、渡部会長をはじめ、山本、安田、伊藤の各副会長に、佐藤理事長、鈴谷、中山、樫尾、佐藤、藤田の各理事、田口、斎藤の両監事、理事代理の退職報償金の支弘基準について」、及び本荘市、由利郡出席し、八月十日横手市で開いた、全県消防大会における決議事項の処理方法、額の引上げについて」の二件を一本に纏めた陳情書を作り、自治大臣、大蔵大臣、消防庁長官、日本消防協会長、衆参両院議長、同地方行政委員長、消防団員等公務災害補償共済基金理事長等に陳情する。

②大館、北秋田支部提出の「秋田市支部提出の「秋田県消防学校の独立校舎建設について」は、陳情書をつくり知事と議会議長に陳情する。

③能代市山本郡支部提出の「地方交付税の基準対象に本会の鹿角支部等に、年内に文書をもって、協力方を依頼する。

なお、陳情の時期は、中央機関に対するものは十一月議決を要するが、規約を改正して、見舞金を現行の住家の全焼に対する十万円に近く理事会を開いたときを、三割増額して十三万とし、風水害による、全壊流失部分は、その半額を、これ等も対象とし、これに対しまでの積立金総額に応じて十七万円、(ロ)支出計七十七万円（詳細略）

早急に事業計画をつくり十一月中に県へ陳情する。

▽秋の無火災県民運動の実施について

十一月四日（木）～十日（水）までの一週間と決定した。

なお、佐藤消防課長（理事長）から、この度の運動の重点は、次の二つにおく

①家庭の消防計画の推進

②事業所等の自衛消防

なお、陳情の時期は、中央機関に対するものは十一月議決を要するが、規約を改正して、見舞金を現行の住家の全焼に対する十万円

▽全国消防大会について、九月三十日の午前十時から、消防会館の理事会に出席した渡部会長から、会議の状況報告された。

報告の概要は、大会の開催、要綱や進行順序は、既に発表済みのもの（本紙七月号掲載）と変らないが、最終半壊、流失、家財のみの焼失等に対しては被害の程度に応じて三万九千円以内の見舞金を贈る。

③各支部の火予防活動と会員の福利厚生事業を助成するため、互助会から年間百万円づつ十カ年間継続して各支部に配分する。

その財源は、共済積立金の利息から年度会計に繰り入れて経理する。助成金の会者負担）県補助三十万円、(ロ)支出計七十七万円、(ハ)支出計七十七万円（詳細略）

▽定事項について

①最終的には、代議員会の決議決を要するが、規約を改正して、見舞金を現行の住家の全焼に対する十万円

②義援金の配分は、その半額を、これ等も対象とし、これに対しまでの積立金総額に応じて十七万円、(ロ)支出計七十七万円（詳細略）

▽昭和四十一年度北梅道、東北地区消防連絡協議会について

①期日＝六月下旬か七月上旬、③会場＝羽後銀行本店会自治会館、③宿泊地と宴会の重点は、次の二つにおく

①家庭の消防計画の推進

②工場、事業場、学校、旅館等特殊建築物の自衛消防

書を始めてから約一年半と大いに張り切り、毎日熱心に筆を走らせている。

そのうち百枚は能代市や

自筆の防火標語六百枚

鎌田翁（能代）消防協会に送る

八十七才という高令のおじいさんが、県民の防火心理紀之助翁に師事して書道を学んだという達筆家で筆置について」の委員会は、各ブロックの推薦に基き、過般青木会長から次の者が委嘱され、九月二十日午前十時から、東京港区芝西久保明舟町の日消会館会議室において初会合を開き、委員会規則を審議決定し、第二回目から本格的な検討を

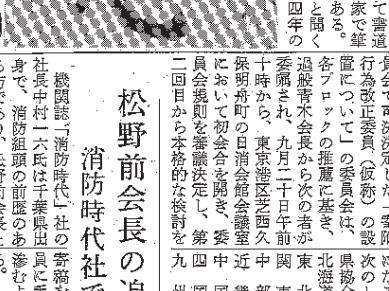

続け、市民を感心させている。

こういじいさんは、能代市万町の鎌田富治(87)さん鎌田翁は本業の樽丸業も息子さんに譲り、今では隠居の身、翁は二十才のとき家を飛び出し、半年ほど石川

能代大火で家を焼き工場も焼き里町、八竜町等の消防団に火災の予防については、人送り、残りの六百枚はこの任に落ちぬほどの関心をもっていたが、昨年三月のある朝、家の前の道路に出て見ると、自宅の屋根の棟瓦の上に、鎮守日吉神社のお守の袋が置かれてあった、開いて見ると、中にの気持ちを生かしたいと語「火の守り神」が入っていた。これは山王さん（日吉神社）のお導きに違いないと考え、それからこれを書き始めたと語っている。

書き始めてから約一年半は、死ぬまで一万枚を書くまでは、他元能代市や附近の間に七百枚ほど謝いたが、（写真はその防火標語）

翁は、他元能代市や附近の町村だけでなく、全県にも呼びかけたい、そのためには、死ぬまで一万枚を書く

日本消防協会寄付行為改正委員会

財団法人日本消防協会で加え、来年二月に開催する代議員会の議題にすることになる見込み。改正委員は次のとおり。（何れも道府県協会長）

北海道　大浦富次（北海道）
北海道　小野亀三郎（福島）
東北　堀内万吉（神奈川）
関東　中村　民三（三重）
中部　清水　重夫（兵庫）
中国　柴田　健治（岡山）
近畿　郷雄（徳島）
九州　井上　睦朗（熊本）

松野前会長の追悼録

消防時代社で出版準備

機関誌「消防時代」社の寄稿を依頼、消防協会の役社長中村一六氏は千葉県出身で、消防組頭の前歴のある方であり、松野前会長とは四、五十年来の知己で、先生は昨年他界されるまで親交されていた方で、特に会の賞正別新に乗り出した時などは、情報の交換等で、松野先生の奥様の切なる願いとその熱意に動かされ、このほど「松野盛吉団長追悼録」（仮称）の出版を決意し、自ら執筆にとりかかるとともに関係方面に寄稿を依頼し、年内完成を目指している。

一方、松野先生の奥さまも鹿町仁賀保町賀保町出身に及ばず、小畑知事をはじめ、佐藤消防課長等に直接面接して、

別掲は、中村消防時代社長の出版計画

一、序文　松野はる恵
二、松野会長の肖像（写真）
三、生前の記録写真
四、追悼文（仮称）知事、「消防協会長、同副会長、佐藤消防課長、中村前消防課長、上川日消事務局長、斎藤宣三、斎藤仁賀保町長、伊藤同団長、深味岩見沢市消防団長、鍋島一ノ関市同、村上仙台市同黒河内全消会事務局長賊その他関係者
五、父を偲ぶ　松野　英之
六、松野団長を憶う　中村　一六
七、略歴
八、年附
九、あとがき

災害の実態と防災体制 (1)　（秋田県消防課発表）

県消防課ではこのほど，昭和39年度の災害の実態と防災体制を防災年報として発表するとともに，市町村役場や関係方面にもこれを配布したが，本紙はこれを抜すいして毎号連載することにする。

はじめに

災害対策基本法の施行と，消防組織法ならびに消防法の改正により，消防機関は市町村の総合的防災機関として，その活動の場がさらに広範となり，しかも専門的な業務の遂行が要求されることになりました。これに対処して，国，県市町村も消防近代化推進のため，防災体制の確立と消防力の強化充実に努力しているところであります。

しかしながら，火災，風水害等による損害は年々増加の傾向にあり，特に5月の上小阿仁村の大火，5月には男鹿地震に続き，6月の新潟地震，更に4月の長雨と7．8月の豪雨災害の発生を見るなど，年間の総被害額は63億4千万円にのぼり，県民の福祉の向上，県勢の伸長に大きな障害をなしておりますことは，まことに遺憾とするところであり，今さら防災に関する備えの重要性を痛感されます。ここに過去の火災推移等も合わせ昭和39年中における災害の実態と市町村消防の現況等を集録したので，この資料が今後の防災指標の一助としてご活用願えれば幸いであります。

昭和40年8月　秋田県厚生部消防課長　佐藤尚士

月別火災状況

区分／月別	出火件数 合計	出火件数 建物 計	出火件数 建物 不延焼火災	出火件数 建物 延焼火災	出火件数 林野	出火件数 車両	出火件数 その他	焼失棟数 計	焼失棟数 全焼	焼失棟数 半焼	焼失棟数 部分焼	焼失面積 建物 m²	焼失面積 林野 a	死者	負傷者	罹災世帯数 計	罹災世帯数 全焼	罹災世帯数 半焼	罹災人員	損害見積額 円 計	建物	林野	車両	その他
計	570	469	365	104	48	17	36	719	512	89	118	61,295	24,166	23	83	409	330	79	2,027	791,526,930	782,793,420	6,607,900	1,352,400	773,210
1	45	44	34	10	1	—	—	52	36	9	7	5,190	—	3	8	30	19	11	128	80,159,600	80,159,600	—	—	—
2	53	51	37	14	—	2	—	73	58	8	7	7,036	—	10	5	51	44	7	248	87,776,145	87,754,145	—	22,000	—
3	55	48	40	8	1	—	6	56	28	14	14	3,154	120	—	7	21	12	9	129	30,471,845	30,450,345	—	—	21,500
4	43	30	23	7	11	2	—	44	37	4	3	3,216	7,713	1	5	24	23	1	127	40,779,850	39,569,850	1,195,000	15,000	—
5	102	61	43	18	32	3	6	203	167	15	21	18,530	16,268	1	18	125	108	17	589	245,009,150	238,120,350	5,338,800	1,002,000	548,000
6	29	23	18	5	—	1	5	26	14	2	10	1,082	—	—	2	7	5	2	30	10,714,570	10,699,470	—	5,000	10,100
7	34	26	19	7	2	2	4	36	25	5	6	3,515	45	—	7	20	19	1	97	41,239,246	40,921,946	72,000	245,000	300
8	34	28	23	5	—	2	4	31	13	5	13	1,841	—	—	5	19	16	3	101	23,189,100	23,152,100	—	30,000	7,000
9	29	24	19	5	—	2	3	38	27	3	8	2,416	—	—	4	16	15	1	66	39,489,340	39,352,190	—	1,400	135,750
10	35	27	22	5	1	1	6	37	22	6	9	3,436	20	1	5	21	13	8	102	46,885,960	46,881,300	2,100	—	2,560
11	46	44	35	9	—	—	2	47	36	4	7	3,834	—	—	6	32	25	7	164	40,095,550	40,047,550	—	—	48,000
12	65	63	52	11	—	2	—	76	49	14	13	8,045	—	7	11	43	31	12	246	105,716,574	105,684,574	—	32,000	—
昭和34年	476	429	114	315	19	8	20	891	702	78	111	73,504	8,370	13	122	523	465	58	2,856	680,856,542	677,541,552	2,227,500	113,240	924,250
〃 35年	430	373	99	274	24	10	23	786	605	82	99	65,770	9,560	12	65	462	389	73	2,521	642,212,242	608,952,090	2,919,452	163,750	176,950
〃 36年	461	399	120	279	33	7	22	812	555	87	170	62,695	2,790	25	110	445	369	76	2,361	646,833,756	637,482,837	8,460,779	373,500	516,640
〃 37年	504	423	105	318	41	14	26	743	522	73	148	54,651	38,350	19	82	404	333	71	2,178	607,660,279	588,485,099	12,460,380	585,100	6,129,700
〃 38年	423	368	286	82	25	15	15	765	582	69	114	69,549	23,640	14	71	451	401	50	2,387	782,966,622	768,226,522	5,818,500	7,725,900	1,195,700

四季別火災比較調

区分	昭和39年 出火件数	割合%	建物火災焼失面積 m²	建物火災1件当り焼失面積 m²	昭和38年 出火件数	割合%	建物火災焼失面積 m²	建物火災1件当り焼失面積 m²
春（3月～5月）	200	33.1	24,900	279.1	150	35.5	37,554	250.4
夏（6月～8月）	97	17.0	6,438	83.6	80	18.9	8,640	108.0
秋（9月～11月）	110	19.3	9,686	102.0	81	19.1	11,962	147.7
冬（12月～2月）	163	28.6	20,271	128.3	112	26.5	11,393	101.7

市町村部別火災比較調 -（算出人口 昭38．9．30現在）

区分	昭和39年 出火件数	割合%	建物火災焼失面積 m²	人口10,000人当り出火率 件	建物火災1件当り焼失面積 m²	昭和38年 出火件数	割合%	建物火災焼失面積 m²	人口10,000人当り出火率 件	建物火災1件当り焼失面積 m²
県計	570	100.0	61,295	4.4	130.7	423	100.0	69,549	3.2	164.4
市	355	62.3	22,622	6.6	80.8	223	52.7	16,320	4.1	73.1
町	162	28.4	22,031	2.9	154.1	147	34.8	23,258	2.6	158.2
村	53	9.3	16,642	2.7	364.8	53	12.5	29.971	2.3	565.5

市郡別火災別状況

区分／市郡別	焼損むね数 住家	焼損むね数 非住家	人口1,000人当り出火率	建物火災1件当り焼失棟数	建物火災1件当り焼失面積 m²	火災損害額1件当り 円	1日平均損害額 円	1世帯当り損害額 円	1人当り損害額 円	備考
県計	424	295	0.44	1.5	130.7	1,388,644	2,168,567	2,941	610	人口は，S 38. 9. 20 現在
秋田市	58	33	0.72	0.8	50.2	501,180	210,084	1,614	410	
能代市	21	34	0.57	1.9	188.2	1,541,196	147,786	3,910	876	
横手市	17	5	0.77	0.9	27.8	173,505	16,637	636	134	
大館市	30	22	0.78	1.4	96.1	1,004,024	126,534	3,685	783	
本荘市	26	13	0.53	2.2	170.4	2,024,415	110,927	5,066	1,064	
男鹿市	5	12	0.38	1.3	212.7	2,571,735	119,779	4,942	966	
湯沢市	9	7	0.52	1.0	33.6	234,264	13,478	560	122	
大曲市	9	4	0.70	0.6	22.5	191,711	14,707	617	134	
鹿角郡	16	13	0.42	1.1	74.8	634,119	53,857	1,253	268	
北秋田郡	114	46	0.40	3.8	352.4	4,251,598	524,170	8,293	1,717	
山本郡	12	16	0.59	1.5	119.9	1,558,575	85,401	2,138	433	
南秋田郡	14	15	0.16	2.9	206.6	1,517,879	49,903	1,266	248	
河辺郡	3	1	0.12	2.0	241.0	1,753,333	14,411	1,111	215	
由利郡	38	27	0.26	2.7	317.2	4,997,885	356,014	6,598	1,294	
仙北郡	29	25	0.38	1.2	125.7	1,363,212	209,150	2,577	519	
平鹿郡	3	8	0.14	1.1	67.8	425,083	13,975	300	58	
雄勝郡	19	15	0.15	3.4	302.6	3,714,000	101,753	2,924	571	

消防訓練講習会

訓練礼式とポンプ操法の改正点を伝授

県では次の日程によって去年十二月三日消防庁告示第四号をもって改正した消防操法（準則）と去る七月三十一日同庁告示第一号もって、改正した訓練礼式（基準）の改正内容を伝授徹底させるための講習会を開くことになし、十月六日消防課長名で各市町村長と各郡福祉事務所長あてに通知したこの講習会には各市町村と福祉事務所から適任者一名は必ず出席して受講することになっている。

日程

○十月二十五日　鷹巣町
午前十時～午後四時
北秋田総合庁舎会議室
受講範囲＝能代市、大館市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡の各町村、関係福祉事務所

○十月二十六日　横手市
午前十時～午後四時
横手市公民館
受講範囲＝横手市、湯沢市、大曲市、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡の各町村、関係福祉事務所

○十月二十七日、秋田市
県正庁、受講範囲＝秋田市、本荘市、男鹿市、南秋田郡、河辺郡、由利郡の各町村、関係福祉事務所

人事

○花輪町（八月廿五日付）
小田嶋志郎
消防署長を命ずる。
これは、前署長佐藤鉄之助氏が、三月三十一日停年退職により空席となっていたものを補充したもので、小田島嶋氏は、前花輪町議会事務局長

○鳥海村
消防団長　佐藤幸雄
依願退職（九月二十四日）
命　副団長　高橋満雄
命消防団長（十月十一日）
命　分団長　鈴木元蔵
副団長（十月十三日）

昭和40年度日消定例表彰

本年度の日本消防協会長表彰の詮衡基準を次のとおり決定したと、このほど県消防協会長あて通知が入った。協会では十月七日付で各支部に該当者の内申方を連絡したが、内申期日は十一月十日になっているので失期しないよう努力していただきたいと、事務局では望んでいる。

なお、本県の表彰数は、表彰旗一団、竿頭綬二団、功績章六名、精績章一〇名、勤続章は該当者全員。

＝詮衡基準＝

▽優良消防団の表彰

①表彰旗
規律敏捷にして技能熟達し、かつ、各般の施設充実し、平素よく消防の使命達成に努力、その成績は抜群で一般の亀鑑であるもの。

②竿頭綬
①の表彰旗につぐ成績のもの。

▽優良消防団員表彰

①功績章
その地方の消防の面目的刷新を加え、地方の名望を一身に受けるもので、永年に亘り勤務勉励技能熟達、かつ、平素よく率先垂範し消防の使命に尽瘁、その功績が顕著であるもの。なお、この項に該当するものの成績及び勤続年数は、消防組、警防団を含め満十五年以上とし、勤続年数については、明年の二月十一日現在とする。

②精績章
永年勤続し、消防業務に関し率先垂範その成績が優秀なもの。
なお、この項に該当するものの成績及び勤続年数は①功績章と同じである。

③勤続章
勤続三十年以上に及び消防の職務に精励したもの
なお、この項に該当するものの勤続年数の計算は、①の功績章、②の精績章と同じである。

毎月25日発行
消防秋田
定価 1部 30円
秋田市中合地町4
発行所 秋田県消防協会
発行兼編集人 伊藤忠太郎
秋田市大町二丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(8)(代)8384

天皇陛下をお迎えして
第四回全国消防大会
11月15日 日本武道館において

全国の消防関係者が等しも見せず、午前十一時三十分から全国消防大会は、日本消防協会と全国消防長会の共同主催で、霜月の十五日午後一時頃に、秋田県」と全国消防長会の共同主催で、霜月の十五日午後一時頃に、案内係の誘導で秩序から佐藤内閣総理大臣をはじめ衆参両院議長その他多く待望していた第四回全国消防大会に集り、整列して粛々として会場前に集り、整列数の来賓を迎え、東京千代田区代官町（旧近衛歩兵第二連隊跡）の日本武道館において開催した。

参加者は、全国市町村消防団正副団長、全国市町村消防長、消防署長、各都道府県消防協会長、同消防課長、消防学校長、同市町村消防主務者その他一万二千名の参加で、文字どおり盛会を極めた。

この大会に本県からは渡部消防協会長をはじめ、山本、安田、伊藤の各副会長、消防課の櫻尾課長補佐、各本消防協会長、副議長にはそれぞれ推挙して諸事に入り、福祉事務所長、各市町村の消防最高幹部三百三十名出席したが、会員長途の疲れ

写真〈会場入口の歓迎門〉

定刻より三十分おくれた午後一時三十分東京消防庁特派の音楽隊の演奏で大会の幕が切って落とされ、日本消防協会の中沢副会長、（東京向島消防団長）開会を宣し、先ず殉職消防関係者の御霊に対して一分間の黙禱を捧げ、続いて全国消防団正副団長、全国市町村消防長会の山田会長（東京消防総監）と全ピカの制服で身を包んだ、日本消防協会の青木会長（衆議院予算委員長）の挨拶と式辞があって、議長、副議長の推挙に入り、大会議長には青木日本消防協会長、副議長には渡部消防協会長をそれぞれ推挙し、議事に入り、

▽殉職消防団員遺族年金制度の確立その他について
消防団代表
東京向島消防団長
中沢　茂氏

▽危険物行政の一元化について
全国消防長代表
横浜市消防局長
新井助太郎氏

▽消防施設整備に必要な財源の獲得について
消防団代表
大阪府泉北市消防団長
高橋　義久氏

右三氏の意見発表は、割あって、午後三時半一同決議の賛意が表明され、それ議を新たにし、大会の幕それ関係機関に際情又は要閉じた。

望と決定し、天皇陛下を迎えるため、暫時休憩する。

午後二時三十五分、総員起立と音楽隊の「君が代」奏楽のうちに青木大会委員長の先導で、天皇陛下がご臨場玉座につき、青木委員長、恭しく奉迎の辞を奏上して天皇陛下を奉迎し、長しも天皇陛下からは、お言葉を賜り、参会者一同恐懼感激し、山田大会副委員長の発声で、天皇陛下の万才を三唱し、午後二時四十五分奏楽のうちに奉送し、引続き、佐藤首相、衆議院議長代理の中馬地方行政委員長、重宗参議院議長、永山自治大臣、東都道府県知事会長、全国市長会長、全国町村会長等からの激励の祝辞があり、終って中原日本消防協会副会長が宣言案を、磯野全国消防協会副会長が決議案がそれぞれ朗読、両案とも万雷の拍手をもって決り議事を終り、松村消防庁長官の発声で「第四回全国消防大会」の万才を三唱し、中田全国消防長会副会長の閉会のことばがあって、午後三時半一同決議の賛意が表明され、それ議を新たにし、大会の幕それ関係機関に際情又は要閉じた。

大会終了後、その場で、第二部として、昨年死去した大野伴睦前会長の追悼式を行った後、通般日本消防協会の主催で、懸賞募集して入選した別掲の「全国消防の歌」と、火災予防の歌」の二つの発表会に移り「全国消防の歌」は歌手三浦洸一、「火災予防の歌」は歌手安西愛子の両氏によって発表され万雷の拍手を浴びた。

発表会終了後、アトラクションとして、数々の民謡や歌謡曲が紹介され午後四時半、和気あいあい裡に散会した。

消防襷、袢天、タオル
手拭、団旗、幕
寺田染工場
秋田県横手市上田中
電話(横手)一三一四
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

宣言

第三回全国消防大会を開催するにあたり、天皇陛下のご臨席をいただき、われら消防人に対し、ありがたいお言葉を賜わり、光栄これに過ぎるものなく感激の至りである。

近年、大規模な特異火災をはじめ、地震、風水害等がひん発して、人的、物的の被害は著しく増大し、民生の安寧と産業、文化の向上発展に一大障害となっていることは、誠に憂慮に堪えないところである。

よって、われら一同は、本大会を契機として、伝統ある消防精神を高揚し、さらに決意を新にして、ますます団結を固め、消防力を強化充実して災害を防除し、もって国民の信頼と負託にこたえること誓うものである。

右宣言する。

昭和四十年十一月十五日

第四回全国消防大会

決議

一、われら消防人は、犠牲奉公の消防精神を高揚し、訓練に励み、防災体制を充実して国民生活の安寧を図り、もって社会公共の福祉の増進を期する。

一、われら消防人は、現下の災害状況ならびに消防力の実態にかんがみ、国都道府県、市町村を通じて緊急な連けいを図り、消防財源の充実、就中、補助金、起債の増額を期する。

一、われら消防人は、最近多発の傾向にある特殊災害を防除するため、予防警防対策の万全を図るとともに、危険物品に対する取締行政の拡充強化の推進を期する。

一、われわれ消防人は、消防団員が後顧いなく防災活動に挺身できるよう、殉職消防団員の遺族年金制度の確立等、団員の処遇改善を図り、消防団の充実を期する。

一、われら消防人は、常備消防体制の速やかなる確立を期するとともに、自衛消防施設の強化を図るため、これらの設備に対し、税制上優遇措置の実現を期する。

右決議する。

昭和四十年十一月十五日

第四回全国消防大会

松村消防庁長官は十一月十六日、同長官室を訪れた、本県消防協会幹部に対し消防団員の退職報償金制度の改善についての要望はよく判るが現在町成大きな赤字を抱えているので、今直ちに要望に応えることは、極めて困難な実情にある。無がい防災手当は四百円にしたい。しかし、いくら単位費用を上げても、市町村が財政を実来年度から一千円に引上げたいと語った。

遺族年金制度は必ず実現する
出場手当を四百円に公務災害補償の七百円を千円に引上げたい
松村消防庁長官語る

火水そうの防護衣については、研究の上善処したい。地方交付金の増額については努力するが、増額してもこれを予算化しない市町村が圧倒的に多い、どうかこれを予算化するよう消防幹部の皆さんが強く要求するようにしていただきたいと述べた後自信あり げに来年度の問題について、第一に来年度は殉職消防団員の遺族に対する年金制度は必ず実現する。②非常勤消防団員の出場手当は、本年度から二百円を三百五十円にしたが、来年度は四百にしたい。

全国消防の歌
「入選」

和歌山県新宮市木場町
木場町消防団蓬来分団
山田　克巳作

作詞　山田　克己　腕にたぎる　男意気
補作　勝　承夫　日夜の警備　ゆるみなく
作曲　飯田　信夫　宿望担い　励むもの
歌手　三浦　洸一　この抱負　この誓
(一)　おお　われら消防　ここにあり
(二)　いざ事あらば　身を賭して
水魔の守り　火の鎮め
社会の不安　防災に
名利をこえて　進むもの
(三)　おおこの誇　このほまれ
われら消防　ここにあり

懸賞募集入選歌発表

日本消防協会では、既報のとおり、今秋、消防庁、各都道府県消防協会、全国消防長会後援のもとに、全国消防の歌と、火災予防の歌を懸賞募集したが、応募数は、

全国消防の歌　一、一六四
火災予防の歌　三、九三九
の多数に上り、過日、消防庁、日本消防協会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟および学識経験者等の協力を得て審査の結果、入選と佳作が各々次のとおり決定したとこのほど、日本消防協会の上川事務局長から県消防協会長あてに通知があった。

全国消防の歌
「入選」
和歌山県新宮市木場町
木場町消防団蓬来分団
山田　克己作

作詞　山田　克己　腕にたぎる　男意気
補作　勝　承夫　日夜の警備　ゆるみなく
作曲　飯田　信夫　宿望担い　励むもの
歌手　三浦　洸一　この抱負　この誓
(一)　おお　われら消防　ここにあり
(二)　輝やく山河　清らかに
のびゆくいらか陽に映える
郷土の日日に　幸あれと
保安の使命守るもの
おお　この力　この歌
われら消防ここにあり
(三)　練磨を積んで勇みたつ
露が晴れたよ　さわやかに
朝の光が　恕にさす
そんな静かな時だって
赤い鬼めが忍び足
火付けのマッチをさがしてる
火の火の用心　火の用心

火災予防の歌
「佳作」
山梨県甲府市東清治町193
興石　保之作

そんな静かな時だって
(一)　山はむらさき　絵のように
秋のみのりが　美しい
そんなのどかな村だって
赤い鬼めが　忍び足
火遊びする子をさがしてる
火の火の用心　火の用心
(二)　霧がおりたよ　やわらかに
きょうの憩いの灯がともる
そんなまどかな家だって
赤い鬼めが　忍び足
吸殻　残り火　さがしてる
火の火の用心　火の用心

われら消防
「佳作」
岩手県釜石市甲子町大畑
釜石消防団第五分団第二部
佐々木栄吉作
東京都北多摩郡国立町
国立三三六
東消防学校勤務
松山　幸一作

火災予防の歌
「入選」
山梨県甲府市東清治町193
興石　保之作

そんな静かな時だって
北九州市戸畑区中原本村
泰山荘一二号
会社員　東　俊輔(26)
群馬県桐生町西堀町
市営住宅木村方二一号
牧　冬彦
東京都練馬区早宮三の
二四の一九　山海荘内
会社員(男)柴田まさみ(44)

トーハツ消防ポンプ
国家消防本部検定合格品
40馬力

10馬力　空冷式　C1級
20馬力　水冷式　B3級
40馬力　水冷式　B2級
御質上はアフターサービスの充実せる
カタログ進呈
総代理店　株式会社　高義商会
電話(川連)16番18番
日本造機株式会社
高義商事株式会社
電話(横手)1180番、1181番

ジェットホース　消防用水道用
テトロン
森田式　初田式　各種　消火器
泡沫式　四塩化式　ドライケミカル
森田ポンプ株式会社

田仲工業所　大王町
鹿角自動車整備KK　花輪町
工藤幸吉商店　秋田市
中央モーター商会　本荘市

退職報償制度の改善などを
中央関係官庁等に陳情

八月十日横手市で開催した本年度の全県防大会で決議した事項について、県実施された消防団員の退職録を取り纏めるとともに、陳情書をつくり、一、二、三については、十一月十六日渡部会長をはじめ、山本、安田、の各副会長、その他が自治省、大蔵省、日本消防協会等に陳情し、四、五は十一月五日渡部会長と安田、伊藤の両副会長は県庁に大黒星厚生部長を訪ねて陳情した。陳情書は次のとおり。

一、非常勤消防団員退職報償制度の勤続年数区分の改正と表給額の引上げについて

（陳情要旨）

非常勤消防団員の身分は地方公務員法の特別職で、その任務は、国民の生命財産を災害から守る極めて重大な使命を有し、その使命達成のためには或は猛火と戦い、或は濁流にいどみ、時には尊い生命を犠牲にすることさえある。いかに義勇消防とはいえ、このような重大使命を有する消防団員に対する処遇は、現今の社会或は経済情勢下に照して充分とはいい得ないことは衆人の認めるところであ補助を得て、無がい、防火貯水そう設置する場合、危険防止のため、防護柵を設けているが、各地で貯水そうによる幼児の溺死事故を出している。

補助条件として、防護柵の設置は義務づけられているものの、その規格が明確でないことと、その工事費の算定基準の定めがないため、経費の関係から市町村では、一時凌ぎの簡易なものを造り、それが概ね四、五年で腐朽し、そのために下げて十年以上十五年未満故を起している場合が多い。よって、事故防止のため、防護柵の規格を規定すを、二十五年以上三十年未満とし、その上に更に補助の基準額に明示し、三十年以上の段階を設け堅固な防護柵を築造せしめられるとともに、現行の三段階を五段階とし、広くこの制度の恩恵に浴させるように改正すること。

㉓三十年以上勤続した者の表給額は、少なくも十万円とし、以下これに準じ名実ともに処遇を改善するよう改正すること。

二、無がい防火貯水そうの防護柵の義務設置について

（陳情要旨）

市町村が、国或は県費の下廻っている。消防団員の定員は、各市町村とも、その実情を検討勘案のうえ定税も、その市町村の消防団員の定員を基礎に算定するよう要望する。

三、地方交付税の算定について

（陳情要旨）

地方交付税における消防費の算定は、人口十万人の標準団体で、人口一人当り五百三十九円となっているが、五百三十九円を一応の目安として、その地域によって補正され、実際に交付される地方交付税の消防費の状況を為に、市町村条例で定めている消防団員数を遙かに自治研修所に併設されていた消防学校の独立校舎建設について

（陳情要旨）

本県の消防学校は、現在

受けるばかりでなく、設備もまた極めて貧弱で、理想東北では本県のみが取り残なる。水に陥る幼子の救出、又金銭的な教育訓練は困難な実状にある。現今の複雑多岐百四十三都道府県がすでに独立校舎で教養訓練を行っている。

本県においても、昭和四十一年度には是非独立校舎を建設し、完備した校舎でできる消防の近代化のためには、消防人の教養訓練の重要であることは言を俟たないところである。

そこで、その知恵となる消防人の教養訓練を行うよう望む。

そこで、その知恵となる消防学校は、環境もよく、設備も完備された独立校舎の定員を、そのうち第一、第二、第三、第四、かや葺屋根の解消について

（陳情要旨）

頻々として発生する農村火災の延焼状況を見るに、かや葺屋根の多いことが、最も大きな原因となっている。今春、秋田市外旭川、能代市檜山、男鹿市脇本等の地域に発生した大火を見ても、その七〇％がかや葺屋根で、それが延焼を早め、大火になるとともに、設置費用を補助の基準額に明示し、堅固な防護柵を築造せしめられるよう、その改善方を要望する。

県は、昭和三十六年と三十七年の両年度に、国民年金の特別融資の方法を講じ、昭和三十八年からこれを住宅金融公庫よりの融資に切り替えを活用し、この解消に努めているので、大いにこれを活用して、この解消に努めさせるよう、市町村ならびにかや葺屋根の建物所有者に対し積極的な指導、督励方を要望する。

五、消防学校の独立校舎建設について

（陳情要旨）

自治研修所に併設されていた消防学校は、現在

天職三十年の回顧

土崎消防署　B生

大東亜戦の末期

昭和十九年に入ると、不沈航空母艦と称された南洋のサイパン島から来襲するB29の日本本土空襲が、次第に烈しさを加え、各地の空襲を受け、灰燼に帰するという状況になったばかりでなく、建物の強制疎開まで発展し、警防団の指導も先ず待避と変った。鳥国根性といわれる日本人の姑息な考えが、最初方にも空襲の手が延び、偵察機、艦載機の来襲が日増しにその数を増し、当市もこれに対し積極的な指導、督励方を要望する。

戦況は、当市も空襲必死という緊迫した情勢に追い迫られ、各官庁をはじめ、会社、工場、事業場から各家庭に至るまで防空壕を造り始め、常備消防でも川反に三十人程度入るものを造った。千秋公園にも県が造った。

市内からわからないが、鉦つき堂から動物園の下を通り、手形方面と鷹匠町に抜けるトンネル式の大がかりなものを造り、市民の待避所にした。この防空壕は、戦後入口に出入できないように蓋をしただけで、中には未だそのままになっている。

その頃、学童は勿論、老若婦女子は全部田舎に疎開し、市内に残るは男でも女でも働き盛りの者だけであった。

秋田市の空襲

八月十四日の夜九時頃、金県の警察警察会議の帰り途の頭上でなぜか、猛烈な爆音が聞こえ、ボンボンと爆音が聞え、爆撃が始まったと思うが、突然泉の山に爆弾を投下した。目の前の炸裂音が、瞬間目がくらみ、暫くの間われに帰り、望楼と緊密な連絡のもとに情報を送り、完全に任務を遂行したという。

その頃の市民の心境は、ただ生きることと、勝抜かねばならないということの二つ体験してからは、前述のとおり、われわれの戦術も変に飛び、エンジンを始動すると、川向うの火事は焔が見える。先ず空襲警報発令後間もなく情報が終るまで望楼上において攻撃の状況を看視して情報用における品をできるだけ送っていたという。又、空襲警報発令中の望楼勤務者は、武藤恵三郎警防員（現司令補・手形出張所長）であった。空襲警報発令と同時にポンプ車は郊外に、人は防空壕に待避して爆撃災だ」と叫ぶ。防空壕に待避する者は、ばかりで、物慾などは微塵もなかった。

米空軍の大規模な爆撃を、その他で大混乱、B生の一人は、「俺は、大夢中で車庫に、エンジンを始動する。そのうち木場忠一郎警防員が現われ「早く待避」と叫ぶ、ところが真暗で何もわからない、一皆乗った」と声をかけ、乗員全員の乗車を確かめて発車する。

鷹匠町から北の丸、田中と進んだが、真暗らで一寸先見えない、ここは進が狭くて昼でも楽ではないところ。ただ道路感一つで何んとか事故なく搬田まで進む。暗夜の中に、クラクションを鳴らして進むと、道路一パイになったが、そこにあった大きな木箱に上って見ていた。

「儀三郎どうだ」と声をかけると「実によく見える何んともいえない」と、わが人の流れであることがわかった。ポンプ車が近づくと、その流れが、両側の田圃に散る。これが上中城町や手形、田中方面からの避難者であるということが大体読めた。

問もなくB29の第一波の爆音が聞え、爆撃が始まった。目の前の炸裂音が、瞬間目がくらみ、暫くの間われに帰り助けを叫ぶ者、泣き叫ぶ者、悲鳴があったので、暗闇の中に、助けを叫ぶ者、泣き叫ぶ者、悲鳴があったので、暗闇の中に、今でも自分達の頭上に爆弾が落ちて来るのではないかと考えられ、身の縮む思いであった。瀬ノ旭川温泉の跡地に辿り着く。最初はボンボンと救いを求める。しかし、ポンプ車の下に入り、どんどん自分達の頭上でなぜか、猛烈な爆音が聞えなくなったと思うが、暫くの間われに帰る。後編

火の用心

消防協会は県下消防機関の福祉厚生のため、各種消防用品の斡旋を致しておりますが、県内各方面から好評を博しております。

最近消防用品も多種多様販売されており、中にはいかがわしい品も見え、且又暴利をむさぼっている商人もあるやに聞きます。勿論本会で斡旋致します物資にはそのようなものは一つなく本会はこの点についても特に細心の注意を払い信用のおける品をできるだけ安くと努力しております。必ず皆様の協会を御利用下さいますよう御願い申上げます。

（秋田県消防協会）

消防用品の斡旋

日石の秋田製油所は、黒煙をあげて三日間も燃え続け、火焔天に冲し、全く跡形もないほどやられた外、土崎の市街地の数ケ所にも被害を受けた。

八月十五日の正午、ラジオから天皇陛下の玉音が、終戦の詔勅として流れ、八月二十日には全国の灯火管制が解除され、大東亜戦争が終ったのである。

消防精神の再認識について

副団長　佐藤兵司郎

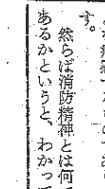

我々消防人にとって平素の訓練が如何に大切であるかということは、今更論ずるまでもありませんが、私は消防人として消防精神の認識こそ一層必要であることを痛感するものであります。

然らば消防精神とは何であるかというと、わかっているようで、又わからないのが現状でないでしょうか。そこでこの消防精神をどのように認識し、どのように体験し、どのように表現するかは人により、時によりさまざまと思いますが、消防精神とは郷土愛護の精神を第一とし、常に自己の任務を的確に理解し、如何なる障害に遭遇するも成し遂げんとする勇猛果敢な精神であると思います。

従って自分の任務と責任を強く感ずる者ほど消防精神を体得するものであり、時によりさまざまとなる崇高な精神をはぐくみ、人の生命であり、又消防の与論となっているとき、我々消防の職に身を奉ずる者は、途を真剣に考え、またその実践に突進しなければならないと思います。

しかし、この消防精神を封建思想だと考えている者もあるようであるが、これは誤りであり、この消防精神は伝統精神を重んずること、そは熱烈な郷土愛と義侠を否定し、新しい時代の精神に不ふさわしい最見だといえます。それを一概に旧思想ということは、思想、精神ということで片づけてしまうものの本質をわきまえない考え方だと思います。

今日の消防問題が重要視され消防の強化が全国民の論となっているとき、我々消防の職に身を奉ずる者はここに消防精神を再認識し、一層大変な責任に答えるものと覚悟を決めていた。

市民は、空襲で当然焼け出されなければならない。若婦女子は全部田舎に疎開し、市内に残るは男でも女でも働き盛りの者だけであった。

仮りに文句をいう人があっても、国賊であると罵られる。

市民は、空襲で当然焼け出されなければならない。若婦女子は全部田舎に疎開し、市内に残るは男でも女でも働き盛りの者だけであった。

秋田市の空襲

八月十四日の夜九時頃、金県の警察警察会議の帰り途の頭上でなぜか、猛烈な爆音が聞こえ、ボンボンと爆音が聞え、爆撃が始まったと思うが、突然泉の山に爆弾を投下した。目の前の炸裂音が、瞬間目がくらみ、暫くの間われに帰り助けを叫ぶ者、泣き叫ぶ者、悲鳴があったので、暗闇の中に、今でも自分達の頭上に爆弾が落ちて来るのではないかと考えられ、身の縮む思いであった。瀬ノ旭川温泉の跡地に辿り着く。最初はボンボンと救いを求める。しかし、ポンプ車の下に入り、どんどん自分達の頭上でなぜか、猛烈な爆音が聞えなくなったと思うが、暫くの間われに帰る。後編

申込予約

消防団幹部用　絹袢天儀式用

▽表＝羽二重（襟は、正規の文字の外、首部に所望の紋を染め抜く。

▽裏＝白の富士絹に竜を染める。

▽価　格＝七千五百円。

▽申込み方法＝市町村毎に所属団名、階級、氏名を記入した申込み書を提出すること。その際各人毎に所望の紋の図案（径三㎝）を氏名の上に貼付すること。

▽申込み期間＝十二月十日

▽申込み場所　秋田県消防協会（電二一三七九一）

秋田市中谷地町四

無火災県民運動強調週間終る

週間中の火災十一件

損害額二千七百万円

百三十万県民の福祉と県民生活の安定向上を狙い、県民生活の最も大きな障害となっている火災を一件でも少なくしようと、県では数年前からその名も特に、無火災県民運動強調週間と名づけ、真の無火災を期して、十一月四日から全県一斉に展開し、大きな成果を収めて十日終幕を告げた。

この度の週間は既報のとおり、①家庭の消防計画の促進、②本業所等の自衛消防の強化促進等を重点に実施した。

運動の実施に当っては、県では新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関や関係団体に協力を求めるとともに、市町村に対しても、火災予防組合、町内会、部落会等の防火作品の懸賞募集、講演会、座談会、映画会、児童、生徒による防火弁論大会、作文、図画、ポスター等の防火作品の懸賞募集、横断幕、懸垂幕、立看板、ビラ、チラシ、宣伝カー等による街頭宣伝、消防計画に基く消火、避難、救助訓練、予防査察、火の元検査、消防機関、火災予防組合等多彩な運動を展開した。

県でも、映画フイルムの貸出しをはじめ、火災統計の発表、ビラ、ポスターの配布、ラジオ放送等を実施し、朝晩の二回サイレンを鳴らして防火思想の喚起昂揚に努めることをはじめとし、真の無火災を期するとともに、町内、部落の防火体制の充実強化を期し、週間中に発生した火災は次の表のとおりで、出火件数は十一件で、住家の全焼、半焼四、非住家の全焼二、部分焼一、その他で損害額は二千四十六万七千円となっている。

なお、事故の発生した市町村は、大曲市外九カ市町村で、他の六十三カ市町村は、火災件数は十一件で、住家の全焼は真の無事故で終幕し、成績はまづまづというところで、県や協会では関係者の努力に感謝している。

週間中の火災

月日	市町村	原因	焼失棟数 住家	非住家	全焼	半焼	部分焼	車両	その他	見積損害額
四日	大曲市	煙突の過熱								
七日	花矢町	調査中								
八日	大館市	〃								
八日	本荘市	〃								
九日	和田町	弄の過熱								
九日	大内村	米倉機械								
九日	秋田市	電気過熱								
十日	花輪町	風呂ボイラー								
十日	山本町	残火								
十日	男鹿市	ガストーブ								
十日	大曲市	調査中								
計	十一件		六	四	三	一			船舶 コタツ	一、四三七、〇〇〇円

県民の皆さんへ

秋田県消防課長 佐藤尚士

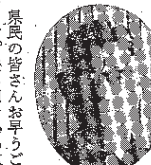

県民の皆さんお早うございます。去る四日から秋の無火災県民運動強調週間、いわゆる秋の防火週間が実施され、全県の市町村、そして、一月三日の仙北郡飯詰駅前の倉庫火災をはじめ、予防組合が中心となって、本県から火災を無くするため、いろいろな運動を展開しております。

そこで今朝は、今回実施いたしました防火週間の重点目標を中心に、本県における火災の発生概況と、いよいよこれから冬場を迎え火災の多発期に入りますので、これからの火災について注意していただきたいこと等を申上げたいと存じます。

先ず最初に本年一月から現在までの火災の発生概況でありますが、十月末日までに六百四十七件の火災が発生し、尊い十二名の死者と六百八十五棟が全半焼し、三百五十二世帯が焼け出され、九億一千万円余の大きな損害を蒙っております。しかも、一千万円以上の損害額を出した大火九件も発生しております。

戦後最高といわれた、昨年は、年間の発生件数が五百七十件、損害が七億九千万円でありますので、この二年間の火災の発生件数は、今年の原因も例年のように、第一位が子どものいたずら「たばこ」の五十一件、第二位が電気器具類の四十四件、第四位が煙突の三十九件、第五位が焚火の不始末の二十五件で、石油ストーブ等の油器具類、風呂場、こたつの順と続いており、違物火災の約八割までが一般家庭から発生しておるのが実情であります。

このように一般家庭からの火災が多く発生しておりますので、このたびの防火週間では、第一に「家庭の消防計画の推進」を取り上げたのであります。

もう一つの重点は、最近全国的に学校や病院、工場で使用しているストーブや事業場等一度火災が発生し電気器具等の火気類がどうなっているかが、火災類といわれて、そしてこれらの器具の使用方法が適当であるかどうかこそ、四月、五月が多くなる注意と「たばこ」の吸殻ではやはり、火気を多く使う違物火災の適正な処理を心掛けることです。子どもだけに焚火をさせないことや、火のついた「たばこ」をどこにでも置いて他の用事を足している人を見かけますが、これは非常に危険なことであります。

冬期間の火災の特徴は、奉先のような大火の発生は比較的少ないけれども、火事のため死ぬ人が非常に多いことであります。昨年は、一年間で二十三名、本年は、焼死者を出しており、年令別では十才未満の幼児が半分、大人の場合は老人や体のご不自由な病人が大部分であります。

最夜中の逃げおくれが多いことからみましても、子供や病人だけを置いて家を空けないこと、子供や病人は万一の場合、最も逃げやすい所に寝せるような配慮も家庭消防計画の重要な一項目であります。

次に緊急時に備えて各ご家庭での注意事項について申上げますと、先ず消火用水油火災に備えて粉末消火器等もできるだけ備えておくことであります。昔から「バケツ一杯の水は大火を防ぐ」とまでいわれておりますが、就寝前には、バケツに水を入れておくことやすると、火事は最初の五分間が勝負であります。ですから、大声で火事ぶれをしてご家族や隣近所に知らせることが、能代市ではこの度の週間中に、県民の皆さんに向上につとめた。

なお、事故の発生した市町村は、大曲市外九カ市町村で、他の六十三カ市町村は、火災件数は十一件で、住家の全焼は真の無事故で終幕し、成績はまづまづというところで、県や協会では関係者の努力に感謝している。

好評を博した防災展

十一月十一日から十七日迄の出火防止の解説図、④火までの一週間、大館市を会災原因パネル、⑤電気器具秋田県婦人会交換会の会期中、集中豪雨による大水害、第二会場であった大館市立、⑥大火災、大地震、⑦火災出動パネル、⑧消火桂城小学校の一室を借り受け、⑨前秋田県消防協会松野会長の遺品、県民の防災思想の普及向上を狙い、①焼失百戸以上の大火災記録、⑩その他を陳列して一般の火原因、損害額等火災統計、⑨過去の出参観に供したが、大いに好⑧石油ゴンロ、煙突等によ評を博した。

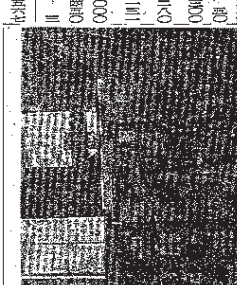

▽教育目的＝警防行政を行う上に必要とする高度の知識および技術を習得させることを目的とする。

▽教育期間＝昭和四十一年一月十一日～三月十二日

▽入校日時＝十一月十一日（火）午前一〇時から

▽入校資格＝(イ)消防司令長または消防司令であること。(ロ)消防司令補で消防本部または消防署の次長または課長の職にあること。(ハ)消防の事務を分掌する行政職給料表二等級または三等級の職にあること。

▽教育科目＝①一般教養＝長官講話、消防の運用、消防の倫理、②消防基礎理論＝災害対策基本法、火災学（燃焼理論、火災現象爆発現象）化学（危険物化学、消火薬剤、火薬、高圧ガス、建築学（建築材料、建築構造）気象学（気象と災害）安全工学、船舶の構造、航空機の構造、③警防運用論＝火災調査（原因調査、損害調査）特殊消防機器（特殊消防車、特殊装備）消防用設備（消火通自動車の運転免許をとらせることであり、入校者は次の十名。

佐々木勝治（本荘）、高橋光風（角館）、池端勝美（ニツ井）、金吉隆（雄和）、小林悦郎、鎌田市四郎（以上平鹿）、高橋輝男（大雄）、沼倉茂、阿部国夫、高橋清（以上雄勝）

消防大学校 警防科学生推せん

消防大学校では明年一月十一日から三月十二日までの六十一日間、第一期警防科教養を行うこととし、同校校長から学生を派遣していただきたいと、このほど県に依頼があった。

県では、十一月八日付で消防課長名で各市町消防長あてに適任者を十一月三十日までに推せんして欲しいと連絡した。

次のとおり。

▽教育科目＝①一般教養＝長官講話、消防の運用、消防の倫理、②消防基礎理論＝災害対策基本法、火災学（燃焼理論、火災現象爆発現象）化学（危険物化学、消火薬剤、火薬、高圧ガス、建築学（建築材料、建築構造）気象学（気象と災害）安全工学、船舶の構造、航空機の構造、③警防運用論＝火災調査（原因調査、損害調査）特殊消防機器（特殊消防車、特殊装備）消防用設備（消火設備、警報設備、避難設備）、警防対策（避難誘導対策、地震対策、水防対策、地すべり対策）、消防と放射能（ニツ井）、鎌田市四郎（以上平鹿）、高橋輝男（大雄）測定器の取扱い）消防戦術（総論、各論）、④警蔵（以上雄勝）

機関科教養

11月4日～12月3日

県消防学校では、市町村の消防機関担当員を養成するため、十一月四日から機関科教養を実施しているが、この教養期間は十二月三日までの一ケ月間で、教養の主たる狙いは、入校者に普通自動車の運転免許をとらせることであり、入校者は次の十名。

（ニツ井）、池端勝美（雄和）、金吉隆（雄和）、小林悦郎、鎌田市四郎（以上平鹿）、高橋輝男（大雄）、沼倉茂、阿部国夫、高橋清（以上雄勝）

▽教育科目＝①一般教養＝長官講話、消防の運用、消防の倫理、②消防基礎理論＝災害対策基本法、火災学（燃焼理論、火災現象爆発現象）化学（危険物化学、消火薬剤、火薬、高圧ガス、建築学（建築材料、建築構造）気象学（気象と災害）安全工学、船舶の構造、航空機の構造、③警防運用論＝火災調査（原因調査、損害調査）特殊消防機器（特殊消防車、特殊装備）消防用設備（消火設備、警報設備、避難設備）、警防対策（避難誘導対策、地震対策、水防対策、地すべり対策）、消防と放射能（ニツ井）、鎌田市四郎（以上平鹿）、高橋輝男（大雄）測定器の取扱い）消防戦術（総論、各論）、④警蔵（以上雄勝）

▽諸経費 一七、五〇〇円

防訓練＝訓練礼式、機器操作指導法（ポンプ操法、救助袋取扱い、呼吸器、その他器取扱い）ポンプ運用、消火訓練、救出法、研究討議（消防法等、職術検討）施設研究、⑤その他（官庁連絡、研究効果測定）

▽諸経費 一七、五〇〇円

この番組は、去る十一月九日午前七時十五分から十分までの十五分間に放送されたものであるNHK秋田県の皆さんえの時間

災害の実態と防災体制 (2)

秋田県消防課発表

市町村別火災状況

区分 市町村	出火件数 合計	建物 計	建物 不延焼火災	建物 延焼	林野	車両	その他	焼失棟数 計	全焼	半焼	部分焼	焼失面積 建物 m²	焼失面積 林野 a	死者	負傷者	罹災世帯数 計	全焼	半焼	罹災人員	損害見積額 円 計	建物	林野	車両	その他
県計	570	469	365	104	48	17	36	719	512	89	118	61,295	24,166	23	83	409	330	79	2,027	791,526,930	782,793,420	6,607,900	1,352,400	773,210
秋田市	153	118	104	14	9	7	19	91	36	23	32	5,929	4,843	4	11	54	28	26	258	76,680,550	76,234,550	370,000	70,000	6,000
能代市	35	29	18	11	5		1	55	40	2	13	5,459	4,555	1	5	17	16	1	100	53,941,865	53,408,865	529,000		4,000
横手市	35	25	22	3	2	3	5	22	5	2	15	696	320		2	6	4	2	24	6,072,660	6,046,300	9,600	15,400	1,360
大館市	46	38	29	9	3	3	2	52	27	11	14	3,650	4,413	4	4	31	18	13	133	46,185,084	44,461,784	1,619,000	92,000	12,300
本荘市	20	18	14	4	1	1		39	26	9	4	3,068	50	1	6	25	20	5	100	40,488,304	40,42 ,304	50,000	10,000	
男鹿市	17	13	10	3	4			17	12	4	1	2,765	390		4	3	2	1	15	43,719,500	42,863,500	856,000		
湯沢市	21	16	15	1	3		2	16	7	1	8	538	1,265			4	3	1	18	4,919,540	3,776,540	600,000		543,000
大曲市	28	23	23		2	1	2	13	3	3	7	517	250			4	2	2	19	5,367,900	5,046,100	154,000	165,000	2,800
計	355	280	235	45	29	15	31	305	156	55	94	22,622	16,086	10	31	144	93	51	667	277,375,403	272,265,943	4,187,600	352,400	569,460
花輪町	9	9	8	1				8	6		2	232				1	1		5	405,800	405,800			
十和田町	6	6	5	1				7	6	1		418			2	4	3	1	17	3,006,900	3,006,900			
小坂町	8	5	3	2	2	1		7	5	2		627	2,200		1	11	9	2	52	8,880,000	7,970,000	410,000	500,000	
尾去沢町	2	2	2					2	1	1		33				2	2		2	135,000	135,000			
八幡平村	6	4	3	1	2			5	3		2	635	900		1	3	3		25	7,230,000	7,100,000	130,000		
計	31	26	21	5	4	1		29	21	4	4	1,945	3,100		4	21	18	3	101	19,657,700	18,617,700	540,000	500,000	
鷹巣町	14	13	12	1	1			12	6		6	1,013	20	1		4	4		18	18,655,000	18,655,000			
比内町	6	6	4	2				9	9			2,155			3	8	8		45	18,990,000	18,990,000			
森吉町	6	6	4	2				8	6	1	1	536				3	2	1	24	9,120,000	9,120,000			
阿仁町	3	2	1	1	1			3	3			327	900		1	6	6		37	2,160,000	2,160,000			
花矢町	2	2		2				7	7			399			2	4	4		26	5,500,000	5,500,000			
田代町	7	6	3	3	1			11	10	1		1,098	100			5	4	1	25	17,618,900	17,318,900	300,000		
合川町	5	5		5				26	26			1,748			1	17	17		99	23,720,000	23,720,000			
上小阿仁村	2	2	1	1				84	79	5		7,526			1	78	72	6	374	95,558,000	95,558,000			
計	45	42	25	17	3			160	146	7	7	14,802	1,020	1	8	125	117	8	648	191,321,900	191,021,900	300,000		
琴丘町	2	2	2					2	1		1	99				1	1		5	720,000	720,000			
二ツ井町	4	3	2	1	1			5	1	1	3	161	300		1	2	1	1	11	4,151,500	4,151,500			
八森町	3	3	2	1				4	4			230			2	2	2		4	2,550,000	2,550,000			
山本町																								
藤里町	6	6	4	2				8	7	1		1,062		1		3	3		38	14,608,000	14,608,000			
八峰町	4	4	2	2				8	6	2		529			2	2	2		11	6,192,000	6,192,000			
峯浜村	1	1	1					1	1			198				1	1		7	2,950,000	2,950,000			
計	20	19	13	6	1			28	20	4	4	2,279	300	1	5	11	10	1	76	31,171,500	31,171,500			
五城目町	4	4	1	3				12	7	3	2	639			2	4	3	1	30	5,548,550	5,548,550			
昭和町	1	1		1				11	9	2		973				7	3	4	29	7,705,000	7,705,000			
八郎潟町	1	1	1					1	1			97		4		1	1		5	360,000	360,000			
飯田川町	2	2	1	1				3	2	1		342				1	1		10	4,450,000	4,450,000			
天王町	3	1	1		2			1			1	3	65							71,000	1,000	70,000		
井川村																								
琴浜村	1	1	1					1		1		12				1		1	5	80,000	80,000			
大潟村																								
計	12	10	5	5	2			29	19	7	3	2,066	65	4	2	14	8	6	79	18,214,550	18,144,550	70,000		
河辺町																								
雄和村	3	2	1	1	1			4	4			482	45		2	3	3		17	5,260,000	5,230,000	30,0 0		
計	3	2	1	1	1			4	4			482	45		2	3	3		17	5,260,000	5,230,000	30,000		
仁賀保町	4	4	2	2				5	4	1		305				4	3	1	21	2,285,000	2,285,000			
金浦町																								
象潟町	6	6	5	1				7	5		2	1,043				3	3		17	22,755,000	22,755,000			
矢島町																								
岩城町	3	3	2	1				21	20	1		1,427				12	11	1	45	16,262,000	16,262,000			
由利町	1	1	1					1	1			83								1,500,000	1,500,000			
西目村																								
鳥海村	2				1		1						3							1,000				1,000
東由利村	1	1		1				5	4	1		302			1	4	3	1	21	2,746,000	2,746,000			
大内村	9	9	5	4				26	25	1		4,453			2	18	18		77	84,396,000	84,396,000			
計	26	24	15	9	1		1	65	59	4	2	7,613	3		3	41	38	3	181	129,945,000	129,944,000			1,000
神岡町	4	3	3		1			2	2			93	1,200		1					1,447,500	1,147,500	300,000		
西仙北町	4	3	3		1			3	1	1	1	93	525		2	2	1	1	10	1,640,500	1,510,500	130,000		
角館町	13	9	6	3	2		2	13	11	1	1	1,614	130		4	6	6		30	32,674,927	32,599,877	300		74,750
六郷町	3	2	1	1		1		3	3			159				2	2		6	1,170,000	670,000		500,000	
中仙町	3	3	2	1				5	5			322				1	1		5	3,092,000	3,092,000			
田沢湖町	10	8	6	2	2			10	9			1,465	182		3	6	6		30	21,492,000	21,442,000	50,000		
協和村	2	2	2					2	1	1		80				2	1	1	8	400,000	400,000			
南外村	3	2	1	1			1	3	3	1		315				1	1		4	1,330,000	1,250,000			80,000
仙北村	2	2	2	1				2	2			193				1	1		4	1,122,000	1,122,000			
西木村	2	2	2					2	2			346		5	1	2	2		11	3,580,000	3,580,000			
太田村	4	4	4					4	4			710			1	4	4		29	4,063,000	4,063,000			
千畑村	4	4	4					3	3			171								1,181,550	1,181,550			
仙南村	2	2	2					2	2			221				1	1		7	3,146,400	3,146,400			
計	56	46	38	8	6	1	3	54	48	4	2	5,782	2,037	5	12	28	26	2	144	76,339,877	75,204,827	480,300	500,000	154,750
増田町	1	1	1					1	1			50								230,000	230,000			
平鹿町	3	3	3					3	2		1	67		1	1					162,000	162,000			
雄物川町																								
大森町	4	3	3	1	1		1	3	3			370				1	1		6	2,211,000	2,163,000			48,000
十文字町	2	2	1					3	3			171			1	1	1		3	1,468,000	1,468,000			
山内村	2	1	1					1	1			20	1,500							1,030,000	30,000	1,000,000		
大雄村																								
計	12	10	9	1	1		1	11	10		1	678	1,500	1	2	2	2		9	5,101,000	4,053,000	1,000,000		48,000
稲庭川連町																								
雄勝町	3	3		3				23	19	3	1	2,205	10		8	15	11	4	71	32,420,000	32,420,000			
羽後町	4	4	2	2				6	5	1		372			4	2	1	1	18	2,870,000	2,870,000			
東成瀬村	2	2	1	1				3	3			377		1	1	2	2		10	1,400,000	1,400,000			
皆瀬村	1	1		1				2	2			72				1	1		6	450,000	450,000			
計	10	10	3	7				34	29	4	1	3,026	10	1	13	20	15	5	105	37,140,000	37,140,000			

人口10,000人当り出火率

年＼県	全国平均	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	最高	最低
昭和34年	4.0	4.3	4.5	3.3	3.8	3.5	3.5	3.2	1.5	3.6	3.0	2.9	2.4	7.1	5.9	東京 7.1	茨城 1.5
〃 35年	4.7	4.7	4.7	4.1	3.9	3.2	3.8	3.7	1.9	4.9	3.3	3.9	3.2	8.1	7.1	〃 8.1	千葉 1.9
〃 36年	5.0	4.9	4.7	4.5	4.7	3.5	4.1	3.9	2.7	4.6	4.3	3.9	3.3	8.7	7.7	〃 8.7	奈良 2.5
〃 37年	5.2	4.6	5.0	4.0	4.9	3.8	4.6	4.2	3.8	4.9	5.0	3.9	3.9	8.9	7.7	〃 8.9	鹿児島 2.4
〃 38年	5.2	4.8	4.6	4.2	4.7	3.1	5.1	3.8	3.9	5.4	4.9	4.4	5.0	9.3	7.9	〃 9.3	山梨 2.1 長崎 2.1
〃 39年						4.4											

月刊毎月25日発行

消防秋田

定価 1部 10円
秋田市中谷地町4
発行所 秋田県消防協会
発行兼編集人 伊藤高太郎
秋田市大町一丁目4の21
印刷所 太陽印刷株式会社
電話(8)(代)8384

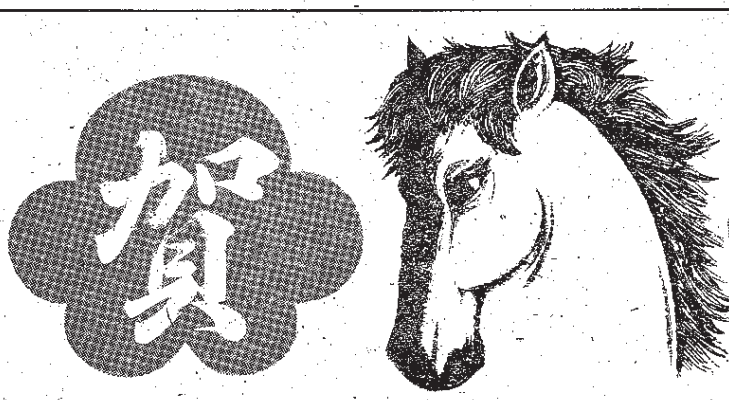

年頭のあいさつ

秋田県知事　小畑勇二郎

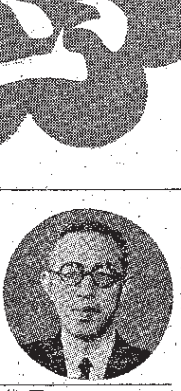

県民の皆さま、あけましておめでとうございます。

県の総合開発計画も前期三カ年をおわり、いよいよ後期五カ年の実施に入りました。

ことしは新しい建設の年、いよいよ農工商一体の理想国土の建設に拍車をかけるべき秋田の底力が出はじめてきました。

悲願の秋田湾地区新産業都郷建設に心から深謝するとともに、県民所得の伸びが全国平均をはじめて上回り、幸い県民所得の伸びが全つど幾多のご労苦を煩わし関係者の方々には、その

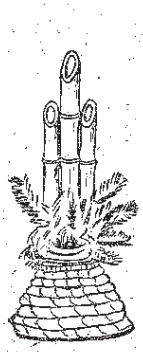

ときがまいりました。

これまで努力してまいりました農業所得の増加、地下資源の開発、工業化の促進、中小企業の振興、へき地対策等、すなわち「格差是正」への道は、新産業都市建設を中軸に、その回転を一層早めることができると存じます。

建設への道は遠大で決して平坦ではありません。しかし裏日本後進県の汚名を返上し、東北西部の開発拠点として大きな役割を果すべく大きな決意をもって全力を傾注する覚悟であります。

関係者の方々には、その一つ一つ幾多のご労苦を煩わしいりました県の前途に大きな楽しみをもち皆さまとご一緒に新しい建設に着実に進まれ、工業化の促進、中小企業の振興、へき地対策等、すなわち「格差是正」への道は、新産業都市建設を中軸に、その回転を一層早めることができると存じます。

しかし、県政の隆々発展を期しつつも一つの障害と解消」への道は、新産業都市建設を中軸に、その回転を一層早めることができると存じます。

すなわち、昨昭和四十年には豪雪による被害をはじめ、春からの異常気象に伴い裏日本後進県の汚名を返上し、東北西部の開発拠点として大きな役割を果すべく大きな決意をもって全力を傾注する覚悟であります。

関係者の方々には、その一つ一つ幾多のご労苦を煩わしいりました県の前途に大きな楽しみをもち皆さまとご一緒に新しい建設に着実に進まれ、工業化の促進、中小企業の振興、へき地対策等、すなわち「格差是正」への道は、新産業都市建設を中軸に、その回転を一層早めることができると存じます。

すなわち、昨昭和四十年には豪雪による被害をはじめ、春からの異常気象に伴い裏日本後進県の汚名を返上し、東北西部の開発拠点として大きな役割を果すべく大きな決意をもって全力を傾注する覚悟であります。

関係者の方々には、その一つ一つ幾多のご労苦を煩わしいりました県の前途に大きな楽しみをもち皆さまとご一緒に新しい建設に着実に進まれ、工業化の促進、中小企業の振興、へき地対策等、すなわち「格差是正」への道は、新産業都市建設を中軸に、その回転を一層早めることができると存じます。

しかし、県政の隆々発展を期しつつも一つの障害と解消

年頭のことば

陸上自衛隊秋田駐とん地司令
一等陸佐　村木杉太郎

新年おめでとう御座居ます。

県下三万の消防関係者の方々が、県民の生命と財産を守るため日夜、御苦労御苦心されている事に対して深い敬意をはらっております。

昨年八月、横手における県消防大会に参列させて頂いた際、このような重要な仕事にたずさわっている方々に対する国、又は県の施策が未だ十分ではなく、非常に御苦心の多い事を知ると共に、我々も含め一般県民が更に協力すべき事を痛感した次第であります。

皆さんは火災を始めとして自然の暴力に対して斗うため、御努力をいただいている訳でありますが、我々も国の平和と独立を守るため、外から又内側からの暴力に対して斗うため、平素から訓練を続けているのであります。対象は相異なりますが、国民の平和な生活おこらないようにと常に予防抑制という観点に立っていう点において消防と防衛とは相共通するものがあると思います。

特に火災がおこらないように、又直接間接の侵略がそのない様に、使命の達成に努力したいと思っております。

我々自衛隊の存在が戦争につながるとか、日米安全保障の態勢が戦争を引き起すとか悪質な宣伝をおこなって災害等の発生にあたって開する覚悟でおります。

うものがありますが、このような議論が在行されているのは誠に残念な事と思います。

我々は世の警告褒貶にまよう事なく日夜訓練に精励

消防の皆さんも火災等のように予防という事に関心のある方々にとっては、全く馬鹿げた事と感じられる事と思います。それにもかかわらず、このような議論が在行されているのは誠に残念な事と思います。

我々は世の警告褒貶にまよう事なく日夜訓練に精励し使命の達成に努力したいと思っております。

年頭のことば

秋田県議会
議長　小松武文

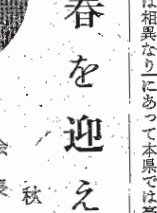

皆様、明けましておめでとうございます。

輝かしい希望に満ちた昭和四十一年の新春を祝い、多様のうえにしあわせの多い年であるよう期待いたします。

昨年は、経済不況のなかにあって本県では豪雪、異常低温に加え、集中豪雨などが相次ぎ、まことに多事多端でありましたが皆様のご精励とご協力により、その対策も順調に進んでまいりました。また一方、待望の秋田湾地区が新産業都市に指定されたことをはじめ八郎潟新農村建設事業団の発足あるいは北鹿地方の馬鈴の開発など、郷土の開発も逐次進んでまいり、著しく県政の躍進をもたらしましたことは、まことにご同慶にたえないところであります。

今年の経済の動きは諸般の状勢からみると景気回復のあゆみはきわめて緩慢なものと推察され、複雑な社会の流れに対応しながら所得の増大を図り、生活水準を高めるためには、その前途容易ならざるものがあると思われます。

私ども、明るく、豊かな郷土の建設をめざし、日常の諸活動にはさらに一段と力をそそいでまいりたいと存じますが、特に消防関係の各位においても災害の未然防止に格別のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

おわりに皆様のご健康とご多幸を心からお祈りいたします。

新春を迎えて

会長　渡部綱次
秋田県消防協会

昭和四十一年の新春を迎え、先ずもって全県三万消防関係各位のご健康をお祝い申し上げ、平素のご労苦に対し心から感謝申し上げます。

古諺に「光陰矢の如し」とありますが、歳後早やくも二十年の歳月が流れ、国民生活はいよいよ安定し、産業経済の発展、文化の向上は世界注視の的になっているほどになり、消防体制もまた隔世の感あるほど充実強化されておりますことは、これら数多くの問題を一挙に解決することは極めて困難は、ご同慶に堪えません。しかるに、火災のみがわれわれ消防関係者の献身的努力にもかかわらず依然減少せず、却って増加の一途を辿り、時には大火に発展させ、多くの罹災者を悲痛のどん底に追い込んでおりますことは、まことに遺憾であります。

大火発生の原因は、都市や建物構造、消防ポンプ、消防水利、道路、通信施設の不備欠陥、消防技術の拙劣、警備体制の問題等いろいろ挙げられますが、現下の町村財政からして、これら数多くの問題を一挙に解決することは極めて困難しかるに、火災のみがわれわれ消防関係者の献身的努力にもかかわらず依然減少せず、却って増加の一途を辿り、時には大火に発展させ、多くの罹災者を悲痛のどん底に追い込んでおりますことは、まことに遺憾であります。

大火発生の原因は、都市や建物構造、消防ポンプ、消防水利、道路、通信施設の不備欠陥、消防技術の拙劣、警備体制の問題等いろいろ挙げられますが、現下の町村財政からして、これら数多くの問題を一挙に解決することは極めて困難は、ご同慶に堪えません。

と存じ、先ずわれわれは、出火の防止が第一であると考えこれを重点に微力を尽して参ったのであります。

新年こそは、全県三万消防人の家庭が「火の用心」の拠点となり、火災予防組合を通じてこれを近隣に及ぼし、殊に気象条件の悪いなどなどは住民一人一人が自発的に「火の用心」をすべく十万県民の期待に副いたいと存じます。各位の一層の努力を願い申し上げます。

年頭に当り所信の一端を申し述べ、併せて郷土の発展と各位のご多幸をお祈りし、ご挨拶といたします。

年頭のことば

秋田市消防長
中山正一

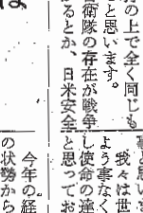

昭和四十一年の新春を迎え、県下消防関係の皆様に技術においても、より高度なものが要求される実情でありますが、そして訓練された力をもって一層積極的な支援活動を展開し、県消防協会の御発展をお祈り申上げます。

産業の科学化に伴う危険物等の急激な増大、建築物の高層化に伴う人命損傷等、火災の態様も変化しつつあり、特に、滋賀県庁別館火災のような、死傷者の伴う火災が各地に発生したことは、まことに寒心にたえないところであります。

最近における消防事象は化の施策が推進されつつあり、また反面、昭和四十年中における火災等の状況は、全国的にみましても件数は増加の一途をたどるため、単なる「火消し」的観念では到底任務の達成は不可能のみならず、防災はまことに寒心にたえないところであります。

したがって、これらに対し、予防という事に関心のある方々にとっては、全く馬鹿げた事と感じられる事と思います。それにもかかわらず、このような議論が在行されているのは誠に残念な事と思います。

我々は世の警告褒貶にまよう事なく日夜訓練に精励し使命の達成に努力したいと思っております。

年頭の御挨拶

本庄市消防団長
本庄市、由利郡支部
支部長　佐藤純兵

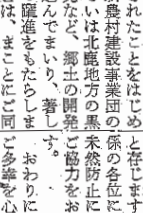

昭和四十一年の新年を迎えるにあたり、全県下消防三万余の皆様、過ぐる一ケ年のたゆまざるご労苦に感謝心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

年の始めは、何時もながら清新な気持で限りない希望を胸に将来の進展を期したいと願うのであります。

とりわけ消防人としてのわれわれは、誠に晴れやかであり社会の災害を防ぎ、公共の福祉に寄与する崇高なその職務に一入、自治消防人たるの誇りと喜びを禁じ得ないところであります。

今更ここに私が申しあげるまでもありませんが、火災、水害等の災害は消防人を始め各位の努力にも拘らず、依然あとを絶たず年々我が国の生活感情を一新し、新年を迎えるこの元旦にあたり、謹んで連発する被害を顧みて、国民に大いなる感銘を与えておりますことは、誠に遺憾に堪えないところであります。

私共消防人も、又公共の向上道歩を意味し、我々個人の社会の発展伸張に大いなる役割を持つ事になるとも思うこの情勢に対応して、火災予防も更に総合的な防火対策を講じ、一九六六年の新春を迎えるにあたり、全県下消防人の御健康と御幸福を祈念申し上げます。

そして、日本武道館の精神に基づき、全国一万二千名の消防人が、内閣総理大臣、自治大臣、消防庁長官の参集と、二日間の日程で、消防の技術の向上と、消防人の士気の高揚を図るべく、第一回全国消防技術大会が、去る十月十日、十一日の両日、東京都で開催された。

この大会は、日本消防協会の主催で、全国の消防人の技術の粋を集め、日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮し、日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮し、日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮し

新年のあいさつ

秋田県厚生部長 笹山秀武

昭和四十一年の新春を迎えるにあたり、謹んで全県消防界の皆様のご健勝をお慶び申しあげます。

客年十二月二十六日付をもって厚生部長を拝命いたしましたが、もとより浅学菲才なものであり、特に消防行政については全くの素人でありますので、今後皆様方の絶大なご協力を切にお願い申しあげる次第であります。

自治消防発足以来消防関係者の不断の努力によりまして、本県防災体制は着々と強化の一途をたどって参りましたことはご同慶にたえないところであります。

昨昭和四十年は一昨年に劣らぬ災害発生の年であり豪雪災害をはじめ、七月中旬の集中豪雨、九月初旬の台風災害等相次いで発生しこれらの災害だけでも年間実に九十億円を突破する被害を蒙ったのであります。

また、最近水、火災の都度死傷者が続出する傾向にありますことは、まことに憂うべき状況であり、各位のご労苦はなみなみならぬものと存じ、衷心より敬意と感謝の念を捧げるものであります。

新たな年を迎えるにあたり一層郷土愛に徹しご精進く経験にかんがみ、防災の中だされ、県勢進展にご尽力核的存在であります、消防機関の整備、近代化をはかりたいと存じ、大きな勇気をもって身近な災害の防止に努力を傾注いたしたい所存であります。消防関係機関の各位におかれましてもいさつといたします。

年頭にあたり、全県消防関係者各位のご健康とご多幸を祈念して今後の支援を待であります。

年頭のあいさつ

秋田市消防団長 銭谷小太郎

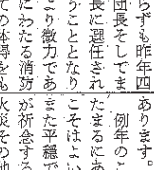

昭和四十一年の新春を迎え、謹んで年頭のお慶び申しあげます。

しあげますとともに全県消防各位のご多幸をお祈り申し上げます。

私は昭和二十六年から秋田市会議員として市政に微力を尽して参ったところであるが、はからずも昨年四月秋田市消防団長そしてまた秋田市支部長に選任されその重責を負うこととなりましたが、もとより微力であります為年にわたる消防の体得をも一途をたどり、その様相もであります。

何卒各位の熱意あるご指導とご鞭撻をお願い申し上げます消防も自治体となって使命を自覚し、その達成に努めて参った次第であるが本年は更に本県の特色である合理性を高めつつあることは勤勉であり、温和な県民性と豊かな資源に恵まれ、各位の団結とまたその団結を基調とした努力によって新産都市の指定を受け輝かしい郷土の前進への力強い歩みを向けております。この秋にあたり、この躍進を災害によってはばむことのないようなお一層努力をいたすべく決意を新たにいたしております次第であります。

年頭にあたり、所信の一端を述べてごあいさつといたします。

新春所感

大館市消防長 根本自朗

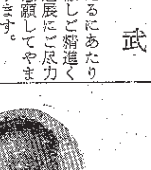

毎年のことながら、すがすがしい、希望新らたな新春とは裏腹に新年は丙午年だから火事が多いだろうとか、年始めに年の日が早いと火足が早い、七草までに火災が起ると、その年は火事が多いなどといい伝えられ、消防人として聞き流せぬ気がかりな新年でもある。

ことに新年は六十年に一度という古来忌み嫌われてきた丙午年である。なぜ忌み嫌われて来たのかは何人の根拠もないのだが、丙は「ひのえ」とも読まれ、ひでは「あきらか、光」、品のみ取ってなんとか、明」と訳されているが、火とかいって逢させてくれない、いい訳も度重なるにつれて困り抜いた吉三は、そんなに逢いたければお前の家を焼けば、また寺え戻れるぞと放火をそそのかしたので、お七は逢いたさのただろう、従って丙に午がつくと火足が早い、即ち火一念、一途に思いつめて放火事が多いと、かんぐった火して、後世に残るような大のであろうか。二十世紀の今日全くナンセンスに過ぎないのであるが、火にまつわる意味からひもといて順みれば有名な八百屋お七の放火と結びついた線が、今日まで盲信されて来たものと考えられる。

「世の中に絶えて火付けがなりせば江戸の人々長閑」の歌のように江戸の昔は実に放火が多かったようだ。八百屋お七は本郷駒込の八百屋の娘でしたが本郷丸山の大火でお七の家も類焼して失い、指ケ谷の円乗寺に弟がいたので、一家はそこえ引越しているうち、その寺の美男の小姓と相愛の仲となり、やがて家に新宅え引き移ったのですが、お七はその寺の小姓にいうに及ばず、全国津々浦々まで一大衝動を与えたことでしょう。

私達年少の頃までは映画に街芝居にお七は赤いけだたすきをしごいて髪ふり乱して半鐘を打ち鳴らしているポスター等をみかけたもので御記憶の方も多いことと思う。

従って男に勝る度胸と烈しい気性から夫を唆うとかいろいろ取沙汰されて話題事が多いと、かんぐった火して、後世に残るような大でいい伝えられたものでし火を起したわけですが、お七は十六才で年少であり、吉三からそそのかされた事情もあったのですが、将軍家光の時代で、当時は如何なる理由でも放火せる者は火罰（火あぶりの刑）人に依頼した者は死罰という厳しいもので、少女と雖も許されなかったのであります。

本来ならば単なる火災史としては、江戸八百八町焼廻る亡霊的な火災として知った振袖火事であろうが、千人という関東大震災を上あえてお七火事の方が世人の語草となったのも前述の迷信によりいい伝えからでありましょう。

本来ならば六十年に一度の生れ年だから稀少価値こそあれ、忌み嫌うことはない筈なのに、私は六十年に一度よりない、まことにめでたい生れ合せの年だと信ずるものである。

新年は古来のように火にまつわる迷信がいろいろな形で、巷間の話題で賑うことであろうが丙一新春と共に火災が頻発せんか迷信派に火災ムードに拍車を与えて、がかもしだされることを憂えるものである。

新年はこの迷信を打破すると共にムードを払拭する意味からも火災予防の徹底に意を用い、よりよい年で過したいものと念願するものであります。

消防関係の皆さんの御健斗を祈って新年の御挨拶としたします。

新年を迎えて

秋田県消防協会 副会長 山本三郎

新年を迎え、謹んで消防界の皆様のご多幸をお慶び申し上げるとともに、公私に亘る平素のご懇情に対し衷心より御礼申し上げます。

われわれ消防関係者の血の滲むような努力にもかかわらず火災は依然減少せず却って増加の傾向にあります。

消防の理想は、施設の強化もさることながら、なんの滲むような努力にもかかわらず火災は依然減少せず却って増加の傾向にあります。

最近の消防における悩みの一つに、団員確保の問題があります。これをカバーする一つの方法として、横手市、平鹿郡では昨春、退職消防団員を会員とする消友会という消防団の予備隊の組織をつくり、退職後もなお住みよい郷土の実現も任務として、消防の発展に努力を続けて参りたいと存じます。

新年に当り、所信の一端を述べ、ご挨拶といたしまして、ご出席なされた方々は勿論、ご出席し得なかった方々もその状況をおききになったことと思います。

我々消防人にとってはこの上もない意義深い年であり、忘れることのできないものでありました。

天皇陛下からはご激励のお言葉を賜り参列者一同恐懼感激決意を新たにし今後消防人として身を挺して努力することを心ひそかに誓われたことと思います。

また、内閣総理大臣初め衆参両院議長主管大臣その他多数の関係者の方々からこれまでの消防人の努力に対する功績を讃えられ、深く敬意と感謝のことばが述べられ、今後更に消防殉職者の弔揚と団結を図り、国民の期待に応えて戴きたいと存じます。

年頭のことば

男鹿市消防長 斎藤銀四郎

全県消防人の皆々様、新しい昭和四十一年の新春を迎えてまことにお目出度うございます。心からお慶び申し上げますと共に本年こそはんとうに心やすかれとお祈り致してやみません。

昨年は第四回全国消防大会が開かれました年でありまして、ご出席なされた方々は勿論、ご出席し得なかったことと思います。

大臣は特に強調なされたこと一五条（公務員の本質）のとは、ややもすれば憲法第精神を履き違え法の精神にしたことを信じて疑わない。

「私は正直者は馬鹿を見るような政治は断じて行わないと」と力強く述べるや（万雷の拍手が起りました）政府は乏しい苦しい財源では、後消防人の強化には、消防力の強化には、消防力の強化には、消防力

新年を迎えて

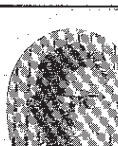

秋田県消防課長
兼消防学校長
佐藤尚士

金県消防の皆さん明けましておめでとうございます。

昭和四十一年の新しい年を迎え、毎年のことではありますが、今年こそはと、新たな気分で御家庭での楽しいお正月をお過しのことと存じ、ご同慶に堪えません。

新年に当り心から皆さんのご多幸をお祈りいたしますとともに本年もまた防災のためのご活躍を衷心よりお願いするものであります。

はじめに

昨年は消防の近代化をめざし、国の施策におきましては、消防の科学化と常備化ならびに広域化のため、いろいろな制度の実現をみました年であります。

その主なるものとして

第一に近年相次いで発生した化学工業等の災害に対処し、科学消防力強化促進のため、従来の消防施設費補助金七億円に加えて、二億五千万円の国庫補助金が増額されたこと。

次に広域消防の観点から消防組織法の一部改正が行われ、非常事態の場合、消防庁長官に都道府県知事に対する措置権が与えられ、国、都道府県、市町村の災害に対する連けいが明確にしかも強化されたこと。

さらに消防行政面では消防法が改正され、特に危険物規制についての業務が一段と強化されたこと。

また、消防団員の待遇改善のためこれまでもしばしば問題になった団員の出場手当が増額されたこと。

特筆すべきことは、昨年十一月十五日には天皇陛下のご親臨のもとに全国一万二千人余の消防関係者が一堂に会して第四回全国消防大会が開催され、全国百四十万人余の消防人の団結と融和を一層固めるとともに、消防貢献の業績を再確認され、大いに激励されたことであります。

さらに同会議の通信、警察庁の二部会から、本県の通信計画と警害対策について、それぞれ増を示して、損害額においては十億円の大台をこえ集地における消防力の強化は大きな損害を蒙りましたことは皆さんの折角のご努力にもかかわらず、かえすがえすも遺憾に存じます。

このように発生件数が増加したことは奉先に林野火災が百六件も発生し、これだけでも前年より六十件も多かったこと。

また、損害額を大きくした主なる火災としては、男鹿市船川本大倉部落、秋田市北部支部に二年連続して、全県優勝の偉業をとげましたことは、誠に光栄とするところであります。

無火災県民運動が始まってからはや五年になりますが、この運動の難かしさが、つくづくと痛感させられます。

出稼ぎに伴う消防団員の確保は、本県消防の大きな課題の一つでありますが、横手市、平鹿郡支部においては、さきに消友会を結成して、これが対策の一助とし、新しいものと信じます。

ここに新年を迎えるに当り、県下三万消防人の平素の御労苦に心から感謝する共に、今年も変らざる御指導をお願いし、併せて各位の御健康と御多幸をお祈り致します。

新年の挨拶

仙北福祉事務所長
成田恭造

昭和四十一年の年頭に当り、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、わが消防界にとって、極めて意義ある年でありました。

四年に一回の開催といわれる、全国消防大会が、東京オリンピックのゆかりある日本武道館に、全国消防の幹部、精鋭一万二千名を集めて、天皇陛下の御親臨のもと、盛大、厳粛に開催され、当面の重要問題について協議する共に、今後益々団結を強固にし、もって国民の信頼と負託に応えるため一層、努力精進しようと決意されましたことは洵に感激の極みでありました。

また、本県消防にとっても、松野前協会長なきあと、渡部綱次新会長の誕生しては、名実ともに、新しい体制のもとに、御指導、御鞭撻を賜わり、県下三万消防人の平素の御労苦に心から感謝する共に、今年も変らざる御指導をお願いし、併せて各位の御健康と御多幸をお祈り致します。

年頭のことば

花輪町消防署長
小田島志郎

昭和四十一年の新春を迎えるに当り、県下の消防職団員の皆様にお祝いの言葉を申し上げる機会をえましたことは私のもっとも喜びとするところであります。

去る八月末署長に就任致しました私は、消防活動に関しては全くの素人でありますので、素人は素人なりに見聞と、二、三の体験を卒直に申し上げて見たいと思います。

「備えあれば憂いなし」という言葉がありますが、県下各市町村で消防設備の完備した市町村が何ケ処あるでしょうか、防人は絶えず"火の用心"を警戒し、本年こそは災害のない年であるよう念願してやみません。

最後に皆様の御多幸を祈念して年頭の挨拶と致します。

新年の挨拶

成田恭造

思うに昨年は、新春早々、いわゆる冷害型の不順な天候に悩まされ、本県の主要産業である稲作は、県民憂慮の焦点でありましたが、健康な稲作り運動を始め、農業関係者の一致した努力により、被害を最少限に食い止めることができましたことは何田郡森吉町、河辺郡岩見三町、横手市、仙北郡刈和野町、能代市檜山、北秋田郡阿仁合町、山本郡八竜村、鹿角郡小坂町、秋田市、男鹿市、大館市、鷹巣町、北秋田郡合川町、南秋田郡五城目町、秋田郡飯島町、雄勝郡十文字町、仙北郡角館町、平鹿郡大森町、雄勝郡稲庭村、仙北郡西木村、南秋田郡井川村、雄勝郡東成瀬村、仙北郡田沢湖町、鹿角郡十和田湖町、北秋

年頭のことば

秋田消防署長 立花吉雄

昭和四十一年の新春を迎えに県下三万消防関係者各位のご健勝を心からお祈り申上げます。

昨年を振り返って見ればあまりにも人災の多い年であったと思います。先ず伊豆大島の大火をはじめ、横浜、室蘭港のタンカー爆発、火災や公共建物やビルなどの火災が続き、これは必ず死傷者を出している。又、大きな炭鉱災害、交通事故、登山者の遭難事故等相次いで起きた災害の年であった。人災は天災と異なり注意と警戒で避けられるが、平素からの対策と用心が必要であることを、みんなが知っていて忘れた頃にやってくる」の警語が生れたことを考えられます。

崎川範行先生が「火災と爆発」の著書のはしがきの中に、大事故が一回起こると二十九回の小事故が起きる。そして小事故が一つ発生するには、事故やけがにはならなかったが、しまったと思う失策が九回起っている。三百回の失策の一つが大事故となり、十回の小事故になるとも述べています。

本年は丙午、ここで県民ともども繁栄一番消防が一丸になり、日常の小失策史がのりうつる。これは消防人でなければ味わえぬ味説明しろと云われても説明の出来ない味この魅力とこじくする消防人の魔法のとりこになってきた私である。

四、どのような形で行う。

郷友会、警友会と云うものがある消防会を作ったらどうか、それだそれだ私だけの心ではない打てばひびく呼べば木霊する山彦のように云う形で行こう、先ず町や村のそれぞれに帰れば、また千里二千里の道を遠しとせずに思う心と独われ心、たとえアバタでもこれが美人の美人たるはあるまい。然し、想って見たら、庭先の花一枝が一番美しく求める花であったと云う事もある。人が作れば何でもアレコレ言わなくともよい処に、難くせつけたいのが世の常、自分の女房より他人の女房が美しく見えること誠に男心は浮気である出すものはフトコロから手も出したくない両方良いのはホウカムリだけ（両ほど良いのはほうかむり）あれこれあるのが世の中あれこれないのが、消防人好きを大好きとし嫌いを大好きに転じて

さあ行う丘を越えてわれ

好事まことに魔多しいうたとえで理くつばっかりばっかりでもある。然し、ここが肝心ヤアヤアと声かけ合い、消防人としての誇りを死ぬまで持ち続ける気持、郷土保全の思いを熱烈に伝導した。

若い者に負けないぞと云う気持ち現職消防人よ安心あれ、私は第二線で常に協力しているぞという気持例を上げれば限りない。しかし、これはお金では買えない。好きであればアカギレも梅の花サアこの気持ち人のフンドシで相撲とらずに行こう。

七、われ消防の柱とならん。

われ日本の柱となりたいったのは、日建上人である。われ消防の柱となりたいといえるものは誰れか、それは私である。私と心を同じくする消防友会をつくる人達である。

さあ行こう丘を越えて好きという字も女ヘンであるということは世の好き嫌いは女につきものである、と云うことである。世の中にお世辞でなく、美人美人と称されている方々多くはあるまい。然し、想って見たら、庭先の花一枝が一番美しく求める花であったと云う事もある。人が作れば何でもアレコレ言わなくともよい処に、難くせつけたいのが世の常、自分の女房より他人の女房が美しく見えること誠に男心は浮気である出すものはフトコロから手も出したくない両方良いのはホウカムリだけ（両ほど良いのはほうかむり）あれこれあるのが世の中あれこれないのが、消防人好きを大好きとし嫌いを大好きに転じて

さあ行う丘を越えてわれ

八、退職報償金から財源を拠出せねばならぬとは。

せっかく財布に入るわずかばかりの報償金からお金を出してまで団体を作る必要ある人の和を図り、地域に貢献する。

百年河清をまつという、ことばがあるが必ずしも策の上たるものでない場合も考えると我れ乍らよくぞ頑張って来たものだと誇り高い人生を家族と共に歩み、今度は出来ない良い事だ良い事だとはほめてはくれるが、金を出して呉れるという処は一つもない、ヤレヤレとケシかけて呉れるがこれは一文にもならない。人をたよるより自分でやらないがボンと叩けば出るではないか思いがけずに手に入る退職報償金それだそれだ。

里の道を遠しとせずに思う心と独われ心、たとえアバタでもこれが美人の美人たるはあるまい。然し、想って見たら、庭先の花一枝が一番美しく求める花であったと云う事もある。人が作れば何でもアレコレ言わなくともよい処に、難くせつけたいのが世の常、自分の女房より他人の女房が美しく見えること誠に男心は浮気である出すものはフトコロから手も出したくない両方良いのはホウカムリだけ（両ほど良いのはほうかむり）あれこれあるのが世の中あれこれないのが、消防人好きを大好きとし嫌いを大好きに転じて

さあ行う丘を越えてわれ

「ことば」のかげにあるもの

平鹿福祉事務所 佐々木雄太郎

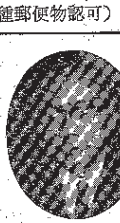

昨年五月八日、八百名の退職消防団員の結集を得て横手市、平鹿郡消防友会の結成を見、更に同志の全県組織を目指して、県消防大会に呼びかける多大の反響とでもなく夢うち破るサイレン警鐘に、その勤めの重さと責任を感じ、十年二十年にはそれこそ、またたく間半百年の歴史を刻まねばならぬ。

全県三万消防人の戦列からはなれ、袴てんとも別れるとでもなく夢うち破るサイレン警鐘に、その勤めの重さと責任を感じ、十年二十年にはそれこそ、またたく間半百年の歴史を刻まねばならぬ。

全県三万消防人の戦列から生を家族と共に歩み、今度は社会資源の活用を切望してやまない。

消友会はなぜ必要か

一、私は消防人として今まで頑張って来た。

白雲をめでさし昇る朝日に郷土の守りに一生懸命努力をして来た。誰に頼まれるでもなく夢うち破るサイレン警鐘に、その勤めの重さと責任を感じ、十年二十年にはそれこそ、またたく間半百年の歴史を刻まねばならぬ。

全県三万消防人の戦列からはなれ、袴てんとも別れるとでもなく夢うち破るサイレン警鐘に、その勤めの重さと責任を感じ、十年二十年にはそれこそ、またたく間半百年の歴史を刻まねばならぬ。

全県三万消防人の戦列から生を家族と共に歩み、今度は社会資源の活用を切望してやまない。

消友会はなぜ必要か

一、私は消防人として今まで頑張って来た。

白雲をめでさし昇る朝日に郷土の守りに一生懸命努力をして来た。誰に頼まれる

謹賀新年

秋田市消防長　中山正一
〃　秋田消防署長　立花吉雄
〃　土崎消防署長　佐藤千代治
能代市消防長　兼消防署長　上田尚
〃　横手市消防長　黒沢鉄二郎
〃　消防署長　稲川愛之助
大館市消防長　兼消防署長　根木自朗
本荘市消防長　成田正彦
〃　消防署長　村上信男
男鹿市消防長　兼消防署長　斎藤鉄四郎
湯沢市消防長　兼消防署長　富樫玄治
大曲市消防長　兼消防署長　佐々木佳夫
鷹巣町消防長　兼消防署長　成田総一郎
五城目町消防長　小林源四郎
〃　消防署長　泉谷春治
角館町消防長　藤木昌一
〃　消防署長　高橋友二
花輪町消防長　阿部新
〃　消防署長　小田嶋志郎
秋田市消防団長　錦谷小太郎
能代市〃　中田初雄
横手市〃　山本三郎
大館市〃　渡部縄次
本荘市〃　太田村
佐竹　西木村
男鹿市〃　仙南村
湯沢市〃　南外村
大曲市〃　安田惣次郎
〃　山脇新八
〃　藤田慶次郎
〃　増田町消防団長　谷藤徳得
〃　平鹿町〃　長島不二三
〃　雄物川町〃　小松洵一郎
〃　十文字町〃　柴田孔吉
〃　大森町〃　照井吾一郎
〃　山内町〃　佐藤育秀
〃　大雄村〃　佐々木忠治
〃　京成瀬村〃　藤原賢一
〃　菅生村〃
〃　阿仁町〃　沢井作蔵
〃　花矢町〃　成田幸坂
〃　合川町〃　杉淵正男
〃　上小阿仁村〃　田中富治
〃　田代町〃　元俊
〃　琴丘町消防団長　長谷川清之助
〃　二ツ井町〃　田口幸一郎
〃　山本町〃　川上勇治郎
〃　八森町〃　田村彦孝
〃　藤里町〃　米森伴雄
〃　峰浜村〃　清水正太郎
〃　八竜町〃
〃　南秋田郡　五城目町消防団長　渡辺時治
〃　八郎潟町〃　飯田川町〃　石川定雄
〃　昭和町〃　天王町〃　永井金一郎
〃　井川村〃　琴浜村〃　菅原直一郎
〃　船橋文一郎
〃　河辺郡　河辺町消防団長　高屋寅一郎
〃　雄和村〃　伊藤隆治
〃　由利郡　仁賀保町消防団長　佐市
〃　金浦町〃　象潟町〃　伊藤孫一
〃　鳥海村〃　岩城町〃　鎌田寅吉
〃　西目村〃　由利村〃　大内幸一郎
〃　東由利村〃　矢島町〃　小番農夫也
〃　佐竹東海林金二郎
〃　仙北郡　神岡町消防団長　佐々木敬久
〃　中仙町〃　栗林信一郎
〃　西仙町〃　藤田盛
〃　角館町〃　佐々木賢一
〃　田沢湖町〃　土井常吉
〃　田口〃　隆成
〃　仙北村〃　佐々木賢一
〃　池田〃　藤原彦
〃　田村〃　三郎
〃　鈴木孝治
〃　太田村〃　高橋寛一郎
〃　協和村〃　伊藤徳生
〃　南外村〃　正治

消防協会長表彰

県消防協会では、恒例により、めでたい元旦をトして十年以上と十五年以上勤続して勤務成績の優秀な消防職員と消防団員を表彰することになり、このほどその受賞者を発表した。

受賞者には、表彰状と勤続章が贈られるが、旧臘消防協会長から各支部長を、その伝達方を依頼した。各支部では市町村の出初式当日臨席して厳粛に伝達することになっているが、各支部の受賞者数は、次のとおり。

○秋田市支部
十年　秋田市消防団　主事　鈴木正治　外九名
十年　秋田市消防団本部　分団長　藤田鶴逸　外六一名
○鹿角支部
十五年　花輪町消防団　班長　高杉克己　外三八名
十年　花輪町消防団
○大館、北秋田支部
十五年　大館市消防署　消防士　稲葉貞一　外九七名
十年　大館市消防団　副分団長　本多喜一　外八六名
○能代市、山本郡支部
十五年　八森町消防団　分団長　奈良小三郎　外一〇三名
十年　能代市消防団　班長　大高勇　外一四五名
○男鹿、南秋支部
十五年　男鹿市消防団　副分団長　太田新三郎　外六六名
十年　井川村消防団　団長　斎藤正作　外九三名
○河辺支部
十五年　雄和村消防団　部長　佐々木広治　外四八名
十年　河辺町消防団　団員　田口岩太郎　外一三名
○本荘市、由利郡支部
十五年　本荘市消防団　副分団長　藤本善教　外二二〇名
十年　本荘市消防団　分団長　佐々木忠吉　外二二一名
○大曲市、仙北郡支部
十五年　大曲市消防団　部長　葵谷甲三　外二四四名
十年　大曲市消防署　消防士長　熊谷光男　外二七六名
○横手市、平鹿郡支部
十五年　横手市消防団　部長　堀江彰　外一四五名
十年　横手市消防団　副団長　鶴田武治　外二三六名
○湯沢市、雄勝郡支部
十五年　湯沢市消防団　分団長　柳沢弥太郎　外二三六名
十年　湯沢市消防団　分団長　渡部悦郎　外一八三名

消防大学校新年度教育計画

消防大学では、明年度第二期1月18日～3月18日の教育計画をたて、このほど学長から学生の派遣について、予算措置等についてのご同学校長から消防司令の階級にある者、(ロ)消防司令補の階級にある者、(ハ)消防士長の階級にある者、(ニ)消防士の職にある者で、消防学校又は消防訓練機関における初任教養を終了した者。(ホ)消防団常備消防団の長の職にあること。

②経費＝一四、二〇〇円
③所要経費＝二六、二〇〇円

▽教習科（短期）＝四日間　二回
①教養対象＝新任団員、
4月6日～4月9日
4月13日～4月16日
②主内容＝礼式、規律、実務法規
③所要経費＝二、〇〇〇円

▽幹部科＝五日間
3月8日～3月12日
①教養対象＝消防団幹部
②主内容＝人事管理、防火管理、火災予防科、災害防止、消防法令、防災計画、防災管理
③所要経費＝一、九〇〇円

▽指導者養成科＝六日間　二回
4月18日～4月23日
5月9日～5月14日
①教養対象＝中堅幹部で市町村消防団の指導者、
②主内容＝規律、操法、造、交通法規、実技、操法（運転免許取得）
③所要経費＝二、四〇〇円

▽火災予防科＝五日間
10月5日～10月9日
①教養対象＝予防担当者
②主内容＝防火管理、予防指導、
③所要経費＝二、四五〇円

▽消防団長科＝〇、五ヵ月
①入校資格＝(イ)団長又は副団長の階級にあること。
②経費＝一〇、七〇〇円

▽備考
①科又は学科について、それぞれ入校者の資格として右に定める階級又は職よりも上位の階級又は職員の者を当該科又は学科の入学資格とみなす。
②前項の規定にかかわらず、消防士長の階級にある者については、次に掲げる者に対し、それぞれ当該科又は学科の入れ校資格とみなす。

第八期7月12日～8月10日
①入校資格＝(イ)消防長（その予定者を含む）又は消防署長の職にあること。(ロ)消防監又は消防司令長の階級にあること。
②経費＝一四、二〇〇円
▽消防団長科＝〇、五ヵ月
①入校資格＝(イ)団長又は副団長の階級にあること。
②経費＝一〇、七〇〇円

第八期8月16日～8月31日
▽消防団長科＝〇、五ヵ月
①入校資格＝(イ)団長又は副団長の階級にあること。
②経費＝一〇、七〇〇円

県消防学校の教養計画

県消防学校では明年度の教養計画をたて、周辺各市町村長や各部福祉事務所長あてに生徒の派遣について予算措置等特段の配意願いたいと依頼した。教養計画の概要次のとおり。

△教習科（長期）＝六二日間
①教養対象＝新任消防職員、常備団員、
②主内容＝法学、科学、実務一般
③所要経費＝二六、二〇〇円

△整備科＝六日間
7月26日～7月31日
①教養対象＝機関担当者
②主内容＝機械の構造、整備、管理、操法、
③所要経費＝三、二〇〇円

△小型整備科四日間　三回
2月9日～2月12日
2月16日～2月19日
2月23日～2月26日
①教養対象＝機関担当者
②主内容＝整備科と同じ
③所要経費＝二、五〇〇円

▽防災科＝四日間　二回
9月8日～9月11日
①教養対象＝防災事務担当者、
②主内容＝防災法学、防災計画、防災管理
③所要経費＝一、九〇〇円

▽機関科＝三一日間
11月4日～12月4日
①教養対象＝機関担当者
②主内容＝自動車の構造、交通法規、実技、操法（運転免許取得）
③所要経費＝三、七五〇円

▽火災管理者養成科＝六日間　二回
4月9日～5月14日
①教養対象＝中堅幹部で市町村消防団の指導者、
②主内容＝規律、操法、
③所要経費＝二、四〇〇円

▽指導者養成科＝六日間　二回
4月18日～4月23日
5月9日～5月14日
①教養対象＝中堅幹部で市町村消防団の指導者、
②主内容＝規律、操法、
③所要経費＝二、四〇〇円

人事

○天王町
消防団長　二田亮
願により退職（9月5日）
副団長　藤原吉治郎
消防団長に（11月6日）
分団長　菊地貞蔵
副団長に（11月8日）
班長　菊地政雄
分団長に（11月8日）
○能代市
消防団長　畠兵治
願により退職（11月19日）
副団長　中田初雄
消防団長に（12月8日）
分団長　宮腰庄太郎
願により退職
本部長　猪俣孫一郎
分団長　武田哲郎
副団長に（12月10日）
○秋田県（12月24日）
厚生部長　大黒屋栄一
出納長に
人事委員会事務局長　笹山秀武
厚生部長に

謹賀新年　—1956—

〝特許〟
桜ゴムの『消防ホース』『軽量に及管』（改造取付工事一式）

☆富士重工業KK、ラビットポンプ
☆日造市原ポンプKK　代理店
☆中央機器消火器

◎自動車車検整備一式　◎団服、刺子外被服一式
◎ガス水道工事一式

株式会社　協立製作所
能代市後谷地102　TEL (2) 6361（代）

謹賀新年

消防被服、袢天、タオル
手拭、団旗、幕

寺田染工場
代表者　寺田隆太郎
工場長　寺田重隆
営業部長　伊藤虎太郎

秋田県横手市上田中
電話（横手）1.314番

▶申込みは当工場又は秋田県消防協会へ◀

謹賀新年

森田式梯子スノーケルから
家庭用消火器まで
世界に伸びる消防機器メーカー

森田ポンプ株式会社
仙台営業所
仙台市花京院通り50　TEL (22) 8361 (22) 7631

月刊毎月25日発行
消防秋田
定価　1部　10円
秋田市中台地町4
発行所　秋田県消防協会
発行編集人　伊藤忠太郎
秋田市大町二丁目4の21
印刷所　太陽印刷株式会社
電話(8)(代)5584

輝く日本消防協会長表彰

十文字町に名誉の表彰旗

日本消防協会では毎年一回、功績章を、仙北村池田泰一郎に伝達式を行い、敬意に伝達することになっている。

○優良消防団

日本消防協会では毎年一回、功績章を、仙北村池田泰一郎に伝達式を行い、敬意に伝達することになっている。

○優良消防団

▽表彰旗　十文字町消防団

▽竿頭綬　飯田川町消防団

同　皆瀬村消防団

○優良消防団員

▽功績章

同　京塚林金二(大内)

同　藤田　豊(中仙)

同　佐藤　義元(鳥海)

同　浅石林一郎(八幡平)

同　佐々木良二(十和田)

同　谷地　敏(〃)

同　中西　新一(〃)

同　畠山　礼治(五城目)

同　鈴木　泰治(太田)

同　宮野　庄吉(鷹巣)

同　荻田　憲次郎(阿仁)

同　小助川富雄(仁賀保)

同　宇市(本荘)

同　田村　三郎(西木)

同　小林　一郎(〃)

同　高橋　堅蔵(〃)

同　佐藤　元蔵(鳥海)

同　佐藤　市郎(〃)

同　佐々木良光(大内)

同　佐藤　信一(〃)

同　斎藤　茂(〃)

同　和賀　山下　巌(〃)

同　佐藤　弁治(〃)

同　佐々木与七(〃)

同　針金　三郎(〃)

同　真坂　喜四郎(〃)

同　白山　善治(〃)

同　高橋　福蔵(大曲)

同　黒沢　富雄(角館)

同　斎藤文三郎(〃)

同　新一(西仙北)

同　正次(〃)

同　一也(〃)

同　小笠原新吉(〃)

同　長崎長太郎(〃)

同　松江議一郎(〃)

同　佐藤　良男(〃)

同　稲庭　栄吉(川連)

同　佐藤　甚蔵(〃)

同　新山　昌一(〃)

同　佐藤　甚蔵(〃)

同　佐藤　久保(〃)

同　高橋　堅蔵(〃)

同　佐藤　俊介(〃)

同　佐藤　勇助(東成瀬)

同　佐藤　元蔵(鳥海)

同　佐藤　市郎(〃)

同　佐藤　弁治(〃)

同　佐々木与七(〃)

同　針金　三郎(〃)

同　真坂　喜四郎(〃)

同　白山　善治(〃)

同　高橋　福蔵(大曲)

同　黒沢　富雄(角館)

同　新一(西仙北)

同　正次(〃)

同　一也(〃)

同　小笠原新吉(〃)

同　長崎長太郎(〃)

同　松江議一郎(〃)

同　佐藤　良男(〃)

同　佐藤　栄吉(川連)

同　佐藤　甚蔵(〃)

同　新山　昌一(〃)

同　佐藤　甚蔵(〃)

同　佐藤　久保(〃)

同　高橋　堅蔵(〃)

同　佐藤　俊介(〃)

同　佐藤　勇助(東成瀬)

○申込み　谷市町村毎に三月末日まで

秋田県消防協会(秋田市中谷地町四、

電話三—三七九一)に申込むこと。

消防被服・幕天・タオル
手拭・団旗・幕
寺田染工場
秋田県横手市上田中
電話(横手)二三一四
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▲

日本消防協会の新代議員に

渡部・安田の両氏決る

日本消防協会の議決機関を構成する代議員の任期、(二年)は去る一月十五日をもって満了した。本県では新代議員定員(二名)の推薦につき、去る十一月二十九日に開催した理事会でのほど次の三氏が決定した審議の結果、消防協会長渡部綱次(大館市消防団長)と副会長の安田鎧太郎(男鹿市同)の両氏と決定し、日本消防協会長あてに推薦しておったが、青木日本消防協会から一月十五日付で、推薦のとおり委嘱した旨通知があった。

なお、生活協同組合全日本消防人共済会の議決機関に新代議員と同じ日に同じ手続で推薦しておったが、この三氏が決定した秋田県消防協会

副会長　伊藤　蹄治(雄和)

理事長　佐藤　尚士(消防課長)

(渡部会長)

(安田副会長)

功績章に輝く九氏

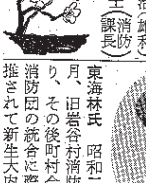
(佐藤(兵)氏)

(藤田氏)

(東海林氏)

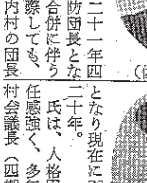
(杉洲氏)

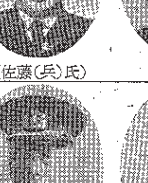
(佐藤(千)氏)

(立花氏)

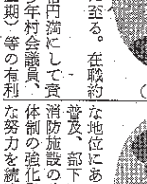
(高杉氏)

(清水氏)

(季子氏)

東海林氏　昭和二十一年四月、旧岩谷村消防団長となり、その後町村合併に伴う消防団の統合に際しても、推されて新生大内村の団長となり現在に至る。在職約二十年。

氏は、人格円満にして責任感強く、多年村会議員、(四期)等の有利な地位にあり、防火思想の普及、部下団員の教養訓練体制の強化発展に、献身的な努力を続け、その功績は消防施設の改善強化等防災まことに大きい。

氏はまた、団長就任当初から県消防協会の代議員、本荘市、由利郡支部副支部長等の要職にあり、消防協会の発展に尽した功績もまた極めて大きい。

藤田氏　氏は温厚篤実、責任感強く、一般の信望が厚い、昭和五年一月、旧豊岡村消防組の消防手を拝命、その後累進に累進を重ねて消防団長となり現在に至る。

在職実に三十有六年の永き亘り、規律厳正にして職務に忠実、殊に幹部に昇進後は部下の教養指導、防災思想の普及、火災の予防を図り、消防施設の改善強化に努め、その功績はまことに大きい。

氏はまた、県消防協会の代議員、大曲市、仙北支部副支部長等の要職にあり、消防協会の発展に尽した功績も大きい。

佐藤(良)氏　昭和八年五月、村消防組の消防手を拝命、その後累進に累進を重ねて消防団長となり、同三十七年現在に至る。

在職実に三十有六年の永き亘り、規律厳正にして職務に忠実、殊に幹部に昇進後は部下の教養指導、防災思想の普及、火災の予防を図り、消防施設の改善強化に努め、その功績はまことに大きい。

氏はまた、県消防協会の思想の普及、防災体制の改善強化等消防の使命達成に代議員、大曲市、仙北支部副支部長等の要職にあり、献身的努力を傾け、有事に際しては率先垂範陣頭に立ち、適切な指揮を誓い、常に大なる成果を収めており、秋田市消防の発展に尽したること大きい。

立花氏　昭和八年三月、秋田市中仙町、田消防組常備消防部消防手を拝命その後累進に累進を重ね、三十五年二月消防団長となり現在に至る。

氏は剛毅果断、規律厳正にして責任感強く、研究心旺盛、在職三十有二年の永き亘り、常に部下の教養指導、防災思想の普及、火災の予防を図り、消防施設の改善強化に努め、部下の教養訓練と消防施設の改善強化に努める一方、消防団の改編に当り、現在に至る。

杉洲氏　昭和十四年四月、旧岩谷村消防団長となり、その後町村合併に伴う消防団の統合に際しても、推されて新生大内村の団長となり現在に至る。

氏は、温厚篤実、責任感強く、職務忠実、常に防火思想の普及、火災の予防警戒に努め、部下団員の教養訓練と消防施設の改善強化等防災まことに大きく、上司の信望を一身に集めている。

佐藤(千)氏　昭和六年三月、秋田消防組常備消防部消防手を拝命、その後累進に累進を重ね、同三十三年消防団長、同三十七年現在に至る。

氏は温厚篤実にして人格高潔、責任感強く、三十年の永きに亘り、職務一途に精励、特に幹部登用後は、部下の教養訓練と消防施設の改善強化に努める一方、消防団の改編に当り、現在に至る。

季子氏　昭和四年十一月、旧西成瀬村消防組消防手を拝命、その後累進して同二十二年四月町村合併に伴う消防団長となり、現在に至る。

氏は、温厚篤実にして人格高潔、責任感強く、三十年の永きに亘り、職務一途に精励、特に幹部登用後は、部下の教養訓練と消防施設の改善強化に努める一方、消防団の改編に当り、現在に至る。

高杉氏　昭和十四年四月、旧西成瀬村消防組消防手を拝命、その後累進に累進を重ね、同三十年消防団長、同三十七年現在に至る。

氏は、温厚篤実、責任感強く、職務忠実、常に防火思想の普及、火災の予防警戒に努め、部下団員の教養訓練と消防施設の改善強化等防災まことに大きく、上司の信望を一身に集めている。

清水氏　昭和十六年旧浜田村消防団長となり、その後町村合併に伴う消防団の統合により、新生八一般の功績まことに大きく、現在に至る。

氏は、研究心旺盛にして職務忠実、常に防火思想の普及、火災の予防警戒に努め、部下団員の教養訓練と消防施設の改善強化等防災まことに大きく、上司の信望を一身に集めている。

氏はまた、県消防協会の代議員として、協会の運営に特に情熱を傾け、常に主動的役割を果し、消防協会の発展に尽した功績もまた極めて大きい。

氏は、研究心旺盛にして職務忠実、常に防火思想の普及、火災の予防警戒に努め、部下団員の教養訓練と消防施設の改善強化等防災まことに大きく、上司の信望を一身に集めている。

氏はまた、県消防協会の代議員として、協会の運営に特に情熱を傾け、常に主動的役割を果し、消防協会の発展に尽した功績もまた極めて大きい。

氏は、温厚篤実、責任感強く、職務忠実、常に部下を慈しみ、常に部下

浦田部落の火災を研究

延焼の主因・出動体制の不備

森吉町

十二月十日　今年は非常に火災が多くご説明を一つ。

吹雪の真夜中十一億円余りに上る損害を出していた。幸い災害救助の一環として、消防の必死の活動も空しく、一瞬にして住家十三棟、非住家五棟を全焼させ、二千九百余万円に上る損害を出した。この火事の火元は、同町浦田部落の農業奥田政雄さん方となっており、出火原因はストーブの煙突からと推定されている。

県消防課では、年の瀬も押し迫った十二月二十五日同町浦田小学校の図書室に同町や隣接町村の消防幹部や同町議会議員、部落会幹部、その他三十数名の参集幹部を求め、佐藤消防課長が議長となり、この火災の研究会を開いた。

午後一時七分、疋田消防課長の開会のことばに引き続き、佐藤消防課長は、ただ今から去る十二月十日の真夜中に出火し、住家一三棟、非住家一八棟を焼いた、この火災の研究することにする。

あの時私は、早速お見舞に来ると申されているが、消防用水の配置などいろいろ問題があろうが、その取入口が遠いので火急の場合は間に合わないという状況にある。

当時の気象状況は、厳寒の日で、一一時ごろ、南西の風、一、一メートル、気温零下三、六分付、班長は副組合長を兼ねて、水の度盛度七一%、積雪八㎝となっている。しかし、現地では風速は七、八メートルが時々吹いたように思う。

ただ今までのご説明に対し、ご質問があったら一つ（質問するものなし）

○議長　それでは私が質問する。

○神成　自動車ポンプには、手引ガソリンにはいっているか。

○議長　ホースは何本持っているか。

○神成　火元の風下を踏まれて火事に気づいてこれを確認、○赤石　私は丁度その晩役場の当直で「奥田信吾さんの家附近火事」という電話を受けた。

○議長　一分間に消防付けらるるホースの数は、二十本ある。

○桜井　自動車ポンプは五

○議長　火事を出すと消防が非常に難儀していながら不利な立場に廻されているとの感じがする……。

○桜井　私などは三十年も前から、この火災の研究会を真剣に取り組んで、火災予防条例にあるとおりである。

○疋田　火事を出すと消防課の職務遂行の上に指導の必要があったのである。丁度その時は、私の方の野外ポンプの水も欠乏しなくなっていたし、堰にも水が乗って来ていたので、堰につけて戴くべきであったと思うが……。

○成田　出火の原因はストーブからとなっているようだが、ストーブはどうしたどうぞ。

○議長　何かご質問があっているか。

○赤石　私が警察に行ってそばにある二〇㎥貯水そうに何ったところによると、ストーブの煙突からの飛火がこに進めて見たが、そこは煙突の貫通部の過熱からか未だはっきりしていない。

ただ煙突の先端は、かや屋根の軒先に出しただけのもので、火元宅にその晩十一時までストーブを使っていたのである。大きい貯水そうに移動してからは、現場で使った水は全部そこに集まっていたので、最後まで水には心配なく活動することができた。

○議長　ご質問があったら一つ。

○成田　貯水そうの水は、年に何回位補給するか。

○神成　二回か三回位補給している。

○議長　外に何か（質問する者なし）

○藤島　前田では私が一番先に火事を見つけたことと思う。私はその晩公民館のうえにあった。

○近藤　細い裏道があるが地理に不案内な人は通れないから浦田の方が真赤になっていた。直ぐ車庫に駆付けたのである。その途中国道に交叉する所で、一人の女の声で「浦田郵便局の筋向い火事」という電話があったので、その電話を受けたりして多少時間をとった。

私が車庫についた時、団員が十人ばかり集って、私を待っていたので直ぐ出動した。現場到着は一時半頃となった。

その頃は未だ水が乗って来ていなかったので、恐る恐る、地元分団が最初につけるように、地元分団が最初につけようと考えて、そこまで車を進めたが、とても火熱が強くて部署することができない。約百メートルバックして小さな防水そうにつけ、ホースを五本つつ二線延ばし、道路の向側の延焼防止に当った。

○議長　一分間に消防付けられたのは、私の方が現場に到着した頃は、地元分団が防ぎよ炮の防止に当っていたのである。

○桜井　自動車ポンプは

新春を飾る出初式

各地で厳粛かつ盛大に挙行

消防は一様に過ぎし日を反省し、今年こそはと堅く誓いをたてる恒例の出初式は、一月二日の森吉町をトップに、初旬から中旬にかけ、県内各地で厳粛かつ盛大に行われた。殊に一月六日に、あたかも協定でもしたかのように、秋田市をはじめ、土崎の両消防署と消防団の精鋭千五百が県庁、市役所前の山王大通りに勢揃いし、まずモーニング姿の小畑知事をはじめ、金ビカの制服に身を固めた川口市長ご車を市民にはじめて披露団長の閉会のことばに引続き、その他が観閲台に英姿を見せ、その塔上から密柑撒きし、その塔上から密柑撒きし、永年勤続章等が授与され、引続き県消防協会長（谷藤副会長代理）、川口市長、中山消防長等から表彰に、最近備付けされた新型ポンプの取扱いなどについて指導する小型動力ポンプの整備教養を行うことにがあった後、中山消防長、鉞谷団長から各市町消防長や町村長で納付期間（昭和四十年三月末日）が切れた今日、七機関担当員を派遣し、教養を受けさせるよう配慮していただきたいと依頼した。消防学校では、多数の入校を望んでいる。

○県都秋田市

県都秋田市の出初式は、その他が観閲台に英姿を見日に、あたかも協定でもしに行われた。午前十時秋田せ、消防長の人員報告の後をして市民を喜ばせ、これ

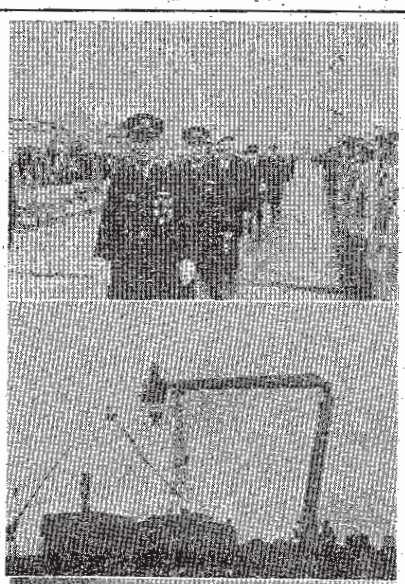

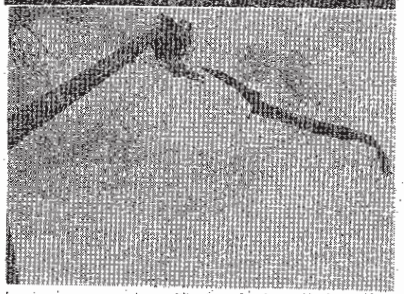

写真説明
上―秋田市の観閲式
中・下―はしご車の操作

延々二百メートルに及ぶ部隊を検閲、続いて自衛隊特堂々と分列式を行い、市民に消防の威力を示した。

その間観閲台附近から色のゴム風船、テープ、紙吹雪等が飛び、出初式に一分列式終了後、観閲台前の路上において、旧県秋田庁に会場を移し、消防功労者の表彰式を行う。辻副員を対象に

2月8～10日　芝浦
2月15～17日　東京
2月22～24日　ラビット

とそれぞれ三日間づつ各親協会長（谷藤副会長代理）、川口市長、中山消防長、鉞谷団長の出席の下団職員に対し、小型動力ポンプの取扱いなどについて指導する小型動力ポンプの整備教養を行うことに納付してもよいということから各市町消防長や町村長で着工したのであるが、既に納付期間（昭和四十年三月末日）が切れた今日、七機関担当員を派遣し、教養を受けさせるよう配慮していただきたいと依頼した。消防学校では、多数の入校を望んでいる。

○県都秋田市

県都秋田市の出初式は、その他が観閲台に英姿を見日に、あたかも協定でもしに行われた。午前十時秋田せ、消防長の人員報告の後をして市民を喜ばせ、これ

延々二百メートルに及ぶ部隊を検閲、続いて自衛隊特派の音楽隊の奏楽に合せて堂々と分列式を行い、市民に消防の威力を示した。

その間観閲台附近から色のゴム風船、テープ、紙吹雪等が飛び、出初式に一分列式終了後、観閲台前の路上において、旧県秋田庁に会場を移し、消防功労者の表彰式を行う。辻副員を対象に

2月8～10日　芝浦
2月15～17日　東京
2月22～24日　ラビット

とそれぞれ三日間づつ各親協会長（谷藤副会長代理）、川口市長、中山消防長、鉞谷団長の出席の下団職員に対し、小型動力ポンプの取扱いなどについて指導する小型動力ポンプの整備教養を行うことに納付してもよいということから各市町消防長や町村長で着工したのであるが、既に納付期間（昭和四十年三月末日）が切れた今日、七機関担当員を派遣し、教養を受けさせるよう配慮していただきたいと依頼した。消防学校では、多数の入校を望んでいる。

天職三十年の回顧

土崎消防署　B生

○終戦後の消防署

終戦後は、各都市とも空襲による被害跡を逐次整理した。土崎の日石秋田製油所も、最後の空襲で廃墟と化した跡を取り片づけ復興にかかり、昭和二十二年の春頃には戦前より内容の充実した立派な製油所が出来あがった。

昭和二十一年五月都市警察企画団ヴァレンタイン報告と同年七月オランダ地方警察企画委員会の示唆を得て、内務省に朝野の諸賢をもって警察制度改革諮問会を設け、数次に亘る討議の結果、根本方針として従来の警察行政の一分野であった消防を、警察から分離独立させ、民主化させることに強化発展と国民に愛されるなり、政府は内務省に消防課を設けてその立案に当る。一方自ら玉を磨き光を放つ

せた。昭和二十二年十二月九日消防組織法として国会を通過させ、同月二十三日付した。消防の実体法である消防法も翌二十三年七月二十四日法律第一八六号を実施した。これにより戦時中の警防団組織も消防団と改組されたのである。

戦後における我が国の消防は、連合軍特にアメリカの進歩した消防の指導によって面目を一新してアメリカ式になり、従来人に頼って来た消防から機械力の消防に切り替わり数段の進歩者が、奇蹟的に助かった。ただ茫然とした放心状態、気付いた時には生きなければならないという一念だけ、空腹、食糧にはほど遠い

出そうとする消防の改善時代に入ったのである。

○当時の国民の心境

日本国民がよく「終戦」というが、正しくは、戦争に負けたこと、即ち敗戦で

が親の手を離れようとも歩くくようになったのは、昭和二十三年頃のことである。

○徴用の警防員

戦争の末期、秋田市警防団常備消防部では召集と退職者の数が多く、運営が困難になり、国民勤労動員署工場の上空を飛び廻っていた手で警防員を徴用し消防の流れの暗商売をした方が、収入は消防の十倍にも

病気であっても、目が悪あった。そのとき、徴用の定、そのとおりであったしなければならないことが

中、五〇メートル位より見えない警防員が土手長町の

機関担当員を派遣し、教養

金は、既報のとおり昭和三十六年から四カ年間の分割は決算期に直面し、その指納付してもよいということ置に困るから一日も早く納入して欲しいと、書面や電話で督促している。未納町村とその金額次のとおり。

尾去沢町二〇、一〇〇円
八郎潟町一四、五〇〇円
河辺町　四二、三〇〇円
仙北村　二九、六〇〇円
協和村　九、九〇〇円

（二月十日現在）

日消新役員を選衡・推薦、東北七県消防協会長会議で

一月二十一日午後一時かとになっている）の後任省年七月福島市で開催した北海道、東北七県消防連絡協議会における決議事項の処理状況を報告承認後、一月十一日で任期満了となる日本消防協会の役員（東北地区から副会長一名、理事二名、監事一名を推薦することになっている。

消防協会長会議を開き、昨泉羽黒柱に於いて東北七県推薦の会長、副会長

相坂青森県消防協会長
理事
鍋島岩手県消防協会長
村上宮城県〃
監事
山形県から一名推薦すること。（金山町の岸消防団長の予定）

消防会館の建設費に対するきよ出金の納入を急げ

県消防会館の建設費に対する消防団（隊）員のきと出、このことは役員会にも問題になっており、事務局で十二カ市町村中六十八ケ町村から予定額の九七％強に当る五百八十三万余円の納入があったが、残りの五カ町村から総額の二％強に当る十四万六千四百円が未納になっている。

時代とともに進歩する

日本機械消防車　秋田県代理店

消防袢天・消防刺子・消防用品一式

工藤幸吉商店

営業所　秋田市旭北錦町1の7　TEL 2－3178
工場　秋田市濁川字家の前1の2　TEL 2－8002

災害の実態と防災体制 (3)

秋田県消防課発表

市町村部別火災状況調

区分 / 月別	市 件数	市 面積 m²	市 損害額 円	町 件数	町 面積 m²	町 損害額 円	村 件数	村 面積 m²	村 損害額 円
計	356	23,067	279,245,530	161	21,586	290,165,450	53	16,642	222,115,950
1月	22	859	10,394,200	16	1,041	10,814,000	7	3,290	58,951,400
2月	35	3,132	34,754,645	9	1,170	15,595,500	9	2,734	37,426,000
3月	36	1,567	15,325,595	15	1,152	11,700,250	4	435	3,446,000
4月	24	265	3,999,250	16	2,375	32,690,600	3	576	4,090,000
5月	61	5,344	72,868,200	32	5,453	72,536,950	9	7,733	99,604,000
6月	23	640	5,992,170	4	351	4,375,400	2	91	347,000
7月	23	2,424	31,695,046	7	576	4,909,200	4	515	4,635,000
8月	24	670	8,798,100	8	822	11,391,000	2	349	3,000,000
9月	16	609	7,409,590	10	1,665	29,299,750	3	142	2,780,000
10月	28	1,872	31,069,660	7	1,564	15,816,300			
11月	24	1,040	9,982,700	15	2,102	22,747,700	7	692	7,365,150
12月	40	4,645	46,956,374	22	3,315	58,288,800	3	85	471,400

月別建物用途別損害額

（ ）内は焼失面積

区分 / 月別	計	居住専用	居住産業併用建物 居住農林水産	居住鉱工業用	居住商業	居住サービス	その他	産業用建物 農林水産	鉱工業用	商業用	公益事業	サービス業	公務文教	その他
計	(61,295) 782,793,420	(20,364) 222,576,450	(10,799) 110,920,027	(1,534) 26,120,100	(5,097) 94,069,150	(1,991) 34,460,534	(117) 433,000	(4,770) 36,287,545	(9,639) 147,915,914	(469) 7,585,650	(27) 680,900	(801) 11,144,400	(5,687) 84,389,300	6,210,450
1月	(5,190) 80,159,600	(636) 8,420,000	(1,398) 10,271,000	(5) 50,000	(229) 3,390,500	(177) 2,611,400	(20) 73,000	(401) 2,334,400	(2,175) 50,730,000	1,100		(139) 2,256,200	(10) 22,000	
2月	(7,036) 87,754,145	(3,343) 41,942,205	(833) 5,424,000	(446) 9,253,800	(720) 10,488,100	(164) 3,299,400		(583) 5,956,000	(278) 1,611,640			(35) 1,866,000	(634) 7,913,000	
3月	(3,154) 30,450,345	(1,202) 9,692,150	(791) 7,902,000		(188) 3,005,500	2,000		(315) 1,329,595	(301) 3,485,700		(27) 680,400		(330) 4,353,000	
4月	(3,216) 39,569,850	(1,549) 17,763,000	(616) 6,826,350	700				(472) 3,276,400	(87) 1,702,900	500			(492) 10,000,000	
5月	(18,530) 238,120,350	(4,999) 58,087,750	(4,559) 56,500,950	(862) 13,627,000	(1,346) 16,052,000	(277) 3,650,000		(1,712) 10,823,900	(2,369) 36,763,700	(157) 1,624,000	500		(2,249) 34,792,100	6,198,450
6月	(1,082) 10,699,470	(291) 2,026,300	(232) 3,700,000		(56) 1,028,600	(72) 1,410,900		(172) 874,900	(188) 1,395,270	(71) 263,500				
7月	(3,515) 40,921,946	(742) 7,166,085	(808) 5,208,127	(40) 450,000	(523) 7,664,850	(427) 7,586,434		(269) 2,844,800	(515) 4,861,100	(191) 4,821,550			319,000	
8月	(1,841) 23,152,100	(1,455) 17,217,100	(257) 2,410,000						(129) 3,525,000					
9月	(2,416) 39,352,190	(1,161) 15,079,690			(460) 14,261,500			(132) 332,000	(290) 4,851,000	(4) 115,000		3,000	(369) 4,710,000	
10月	(3,436) 46,881,300	(865) 9,351,500	(208) 1,984,000	100	(376) 2,707,600	(126) 3,010,200		(33) 2,900,000	(568) 6,489,900			3,000	(1,260) 20,435,000	
11月	(3,854) 40,047,550	(1,441) 14,477,000	(789) 6,593,600	2,680	11,300	(616) 10,040,200		(523) 5,054,250	(465) 3,866,100			2,500		
12月	(8,045) 105,684,574	(2,680) 21,353,670	(308) 4,100,000	(181) 2,735,900	(1,199) 35,459,200	(132) 2,850,000	(97) 360,000	(158) 561,300	(2,274) 28,633,604	(46) 760,000		(627) 7,013,700	(343) 1,845,200	12,000

トーハツ消防ポンプ　国家消防本部検定合格品

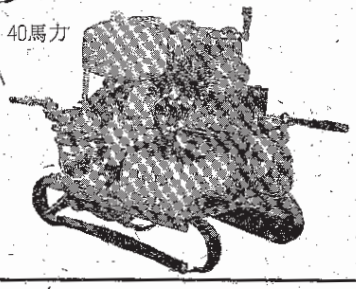

10馬力 空冷式 C1級
20馬力 水冷式 B3級
40馬力 水冷式 B2級

御買上はアフターサービスの充実せるカタログ進呈！

ジェットホース　消防用 水道用　テトロン

森田式 初田式 各種 消火器　泡沫式 四塩化式 ドライケミカル

森田ポンプ株式会社
総代理店 株式会社 高義商会
電話（川連）61番18番

日本造機株式会社
高義商事株式会社
電話（横手）1180番，1181番

田仲工業所 天王町
鹿角自動車整備KK 花輪町
工藤幸吉商店 秋田市
中央モーター商会 本荘市

月刊毎月25日発行
消防秋田
定価　1部　10円
秋田市中谷地町4
発行所　秋田県消防協会
発行兼印刷人　伊藤鬼太郎
秋田市大町一丁目4の21
印刷所　太盛印刷株式会社
電話(8)(代)8384

消防被服、袢天、タオル、手拭、団旗、幕
寺田染工場
電話（横手）一三二四
秋田県横手市上田中
▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ▼

消防功労者表彰式

3月17日　県庁正庁で厳粛に挙行

今年度の優良消防団と無はい、賞品等を授与或いは火災町村等の表彰式と優良伝達、笹山厚生部長からは後に、土井西仙北町消防団消防機関、優良消防隊（団全国少年消防クラブ運営指長は被表彰者を代表して力員として二月十一日授与導協議会長表彰の伝達の強い謝辞を述べ、午後○時された日本消防協会長表彰後、佐藤消防課長から、こ半閉式した。被表彰者次のとおり。

三月三日に行われた消防庁の度賜綬褒章を下賜された長官表彰の二大表彰の伝達十和田町の小笠原常忍氏式を三月十七日午前十一時長、黄綬褒章を下賜された から県庁の正庁において厳仙南村の伊藤副団長、羽後粛かつ盛大に行われた。町の前副団長柴田栄助の三

この日県議会の柴田副議長をはじめ、県町村会長代協会長から二月十一日に日理の河部花輪町長、県警察本消防協会から十文字町消本部長、この度黄綬褒章防団に授与された表彰旗の下賜の光栄に浴した、仙南村の伊藤副団長、羽後町、引続いて、松橋副知事が前副団長柴田栄助氏その他懇篤な式辞を述べた後、渡多数の来賓を迎え、佐藤消部消防協会長の挨拶、県議防課長の開式のことばにつ会議長代理の柴田副議長、いで、松橋副知事、渡部県県町村会長代理の阿部花輪消防協会長からそれぞれ表町長、有音県警察本部長等彰旗、表彰状、竿頭綬、賞から激励の祝辞があり、最

▽消防庁長官表彰
○竿頭綬
○黄綬褒章
十和田町消防団長　小笠原常忍氏
仙南村消防団副団長　伊藤金之助氏
前羽後町消防団副団長　柴田　栄助氏
○功労章
西仙北町消防団　団長　土井　常吉氏
平鹿町消防団　団長　長島不二三氏
○永年勤続功労章
司令　石川久太郎（大曲）
団長　若松善市（増田）
副団長木村嘉一郎（花輪）
同　大内正蔵（秋田）
同　佐藤兵吉（湯沢）
団長　佐々木佐吾（西目）
分団長西野軍之助（横手）
角館町消防本部、消防団
鷹巣町消防本部、消防団
同　川上覚治郎（八森）
同　船橋文一郎（琴浜）
分団長石塚福次郎（河辺）
同　高橋周一郎（太田）
副団長佐々木吾蔵（平鹿）
同　阿部理一郎（雄勝）
分団長佐藤清之助（能代）
副団長村木吉之助（十和田）
分団長　西村貞治（大曲）
副団長峯子孝次郎（増田）
同　小玉金太郎（男鹿）
同　伊藤　喜作（協和）
同　佐藤利一郎（雄和）
同　奥山幸次郎（雄物川）
同　渡辺　善吉（雄勝）
同　桜井　佐吉（森吉）
同　菊地幸之助（飯田川）
同　中村　緋一（小坂）
○知事表彰
▽表彰旗　平鹿町消防団
▽竿頭綬　天王町消防団
大内村消防団
同　秋田市消防団
同　小坂町村表彰、八幡平村、昭和町、金浦町、鳥海村、千畑村、東成瀬村

輝く藍綬黄綬褒章

消防庁長官の行う昭和四十年度の消防功労者表彰は三月三日午前九時半から東京都港区芝西久保明舟町の日本消防会館大ホールで、内閣総理大臣をはじめ衆参両院議長等多数の来賓を迎え盛大に行なわれた。

定刻受賞者と関係者約五百名が一堂に会し、功労章等の授与を行った後、来賓等の祝辞をたたえ、受賞者はさたその栄誉に感激して、今後ますます郷土の繁栄と職責遂行のため全力を傾けると誓った。

本県の受賞者は別項のとおりであるが、この席上、監綬褒章五名、黄綬褒章六六名に対する褒章の伝達

☆藍綬褒章に輝く小笠原氏

小笠原氏は元陸軍々医大尉、昭和二十二年旧毛馬内町警防団に改組、同年七月消防団に改組引続き消防団長に推され現在に至る。

氏は、終始一貫火災の予防については町民の理解を深めてその協力を得、出火の防止に最善を尽す一方、消防施設の改善強化と部下団員の教養訓練に意を用い、就任早々町当局に折衝して自動車ポンプの購入をはじめ、水利施設の増強、鐘楼の建設、庁舎の改善、消防機械の動力化等消防体制に大改善を加えるとともに、団員の教養訓練についても、毎年定期的講習会を開催する外訓練を実施して消防知識の啓発と技術の向上に努め、町の防災体制の改善強化に尽した功績は極めて大きい。

その間県消防協会の理事、鹿角支部長等の要職にあり、郡、県の消防発展に大なる貢献したことも等しく一般の認めるところである。

☆黄綬褒章に輝く

伊藤氏

飯詰村消防組の消防手を拝命し、昭和十年四月伍長、同十三年六月副小頭と無進、同十四年四月消防組が十七年の永きに亘り終始一貫職務に精励、特に町村合併後はよく団長を補佐し、団の統制と防災体制の改善強化に献身的努力を払っている。

氏は、大正八年一月、旧にして責任感強く、在職四編後も推されて副団長となり現在に至る。

氏は資性温厚、規律厳正年九月町村合併により羽後町の誕生に伴う消防団の改編と同時に副団長となせられて副団長、同三十一年九月町村合併により羽後町の誕生に伴う消防団の改編にして責任感強く、在職四十七年の永きに亘り終始一貫職務に精励、特に町村合併後はよく団長を補佐し、団の統制と防災体制の改善強化に献身的努力を払ってたのである。

氏は、温厚篤実、人格高潔にして責任感強く、常に職務に精励、特に町村合併後はよく老令の団長を補佐し、町の消防発展と防災体制の改善強化に尽した功績はまことに大きい。

黄綬褒章に輝く

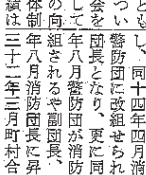

氏

り仙南村誕生に伴う消防団の改編と同時に副団長となり現在に至る。

氏は、大正十一年四月旧平鹿町警防団が消防団に改組、同年十四年四月消防組が警防団に改組せられるや分団長となり、その後再び副団長に昇進、同二十二年九月警防団が消防団に改組せられて副団長、同三十一年九月町村合併により羽後町の誕生に伴う消防団の改編後も推されて副団長となり、昨年三月後進に途を譲るため団長とともに勇退したのである。

氏は、温厚篤実、人格高潔にして責任感強く、常に職務に精励、特に町村合併後はよく老令の団長を補佐し、町の消防発展と防災体制の改善強化に尽した功績はまことに大きい。

功労章に輝く

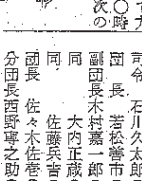

土井氏　長島氏

昭和二十五年九月旧刈和郷が市制施行されるや、盛厚な人柄は世人に信望され、郷党に高く評価されていた氏は又責任感極めて強く、有事の際は確頭に立ち士気を鼓舞しつつ適切な指揮に重点をおき、

①新年度から消防団員の出動手当を三百五十円から四百二十円に増額した。

②新年度から消防団員の遺族年金制度が発足する。

③消防団員の公務災害補償の基礎額を、新年から九百二十円に引上げた。この引上げにより、殉職者の未前防止と防災体制の改善強化に献身的努力を傾けその功績は極めて大きい。

氏はまたこれまで町会議員、町助役、町長、その他の公職を歴任し、極めて多忙な身でありながらも、居町のみならず、県消防協会代議員、大曲市、仙北郡支部副支部長等の要職にあり、県消防の発展にも大きな功績を残している。

氏は、昭和二十三年十月旧浅舞町の消防団長に就任し、同三十一年九月浅舞町が旧浅舞町と合併、これに伴う消防団の改編に当り、後継者を担って引続き消防団長にならびに、その後三十三年四月に雄物川村、同年六月に雄物川町、平鹿郡支部副支部長横手市、平鹿郡支部副支部長の要職にあり、本県発展に尽した功績も極めて大きい。

氏は、温厚篤実、人格高潔にして責任感強く、常に職務に精励、特に町村合併後はよく老令の団長を補佐し、町の消防発展と防災体制の改善強化に尽した功績はまことに大きい。

出動手当を四百二十円に

遺族年金制度も発足する

—松村消防長官語る—

昭和四十年度の日本消防協会の大ホールで挙行した、表彰式に、来賓として出席した松村消防庁長官は、その祝辞の中で、新年度の消防予算はかなり増額されたのになったが、内容においては充実したものが多く、特に重点をおき、

①新年度から消防団員の出動手当を三百五十円から四百二十円に増額した。

②新年度から消防団員の遺族年金制度が発足する。

③消防団員の公務災害補償の基礎額を、新年から九百二十円に引上げた。この引上げにより、殉職者の未前防止と防災体制の改善強化に献身的努力を傾けるよう、と語った。

氏は、昭和二十五年九月旧刈和郷が市制施行されるや、盛厚な人柄は世人に信望され、郷党に高く評価されていた氏は又責任感極めて強く、有事の際は確頭に立ち士気を鼓舞しつつ適切な指揮に重点をおき、

①新年度から消防団員の出動手当を三百五十円から四百二十円に増額した。

②新年度から消防団員の遺族年金制度が発足する。

③消防団員の公務災害補償の基礎額を、新年から九百二十円に引上げた。この引上げにより、殉職者の未前防止と防災体制の改善強化に献身的努力を傾けるよう、と語った。

氏は、終始一貫災害の予防、消防施設の増強等消防体制の改善強化に尽し、特に町村合併後は、部下団員の教養訓練、消防施設の改善等防災体制の強化に尽し、特に町村合併後は、部下団員の教養訓練、消防施設の改善等防災体制の強化については、終始一貫献身的な努力を傾け、特に火災の予防については婦人を理解せしめてその協力を求め、全町内に婦人を主体にした全世帯加入の七三の火災予防組合を結成せ、これを指導育成して現在には、消防団のなす火の元検査をはじめ、その他の火災予防運動に協力させている。一方防災体制の整備については、幹部と相談の上、実情に則しを計画をたてて町当局に折衝し、常備消防ポンプ自動車の新設または更新、消防水利の増強、警防委の改善等年次計画により防災体制は隔世の感あるほど整備充実を加えられているが、その功績はまことに大きく、その功績は新界賞讃の的になっている。

氏はまた極めて多忙な身でありながらも、居町のみならず、県消防協会代議員横手市、平鹿郡支部副支部長の要職にあり、本県発展に尽した功績も極めて大きい。

氏は、温厚篤実、人格高潔にして責任感強く、常に職務に精励、特に町村合併後はよく老令の団長を補佐し、町の消防発展と防災体制の改善強化に尽した功績はまことに大きい。

氏は、大正十一年四月旧平鹿町警防団が消防団に改組、同年十四年四月消防組が警防団に改組せられるや分団長となり、その後再び副団長に昇進、同二十二年九月警防団が消防団に改組せられて副団長、同三十一年九月町村合併により羽後町の誕生に伴う消防団の改編後も推されて副団長となり、昨年三月後進に途を譲るため団長とともに勇退したのである。

氏は、温厚篤実、人格高潔にして責任感強く、常に職務に精励、特に町村合併後はよく老令の団長を補佐し、町の消防発展と防災体制の改善強化に尽した功績はまことに大きい。

消防施設整備費国庫補助

要望総額二千三百七十八万円

消防課では新年早々昭和四十一年度の消防施設整備費に対する国庫補助の要望を取り纏め、知事名で、自治省消防庁長官あてに要望書を提出した。本格的に補助金の獲得に努力しているが、県下四八ケ市町村から総額二千三百七十八万円の要望があり、その種別数量は次のとおり。

▽消防ポンプ
ポンプ自動車　A2　一六
〃　B2　五一
〃　小型　B3　一一
〃　C1　一

▽消防水そう
四〇㎥　道路用　七
〃　〃　有蓋　二二
〃　〃　無蓋　二〇
二〇㎥　〃　有蓋　二二
〃　〃　無蓋　五

▽火災報知機　三三
発信　三三
▽消防専用無線（超短波）
固定用　三

消防施設整備費国庫補助

移動用

消防課では新年早々昭和四十一年度の消防施設整備費に対する国庫補助の要望を取り纏め、知事名で、自治省消防庁長官あてに要望書を提出した。本格的に補助金の獲得に努力しているが、県下四八ケ市町村から総額二千三百七十八万円の要望があり、その種別数量は次のとおり。

▽消防ポンプ
ポンプ自動車　A2　一六
〃　B2　五一
〃　小型　B3　一一
〃　C1　一

消防計画のわかりやすい作成要領の指針

消防庁教養課編

市町村消防計画のつくり方

—基準・関係法令・通達・資料付—

三六判・約五〇〇頁・六〇〇円

本年二月十七日新たに制定、公布された「市町村消防計画の基準」について、それぞれ市町村が作成するに当って、その方法、要領を容易に理解できるよう、消防庁教養課の立案担当官が、解明した権威ある指針

▽発行所　全国加入自治体消防協会
▽申込所　秋田県消防協会
（秋田市中谷地町四）
（電話秋田(8)二七九一）

トーハツ消防ポンプ
国家消防本部検定合格品
40馬力
10馬力　空冷式　C1級
20馬力　水冷式　B3級
40馬力　水冷式　B2級
御買上はアフターサービスの充実せるカタログ進呈！
ジェットホース　消防用水道用　テトロン
森田式　初田式　各種　消火器　泡沫式　四塩化式　ドライケミカル
森田ポンプ株式会社
総代理店　株式会社　高義商会
電話（川連）61番18番
日本造機株式会社
高義商事株式会社
電話（横手）1180番、1181番
田伸工業所　天王町
鹿角自動車整備KK　花輪町
工藤幸吉商店　秋田市
中央モーター商会　本荘市

『山王中学校』の火災を研究

延焼の主因・管理の不徹底

秋田市

新春を飾る出初式でも、今年はこれがはじめてである。

研究会は、今後の消防対策上の資料を得るのが狙いである、研究会は「消防のアラ探しだ」などの声を耳にするが、決してアラ探しではない。禍を転んで福となすという積りで開いているのである。

本県で過去十カ年間に、大小二十三校を焼失し、ボヤを入れると学校火災の件数は、三十三件にも及んでいる。学校火災は学校教育のみ社会に及ぼす影響はまことに大きい。今日のお話合いの重点は学校管理の問題

と強風下における消防活動の問題だろうと思う。本日は、今年こそはと堅い誓いをたてたのだが、それから五日後の一月十一日未明県都秋田市の夜空に、けたたましくサイレンが鳴り渡り、消防機関の必死の活動も空しく、一瞬にして県内随一をほこる秋田市立山王中学校校舎の大部分が焼失した。

消防課では、二月二日午後一時半、秋田市消防本部二階会議室に、地元秋田市や隣接市町村の消防幹部、教育関係者、会社、工場等、特設消防隊の幹部等四十数名の参集を求め、佐藤消防課長が議長となって研究会を開いた。

午後一時三十五分櫻尾消防課長補佐の開会のことばに引き続き、佐藤消防課長は、先月十一日の未明県内随一をほこる山王中学校を焼失したが、本日はその研究会を開く、お忙しいところ多数ご出席いただき感謝事故が起きる余だんを許さない状態にある。この火災の教訓の第一に取り上げているこの宿直員の巡視の問題、通達に基き、一定規模の火災が発生したとき聞くこと、あるかどうか、と目下政治問題化し、国会で特別委員会を設置し審議している矢先である。又教訓第二の宿直室に受信ばかりの電話器を備え付けている学校が、市内に六校もあり、これについては早急に措置したい。

山王中学校は、生徒の急増に伴い、次から次へと継ぎたした校舎で校舎と校長は、実施要領の定めるところにより消防課長に届きの防火扉を設けてあるが、その扉が開け放しになっていた。（消防課長議長席につく。）

○議長　それでは私がこの会の進行係の役をつとめることを願いたい。ただ今も申し上げたように、ドンドンご意見を述べていただきたい。お話合いの順序は、大きく分けて、①火災発前の一般状況、②火災発生時の状況、③火災防ぎょの活動状況の三つになるが、第一の火災発生前の状況を更に建物及び管理の状況、水利の状況、気温の状況、消防力の状況と細分して地元からご説明を願いたい。はじめに、建物及び管理の状況についてのご説明を一つ。

間隙を突かれた

○富樫　焼けた山王中学校は、昭和二十一年に進駐軍の失火で焼失した秋田国民学校の焼け跡に、同二十三年高陽中学校として新築し、同二十八年成和中学校と合併して、山王中学校と改名、その後生徒の急増に伴い、増築に次々増築に加え三十三年屋内体育館も新築、木造二階建十棟の校舎を継ぎたした校舎で校舎と校長は、実施要領の定めるところにより消防課長に届きの防火扉を設けてあるが、その扉が開け放しになっていた。

○櫻尾　本来なれば現場を見てから研究に入るのであるが、説明用の詳しい図面も準備されているので、現場視察を省略して直ちに研究に入る。研究会の議で延面積が八、〇五八㎡に及び、職員七六名、四九学級、西の風、風速一〇、七㎧、最高一〇、四㎧、気温七一%で強風、波浪の両注意報が発令されていたが、夜中に雷の伴った降雨があったので、警戒体制に入っていなかった。

なお、予防査察の点について、長室と職員室には、ダイヤル付の電話があったが、宿直の電話は受信することが出来ない。

○富樫　この学校には取付みてなかった。又電話も校

○立花　私の方では、気象警戒の方全を期するよう指

○議長　それでは火災発生時の状況のご説明を一つ。

車中で第二出動を指令

○立花　私の方では、第一出動を指令、

○議長　では、統いて火災防ぎょ活動のご説明をもと

○立花　体育館の一号車はホース五本延ばして北側校舎の防ぎょに当ったが、火焔が廊下を走ったので、ホースを北側裏から風横に廻し、内は、その際消火による第二、第三の火災発生の危険が極めて大きかったので、消防団は現場到着とともに、旭北錦町、同寺町、大町二、三、四、五丁目方面一帯に分散配置してこれに備え、火勢が下火になるや飛火危険の薄いもの

無火災県民運動強調週間

4月11日(月)…17日(日)

春の無火災県民運動強調週間は、昨年同様四月十一日から十七日までの一週全県一斉に行うことにし、そのもに、次の事項を重点的にのべ早期通報と適正な初期消火の普及を図るため、各団体の協力を得て、一致努めるよう関係者と協力して趣旨の徹底を図るようにする。

①行楽客、山菜取りなど入山者のタバコの吸がらはよく消してから捨てるようにする。

②焚火をした場合は、後始末を完全に行い、消火を確認する。

③火入（山焼）の際は、気象と地形を充分考慮し、かつ防火線を設けるなど完全に消火できるよう処置してから行うようにする。

④火災警報発令又は危険と思われる場合は中止する。

⑤初期消火体制の確立＝風呂、バケツ等により消防用水の確保を積極的に指導するとともに消防機関においても迅速に機動力を発揮できるよう機械器具の点検整備を行い、特に農繁期である四月、五月にかけて多くなっているので、この期間中に計画、ポスターチラシの貸出し、映画フィルムの貸出し、消防火、避難訓練の指導、新聞、ラジオ等による宣伝。

①中高層建築物、旅館、ホテル等の防火体制の強化＝実施概要＝中高層建築物等の火災は、その構造及び用途等の特殊性から消防活動を困難ならしめ、かつ、濃煙と熱気等により焼死傷事故を伴うことが多いので従業員等に対し警火心の高揚を図ると共に、火災が発生すると延焼拡大の危険が伴うので、早期通報と適正な初期消火の普及を図るため、各団体の協力を得て、一致努めるよう関係者と協力して趣旨の徹底を図るようにする。

①行楽客、山菜取りなど入山者のタバコの吸がらはよく消してから捨てるようにする。

②焚火をした場合は、後始末を完全に行い、消火を確認する。

③火入（山焼）の際は、気象と地形を充分考慮し、かつ防火線を設けるなど完全に消火できるよう処置してから行うようにする。

④火災警報発令又は危険と思われる場合は中止する。

⑤初期消火体制の確立＝風呂、バケツ等により消防用水の確保を積極的に指導するとともに消防機関においても迅速に機動力を発揮できるよう機械器具の点検整備を行い、特に農繁期である四月、五月にかけて多くなっているので、この期間中に計画、ポスターチラシの貸出し、映画フィルムの貸出し、消防火、避難訓練の指導、新聞、ラジオ等による宣伝。

②避難救助体制の強化及び避難設備＝警報設備、避難設備等は、法令で定めた設備基準に基づき設置されているか、建物の態様に応じた計画を樹て、実践的避難訓練を実施するよう指導する。

③夜間の防火管理体制＝夜間の防火体制は、警備員又は従業員の不足により十分な防火体制ができなくなると予想されるので、従業員に対しては、火災に対処する知識を十分習得させ、容易に消防活動が行なえるような体制と就寝前には、出火の危険性がある設備及び場所を点検し、かつ寝たばこ等火災となり易い行為を慎しむ等、火災発生防止に万全を期するよう指導すること。

④弄火による火災防止＝この季節は、ストーブ等の使用により、出火することが多いので従業員等に対し警火心の高揚を図ると共に、次の事項を重点的にのべ早期通報と適正な初期消火の普及を図るため、各団体の協力を得て、一致努めるよう関係者と協力して趣旨の徹底を図るようにする。

①行楽客、山菜取りなど入山者のタバコの吸がらはよく消してから捨てるようにする。

②焚火をした場合は、後始末を完全に行い、消火を確認する。

③火入（山焼）の際は、気象と地形を充分考慮し、かつ防火線を設けるなど完全に消火できるよう処置してから行うようにする。

④火災警報発令又は危険と思われる場合は中止する。

⑤初期消火体制の確立＝風呂、バケツ等により消防用水の確保を積極的に指導するとともに消防機関においても迅速に機動力を発揮できるよう機械器具の点検整備を行い、特に農繁期である四月、五月にかけて多くなっているので、この期間中に計画、ポスターチラシの貸出し、映画フィルムの貸出し、消防火、避難訓練の指導、新聞、ラジオ等による宣伝。

⑥林野火災の防止＝林野火災は、最近増加の傾向にあり、この種火災は、出火すると延焼拡大の危険が伴うので、行楽客、山菜取りなどに対し、自然愛護意識の高揚に

消防庁

市町村消防計画の基準を告示

4月1日から施行

消防庁では、二月十七日、自治省告示第一号で、消防組織法（昭和二十三年法律第二百二十六号）第四条第十五号の規定に基づく消防に関する基準の研究及び立案に関する事項）に基づき、市町村消防計画の基準を次のように定める。

市町村消防計画の基準（目的）

第一条　この基準は、市町村が作成する消防計画について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第二条　消防計画は、市町村の消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とするものでなければならない。

（消防計画の大綱）

第三条　消防計画の大綱は次のとおりとする。

一、消防力等の整備に関すること。

二、防災のための調査に関すること。

三、防災教育訓練に関すること。

四、災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。

五、災害時の避難、救助及び救急に関すること

六、その他災害対策に関すること。

（消防計画の内容）

第四条　消防計画の内容は別表のとおりとする。

（消防計画の修正）

第五条　市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

附　則

この告示は、昭和四十一年四月一日から施行する。

別表

計画の種別	計画の指針	計画の項目
一　組織計画	市町村の消防機関が災害に対処するための組織に関する計画をたてておく。	一、事務機構＝(一)平常時の消防組織機関の事務機構(二)非常時の消防本部、消防団及び訓練機関の事務機構＝二、災害時の消防隊編成(一)消防団の部隊編成(二)非常災害時の消防本部隊編成(三)消防団の部隊編成＝三、消防署、消防本部及び消防署の部隊編成(一)消防本部隊編成(二)消防団の部隊編成(三)訓練機関の部隊編成
二　消防力等の整備計画	消防の施設及び人員を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るための計画をたてておく。	一、消防力等の増強＝(一)人員、(二)施設、(三)資器材、二、消防力等の更新＝(一)施設、(二)資器材、四、施設及び資器材の整備点検＝(一)定期(二)災害後
三　調査計画	災害に対して、的確な防災活動ができるための調査に関する計画をたてておく。	一、消防地理調査、二、消防水利調査、三、災害危険区域等調査、四、被害想定図の作成
四　教養訓練計画	消防職員及び消防団員を教育訓練するための、計画をたてておく。	一、教育＝(一)学校教養、(二)基礎訓練(三)基本訓練(四)専科訓練＝二、訓練＝(一)消防(二)自治(三)防火(四)救急(五)救助訓練＝(一)車両(二)水(三)林野(四)船舶(五)危険物(六)その他＝三、訓練＝(一)船舶(二)車両(三)水(四)林野(五)危険物(六)救助(七)救急(八)消防＝四、訓練＝(一)学校教養(二)委託教養等、二、配置＝(一)消防職員及び消防団員の招集、二出動、三資器材の制限＝(一)消防(二)警察(三)五応急(四)監視(五)事前措置の指示の方法、三六通信統一協定機関＝(一)平常時、(二)非常時、(三)通信統制、四医療機関等の協力体制＝(一)平常時、(二)非常時
五　災害予防計画	災害を未然に防止し、被害を最少限度に止めるための計画をたてておく。	一、消防＝(一)消防(二)指揮(三)防火(四)土木(五)各種(六)団体(七)災害(八)対象(九)特別(十)指定(十一)臨時(十二)定期(十三)査察(十四)査察(十五)査察(十六)臨時(十七)査察(十八)対象(十九)特別(二十)指導＝二、災害の実施＝(一)防火(二)警戒(三)救助(四)救急(五)救護(六)水防(七)消防(八)通信(九)輸送(十)給水(十一)医療(十二)衛生(十三)食糧(十四)給与(十五)宿泊(十六)被服(十七)資器材(十八)施設(十九)文教(二十)交通(二十一)電力(二十二)ガス(二十三)水道(二十四)清掃(二十五)土木(二十六)建築(二十七)農業(二十八)畜産(二十九)水産(三十)林業(三十一)商工(三十二)金融(三十三)保険(三十四)その他(三十五)特別(三十六)指導＝三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝五十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝六十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝七十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝八十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝九十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百二十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百三十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百四十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百五十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百六十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百七十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百八十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝百九十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百二十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百三十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百四十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百五十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百六十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百七十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百八十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝二百九十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百二十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百三十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百四十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百五十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百六十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百七十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百八十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九十、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九十一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九十二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九十三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九十四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九十五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九十六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九十七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九十八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝三百九十九、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四百、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四百一、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四百二、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四百三、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四百四、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四百五、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四百六、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四百七、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四百八、災害の予防＝(一)定期(二)臨時(三)特別(四)指導＝四百九、災害の予防＝(一)定期